

令和 2 年 3 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 問 内 容 (通告要旨)

【3月9日】

代表質問

1 前田 稔 (スクラム) 43～57ページ

令和2年度施政及び予算編成方針について

- 1 令和2年度当初予算について
 - (1) 予算のポイントについて
 - (2) 予算の重点的事項について
 - (3) 亀山版SDGsの確立について
 - (4) 歳入について
- 2 亀山駅周辺整備事業の進捗状況について
- 3 新型コロナウイルス感染症への対応策について
- 4 マイナンバーカードの取得促進について

代表質問

2 中崎孝彦 (新和会) 57～68ページ

令和2年度施政及び予算編成方針について

- 1 スマート自治体について
 - (1) 「スマート自治体への転換」の背景と必要性について
 - (2) どのような自治体を目指すのか
 - (3) 行政、市民にとってのメリット、デメリットについて
 - (4) 職員による「スマート自治体の検討チーム」の立ち上げについて
- 2 認定こども園整備事業について
 - (1) 認定こども園への進入道路の拡幅に対するこれまでの経過と問題点について
 - (2) 第2次実施計画では、令和2年度に基本構想策定、基本設計着手とあるが、当初予算に計上されていないのはなぜか
 - (3) 0歳から2歳の低年齢児の待機児童数について
 - (4) 認定こども園の整備の必要性について
 - (5) この事業が中止になった場合の施設の再編計画への影響について
 - (6) 認定こども園整備事業の概算事業費について
 - (7) 既存の老朽化した幼稚園を改築し、認定こども園として再スタートさせる選択肢はないのか
- 3 学校における新型コロナウイルス感染防止対策について
 - (1) 幼稚園、小・中学校を臨時休業とするが、児童・生徒のストレスから来る心のケアについて

- (2) 臨時休業に伴い、自宅学習をどのように行うのか
- 4 令和2年度の一般会計予算について
- (1) 令和初の「種まき予算」について

代表質問

3 福沢美由紀（日本共産党） 68～82ページ

令和2年度施政及び予算編成方針について

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 2 医療センターの取り組みについて
- 3 障がい者の自立と社会参加の促進について
- 4 地域に根ざした商工業の活性化について
- 5 農林業の振興について
- 6 子育てと子どもの成長を支える環境の充実について
 - (1) 就学前教育・保育施設の再編・整備について
 - (2) 子ども発達支援センターについて
 - (3) 障がい児の保育について
 - (4) 学校給食について

代表質問

4 森 美和子（公明党） 83～95ページ

令和2年度施政及び予算編成方針について

- 1 行政経営の重点方針において令和2年度を「知新の年」と位置付けたが、3期目最終年となる市長の決意を伺う
- 2 新年度予算の特徴について
- 3 感染症（新型コロナウイルス）に係る危機管理のあり方について
- 4 地域福祉力強化推進事業について

高齢運転者の安全対策について

- 1 サポカー補助金について

女性特有のがんの予防対策について

- 1 予防接種を判断できる環境づくりについて
 - (1) 子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）の正しい情報の周知について

代表質問

5 鈴木達夫（大樹） 95～108ページ

令和2年度施政及び予算編成方針について

- 1 「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」について

- (1) 子育て施策が、11年目を迎えた櫻井市政の目玉となっているのか
- (2) 就学前教育・保育施設の再編・整備計画と実施見込みについて
- (3) 第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画の中に、新たに子どもの貧困に関する視点が取り入れられたが、本腰を入れて取り組む覚悟はあるのか

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月10日】

代表質問

1 森 英之（結） 111～125ページ

令和2年度施政及び予算編成方針について

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応について
 - (1) 感染予防対策について
 - (2) 感染者が市内で発生した場合の対応について
- 2 行政経営の重点方針について
 - (1) 令和2年を「知新の年」とした理由について
- 3 第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画について
- 4 行政経営について
 - (1) 第4次亀山市定員適正化計画について
- 5 第3次亀山市行財政改革大綱前期実施計画について
 - (1) 行政システムの改革について
 - ア AI・RPAの導入の具体的業務とその効果について
 - イ 財政運営の強化のための企業立地推進について

教育行政について

- 1 情報教育推進事業について
- 2 給食費公会計化について

亀山市立医療センターの病院事業について

- 1 病院事業管理者設置の総括について

文化スポーツ事業について

- 1 第76回国民体育大会「三重とこわか国体」の開催について

亀山市職員の育児休業制度について

- 1 育児休業取得推進の取り組みについて

2 櫻井清蔵（勇政） 125～138ページ

令和2年度施政及び予算編成方針について

- 1 新年度の一般会計予算は、前年度比8.1パーセント増となる217億9,000万円で、過去2番目に大きな規模の予算額とのことであるが、増額の要因について
- 2 亀山駅周辺整備事業の現況について
 - (1) 権利者について
 - (2) 繰越明許費について
 - (3) 情報開示（市民・議会に対する説明責任）について

3 新型コロナウイルス感染症対策について

合併特例債について

- 1 平成17年の合併により、新市のまちづくりのために交付された合併特例債の活用について検証し、市民生活の向上のために運用されたのかについて市長の見解を尋ねる

市長の任期について

- 1 櫻井市長は、平成21年の市長選挙のマニフェストにおいて、市長の任期を最長3期12年に制限するとして当選された。マニフェストに掲げた信念は揺るぎないものと思うが、有権者の一人として自治体の首長の任期についての認識を改めて確認したい

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月10日】

1 草川卓也（結） 138～147ページ

議案第4号 亀山市基金条例の一部改正について

- 1 森林環境譲与税が創設された背景について
 - (1) 概要について
 - (2) 配分額について
 - (3) 市の森林が抱える状況について
- 2 森林環境譲与税はどのように使われるのか
 - (1) 森林環境保全の取り組みについて
 - (2) 人材育成・担い手の確保について
 - (3) 木材利用促進や普及啓発について
 - (4) 使途の公表方法について
- 3 他の森林整備関連補助金とのすみわけについて
- 4 森林環境保全事業に期待する効果について

2 櫻井清蔵（勇政） 147～156ページ

議案第2号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 1 農業委員等の活動及び成果の実績に応じた報酬の支給について

議案第8号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 第2表繰越明許費補正について
 - (1) 第8款 土木費、第4項 都市計画費、亀山駅周辺整備事業371,595千円について

議案第16号 令和2年度亀山市一般会計予算について

- 1 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、井田川小学校教室増設等事業について
- 2 歳入の第21款 諸収入、第4項 雑入、第1目 雑入、第6節 商工費雑入、乗合タクシー乗車徴収金及び、歳出の第7款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費、地域生活交通再編事業、乗合タクシー運行委託料について

3 今岡翔平（スクラム） 156～163ページ

議案第1号 亀山市職員定数条例の一部改正について

- 1 条例改正の時期について
- 2 育児休業の場合とその他の休業の場合では対応は変わってくるのか

- 3 定数に満たない場合の職員の補い方について
- 4 育児休業者復帰後の対応について

議案第24号 財産の無償譲渡について

- 1 経緯について
- 2 建物の用途について
- 3 今後、市から自治会に対して財産を譲渡することはあるのか

4 岡本公秀（新和会）	164～171ページ
-------------	------------

議案第2号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 1 条例改正に至った経緯について
- 2 農地利用最適化交付金について
- 3 農業委員会の委員構成について
- 4 活動及び成果の実績に応じた報酬の支給に求められる活動内容について
- 5 委員の活動及び成果に伴う能率給の算定方法について
- 6 このような成果報酬を支給している委員会は他にもあるのか

議案第4号 亀山市基金条例の一部改正について

- 1 森林整備のための森林環境譲与税の額について
- 2 条例改正によって、森林環境譲与税を基金に積み立てる間に森林の整備施策を作る計画なのか。また、いつ頃から整備を行う予定であるのか
- 3 基金を設置すると、積み立てることが目的になるのではないか
- 4 鈴鹿川源流の森林を良好な状態で維持していくための有効な基金の使い方について

議案第5号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

- 1 条例改正により、自転車通行帯の設置要件を新たに規定する理由について
- 2 自転車道の構造及び設計速度について
- 3 市内に自転車道は存在するのか。また、将来設置する考えはあるのか
- 4 歩道の整備にあわせた自転車道の整備の検討について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月11日】

1 服部孝規（日本共産党） 175～185ページ

議案第8号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 第2表 繰越明許費補正 第8款 土木費、第4項 都市計画費、亀山駅周辺整備事業について

議案第16号 令和2年度亀山市一般会計予算について

- 1 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、亀山駅周辺整備事業について
- 2 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費、高齢者タクシー料金助成事業について

2 森 美和子（公明党） 185～196ページ

議案第16号 令和2年度亀山市一般会計予算について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防接種費用助成事業について
- 2 第10款 教育費、第2項 小学校費、第2目 教育振興費及び、第3項 中学校費、第2目 教育振興費、情報教育推進事業について
- 3 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第7目 企画費、移住交流促進事業について
- 4 第7款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費、地域生活交通再編事業、乗合タクシー運行委託料について

3 森 英之（結） 196～202ページ

議案第1号 亀山市職員定数条例の一部改正について

- 1 条例制定の目的について
- 2 育児休業者の代替職員の確保について

議案第5号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

- 1 条例改正の目的と経緯について
- 2 本技術的基準が当てはまる市内の道路について

議案第8号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 第2款 総務費、第2項 徴税費、第2目 賦課徴収費、滞納整理推進費の減額補正について
- 2 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費及び、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、個の学び支援事業の減額補正について
- 3 第12款 諸支出金、第1項 基金費、第5目 庁舎建設基金費、庁舎建設基金積立事業の

増額補正について

4 福沢美由紀（日本共産党） 203～211ページ

議案第8号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 第10款 教育費、第2項 小学校費、第2目 教育振興費及び、第3項 中学校費、第2目 教育振興費、情報教育推進事業の増額補正並びに、第2表 繰越明許費補正 第10款 教育費、第2項 小学校費及び、第3項 中学校費、情報教育推進事業について

議案第17号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

- 1 国民健康保険税の今後の見通しについて
- 2 保健事業について

議案第18号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

- 1 後期高齢者医療保険料の今後の見通しについて
- 2 保健事業について

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月12日】

1 草川卓也（結） 216～231ページ

次代を見据えた地域公共交通の発展について

- 1 地域生活交通再編事業の充実について
 - (1) 乗合タクシーの利便性向上について
 - (2) タクシー料金助成事業の縮小について
 - (3) 幹線的バス及び地域生活バスの利便性向上について
- 2 市民参加型ライドシェア（自家用有償運送）の確立について
 - (1) 新たな交通手段としての可能性について

次代を見据えた地域ポテンシャルの向上について

- 1 持続可能な環境の創造と継承について
 - (1) 市総合環境研究センターの総括について
 - (2) SDGs 未来都市への継承について
- 2 自然との共生とまちづくり観光の推進について
 - (1) 鈴鹿川源流域等の自然資源の活用について
 - (2) まちづくり観光の好循環の形成について
 - (3) 亀山版DMOの検討について
 - (4) 日本遺産の登録申請について

2 尾崎邦洋（勇政） 231～240ページ

令和2年度予算編成方針と行財政改革大綱について

- 1 令和2年度の一般会計予算について
 - (1) 「令和初の種まき予算」とは
 - (2) 「歳入に見合った歳出」となっているのか
 - (3) どのような事業の「選択と集中」が行われたのか
- 2 第3次行財政改革大綱について
 - (1) 第3次行財政改革大綱における新たな取り組みについて
 - (2) 第3次行財政改革大綱及び前期実施計画がどのように新年度予算に反映されているのか

適正な職員の定員管理と人員配置について

- 1 第4次亀山市定員適正化計画について
 - (1) 前計画から見直しが行われた内容について
 - (2) 正規職員と非正規職員の割合の是正につながるのか
- 2 適正な人員配置について
 - (1) 各部署の事務量に見合った最適な人員配置について

(2) 適材適所の配置について

3 中島雅代 (スクラム) 241～253ページ

次世代の地域参画支援について

- 1 まちづくり協議会の現状について
- 2 まちづくり基本条例について
- 3 今後のまちづくりの展望について

亀山中学校及び中部中学校の給食について

- 1 栄養教諭の役割について
- 2 現状及び検討内容について
- 3 令和2年度の検討について

4 岡本公秀 (新和会) 254～259ページ

プログラミング教育について

- 1 プログラミング教育の概要及び目的について
- 2 プログラミング教育の時間数や教員の指導力について
- 3 プログラミング教材の種類や価格について
- 4 プログラミング教材の配備数について
- 5 高価なプログラミング教材の調達方法について
- 6 ロボットプログラミングについて

5 服部孝規 (日本共産党) 259～272ページ

亀山駅周辺整備事業について

- 1 新図書館とマンションの保留床の床単価について
- 2 施工予定業者との契約締結について

第3次亀山市行財政改革大綱について

- 1 大綱の前提となる亀山市の将来人口予測について

気候非常事態宣言について

- 1 市として宣言することについて

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月13日】

1 前田耕一（大樹） 274～287ページ

東京オリンピックの聖火リレーについて

- 1 概要と実施スケジュールについて
- 2 市内通過コースと聖火ランナーについて
- 3 市としての聖火リレーの対応について

東京パラリンピック採火式について

- 1 概要と実施スケジュールについて
- 2 市の採火式の内容について

第76回国民体育大会「三重とこわか国体」について

- 1 概要について
- 2 市の開催内容について
- 3 市の開催準備状況について
- 4 プレ大会（リハーサル大会）の開催について
- 5 シティプロモーション及び観光プロモーション事業の中での取り組みについて

西野公園施設等の整備について

- 1 トイレの改修について
- 2 体育館前花壇の整備について
- 3 公園内樹木の管理について

2 今岡翔平（スクラム） 287～296ページ

亀山駅周辺整備事業の市民説明会について

- 1 説明会に参加した市民から「副市長は公務よりこの場を優先すべき」という厳しい意見があったが、これに対してどのように考えているのか
- 2 担当部局や協力業者だけでなく、市長の出席が望まれる説明会だったと感じたが、市長はどのように考えているのか
- 3 今後の市民説明会について

空き家情報バンクの充実について

- 1 物件情報の充実に向けて改善点などはあるのか
- 2 売約済、商談中の空き家情報の掲載について
- 3 買い手（借り手）と売り手（貸し手）のアクセスのしやすさについて

市の財産処分について

- 1 平成30年度に実施した総務委員会の所管事務調査による提言における普通財産の未利用地の処分の進捗状況について

2 財産の処分に係る所管部署について

3 豊田恵理 296～309ページ

新型コロナウイルス感染症に係る学校等の臨時休業について

- 1 経緯について
- 2 現状について
 - (1) 亀山市の状況について
 - (2) 幼稚園、小・中学校の状況について
 - (3) 保育園、学童保育所等の状況について
- 3 今後の対応について

総合住民情報システムのシステム障害について

- 1 システム障害の内容について
- 2 現在の状況について
- 3 今後の対策について

地図情報システムについて

- 1 現状について
- 2 活用について
 - (1) 防災面について
 - (2) 観光面について
 - (3) 各種公共施設について
 - (4) 広報について

令和 2 年 2 月 2 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

令和2年2月27日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 令和2年度施政及び予算編成方針の説明
- 第 5 令和2年度教育行政一般方針の説明
- 第 6 議案第 1号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 第 7 議案第 2号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 3号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 9 議案第 4号 亀山市基金条例の一部改正について
- 第 10 議案第 5号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 第 11 議案第 6号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 第 12 議案第 7号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第 13 議案第 8号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 14 議案第 9号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第 15 議案第10号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 16 議案第11号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 17 議案第12号 令和元年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 18 議案第13号 令和元年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 19 議案第14号 令和元年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 20 議案第15号 令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第 21 議案第16号 令和2年度亀山市一般会計予算について
- 第 22 議案第17号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 23 議案第18号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 24 議案第19号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 25 議案第20号 令和2年度亀山市水道事業会計予算について
- 第 26 議案第21号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 第 27 議案第22号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計予算について
- 第 28 議案第23号 令和2年度亀山市病院事業会計予算について
- 第 29 議案第24号 財産の無償譲渡について
- 第 30 議案第25号 市道路線の認定について
- 第 31 報告第 1号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	生活文化部参事	谷口広幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	健康福祉部参事	豊田達也君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君
監査委員	渡部満君		

●事務局職員

事務局 長 草川 博 昭 書 記 水 越 いづみ
書 記 村 主 健太郎

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから令和2年3月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

1 番 草 川 卓 也 議員

10 番 森 美和子 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの29日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から3月26日までの29日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、市長から、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により、亀山市国民保護計画の変更について報告がありました。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書4件、令和元年度財政援助団体等監査結果報告書及び指定管理者監査結果報告書が、また亀山市土地開発公社、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会、公益財団法人亀山市地域社会振興会、公益社団法人亀山市シルバー人材センターから、令和2年度事業計画書及び収支予算書がそれぞれ提出されておりますので、ご覧おきください。

次に日程第4、令和2年度施政及び予算編成方針の説明を行います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和2年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、市政運営に対する所信の一端を申し上げます。

去る1月11日、本市は市制施行15周年の節目を迎えました。この間、激動の社会経済情勢の中、議会並びに市民の皆様の英知と協働により、新市の一体感の醸成と財政健全性を確保し、暮らしやすいまちへと着実な歩みを進めることができました。地域社会においても、市民活動や地域活動が一段と活発化し、「市民力・地域力が輝くまちづくり」の推進につながってまいりました。この15年の歩みを礎に、少子高齢社会の進展、超スマート社会への対応、包容力ある地域共生社会づくり、厚みのある地域経済・雇用の創出などの政策課題を克服し、持続的成長の次なるステージへと力強い歩みを進めてまいります。

さて、我が国の経済は、先行きについて当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で景気の緩やかな回復が続くことが期待されております。しかしながら、海外経済の不確実性や消費税率引上げ後の消費者マインドの動向等に依然として留意していく必要があります。また新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済への影響も危惧されるところであります。

こうした状況の下、国におきましては骨太方針2019に基づき全世代型社会保障への改革をはじめ、人づくり改革・働き方改革・所得向上策の推進など、Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくりに取り組み、経済再生と財政健全化の好循環の拡大を目指しております。また、デフレ脱却と経済再生の道筋を確実なものにするため、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に基づき15か月予算の考え方の下、機動的かつ万全の対策を講じることとしております。

一方、県におきましては、長期的な戦略計画「みえ県民力ビジョン」の具現化に向け、中期戦略計画である第3次行動計画の策定が進められております。その最終案では、Society 5.0やSDGsの視点を取り入れ、協創による「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現」を目指し、併せてまち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけも持たせながら、人口減少対策にも一体的に取り組んでいく考え方が示されております。

こうした国・県の動向は、市民生活や本市の行財政運営にも影響がございますので、引き続き迅速かつ的確な情報把握等に努めてまいります。

くしくも令和2年は、かめやま文化年2020の開催年であるとともに、本市の歴史を語る上で外すことのできない壬申の乱と鈴鹿関、ヤマトタケルノミコトとオトタチバナヒメについて記された日本書紀編さん1,300年に当たる年でもあります。併せて、56年ぶりに東京オリンピック・パラリンピックが開催される記念すべき年であり、来る4月8日には関宿において聖火リレーが行われるなど、大会への期待と感動が高まっております。

「令和」新時代を迎え、本市はこうした大きな歴史の流れを捉え、いま一度、故きを温めつつ将来を見据えた持続可能な地域社会の構築に向けた取組を展開し、さらなる市民の愛着と暮らしやすさの向上へとつなぐ「緑の健都かめやま」の実現を目指してまいります。

これらを踏まえ、行政経営の重点方針において、令和2年度を「知新の年」と位置づけ、環境・文化施策の推進と亀山版SDGsの確立など3つの取組について、職員一人一人の行動と英知を結集し、取り組んでまいります。

また、新年度から市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換を改革目的とする第3次亀山市行財政改革大綱をスタートさせ、その前期実施計画に掲げた取組の実践により、第2次総合計画の施策推進と財政健全性の確保の両立を図り、持続可能で安定的な財政基盤の確立を目指します。

こうした中、新年度の予算編成に当たりましては、歳入では普通交付税の一本策定への移行や法人事業税交付金の創設がされたところであり、また歳出では、会計年度任用職員制度の導入を行い、新たな制度に対して適切な予算計上に努めたところであります。さらに、幼児教育・保育の無償化や障がい者サービスの利用増に対する経費など市民サービスの提供に必要な予算を確保するとともに、前期基本計画第2次実施計画の積極的な展開を図るため重点的な予算配分を行う中、亀山駅周辺整備事業や図書館整備事業、井田川小学校校舎増築・給食室改修事業に係る事業費などの増により、一般会計予算は過去2番目に大きな規模の予算額となっております。

なお、新年度の各会計別の予算額は、一般会計予算が前年度比8.1%増となる217億9,000万円といたしました。また、国民健康保険事業特別会計は46億3,070万円、後期高齢者医療事業特別会計は10億5,220万円、農業集落排水事業特別会計は4億9,150万円、水道事業会計は18億2,530万円、工業用水道事業会計は1億1,080万円、公共下水道事業会計は24億3,710万円、病院事業会計は20億5,460万円で、一般会計、特別会計、企業会計を合わせまして、前年度比6.1%増の343億9,220万円の当初予算額といたしております。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進につきましては、都市計画道路や用途地域の見直しを進めるとともに、亀山市都市マスタープランに掲げる都市づくりの戦略方針に基づき、土地利用制度やエリアプランの検討を行ってまいります。また、住宅取得支援制度の推進等により、居住誘導区域への子育て世帯等の居住誘導を図るほか、計画的に地籍調査事業を進めてまいります。

また、亀山駅周辺整備事業につきましては、現在、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合において、権利変換計画の三重県知事による認可に向けた手続きが進められております。認可後は、権利者への補償費の支払いや既存建物の解体工事を経て、施設建築物・公共施設の建築工事が進められることとなりますので、市といたしましても、JR亀山駅周辺拠点力向上プロジェクトの積極的な推進を図るべく庁内連携を強め、引き続き当該組合への関連補助金の交付など必要な支援を行うとともに、駅周辺道路の整備に向けた用地取得等を進めてまいります。

一方、公園の整備につきましては、令和3年開催の三重とこわか国体の競技会場となる西野公園のトイレや外周柵の改修等を行い、円滑な大会運営に向けた環境整備と公園利用者の利便性向上を図ってまいります。

次に、住環境の向上につきましては、住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの確保を図るため、民間賃貸住宅を活用し、既存の市営住宅と併せ、必要な住宅供給を行ってまいります。また、空き家情報バンク制度を通じて移住者と空き家所有者のマッチングを進め、空き家の活用促進を図るとともに、そのまま放置すれば著しく危険となるおそれがある状態などの特定空き家等の除去を対象とした補助制度の創設により、快適な住環境の維持に取り組んでまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、上水道事業につきましては、安全でおいしい水の安定供給を図るため、水道施設の計画的な耐震化を進めてまいります。また、住山町西部地区の水量・水圧低下を解消するため、住山加圧ポンプ室の建設工事を進めるほか、水道法の改正に伴い水道施設台帳の作成及び保管が義務づけられたことから、新年度から2か年をかけて台帳整備を行い、水道施設の

計画的な更新など適切な管理につなげてまいります。

一方、公共下水道事業につきましては、流域関連亀山市公共下水道事業計画に基づき、川崎町、川合町、阿野田町、天神3丁目地内などで管渠布設工事等を行うとともに、今後も国の補助金を活用しつつ効率的な下水道整備を進めるに当たり、生活排水処理アクションプログラムの見直しを行ってまいります。

また、下水道管渠長寿命化対策事業につきましては、みどり町地内の管渠改築工事を行うとともに、施設の適切な維持管理に向け、次期長寿命化計画となるストックマネジメント計画を策定してまいります。さらに、農業集落排水事業につきましては、本年度策定を進めております最適整備構想に基づき機能強化対策事業計画を策定し、施設の長寿命化対策や適切な維持管理に努めてまいります。

次に、道路の保全・整備のうち、和賀白川線整備事業につきましては、産業振興と市民生活の根幹を担う道路ネットワークである市内環状道路の整備に向け、新年度は亀山斎場線の工事に着手してまいります。また、道路施設の適切な維持管理を図るため、国の交付金等を活用し、計画的に老朽化の進む路線の舗装改修や橋梁の長寿命化に取り組むほか、狹隘道路後退用地整備事業における助成制度を拡充し、道路の利便性や安全性の向上、居住誘導の促進を図ってまいります。

次いで、公共交通網の充実につきましては、亀山市地域公共交通計画に基づき、市内全ての地域公共交通が一体となって機能する持続可能な公共交通ネットワークの形成と地域の交通手段の確保を図ってまいります。中でも、超高齢社会を迎え、年々高齢者の運転免許の自主返納が増える中、本市独自の地域交通として制度拡充に努めております乗合タクシー「のりかめさん」につきましては、本年度に引き続き全ての登録者を対象として無料体験乗車券を配布するなど、一層の制度定着を図ってまいります。

また、本年度、JR西日本株式会社から無償譲渡を受けるべく進めておりますJR加太駅舎につきましては、鉄道利用者の利便性向上をはじめ、歴史観光資源や地域のにぎわい交流・情報発信の場として活用していくため、鉄道事業者や地域の方々とは協議を行いながら、新年度から2か年をかけて駅舎改修を通じた地域活性化拠点づくりを進めてまいります。

次に、安全・安心なまちづくりの推進につきましては、地域の特性に応じて地域が主体となって取り組む地区防災計画の策定支援などにより、市民・地域のつながりを生かす自助・共助の強化を図ってまいります。

また、三重県が見直しを行った河川氾濫に関するハザードマップをはじめ、土砂災害ハザードマップ、防災重点ため池ハザードマップなど、様々な情報を掲載した総合的な防災マップを新たに作成し、広く周知を図ることにより、防災意識の向上を図ってまいります。

なお、農業用ため池のうち、地震や豪雨の発生時に民家等に大きな影響が危惧される防災重点ため池について、国の令和元年度補正予算を活用し、耐震性調査の実施等を行うため、本議会に関係経費及び繰越明許費の予算補正を提案いたしております。

また、ゲリラ豪雨や巨大台風による浸水被害を軽減するため、近年、浸水被害が発生した区域について新たに浸水シミュレーションに基づき浸水対策計画を策定し、排水路や下水管の処理能力を超える雨水等の内水氾濫対策につなげてまいります。このほか、発生が危惧される南海トラフ地震等に備え、引き続き木造住宅の耐震化促進や橋梁の計画的な耐震補強に取り組むとともに、公道に

面したブロック塀等の撤去に対する助成制度により安全対策を図ってまいります。

こうした取組などにつきましては、先般策定をいたしました亀山市国土強靱化地域計画により、総合的かつ計画的に推進してまいります。

一方、消防力の充実強化につきましては、多種多様化する災害に的確に対応するため、消防施設・設備の充実や人材育成に取り組むとともに、鈴鹿市とのはしご自動車の共同整備・共同運用を進めてまいります。また、計画的な救急救命士の養成や実習・研修の充実による救急隊員の資質向上、ジュニア救命士育成事業など市民による応急手当の実施を促進し、救命率の向上を図るほか、消防団における車両更新や装備資機材を充実・強化してまいります。

次いで、低炭素・循環型社会の構築のうち、本市の環境関連計画を一体的に改定する環境関連計画改定等事業につきましては、現在、亀山市環境審議会等での審議をはじめ、市民等によるワークショップを行い、中間案の取りまとめを進めております。引き続き、SDGsの視点や新たな事業展開等について検討を進め、本市の環境政策の総合的かつ効果的な推進に資するため、来年度末の計画改定に向け取り組んでまいります。

また、廃棄物処理施設の適正管理を図るため、引き続きごみ溶融処理施設及びし尿処理施設の大規模整備工事を実施するとともに、稼働後30年を迎える破砕粗大ごみ処理施設につきましても、老朽化した設備・機器の計画的な更新等により施設の延命化を図るため、長寿命化計画を策定してまいります。

一方、廃棄物の再生利用拡大と資源化率の向上を図るため、本年10月からの新たな資源ごみの分別収集の試行実施に向け、自治会単位での説明など、市民への周知・啓発に努めてまいります。

次に、自然との共生のうち、森林の保全につきましては、森林の持つ水源涵養や土砂災害防止などの多様な公益的機能のさらなる向上を図るため、森林環境譲与税を活用し、鈴鹿森林組合等と連携して森林所有者への意向調査や森林の現況調査等を実施し、未整備森林の解消に取り組んでまいります。

また、森林の整備等に充てるため、新たに森林環境整備基金を設置することから、本議会に関係条例の一部改正について提案いたしております。

このほか、みえ森と緑の県民税を活用し、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の活動支援や子供たちが本市の木材と触れ合う機会の創出等を通じ、源流域への愛着と誇りの醸成につなげてまいります。

一方、農地の保全につきましては、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮と耕作放棄地の発生防止に資するため、農地、農道、水路の維持など地域資源の保全活動を支援するとともに、田園環境の保全等を図るため、一団の農地に景観作物を作付けする農家や営農組織等の取組を支援してまいります。

次いで、歴史的風致を生かしたまちづくりの推進につきましては、本市の魅力的で地域性のある歴史的風致の維持向上を図るため、東海道を基軸としながら生活の中に息づく街道文化を大切にしつつ、亀山宿、関宿、坂下宿の3宿と、そのつながりを生かす取組を進めてまいります。

新年度につきましては、引き続き関宿伝統的建造物群保存地区の修理修景事業を着実に進めるとともに、同地区内の旧田中家住宅について、令和3年度からの公開活用に向けて、土蔵及び文庫蔵の修理を行ってまいります。

次に、歴史文化の継承・活用のうち、鈴鹿関跡学術調査事業につきましては、鈴鹿関跡の歴史的価値を明らかにするべく、学術調査専門委員会から助言を頂きながら、引き続き調査研究を進めてまいります。

また、歴史博物館につきましては、展示事業として、亀博自由研究のひろばで関西鉄道開業130年にちなんだ亀山と鉄道に関する展示を、また秋季企画展では、日本書紀編さん1,300年にちなんだヤマトタケルノミコトとオトタチバナヒメをテーマにした企画展示を開催するなど、話題性に注目しつつ身近な歴史事象の展示を企画することで、本市の歴史や文化を学ぶ機会づくりを進めてまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上のうち、地域福祉力強化推進事業につきましては、昨年度から亀山市社会福祉協議会に設置するCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の正規職員化や相談支援包括化推進員を中心とした多機関協働による包括的支援体制の構築を進め、相談者宅の訪問等によるアウトリーチ支援を強化するなど、地域における助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進いたします。

さらに、生活困窮者自立支援事業につきましては、引き続き自立支援相談など各種事業を展開し、地域の中で経済的困窮や社会的孤立等の複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立に向け、自立支援調整会議を通じて多機関によるきめ細やかな支援に努めてまいります。

次に、健康づくり・地域医療の充実のうち、健康な暮らしの支援につきましては、引き続き本市の特色を生かした独自の健康マイレージ事業に取り組み、新年度には事業所単位での参加を働きかけるなど、より多くの方に気軽に事業に参加いただくことで市民の健康づくりに対する行動変容を促し、健康寿命の延伸につなげてまいります。

また、健康都市連合加盟10周年を迎えるに当たり、本市の疾病傾向や地域包括ケアシステムの仕組みなどを含めた健康づくりの取組を冊子としてまとめ、市民への啓発等に活用してまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、早期に市内に新型コロナウイルス感染症対策推進会議を立ち上げ、三重県と連携を密にしながら迅速かつ的確な情報把握等を行い、市ホームページ等を通じ市民に対し、県等の相談窓口などの情報提供に努めるほか、市が主催するイベントの開催基準を設けるなど、感染予防対策の強化を図っているところであります。引き続き、新たな感染症に対する市民の不安を解消するよう丁寧な対応に努め、対策に万全を期してまいります。

また、予防接種費用助成事業につきましては、学童期以降の百日せきの免疫維持を目的として、新たに百日せきを含む三種混合ワクチンの予防接種を助成対象に加え、感染症予防を推進してまいります。

また、がん検診推進事業につきましては、子宮がん検診の日数拡大や各種がん検診の未受診者への再通知により、さらなる受診率の向上に努め、がんの早期発見・早期治療につなげてまいります。

さらに、地域医療の充実につきましては、地域の医療機関との連携強化に取り組むとともに、三重大学に設置された亀山地域医療学講座については、本市をフィールドとした地域医療に関する研究や活動成果について検証を行いながら、引き続き実際の診療や研究を通じた地域の医療体制の確保に努めてまいります。

また、本年度で開院30周年を迎えます医療センターにつきましては、本市の地域包括ケアシステムの中核を担う病院として、かめやまホームケアネットの後方支援機能の役割を果たすとともに、地域包括ケア病床の有効活用や訪問看護ステーション事業の充実に取り組んでまいります。

新年度につきましては、稼働率が高い地域包括ケア病床をさらに増床し、利用者の在宅復帰に向けた支援の充実を図り、こうした取組を通じて病院経営の改善に鋭意取り組んでまいります。また、来る7月には開院30周年記念式典を開催してまいります。

一方、国民健康保険事業につきましては、健全な財政運営のためには、被保険者の健康増進による医療費の適正化に向けた取組が重要になりますことから、引き続き亀山市第2期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、特定健診未受診者対策や生活習慣病重症化予防などの保健事業に取り組み、被保険者が安心して医療が受けられるよう、持続可能な事業運営に努めてまいります。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実につきましては、人生100年時代を見据え、健康寿命の延伸を図るため、高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らしていけるよう、介護保険の総合事業、国民健康保険・後期高齢者医療の保健事業及び健康づくり事業の連携や地域での支え合い活動が重要になっております。そのため、新たに関係機関の連携強化策や高齢者のフレイル対策等について取りまとめ、亀山市高齢者福祉計画の改定を行ってまいります。

また、認知症高齢者が増加する中で、認知症初期集中チーム「カナリア」を中心に、認知症高齢者本人や、その家族への支援の充実を図ってまいります。

ところで、タクシー料金助成事業につきましては、心身等の事情により乗合タクシーの利用が困難な高齢者には継続してタクシー券の交付を行うとともに、重度の障がいがある方には乗合タクシーも併せてご利用いただける制度運用を図り、高齢者や障がい者の社会参加を促進してまいります。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、障がいのある人が住み慣れた地域で生活を送ることができ、障がいがない人とのつながり、支え合い、自分らしい生活ができるまちづくりを進めてまいります。

新年度につきましては、障害者総合相談支援センター「あい」や計画相談支援事業者等を含めた多機関が連携した包括的な相談支援体制の構築に向けて検討を図るとともに、亀山市地域自立支援協議会による障害者差別解消支援機能の整備を進め、障がい者の自立支援体制を強化してまいります。

一方、東京パラリンピック大会に当たり、来る8月には本市において地場産業であるろうそくの火を大会聖火へとつなげる採火式を開催し、パラリンピックへの意識高揚を図ってまいります。

次いで、文化芸術の振興につきましては、かめやま文化年プロジェクト「かめやま文化年2020」のアクションイヤーとして、「かがやく」をテーマに年間を通して多彩な事業を展開してまいります。特に、大阪府羽曳野市、奈良県御所市との3市交流事業「日本武尊・白鳥伝説交流事業」や亀山薪能などを記念事業として併せて実施し、本市の歴史文化等の魅力を市内外へ発信するとともに、市民と行政が各事業で連携しながら文化交流の促進を図ってまいります。

また、本市の文化振興の基本的な考え方や文化政策を位置づける亀山市文化振興ビジョンが令和3年度で計画期間が終期を迎えますので、新年度において、これまでの取組成果や課題を整理するとともに、当該ビジョンに掲げた（仮称）亀山市文化基本条例の制定に向けた取組を進めてまいり

ます。

次に、スポーツの推進につきましては、三重とこわか国体の開催に向け、競技団体等と緊密な調整を行いながら、新年度において本市が競技会場となる軟式野球、ウエイトリフティングのリハーサル大会をそれぞれ開催するなど、着実に準備を進めてまいります。また、競技会場となる西野公園体育施設の整備を進めるとともに、市民や関係団体と一丸となった大会開催への機運を醸成し、こうした大会を契機として広くスポーツ文化の浸透を図ってまいります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、新名神高速道路の県内本線開通により、東名阪自動車道とのダブルネットワーク機能が発揮され、渋滞緩和や物流の効率化など、亀山インターチェンジ周辺の交通拠点性が高まっております。こうした中、民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」の開発主体や三重県と連携を図るとともに、産業振興奨励制度を活用しながら積極的な企業誘致活動を展開してまいります。併せて、本市に進出決定を頂いた企業の円滑な操業開始に向け継続した支援を行うとともに、亀山市雇用対策協議会、ハローワーク等の関係機関と連携した合同面接会の開催や就労者の働きやすい環境づくりに向けた取組などにより、雇用促進に努めてまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化につきましては、市内商業団体や亀山商工会議所と連携し、引き続き「まちゼミ」「大市」などの商業活性化に向けた取組を支援してまいります。また、創業セミナーの開催や空き店舗等活用支援事業補助制度の運用により創業を志す若者や女性を支援し、にぎわいのある商業地域の形成を進めてまいります。

また、市内の小学生を対象とした地域企業の魅力を伝える職業体験イベント「カメジョブキッズ」の開催を支援するほか、本市と交流のある7自治体等を招いた亀山市交流自治体特産品フェアの開催や市独自のブランド認定制度の創設により、本市の特産品等を市内外に積極的に発信してまいります。

次いで、農林業の振興につきましては、農業経営の安定化に努める認定農業者や営農組織などの担い手農家に対し、三重県やJA鈴鹿等の関係機関と連携し、支援を行ってまいります。また、四日市ポーククラスター協議会の中心的な経営体を実施する離乳舎建設に対し補助金を交付し、養豚農家の規模拡大や畜産環境改善を支援してまいります。

ところで、昨年、三重県内でも発生しましたCSF（豚熱）につきましては、野生イノシシの駆除に対する報償費を見直し、捕獲を促進するとともに、三重県や関係機関と連携し、引き続き感染予防対策を講じてまいります。

一方、林業の振興につきましては、林業事業体の木材生産の向上を図るため、引き続き施業の集約化や作業路網の整備などの取組を支援するとともに、公共建築物等の木造化・木質化など、地域材の利用促進に努めてまいります。

次に、まちづくり観光の推進につきましては、本市の新たな観光資源の掘り起こしや関宿を中心とした観光地の魅力を効果的に情報発信し、来訪者との交流促進を進めてまいります。

新年度におきましては、まちづくり観光のコーディネーターである亀山市観光協会に対し、引き続き観光イベントの開催やホームページでの観光情報発信、フィルムコミッションのロケ誘致などについて運営支援を行ってまいります。また、関宿の魅力向上に向け、現在、貸店舗事業者の募集

を行っている関まちなみ文化センターの活用を図ってまいります。

一方、亀山7座トレイル整備・推進事業につきましては、鈴鹿山脈のすばらしさを広く理解してもらい、貴重な観光資源として次世代へ継承するため、登山道の安全対策など環境整備を進めるとともに、市民団体との協働により亀山7座の魅力体験できる登山イベントを開催してまいります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、リニア中央新幹線市内停車駅誘致の推進につきましては、引き続きリニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議を通じた取組や、三重県や沿線自治体等の関係機関と連携を図りながら、早期全線開業と市内停車駅誘致に取り組んでまいります。また、リニアの実現が夢から現実へと新たなステージを迎える中、効果的な情報発信等を通じ、市内停車駅誘致に対する機運を醸成し、オール亀山での誘致活動を一層推進してまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、安心して産み育てられる環境づくりの推進につきましては、本年度策定いたします第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画に沿って、「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」の実現に向け、積極的な取組を進めてまいります。

そうした中、健やかに産み育てられるための支援として、新たに妊婦歯科健康診査を実施するとともに、3歳児健康診査において、より精密な眼科検査が可能となる検査器具を導入するなど、妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援を充実させてまいります。

一方、就学前教育・保育施設の再編・整備につきましては、幼児教育・保育の無償化の影響などを踏まえた最適な施設再編に向け、中長期的な方針の策定に取り組んでまいります。また、認定こども園整備事業につきましては、地元自治会との協議等の中で出された課題について庁内で検討を行いながら、地域の方々に理解を深めていただけるよう進めてまいります。

このほか、放課後児童クラブ事業につきましては、新年度から新たに開設される民設1施設を加えた22施設の放課後児童クラブを運営する地域組織等を支援し、子供たちが安心して生活できる居場所の充実に取り組んでまいります。

一方、社会福祉法人里山学院が、市の所有する西町地内の土地及び建物を活用して進めております地域小規模児童養護施設につきましては、来月、近隣の方々を対象とした内覧会が行われ、来る4月に開所する運びとなっております。開所後は、市内初の児童養護施設として、社会的養護が必要な児童が、より家庭に近い環境で生活できるよう、その受入れ等について連携した支援を行ってまいります。

ところで、国は、児童虐待防止対策体制総合強化プランにおいて、令和4年度までに全ての市町村に子ども家庭総合支援拠点の設置を掲げております。こうした中、本市は、これまでから子ども総合相談窓口として虐待対応や育児支援のための支援体制を整えており、また国の定める職員数や相談室等の基準も満たしていることから、来る4月から子ども総合相談の窓口を子ども家庭総合支援拠点として位置づけ、安心して子育てができる切れ目のない支援の強化を図ってまいります。

また、子育て環境の魅力発信として、来る4月から子育て世帯に向け、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）のLINEを活用した情報配信を行ってまいります。子育て支援センターのイベントや交流情報、各種制度の案内など、子育てに役立つ情報をタイムリーに提供することで、子育て世帯の交流を促し、安心して子育てできる環境づくりにつなげてまいります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進につきましては、引き続き地域まちづくり協議会のアドバイザー派遣や地域予算制度による財政的な支援を行うとともに、地域まちづくり協議会の組織強化のための担い手の発掘や地域リーダー養成のためのスキルアップ研修の開催などを通じて、地域まちづくり計画に基づく地域が主体となった活動を促進してまいります。

次に、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進のうち、協働事業提案制度につきましては、市民への制度周知や協働に関する職員研修等を行い、多様な主体との協働によるまちづくりを進めてまいります。

また、市民活動応援制度につきましては、登録団体数や応募券の利用率も年々増加し、制度への理解が図られてきましたので、引き続き検証を重ねながら活用促進を図り、市民活動の活性化につなげてまいります。

さらに、若者同士の交流機会の創出や若者世代の積極的なまちづくりへの参画を促進する若者交流推進事業につきましては、引き続き、かめやま若者未来会議を交流基盤として、これまでの活動に加え、若者の視点を生かした政策アイデアの検討や企画を行い、若者の力をまちづくりへつなげてまいります。

一方、移住交流促進事業につきましては、都市部での移住フェアや三重県と連携した移住相談会などを通じ本市での暮らしの魅力を発信するとともに、本市での暮らしを体感していただく移住体験ツアーを実施するほか、新たに東京圏から移住し、就業する方を対象とした移住支援金制度を創設し、本市が移住先として選ばれるまちとなるよう取り組んでまいります。

次いで、共生社会の推進のうち、人権を尊重し合えるまちづくりの推進につきましては、市民一人一人の人権意識の高揚を図るとともに、市職員も人権尊重の視点を持って業務に取り組めるよう、啓発活動や人権課題の共有に取り組んでまいります。

一方、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための第3次亀山市男女共同参画基本計画につきましては、令和3年度において計画期間が終期を迎えますので、次期計画の策定に向け、これまでの取組成果や課題を把握するため、新年度において市民へ意識調査を行ってまいります。また、ワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、亀山市雇用対策協議会等と連携した効果的な取組により、事業所の働き方改革や市民一人一人の意識の向上につなげてまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、職員の能力を生かせる組織力の強化につきましては、本年度、第3次亀山市定員適正化計画の計画期間が終期を迎えますので、引き続き適正な職員の定員管理を行うべく職員定数に対する考え方を整理し、より実態に即した職員数を管理していくため、このほど第4次亀山市定員適正化計画を策定したところであります。本計画の策定に伴い、職員の定数を維持しつつ、さらに多様化する行政需要への対応を図るため、本議会に関係条例の一部改正について提案いたしております。

また、職員の仕事と子育ての両立等を推進するため、新たに策定した第4次亀山市特定事業主行動計画に基づき職員の勤務環境の向上を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めてまいります。

一方、業務の効率化によるスマート自治体への転換を進める方策の一つとして、新年度にシステム入力等の一部事務において、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等の導入を実施してまいります。

次に、財産・情報の適正な管理・活用のうち、行政情報の適切な管理につきましては、市民の利便性の向上を図るため、マイナンバーカードを活用した行政サービスとして、今月から全国のコンビニで住民票の写し、印鑑登録証明書等を発行できるコンビニ交付サービスを開始いたしましたので、引き続きサービスの利用に必要となるマイナンバーカードの取得促進に努めてまいります。また、サービスの開始に伴い、来る4月第2週から日曜窓口の受付時間を正午までに見直すことから、市民への周知を徹底してまいります。

一方、新庁舎の整備につきましては、本年度から2か年をかけて策定する亀山市新庁舎整備基本計画の中間案を取りまとめたところであり、新庁舎の規模や建設候補地の選定等を行い、来年度末の計画策定に向けて進めてまいります。

次いで、持続性を保つ健全な財政運営のうち、多様な手法による安定した財源の確保につきましては、三重地方税管理回収機構に職員を派遣し、市税の徴収強化に努めるとともに、新たにスマートフォンを活用した収納サービスを開始し、納税者等の利便性の向上に努めてまいります。

ところで、本年は5年ごとに実施されている国勢調査の実施年であります。今年で100年を迎える国勢調査は、人口や世帯の実態を調査する国の最も重要な統計調査であり、その結果は各種施策の基礎資料として幅広く活用されることとなります。そのため、本調査の実施に当たり、万全の体制をもって取り組んでまいります。

一方、第2次亀山市総合計画前期基本計画につきましては、令和3年度で計画期間が終期を迎えますので、基本構想の実現を図るべく後期基本計画の策定に向け、新年度において外部環境等の調査や前期基本計画の検証等を進めてまいります。

また、本年度で計画期間が終期を迎えます亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、計画期間を令和3年度まで2年延長し、第2次総合計画の施策と整合を図り、人口減少対策を推進いたしますので、今後、後期基本計画の策定に向けた取組と併せ、次期計画の策定を進めてまいります。

また、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、昨年11月11日から本年2月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、施政及び予算編成方針についてご報告申し上げます。

私は、議員各位並びに市民の皆様のご鞭撻を得つつ、市政に全力を尽くす覚悟でございますので、皆様の深いご理解と一層のご支援を心よりお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の施政及び予算編成方針の説明は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時03分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、令和2年度教育行政一般方針の説明を行います。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

令和2年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、教育行政の方針についてご説明申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、国の情勢であります。新年度から新学習指導要領が小学校において本格実施となります。新しい時代に必要となる資質・能力の育成や主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、教科書も新しくなる中、学校現場では指導法や授業改善等が一層求められています。

また、文部科学省は、これから到来するSociety 5.0時代を見据え、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務であるという認識の下、これまでの教育のICT化に向けた5か年計画に加え、新たにGIGAスクール構想を打ち出しました。具体的には、令和5年度までに、児童・生徒1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークの整備を全国の全ての小・中学校において完備するというものであります。

一方、昨年12月の教職員給与特別措置法の改正により、文部科学省は本年1月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を公示しました。これは、従前に示された「公立学校の教員の時間外勤務時間の上限を原則月45時間、年間360時間とする公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を指針として格上げしたものであり、本年4月から適用されます。

さらに、新学習指導要領本格実施や学校における働き方改革に向けて、引き続き小学校英語専科教員の配置等、教職員定数の改善や外部人材の拡充など、学校の指導・運営体制の強化・充実に図られようとしています。

次に、県の情勢であります。教育を取り巻く社会情勢の変化や課題に的確に対応するために、新年度から4年間における三重の教育の基本方針である次期三重県教育施策大綱及び新年度から4年間を計画期間とし、教育施策を着実に進めていくための指針となる次期三重県教育ビジョンが令和元年度中に策定されます。また、新年度からおおむね5年間を計画期間とし、家庭・地域・学校において子供の発達段階に応じた読書習慣の形成を効果的に図るための方策を示す第4次三重県子ども読書活動推進計画も令和元年度中に策定されるところであります。

こうした国や県の動向・施策を見極めつつ、教育委員会といたしましては、引き続き亀山市教育大綱の基本理念「学ぶあふれる教育のまち かめやま」を念頭に置き、亀山市学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画及び亀山市子どもの読書活動推進計画の具体的な実践を着実に推進してまいります。

それでは、教育行政の各部門にわたり、新年度の取組及び事業計画をご説明申し上げます。

初めに、学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、学校体制の充実につきましては、新年度も引き続き本市独自の少人数教育推進教員の効果的な配置によるきめ細かな教育の推進に努めてまいります。また、個の学び支援事業におきましては、学習生活相談員の効果的な配置や、介助員、看護師等の適正配置に引き続き努力してまいります。

す。

次に、コミュニティ・スクールにつきましては、これまでの9校に加え、新年度から新たに亀山西小学校、井田川小学校及び中部中学校の3校で学校運営協議会の設置が予定されております。さらに、亀山東小学校、亀山中学校におきましても設置に向けた研究と準備を進め、令和3年度には市内全小・中学校への学校運営協議会の設置を目指してまいります。

次いで、学校給食関係につきましては、公金化による適切な管理と教職員の業務負担軽減を図るため、令和3年度から給食会計の公会計化を実施いたします。新年度は、公会計化に向けての例規整備や給食費徴収システムの稼働準備に着手いたします。

また、中学校のデリバリー給食につきましては、注文締切りをこれまでの1週間前から3営業日前に短縮し、生徒、保護者の利便性向上を図ってまいります。

なお、地産地消を推進する「かめやまっ子給食」については継続して取り組み、一層のメニュー充実を図るため生産者の方々との連携に努めてまいります。

次に、教職員の働き方改革の取組といたしまして、国の指針や県が示す公立学校の教師の勤務時間の上限方針を参考にしつつ、本市としての上限方針を策定し、本年4月から運用してまいります。運用に当たり、校務用パソコンの使用時間の記録等を活用し、より客観的な勤務時間の把握に努めてまいります。引き続き、時間外労働時間削減に向けた教職員の意識改革を促すとともに、学校における業務改善等の進捗状況を把握しながら、総勤務時間縮減を推し進めてまいります。

さらに、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員や学校ボランティア等、外部人材の積極的な活用や学校閉校日の拡大を進めてまいります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、本市における学校教育の基本理念や施策の方向性を示す亀山市学校教育ビジョンについては、その計画期間が残すところ2年となります。目指す子供の姿である「希望に輝く心ゆたかな亀山の子どもたち」を育成するため、その進捗状況に留意し、目標達成に向けて取り組むとともに、次期学校教育ビジョンの策定作業に取りかかってまいります。

次に、教職員の研修関係につきましては、教育現場の教育力の向上を目指して、令和2年度亀山市教育関係職員の研修方針を定めました。「情熱と誇りをもち、学び続ける教職員」を目指す姿とし、これまで以上に保幼小中の連携を大切にしながら、教職員の資質や指導力、管理職のマネジメント能力の向上を図るため、より効果的な研修ができるよう講座構築いたします。

次いで、学力向上につきましては、児童・生徒一人一人の確かな学力の向上を目指して、亀山市学力向上推進計画（第3版）を推進してまいります。「書く力」「読み取る力」の育成を柱とする取組を充実させるほか、社会に開かれた教育課程の実現や習得・活用・探究を意識した総合的な学習の時間の充実を図ります。また、地域資源・地域人材の積極的な活用による、ふるさと・キャリア教育を推進いたします。

次に、新学習指導要領につきましては、小学校での本格実施を迎え、教科横断的・小中系統的な視点に留意した教育課程を編成し、学習の基盤となる資質・能力等の育成を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの授業改善に努めてまいります。また、英語指導におきましては、読む・書く・聞く・話すの4技能の育成を進め、特に中学校では各技能の定着度を客観的に測る外部試験を導入し、指導改善に生かしてまいります。また、令和3年度からの中学校新学習指導要領本格実施

に向けて、教科用図書の採択を実施いたします。

次いで、体力向上につきましては、体を動かすことが楽しいと感じられるような工夫や運動量の確保に留意した体育の授業改善等を進めるとともに、運動の日常化に取り組んでまいります。

次に、豊かな心を育む教育につきましては、これまでの体験活動の場を一層工夫し、命の大切さや仲間を思いやる心の醸成を図ってまいります。また、市立図書館や歴史博物館、文化会館等との連携を深めながら、読書や文化芸術等に係る体験を通して豊かな感性や人間性を育むとともに、従前からの取組である「かめやましファミリー読書リレー」に加え、昨年11月から始めた「かめやま読書チャレンジ」の取組により、子供たちの読書習慣の定着を図ります。

次いで、生徒指導につきましては、国の魅力ある学校づくり調査研究事業を活用し、小中連携による新たな不登校児童・生徒を生まない取組等を市内全小・中学校に拡大し、引き続き確かな学力の育成と子供たちの居場所づくり・絆づくりを進めます。さらに、児童生徒理解・教育支援シートを有効に活用し、学校内や小・中間における個々の不登校児童・生徒に関する支援情報の共有を進めます。いじめ問題につきましては、亀山市いじめ防止基本方針の下、今後もいじめの実態を確実に把握するとともに、未然防止や早期発見・早期対応に努め、各校でいじめを許さない仲間づくりを進めてまいります。

次に、情報教育につきましては、国のGIGAスクール構想の実現に向けて計画的に整備を進めてまいります。ICTの活用により児童・生徒の学習への意欲・関心を高め、分かりやすい授業を実現するとともに、情報活用能力を確かなものとするために児童・生徒1人1台端末に対応できるよう、高速大容量通信ネットワークの市内全小・中学校整備を新年度内に目指しています。

次いで、経済的理由等で家庭での学習環境が整いにくい中学生を対象に、個別の学習支援を行う学習教室の開催につきましては5年目を迎えることとなりますが、今後も受講生徒数の拡大とさらなる充実に努めてまいります。

次に、特別支援教育の推進につきまして、本市におきましても高度な医療的ケアを必要とする子供が増加していることから、新たに亀山市立保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校における医療的ケア実施ガイドライン（仮称）を策定し、対象となる幼児・児童・生徒の安全を第一とした適切な受入れ体制を園・学校において整えてまいります。

次いで、姉妹都市である岡山県高梁市との交流につきまして、新年度は亀山中学校の生徒が高梁中学校を訪問し、両市の友好関係を深める予定でございます。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、井田川小学校校舎増築・給食室改修事業につきましては、昨年度に引き続き老朽化した給食室の改修工事を行うとともに、教室不足に対応するため校舎増築工事を実施いたします。その他、各学校施設の実情を見極め、必要に応じて工事・修繕を実施し、児童・生徒の学習環境の整備を進めてまいります。

また、本市独自の取組である通学路交通安全プログラムにつきましては、PTAや地域住民の皆様のご協力を得ながら、道路管理者、警察及び関係機関との連携により合同点検の実施や安全対策を講じることで、通学路の安全確保に努めてまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

昨年6月から開講いたしました「かめやま人キャンパス」を引き続き開講し、歴史文化・自然環

境・まちづくり・地域経済の4つの分野において、学びの成果によって地域で活躍できる人材育成に取り組んでまいります。

次に、家庭教育の支援については、昨年6月に策定いたしました子育て家庭に向けた応援メッセージとなる「かめやまお茶の間10選（実践）」の周知を図るとともに、家庭での実践事例の応募や、その紹介などを行ってまいります。

次いで、新図書館の整備につきましては、亀山駅周辺整備事業との緊密な連携の下で推進を図り、中村晋也氏をはじめ郷土ゆかりの方の顕彰などを行う郷土資料コーナーの展示設計を進めてまいります。

さらに、新図書館で提供するサービスや地域における読書活動推進などの具体的な方針を示す市民読書活動計画の策定や、作家や学識者などを招いて図書館フォーラムを開催し、新図書館の実現に向けての機運を高めるとともに、引き続き図書館市民ワークショップの開催やニュースレターの発行など、多様な形での情報発信を行ってまいります。

次に、現市立図書館につきましては、新図書館へのつながりを見据えて、行政サービスのPRと市民への情報発信を目的としたテーマ図書展示を開催し、市民に役立つ図書館を目指してまいります。また、図書館イベントを開催し、ボランティア団体の活動の場を広げてまいります。

最後に、教育に関する情報発信といたしまして、教育を取り巻く環境変化などの情報を市広報に「かめやま教育通信」として掲載するなど、市民の皆様が子供たちの成長に関心を持っていただけるよう積極的に発信してまいります。

以上、令和2年度教育行政の方針についてご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

教育長の教育行政一般方針の説明は終わりました。

次に日程第6、議案第1号から日程第32、報告第2号までの27件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第1号亀山市職員定数条例の一部改正についてでございますが、市はこれまで多様化する行政需要に柔軟に対応するため、市の職員数について適正な定員管理を行ってきたところでございます。しかしながら、育児休業者が条例上の職員の定数に含まれていることから、実際業務に従事している職員数との間に乖離が生じております。職員の育児休業の取得については、今後も男性の育児休業の取得促進が求められるなど、より増加が見込まれ、職員の定数と実際業務に従事している職員数との乖離がさらに拡大することが想定されます。

このことから、職員の定数を維持しつつ、さらに多様化する行政需要への対応を図ることを目的とし、育児休業者を職員の定数に含まないこととするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、育児休業者は職員の定数に含まないものといたします。また、定数に含まないものとした職員が職務に復職し、または復帰したときは、その職員は1年を超えない期間に限り職員の

定数に含まないものとしたします。

なお、施行日は令和2年4月1日といたします。

次に、議案第2号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員について、県を通じて国から交付される農地利用最適化交付金を活用し、令和2年度から新たに農業委員等の活動及び成果の実績に応じた報酬を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、農業委員等の報酬について、これまでの報酬を基本給とし、新たに活動及び成果の実績に応じた報酬を能率給として支給することといたします。

なお、施行日は令和2年4月1日といたします。

次に、議案第3号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準が改正され、共同住宅等の共用部分に係る一次エネルギー消費量の評価について、申請者の申請に基づき共用部分を算定しない評価方法が追加されたことから、関係する手数料の額を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、これまで共同住宅等全体の建築物エネルギー消費性能向上計画認定等の申請をする場合の手数料については、住戸部分と共用部分の一次エネルギー消費量を算定し、それぞれの部分の審査に必要な金額を合算した金額としておりましたが、申請者の申請に基づき共用部分に係る一次エネルギー消費量の評価をしない場合には、共用部分の手数料を不要とするよう改めることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第4号亀山市基金条例の一部改正についてでございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月29日に公布され、本年度から森林の整備に関する施策や森林の整備を担うべき人材の育成など、森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てるための財源として、森林環境譲与税が譲与されております。

このことから、森林の整備及びその促進に関する施策に要する資金として、当該森林環境譲与税を積み立てる基金を新たに設置するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市の森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用に充てるための積立基金として、森林環境整備基金を設置することといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第5号亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてでございますが、道路構造令の一部を改正する政令により道路構造令が改正され、第3種または第4種の一般国道を新設し、または改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準が定められ、自転車道の設置に関する基準が改められました。市道の構造の技術的基準は、道路法の規定により政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされていることから、改正後の政令と同様の基準を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、政令と同様に自転車通行帯の設置要件を新たに規定いたします。また、自転車通行帯の幅員は1.5メートル以上とし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては1メートルまで縮小できることといたします。

2つ目といたしまして、自転車道の設置要件として、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものを追加することといたします。

3つ目といたしまして、その他自転車通行帯の設置に関する規定の整備を行います。

なお、施行日は公布の日とし、この条例の施行の際、現に新設または改築の工事中の第3種または第4種の道路については、なお従前の例による経過措置を設けることといたします。

次に、議案第6号亀山市水道事業給水条例の一部改正についてでございますが、三重県企業庁が経営する水道用水供給事業の料金が、今後5年間の総括原価に基づき見直されます。これにより、市が給水を受ける北中勢水道用水供給事業北勢系長良川水系の基本料金が令和2年度から引き下げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、北中勢水道に係る給水を受ける場合の水道料金について、一月の基本料金を改めることといたします。

なお、施行日は令和2年4月1日といたします。

次に、議案第7号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございますが、地方自治法等の一部を改正する法律により地方自治法が改正され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、関係する4つの条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、亀山市監査委員条例、亀山市水道事業等の設置等に関する条例、亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例及び亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正し、これらの条例で引用している地方自治法「第243条の2」が「第243条の2の2」に繰り下げられることに伴う条項の整理を行います。

なお、施行日は令和2年4月1日といたします。

続きまして、議案第8号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ8,958万円を減額し、補正後の予算総額を205億4,011万2,000円といたしております。

今回の補正につきましては、各費目にわたり決算見込額を調整の上計上しましたことから減額補正が多くなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最初に、繰越明許費補正につきましては、下水路維持管理費など年度内に完成が見込めない15事業について繰越明許費を追加し、また、ため池ハザードマップ作成事業について事業費の追加による変更をいたしております。

次に、債務負担行為補正につきましては、事業費の確定などにより土地鑑定評価・時点修正業務委託料など6事業について変更いたしております。

次に、地方債補正につきましては、学校教育施設整備事業を追加し、事業費の確定などに伴い4事業について変更をいたしております。

続きまして、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、木造住宅補強事業及び参議院議員など各種選挙費について決算見込みにより減額し、民生費につきましては、国民健康保険事業特別会計に対し繰出金を増額するほか、養護老人ホーム措置事業について決算見込みにより減額いたしております。

衛生費につきましては、がん検診推進事業及び子育て世代包括支援事業などについて決算見込み

により減額し、農林水産業費につきましては、団体営ため池等整備事業及びため池ハザードマップ作成事業について、国の事業費の追加配分により増額いたしております。

土木費につきましては、市単道路整備事業について事業費の確定により減額し、また西野公園改修事業について国の事業費配分の確定により減額いたしております。

教育費につきましては、井田川小学校教室増設等事業について入札差金を減額し、国の事業費の追加配分により小学校及び中学校における情報教育推進事業を増額いたしております。

続きまして、歳入の主な補正内容をご説明申し上げます。

市税につきましては、決算見込みにより個人市民税を増額し、法人市民税及び固定資産税の償却資産を減額いたしております。

使用料及び手数料につきましては、廃棄物処理手数料を減額し、国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金について道路橋梁費等に係る事業費配分の確定に合わせ減額し、小学校及び中学校における情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を増額いたしております。

県支出金につきましては、国庫支出金に準じた補正のほか、団体営かんがい排水事業費補助金及び団体営ため池等整備事業補助金を増額いたしております。

財産収入につきましては、資金運用に係る地方債証券売却収入を増額し、寄附金につきましてはふるさと納税による寄附金を計上いたしております。

繰入金につきましては、今回の補正に係る財源調整として財政調整基金繰入金を減額し、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金を増額いたしております。

市債につきましては、臨時財政対策債及び小中学校における学校教育施設整備事業債を増額し、一般廃棄物処理施設整備事業債などを事業費の確定により減額いたしております。

次に、議案第9号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ228万2,000円を減額し、補正後の予算総額を45億9,067万1,000円といたしております。

主な補正内容は、歳入において、国民健康保険税が当初見込みより減額となるほか、保険基盤安定繰入金の確定により一般会計繰入金を増額し、歳出において、特定健康診査に係る事業費を減額いたしております。

次に、議案第10号令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ2,686万8,000円を追加し、補正後の予算総額を10億3,568万3,000円といたしております。

主な補正内容は、平成30年度療養給付費市町負担金の精算に伴い、歳入において後期高齢者医療広域連合からの返還金を増額し、歳出において一般会計への繰出金を増額いたしております。

次に、議案第11号令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ130万7,000円を減額し、補正後の予算総額を4億9,149万3,000円といたしております。

主な補正内容は、歳出において処理施設維持管理費などの減額をいたしております。

次に、議案第12号令和元年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において建設改良費のうち、委託料の確定により700万円を減額し、補正後の予定額を5億5,330万円といたしております。

次に、議案第13号令和元年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において建設改良費のうち、配水管布設工事費の確定により1億4,289万1,000円を減額し、補正後の予定額を1億3,320万9,000円といたしております。

次に、議案第14号令和元年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において建設改良費のうち、補償費や流域下水道建設負担金の確定などにより4,710万円を減額し、補正後の予定額を11億7,780万円といたしております。

次に、議案第15号令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正内容は、たな卸資産の購入限度額について、薬品及び診療材料の購入量が増加したことから3,300万円を増額し、補正後を2億3,153万5,000円といたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号令和2年度亀山市一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は217億9,000万円で、前年度当初予算に比べて16億3,300万円、8.1%の増といたしております。

初めに、歳入でございますが、市税につきましては、個人市民税や固定資産税の土地・家屋が増収となるものの、法人市民税や固定資産税の償却資産の減収などにより、前年度比で2億3,810万円の減となる103億190万円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、普通交付税において算定方式が合併算定替えから一本算定に移行したことなどによる減額を見込み、また特別交付税につきましては前年度実績等から前年度同額を見込み、前年度当初予算より1億9,700万円減の14億4,900万円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、亀山駅周辺整備事業及び図書館整備事業に係る社会資本整備総合交付金の増などにより、前年度当初予算より7億9,470万8,000円増の30億8,224万4,000円を計上いたしました。

繰入金につきましては、財政調整基金から13億円などの繰入れを行い、財源といたしております。

市債につきましては、普通交付税から振り替えられる臨時財政対策債7億8,240万円のほか、亀山駅周辺整備事業に係る合併特例債、都市計画事業債及び図書館整備事業に係る合併特例債など、前年度当初予算より9億4,940万円増の17億8,460万円を計上いたしました。

続きまして、歳出でございますが、令和2年度に取り組む主な事業をご説明申し上げます。

初めに、文化の発信・交流として、かめやま文化年2020や三重とこわか国体を見据えた取組の展開により、多彩な魅力の文化の力を生かし、一人一人の輝きにつながるまちづくりを推進いたします。

次に、持続可能な環境の創造と継承として、SDGsの視点を取り入れた環境関連計画の一体的な改定を行い持続可能な環境の創造を推進するとともに、森林環境創造事業などにより鈴鹿川等源

流域の保全及び活用を継続的かつ着実に推進いたします。

次に、子供たちの未来サポートとして、井田川小学校の教室不足や給食室のスペース不足に対応するため校舎の増築と給食室を改修するとともに、国のGIGAスクール構想に伴う情報教育推進事業を実施いたします。

次に、防災・減災対策の推進として、洪水、土砂災害、ため池、地震の各種防災情報を掲載した総合的な防災マップを作成し、配布いたします。

次に、まちのにぎわい再生プログラムとして、JR亀山駅周辺のにぎわいづくりと活性化に向け、市街地再開発組合により進められる施設建築物や公共施設の建築工事等を支援するとともに、地域生活交通再編事業や都市計画道路整備事業により交通ネットワークの形成を図ってまいります。

次に、地域がいきいき輝くまちづくりとして、JR加太駅舎を改修し、地域活性化拠点として活用するとともに、コミュニティソーシャルワーカーの充実等により地域福祉力強化推進事業を展開してまいります。

こうした事業を下支えする基盤構築のため、スマート自治体への挑戦として、新たなICT技術を活用し、効果的な市民サービスの提供を行うとともに、業務の効率化と正確性を確保し、職員の働き方改革を推進するなど、行政システムの改革を推進いたします。

以上が一般会計の概要でございます。

次に、議案第17号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は46億3,070万円で、前年度比4.7%の増といたしております。これは、保険給付費の増によるものでございます。

次に、議案第18号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は10億5,220万円で、前年度比10.2%の増といたしております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

次に、議案第19号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は4億9,150万円で、前年度比0.4%の減といたしております。これは、主に建設改良費の減によるものでございます。

次に、議案第20号令和2年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は18億2,530万円で、前年度比1.5%の増といたしております。

主な事業といたしまして、資本的支出において、住山加圧ポンプ室建設、管路の耐震化及び水道施設台帳の整備等を実施いたします。

次に、議案第21号令和2年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は1億1,080万円で、前年度比67.3%の減といたしております。これは、主に建設改良費の減によるものでございます。

次に、議案第22号令和2年度亀山市公共下水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は24億3,710万円で、前年度比8.3%の増といたしております。

主な事業といたしまして、資本的支出において、川崎町、川合町、阿野田町、天神3丁目などで管渠布設工事及び舗装復旧工事を行ってまいります。

次に、議案第23号令和2年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は20億5,460万円で、前年度比2.4%の増といたしております。

主な事業といたしまして、マンモグラフィ装置の更新等を行ってまいります。

なお、収益的収支の不足する額につきましては、一般会計補助金9,030万6,000円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の令和2年度当初予算の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号財産の無償譲渡についてでございますが、亀山市消防団の車両の運用が取りやめとなったことに伴い、使用していない建物を自治会の活動を支援するため無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

建物の所在地は亀山市関町市瀬富塚591番地で、建物の構造は鉄骨造りスレートぶき平家建て、建物の床面積は18平米、譲渡の相手方は、亀山市関町市瀬450番地、市瀬自治会代表者 山川誓一郎でございます。

続きまして、議案第25号市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である栄町26号線の市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第1号専決処分の報告についてでございますが、亀山市羽若町地内において発生した庁用車両における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、令和2年2月12日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第2号専決処分の報告についてでございますが、亀山市小下町地内において発生した公用車における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、令和2年2月12日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、今議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、副市長に令和元年度各会計補正予算及び令和2年度各会計予算の補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、令和元年度各会計補正予算並びに令和2年度各会計当初予算の補足説明をさせていた

だきます。

まず、初めに補正予算のほうですが、議案第8号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、補正予算書の4ページをご覧いただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正につきましては、下水道維持管理費など16事業について、事業進捗や国の事業費の追加配分により年度内完了が見込めないことから、やむを得ず翌年度へ繰越しを行うため、繰越明許費の追加及び変更をするものでございます。

次に、第3表 債務負担行為補正につきましては、土地鑑定評価・時点修正業務委託料など契約額の確定などにより、既に定めた債務負担行為限度額の変更をするものでございます。

次に、5ページの第4表 地方債補正につきましては、学校教育施設整備事業を追加するとともに、臨時財政対策など4事業について各事業費に合わせ限度額を変更するものでございます。

次に、予算に関する説明書から説明を申し上げますが、最終の補正でございますので、事業費の確定や決算見込みによる減額補正が多くなっておりますので、ご理解を頂きたいと存じます。

最初に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

31ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、上段の木造住宅補強事業534万9,000円につきましては、住宅耐震補強事業補助金など、それぞれの補助金の決算見込みにより減額をいたしました。

次に、37ページをご覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、下段の国民健康保険事業繰出金2,253万円につきましては、国民健康保険事業特別会計における一般会計からの繰入金の確定により増額いたしました。

次に、39ページをご覧ください。

上段の福祉医療費助成事業1,110万円につきましては助成件数の増加により増額し、次の養護老人ホーム措置事業990万円につきましては、措置人数の減少により減額いたしました。

次に、43ページをご覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、下段のがん検診推進事業1,509万円及び45ページ中段の子育て世代包括支援事業1,720万円につきましては、それぞれ受診者の減により減額いたしました。

次の予防衛生事業1,310万円の減につきましては、予防接種件数の減により減額いたしました。

次に、49ページをご覧ください。

下段の第5款労働費、第1項労働諸費、融資対象事業850万円につきましては、融資対象者が完済したことから減額をいたしました。

次に、51ページをご覧ください。

第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、下段の団体営ため池等整備事業3,000万円につきましては、防災重点ため池6か所の耐震調査に係る経費であり、53ページ上段のため池ハザードマップ作成事業1,020万円につきましては、83か所のため池における浸水想定区域図を作成する経費であり、それぞれ国の事業採択を受けたことから増額し、翌年度へ繰り越すため繰越明許費を計上いたしました。

次に、57ページをご覧ください。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、上段の市単道路整備事業2,148万円につきましては、工事請負費や用地購入費の確定により減額いたし、中段の舗装老朽化対策事業1,120万円につきましては、国の事業費配分の確定により減額いたしました。

次の橋梁長寿命化修繕事業404万5,000円の増額、下段の耐震化補強事業404万5,000円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金の事業費の組替えを行ったものでございます。

次に、59ページをご覧ください。

下段の第4項都市計画費、西野公園改修事業2,500万円につきましては、国の事業費配分の確定により減額をいたしました。

次に、63ページをご覧ください。

第10款教育費、第2項小学校費、上段の個の学び支援事業850万円につきましては、対象児童の減により介助員任用数が減となったことにより減額をいたしました。

次の井田川小学校教室増設等事業1,844万円につきましては、入札差金を減額いたしました。

中段の情報教育推進事業1億461万8,000円及び65ページ、第3項中学校費、中段の情報教育推進事業3,905万5,000円につきましては、国のGIGAスクール構想における校内通信ネットワーク整備事業として採択される予定からそれぞれ増額し、翌年度へ繰り越すため繰越明許費を計上いたしております。

次に、67ページをご覧ください。

第5項社会教育費、下段の伝統的建造物群保存修理修景事業800万円につきましては、当初予定していた事業1件が中止となったため減額をいたしました。

次に、69ページをご覧ください。

第6項保健体育費、上段の西野公園運動施設改修事業900万円につきましては、入札差金を減額いたしました。

次に、71ページをご覧ください。

中段の第11款公債費、第1項公債費、利子償還金4,567万8,000円につきましては、平成30年度繰越事業費の増に伴い、予定していた借入額が減少したため、利子償還金を減額いたしました。

次に、73ページをお願いいたします。

第12款諸支出金、第1項基金費でございますが、下段の庁舎建設基金積立事業4,775万3,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源により本年度の積立額を5,000万円といたしました。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、11ページをご覧ください。

第1款市税、第1項市民税、上段の個人の所得割1億290万円につきましては扶養調査や退職所得等により増額し、次の法人税割1億2,550万円につきましては、確定申告の結果、見込みよりも決算の結果が大幅に下回った事業所があったこと等から減額いたしました。

次の第2項固定資産税、償却資産1億6,380万円につきましては、見込みよりも企業における設備投資が少なかったことから減額いたしました。

次に、13ページをご覧ください。

中段の第14款使用料及び手数料、第2項手数料、廃棄物処理手数料1,600万円につきましては、刈り草コンポスト化センターの運営移譲による減収により減額いたしました。

次の第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、国民健康保険基盤安定負担金672万2,000円につきましては、国民健康保険事業繰出金の財源として増額し、次の障がい者自立支援給付費負担金250万円につきましては、歳出の減に伴い減額いたしました。

下段の第2項国庫補助金、総務管理費の社会資本整備総合交付金219万円につきましては、木造住宅補強事業の決算見込みによる減額、次の15ページ上段の美しい森林づくり基盤整備交付金300万円につきましては、国の事業費配分の確定により増額いたしました。

次の道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金862万1,000円につきましては、舗装老朽化対策事業や橋梁長寿命化修繕事業、次の都市計画費補助金、社会資本整備総合交付金1,700万円につきましては、西野公園改修事業に対する国の事業費配分の確定により精算を行い減額いたしました。

次の情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金につきましては、小学校費で5,370万円、中学校費で2,050万円について、国のGIGAスクール構想に係る補助金を計上いたしました。

中段の第16款県支出金、第1項県負担金、障がい者自立支援給付費負担金125万円の減額から、17ページ上段の第2項県補助金、伝統的建造物群保存事業補助金56万円の減額までにつきましては、歳出の増減により計上いたしております。

次に、19ページをお開きください。

中段の第17款財産収入、第2項財産売払収入、地方債証券売払収入8,240万円につきましては、基金を活用した資金運用として地方債の売買による収入を計上いたしております。

下段の第18款寄附金、第1項寄附金、20ページ上段、計221万1,000円につきましては、ふるさと納税等に係る寄附金をそれぞれ計上いたしております。

次に、21ページをご覧ください。

中段の第19款繰入金、第1項基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金2億1,987万4,000円につきましては、今回の補正予算の財源調整として減額をいたしました。

下段の第2項特別会計繰入金につきましては、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金2,686万8,000円を計上いたしております。

次に、23ページをご覧ください。

中段の第21款諸収入、第4項雑入、総務費雑入、建物損害共済災害共済金819万3,000円につきましては、建物事故等に係る災害共済金でございます。

次の民生費雑入、县市町村振興協会交付金653万3,000円につきましては、少子化に係る事業に対して交付されるもので、児童福祉費の給付事業の財源として計上いたしました。

下段の第22款市債、第1項市債でございますが、臨時財政対策債9,030万円につきましては発行可能額を借り入れるため増額し、下段の学校教育施設整備事業債の小学校5,370万円、中学校2,050万円につきましては、国の事業採択を見込んで計上いたしました。

続きまして、議案第9号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

91ページをお開きください。

歳出の第3款国民健康保険事業費納付金の一般被保険者療養給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分につきましては、財源を変更いたしました。

次に、93ページ中段の第5款保健事業費、特定健康診査等事業費271万2,000円につきましては、今年度の支出実績を勘案した決算見込みにより減額いたしております。

続きまして、歳入でございますが、戻りまして87ページをご覧くださいと思います。

第1款国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少などによる収入見込みにより医療給付費分現年課税分756万4,000円の減など、国民健康保険税全体で2,202万4,000円を減額いたしました。

下段の第4款繰入金の保険基盤安定繰入金2,079万円及び89ページの財政安定化支援事業繰入金174万円の増額につきましては、一般会計からの繰入金の確定によるものでございます。

続きまして、議案第10号令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

103ページの歳出をご覧くださいと思います。

第3款諸支出金、一般会計繰出金2,686万8,000円の増額につきましては、平成30年度療養給付費市町負担金の精算に伴うものでございます。

戻りまして、101ページの歳入をご覧ください。

第4款諸収入、雑入2,686万8,000円の増額につきましては、平成30年度療養給付費市町負担金の精算に伴う後期高齢者医療広域連合からの返還金を計上いたしております。

続きまして、議案第11号令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

113ページの歳出をお開きください。

上段の第1款事業費の施設維持管理費につきましては、執行見込みにより工事負担金を100万円減額し、中段の使用料賦課徴収費につきましては、執行見込みにより農業集落排水処理施設使用料の過年度使用料還付金を20万円減額いたしております。

戻りまして、111ページの歳入をお開きいただきしたいと思います。

上段の第1款分担金及び負担金の農業集落排水事業受益者分担金につきましては、農業集落排水への新規接続者が増加したことから174万円増額いたしました。

下段の第5款繰入金の一般会計繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整として一般会計からの繰入金を294万円減額いたしております。

続きまして、議案第12号令和元年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

117ページをご覧くださいと思います。

中段の資本的収入につきましては、事業費の確定により工事負担金を1,059万6,000円減額し、下段の資本的支出につきましては、委託料の確定により700万円を減額いたしております。

続きまして、議案第13号令和元年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

127ページをお開きください。

中段の資本的収入につきましては、工事費の減により建設改良企業債及び工事負担金1億6,6

30万円を減額し、下段の資本的支出につきましては、配水管布設工事費の確定により1億4,289万1,000円を減額いたしております。

続きまして、議案第14号令和元年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

137ページをお開きください。

収益的収入につきましては、収入見込みによる公共下水道使用料を400万円増額し、また今回の補正に伴い一般会計負担金1,615万6,000円及び一般会計補助金468万4,000円を減額いたしました。

次に、138ページの収益的支出につきましては、執行見込みにより流域下水道維持管理負担金800万円、減価償却費810万円、企業債利息800万円を減額いたしております。

次に、139ページの資本的収入でございますが、一般会計負担金1,615万6,000円、一般会計補助金468万4,000円及び受益者負担金3,006万円など財源が増加したことから、公共下水道事業債6,040万円及び流域下水道事業債3,760万円を減額いたしました。

次に、資本的支出につきましては、執行見込みにより補償費860万円、流域下水道建設負担金3,810万円などを減額いたしております。

補正予算の最後でございますが、議案第15号令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

149ページをお開きください。

たな卸資産の購入限度額につきましては、薬品及び診療材料購入量の増加に伴い3,300万円を増額し、2億3,153万5,000円といたしております。

以上で、本年度各会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、新年度の各会計の当初予算について補足説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第16号令和2年度亀山市一般会計予算についてでございますが、予算書の6ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表 債務負担行為につきましては、カラー印刷機管理事業など、新規13件を計上いたしております。

次に、第3表 地方債につきましては、臨時財政対策など10事業、限度額合計17億8,460万円を計上いたしました。

次に、歳入につきましては、予算に関する説明書から順次説明申し上げます。

まず、10ページをお開きください。

第1款市税のうち、市民税の個人につきましては、納税義務者数や所得の伸びを見込みまして、前年度比3,570万円増の26億2,270万円を計上いたしました。

次に、法人につきましては、主要事業所の決算見込額調査を基に、また法人税割の税率が9.7%から6.0%に改正されたことなどから、前年度比1億9,070万円減の6億5,180万円を計上いたしました。

次に、下段の固定資産税につきましては、土地は農地等の宅地化などによる増加を、また家屋は新增築家屋などによる増加を見込んだところでございまして、償却資産は主要事業所の見込み調査による減から、12ページ上段の合計欄のとおり、前年度比1億100万円減の57億6,440

万円を計上いたしました。

次に、中段の軽自動車税につきましては、昨年10月から導入されました環境性能割、また軽自動車税から名称が変更となった種別割ともに増を見込みまして、合計欄のとおり前年度比1,130万円増の1億6,680万円を計上いたしております。

次に、16ページをお開きください。

上段の第2款地方譲与税から、22ページ上段までお進みいただきまして、第12款交通安全対策特別交付金までにつきましては、地方財政計画や令和元年度決算見込額等を勘案し、計上させていただいたところでございます。

このうち、18ページ中段の第6款法人事業税交付金につきましては、法人市民税法人税割の税率改正による減収分の補填措置として新たに交付される交付金1億100万円を計上し、また下段の第7款地方消費税交付金10億6,500万円につきましては、消費税増税後の通年分を計上いたしております。

また、20ページ下段の第11款地方交付税14億4,900万円のうち、普通交付税につきましては、新年度より算定方式が一本算定に移行したことに伴い、臨時財政対策債への振替に係る比率が高くなったことなどから、前年度より1億9,700万円減となる10億4,900万円を計上し、特別交付税につきましては前年度実績等により前年度と同額の4億円を計上いたしたところでございます。

次に22ページ中段の第13款分担金及び負担金、第2項負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化による保育所利用者負担金の減などにより、合計欄のとおり前年度比1億957万4,000円減の1億9,101万8,000円を計上いたしました。

次に、28ページをお開きください。

上段の第15款国庫支出金、第1項国庫負担金につきましては、社会福祉費負担金の障がい者自立支援給付費負担金や、次の児童福祉費負担金の施設型給付費・地域型保育給付費負担金の増などにより、合計欄のとおり前年度比1億2,105万9,000円増の18億5,763万2,000円を計上いたしました。

次に、下段の第2項国庫補助金につきましては、30ページ上段の児童福祉費補助金、子育てのための施設等利用給付交付金の増、中段の都市計画費補助金の亀山駅周辺整備事業に係る社会資本整備総合交付金の増、下段の社会教育費補助金の図書館整備事業に係る社会資本整備総合交付金の増などから、合計欄のとおり前年度比6億7,377万4,000円増の12億1,428万5,000円を計上いたしております。

次に、32ページでございますが、下段の第16款県支出金、第1項県負担金につきましては、社会福祉費負担金の障がい者自立支援給付費負担金及び次の児童福祉費負担金の施設型給付費・地域型保育給付費負担金の増などから、前年度比6,246万4,000円増の7億5,284万5,000円を計上いたしました。

次に、34ページでございますが、第2項県補助金につきましては、中段の児童福祉費補助金の子育てのための施設等利用給付交付金の増、36ページ上段の社会教育費補助金の三重とこわか国体競技別リハーサル大会運営費補助金の増などから、合計欄のとおり前年度比7,747万8,000円増の4億7,422万4,000円を計上いたしました。

次に、40ページをご覧ください。

中段の第19款繰入金、第1項基金繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、令和2年度予算の不足する財源を補うため、前年度比2億円増の13億円を計上いたしました。

また、市民まちづくり基金繰入金3,847万円は、地域まちづくり協議会支援事業や市民活動応援事業の財源として計上いたしました。

次に、48ページをお開きください。

下段の第22款市債につきましては、臨時財政対策債では地方交付税からの振替分として、前年度比3億7,950万円増の7億8,240万円を計上いたしました。

次の衛生債では、溶融処理施設及びし尿処理施設の大規模整備事業に一般廃棄物処理施設整備事業債を充当することから1億1,620万円を計上いたし、土木債では、亀山駅周辺整備事業や舗装老朽化対策事業などに合併特例債や道路整備事業債などを充当することから、5億円を計上いたしました。

また、次の消防債では、はしご車の共同整備に係る負担金に緊急防災事業債を、消防団車両整備に防災対策事業債を充当することから合わせて1億220万円を計上いたし、教育債では図書館整備事業に合併特例債を充当することから2億7,580万円計上し、市債合計で前年度比9億4,940万円増の17億8,460万円を計上いたしたところでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

まず、歳出における大きな変更点といたしましては、新年度から導入されます会計年度任用職員制度に係る変更でございまして、これまでの非常勤・臨時職員から会計年度任用職員へと名称変更いたすとともに、支出科目については説明欄の表記を、給与部分については「臨時雇賃金」から「会計年度任用職員報酬」へと変更し、新たに期末手当と費用弁償を追加しております。

それでは、69ページをお開きいただきたいと思っております。

第2款総務費、第1項総務管理費、下段のホームページ情報発信事業1,033万円につきましては、市ホームページの維持管理経費に加え、市ホームページのリニューアル関係経費を計上いたしております。

次に、79ページをお開きください。

下段の総合計画策定事業286万2,000円につきましては、令和3年度で第2次総合計画前期基本計画の計画期間が終期を迎えることから、後期基本計画の策定に向けて外部環境等の基礎調査等に要する経費などを計上いたしております。

次の日本武尊・白鳥伝説交流事業55万6,000円につきましては、ヤマトタケルにゆかりのある大阪府羽曳野市、奈良県御所市との3市により市民主体の交流事業を隔年で実施しており、新年度は本市において交流事業を実施いたしますことから、関係経費を計上いたしました。

次に、91ページをご覧ください。

上段の総合防災マップ作成・配布事業1,220万円につきましては、洪水、土砂災害、ため池等ハザードマップ及びその他各種防災情報を掲載した防災マップを作成するための委託料を計上いたしております。

次に、103ページをお願いいたします。

第3項戸籍住民基本台帳費、上段の個人番号カード交付事業2,764万3,000円につきましては、通知カードや個人番号カードの交付に関する経費で、個人番号カードの普及促進のため、新たに個人番号カード交付予約システムの導入や交付窓口の増設、交付予約システムの機器の購入に係る経費などを計上いたしております。

次の証明書等コンビニ交付事業1,010万円につきましては、市民の利便性の向上を図るため、本年2月から個人番号カードを利用して全国のコンビニで、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本などの各種証明書の発行を開始いたしておりますことから、交付に係る経費を計上いたしました。

次に、107ページをお開きください。

第4項選挙費、上段の市長選挙費3,160万円につきましては、来年2月5日任期満了に伴います市長選挙費用でございまして、投票立会人報酬や時間外勤務手当、ポスター掲示場設置等委託料などを計上いたしました。

次に、109ページをご覧ください。

下段の第5項統計調査費、諸統計調査費1,949万7,000円につきましては、主に総務省による国勢調査に係る調査員報酬等の関係経費を計上いたしております。

次に、113ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、下段の一般事業544万3,000円のうち、会計年度任用職員報酬228万2,000円につきましては、ひきこもり対策の体制整備に向けた支援員の配置に係る経費を計上いたしております。

次に、117ページをお願いいたします。

下段の地域福祉力強化推進事業1,260万円につきましては、多様化・複雑化する福祉課題の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカーの充実を図るため、社会福祉協議会に対する業務委託料を計上いたしております。

次に、119ページをご覧ください。

中段の障がい者支援事業の福祉事業271万9,000円のうち、消耗品費等については、東京2020パラリンピックの聖火フェスティバルに参画するため、本市における採火式の開催経費を計上いたしております。

次に、少し飛びますが、133ページをお開きいただきたいと思います。

第2項児童福祉費、中段の児童福祉一般事業の一般事業2,163万2,000円につきましては、昨年10月にスタートしました幼児教育・保育の無償化に要する費用のうち、認可外施設等への子育てのための施設等利用給付補助金888万円などを計上いたしております。

次に、139ページをお願いいたします。

中段の放課後児童クラブ運営費1億4,866万円につきましては、市内21施設ある放課後児童クラブに加え、新年度から新たに開設される民設1施設を加えた合計22施設の放課後児童クラブに対する運営費を計上いたしました。

次に、141ページをご覧ください。

上段の民間保育所児童保護費の施設型給付・地域型保育事業6億9,050万円につきましては、市民の利用する私立保育所等に対し、運営に係る財政支援として子ども・子育て支援新制度による

給付費を計上いたしました。

少し飛びますが、161ページをお開きいただきたいと思います。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、上段の子育て世代包括支援事業8,116万円につきましては、従来からの妊婦健康診査、産婦健康診査に加え、新たに開始する妊婦歯科健康診査に係る経費、3歳児健診眼科検査で使用する機器購入費を含めて計上いたしております。

下段の予防衛生事業1億7,473万円のうち、163ページ上段の予防接種委託料1億6,900万円につきましては、従来の乳幼児のヒブワクチンなどの定期予防接種に加え、新たに10月から乳児を対象とした定期予防接種となるロタウイルスワクチンを含めて計上いたしております。

また、中段の予防接種費用助成事業763万円につきましては、新たに開始する百日せき・ジフテリア・破傷風混合ワクチンの助成に係る費用を含めて計上いたしております。

少し飛びますが、177ページをお開きいただきたいと思います。

第2項清掃費、上段の大規模整備事業1億1,300万円につきましては、ごみ溶融処理施設の基幹的設備改良工事の対象外設備・機器について年次計画により改修を進めるもので、新年度は溶融物処理設備の下部シール弁のライナー更新や副資材供給シュートの部分補修などに係る工事請負費を計上いたしております。

次のページ、179ページをご覧ください。

中段の衛生公苑管理費の大規模整備事業4,200万円は、衛生公苑し尿処理施設の基幹的設備改良工事の対象外設備・機器について年次計画により改修を進めるもので、新年度は電気計装設備の低圧電気屋内配線や全室素・全リン計の更新などに係る工事請負費を計上いたしております。

次に、187ページをお開きいただきたいと思います。

第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、上段の有害鳥獣対策事業3,118万円のうち、報償費1,548万円につきましては、ニホンザルやイノシシなどの有害鳥獣捕獲に対する報償費を計上いたしておりますが、CSF（豚熱）対策としてイノシシは1頭当たり「8,000円」から「1万4,000円」に額を見直しております。

次に、191ページをお開きください。

下段の市単土地改良事業4,100万円につきましては、平尾排水路水門ゲートの整備工事などを計上いたしております。

次に、197ページをお願いいたします。

中段の森林経営管理事業1,300万円につきましては、森林経営管理法に基づき、森林所有者の意向調査や境界確認、間伐を行うものでございまして、坂下地区での境界確認、森林クラウドシステム導入に係る費用などを計上いたしております。

次のページ、199ページをご覧ください。

第7款商工費、第1項商工費、下段の地域生活交通再編事業1億2,223万円につきましては、市内バス路線の運行業務委託料、乗合タクシーの運行業務委託料などを計上いたしております。

なお、乗合タクシーにつきましては、さらなる利用者拡大及び利用促進策として、本年度に引き続き登録者全員に3,000円の無料体験乗車券の配布費用を含め計上いたしております。

次に、203ページをご覧ください。

上段の地域企業魅力発信・子どもの職業体験支援事業120万円につきましては、地域産業の魅

力発信と小学生のキャリア教育を推進するため、商工会議所主催のカメジョブキッズを支援する補助金を計上いたしました。

次に、209ページをお願いいたします。

第2項開発費、中段のJR加太駅舎改修事業480万円につきましては、JR加太駅舎の利便性を向上させるとともに、同駅舎を歴史観光資源に位置づけ、地域のにぎわい交流・情報発信の場として活用するため改修・整備するもので、設計等委託料を計上いたしております。

次に、215ページをお願いいたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、中段の地籍調査事業1,797万5,000円につきましては、関町中町④地区及び本町③地区において現地確認調査に着手するとともに、本年度に現地確認調査を実施した関町北裏①地区の測量・成果の閲覧を実施する費用を計上いたしております。

次に、217ページをお願いいたします。

下段の市単道路整備事業5,014万2,000円につきましては、市道道野太岡寺線の整備費用を計上いたしております。

次の219ページをお願いいたします。

国の社会資本整備総合交付金事業につきましては、上段の南鹿島線整備事業1,900万円について、県事業の鹿島橋架け替えに合わせて実施される工事に対し、市の負担金を計上いたしております。

次の山下8号線整備事業1,505万円につきましては、狭小な道路を拡幅し、歩行者の安全性や避難経路としての機能確保などのため、整備を行う費用を計上いたしております。

次の和賀白川線整備事業6,000万円につきましては、市内環状線構築を目的として、国道1号バイパスより北側の工事請負費を計上いたしました。

次に、221ページをお願いいたします。

上段の舗装老朽化対策事業9,680万円について、国の社会資本整備総合交付金などを活用し、市道川崎白木線、道野住山線の舗装整備に係る工事請負費を計上いたしました。

次の中段の橋梁長寿命化修繕事業4,300万円につきましては、長寿命化修繕計画に基づき橋梁補修の実施を進めるもので、国の社会資本整備総合交付金を活用し、5年に1度の橋梁点検や北山橋等の橋梁修繕工事に伴う費用を計上いたしました。

次に、225ページをお願いいたしたいと思います。

第4項都市計画費、中段の都市づくり戦略推進事業1,300万円につきましては、都市計画道路の見直しや土地利用制度検討など、分析及び基礎調査のほか、交通量調査に要する費用を計上いたしました。

次に、227ページをご覧くださいと思います。

上段の亀山駅周辺整備事業9億5,530万円につきましては、亀山駅周辺1・3・4ブロック区画道路を整備するための用地購入費及び補償費が合計1億8,560万円、亀山駅前広場整備のための工事等負担金1億7,000万円、亀山駅前線整備のための工事等負担金2億3,500万円、市街地再開発組合への補助金3億4,300万円などを計上いたしました。財源として、国の社会資本整備総合交付金及び合併特例債等を活用しております。

次の229ページをお開きいただきたいと思います。

上段の浸水対策計画策定事業1,070万円につきましては、近年、浸水被害が発生した区域において浸水対策を推進していく計画を策定する経費を計上いたしております。

下段の西野公園改修事業4,200万円につきましては、令和3年度に開催される三重とこわか国体に向け、西野公園南側トイレの改築や外周柵の更新などを行う経費を計上いたしております。

次に、231ページをお願いいたします。

上段の市単公園整備事業2,060万円につきましては、ますみ公園のあずまや新設などの整備費用を計上いたしました。

次のページ、233ページをお願いいたします。

第5項住宅費、下段の民間活用市営住宅事業4,520万円につきましては、現在借り上げている民間活用市営住宅74戸の借り上げ料に加え、新たに借り上げる予定の15戸分の借り上げ料を計上いたしました。

次の空家等対策事業840万円のうち、235ページ上段の補助金800万円は、特定空家等に認定された3か所の建物の除却及び本市への移住者が空き家を改修するために要する費用の補助を行うものでございます。

次に、少し飛びますが、243ページをお開きいただきたいと思います。

第9款消防費、第1項消防費、中段の緊急防災事業の車両整備費9,589万円につきましては、鈴鹿市との、はしごつき消防自動車の共同整備に要する負担金を計上いたしました。

次に、247ページをお願いいたします。

第10款教育費、第2項小学校費、下段の一般管理費1億4,098万5,000円のうち、249ページの中段のシステム導入委託料322万円につきましては、令和3年度から実施いたします学校給食費公会計化のため、給食費徴収システム稼働準備に要する費用を計上いたしております。

253ページをお願いいたします。

上段の井田川小学校教室増設等事業2億4,780万円につきましては、校舎増築及び給食室改修に係る工事請負費などを計上いたしました。

下段の情報教育推進事業4,170万円のうち、消耗品費749万7,000円につきましては、小学校の学習指導要領改訂に伴うデジタル教科書の購入費などを計上いたしました。

少し飛びますが、次に269ページをお願いします。

第4項幼稚園費、上段の私立学校等助成事業1億2,391万3,000円につきましては、私立幼稚園に対する幼児教育・保育の無償化に要する費用として、子育てのための施設等利用給付補助金1億1,743万2,000円などを計上いたしました。

また少し飛びますが、281ページをお願いいたします。

第5項社会教育費、下段の図書館整備事業5億7,241万円のうち、283ページ上段の保留床購入負担金5億6,000万円につきましては、総額22億円の負担金のうち令和2年度負担分を計上いたしました。財源といたしまして、国の社会資本整備総合交付金及び合併特例債を計上しております。

また、業務委託料825万円につきましては、中村晋也氏をはじめとする本市ゆかりの方々を紹介する郷土資料コーナーの設計業務に係る費用を計上し、そのほか新図書館の開館に向けての機運を高めるための図書館フォーラム開催に係る経費などを計上いたしております。

次に、289ページをお願いいたします。

中段のかめやま文化年事業1,900万円につきましては、かめやま文化年プロジェクト実行委員会への補助金など、かめやま文化年2020の実施に要する経費を計上いたしました。

次の亀山薪能開催費780万円につきましては、亀山薪能の開催に伴う会場設営や出演者への報償費などの経費を計上いたしております。

次に、291ページをご覧ください。

上段の文化会館費の大規模改修事業2,750万円につきましては、文化会館大ホールの冷却塔改修に係る工事請負費などを計上いたしております。

少し飛びますが、297ページをお願いいたします。

上段の国民体育大会開催事業7,303万円につきましては、リハーサル大会の実施など、令和3年度の国民体育大会開催に向けた準備のために必要な実行委員会に対する負担金などの経費を計上いたしました。

中段の西野公園運動施設改修事業3,100万円につきましては、国民体育大会の会場となります西野公園体育館内へのウェイトリフティング練習場の設置や運動広場の側溝蓋改修などの環境整備を行う経費を計上いたしました。

また少し飛びますが、309ページをお願いいたします。

上段の英語教育推進事業3,156万円につきましては、児童・生徒の国際感覚を養い、英語活動や英語学習の充実を図るため、5名のALTを配置する費用や、英語の読む・書く・聞く・話すの4技能を育成するため、中学校2・3年生を対象に外部試験を実施するための費用などを計上いたしました。

次に、320ページをお願いいたします。

人件費でございますが、各費目にわたっておりますので、ここでご説明を申し上げたいと思います。

まず、上段1の特別職でございますが、前年度と比較いたしまして、合計欄の最下段の1,455万円の増額となりました。内訳でございますが、その他の特別職につきましては、国勢調査の指導員及び調査員の報酬でございます。また、その他手当につきましては、市長の退職手当を見込んでおりますことから、前年度と比較して1,120万8,000円の増額といたしております。

続きまして、中段2の一般職でございますが、職員数の増につきましては、会計年度任用職員を職員数に含めたことによるものでございます。また、会計年度任用職員の報酬及び職員手当を新たに計上したこと、今年度の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠いたしまして期末勤勉手当の支給率を改定したこと及び退職手当の増額などにより前年度と比較して、合計欄のとおり12億6,327万1,000円の増額となっております。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、各特別会計予算について説明申し上げます。

最初に、議案第17号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてでございますが、336ページの歳入をご覧ください。

第1款国民健康保険税につきましては、令和元年度の課税データから所得、被保険者数、世帯数を見込みまして、一般被保険者国民健康保険税は前年度比4,210万円減の8億6,030万円を、

退職被保険者等国民健康保険税は前年度比180万円減の29万円を計上いたしております。

次に、338ページ中段でございますが、第4款県支出金34億3,437万7,000円につきましては、財政運営主体である県から交付される交付金で、そのうち普通交付金33億5,056万円は、市が支出する保険給付費に対して交付されるものでございまして、特別交付金8,381万7,000円は、市が実施する保健事業など、個別の事情に応じて交付されるものでございます。

次に、340ページ上段の第6款繰入金3億1,443万9,000円につきましては一般会計からの繰入金であり、保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金など、法定繰入れ分を計上いたしております。

続きまして、348ページの歳出をご覧ください。

中段の第2款保険給付費、第1項療養諸費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者それぞれの被保険者状況を考慮し、医療費の実績から伸び率を見込み、350ページ上段の合計欄のとおり、前年度比2億2,927万7,000円増の29億4,245万9,000円を計上いたしました。

次に、中段の第2項高額療養費につきましても、被保険者の状況と医療費の伸び率を見込み、352ページ上段の合計欄のとおり、前年度比3,193万4,000円増の4億1,805万1,000円を計上いたしております。

次に、354ページ下段でございますが、第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、財政運営主体である県への納付金でございまして、第1項医療給付費分は356ページ上段の合計欄のとおり7億6,487万6,000円を、下段の第2項後期高齢者支援金等分は2億6,480万1,000円を、358ページ上段の第3項介護納付金分は7,515万9,000円を計上いたしております。納付金全体の合計額は11億483万6,000円といたしております。

次に、下段の第5款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費3,115万円につきましては、特定健康診査・特定保健指導及び国の補助事業である保健指導事業を実施するため、一般会計への繰入金等を計上いたしております。

次に、360ページ中段でございますが、第2項保健事業費の健康づくり事業1,479万5,000円につきましては、1日人間ドックや脳ドックなど健康づくり事業の経費を計上いたしております。

次に、議案第18号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、374ページをお開きください。

歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の積算資料から、前年度比6,930万8,000円増の4億7,529万1,000円を計上いたしております。

下段の第3款繰入金につきましては、一般会計繰入金として法定繰入れ分5億7,535万6,000円を計上いたしております。

次に、380ページをご覧ください。

歳出でございますが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、療養給付費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金など広域連合への負担金でございまして、前年度比9,631万3,000円増の10億3,823万5,000円を計上いたしました。

次に、議案第19号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算でございますが、392ページをお開きください。

歳入でございますが、第2款使用料及び手数料、農業集落排水処理施設使用料につきましては、収納実績により1億1,211万9,000円を計上いたしております。

次に、第4款繰入金につきましては、財源調整として一般会計繰入金3億5,711万7,000円を計上いたし、市債の償還に充てるため農業集落排水事業債償還基金から繰入金1,075万9,000円を計上いたしました。

次に、396ページの歳出をご覧くださいと思います。

第1款事業費、第1項業務費につきましては、人件費や14地区の汚水処理施設の維持管理費など、398ページ下段の合計欄のとおり、2億5,844万9,000円を計上いたしました。

次に、400ページ上段の第2項建設改良費につきましては、施設機能強化事業に係る業務委託料800万円を計上いたしております。

続きまして、各企業会計予算について説明申し上げます。

議案第20号令和2年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、413ページをご覧くださいと思います。

収益的収入につきましては、給水収益は給水実績などを踏まえ9億2,200万円を、北勢水道給水収益は3億500万円を見込み計上するなど、水道事業収益を14億3,650万円としております。

次に、414ページ以降の収益的支出につきましては、北中勢水道に係る受水費2億9,530万円を計上するほか、人件費、減価償却費などを計上し、水道事業費用12億3,040万円としております。

このうち、第2目配水及び給水費の415ページ上段の委託料につきましては、各施設の維持管理に伴う委託のほか、漏水修理業務委託料など5,860万円を計上いたしております。

次に、417ページをご覧ください。

資本的収入につきましては、舗装復旧工事や公共下水道事業に伴う工事負担金9,343万4,000円などを計上し、合計で9,785万1,000円としております。

次に、418ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、水道施設台帳作成業務委託など委託料3,570万3,000円を計上するほか、住山加圧ポンプ室建設工事など工事請負費3億7,395万9,000円、企業債償還金1億8,033万3,000円などを計上し、合計で5億9,490万円としております。

次に、議案第21号令和2年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、435ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入につきましては、給水収益7,494万8,000円などを計上し、工業用水道事業収益を8,150万円としております。

下段の収益的支出につきましては、動力費などの事業管理費や配水池等草刈り業務委託料、水源地施設の修繕費などを計上し、工業用水道事業費用を6,710万円としております。

次に、437ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、亀山・関テクノヒルズへの立地企業へ工業用水を給水するため、量

水装置設置工事費1,647万9,000円を計上するほか、合計で4,370万円を計上しております。

次に、議案第22号令和2年度亀山市公共下水道事業会計予算についてでございますが、451ページをお開きいただきたいと思っております。

収益的収入につきましては、営業収益で公共下水道使用料4億7,430万円などを計上し、営業外収益では一般会計負担金3億1,722万5,000円、長期前受金戻入2億3,086万2,000円などを計上し、下水道事業収益を10億4,570万円といたしております。

次のページ、452ページ以降の収益的支出につきましては、営業費用でマンホールポンプのオーバーホールなど修繕費1,200万円や流域下水道維持管理負担金2億6,122万4,000円を計上するほか、453ページ下段の減価償却費4億6,377万1,000円などを計上いたしております。

また、454ページ上段の営業外費用では、企業債利息1億3,667万6,000円などを計上し、下水道事業費用を10億4,260万円としております。

次に、455ページをお願いいたしたいと思っております。

資本的収入につきましては、公共下水道事業及び流域下水道事業に係る企業債6億5,380万円のほか、一般会計負担金1億4,716万9,000円、国庫補助金2億5,750万円などを計上いたし、合計で11億6,160万円としております。

次の456ページからの資本的支出につきましては、下水管渠布設工事など工事請負費6億4,880万円、流域下水道建設負担金1億9,922万1,000円、企業債償還金4億1,162万2,000円などを計上し、合計で13億9,450万円としております。

最後に、議案第23号令和2年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、475ページをご覧ください。

収益的収入につきましては、医業収益で、入院収益9億7,740万円、外来収益5億8,780万円、一般会計負担金3,296万9,000円を計上いたし、医業外収益では、一般会計負担金1億279万7,000円、一般会計補助金9,030万6,000円などを計上し、病院事業収益を合計18億9,890万円としております。

次に、477ページ以降の収益的支出につきましては、給与費、薬品費などの材料費、減価償却費のほか病院管理運営に係る経費などを計上し、病院事業費用を18億9,890万円としております。

次に、481ページの資本的収入につきましては、企業債元金償還金に対する一般会計出資金343万9,000円、機器購入に係る企業債1億670万円などを計上し、合計で1億1,014万円としております。

次に、482ページの資本的支出につきましては、工事請負費、器械備品費、リース資産購入費、企業債償還金など、合計で1億5,570万円としております。

以上で、令和元年度の補正予算、それと令和2年度の当初予算の補足説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りいたします。

明日28日から3月8日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

明日28日から3月8日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は3月9日午前10時から開き、令和2年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 2時12分 散会)

令和 2 年 3 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

令和2年3月9日（月）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 令和2年度施政及び予算編成方針に対する代表質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	生活文化部参事	谷口広幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	健康福祉部参事	豊田達也君

監査委員事務局長 木 崎 保 光 君
選挙管理委員会 松 村 大 君
事務局長
監 査 委 員 渡 部 満 君

●事務局職員

事務局長 草 川 博 昭 書 記 水 越 いづみ
書 記 村 主 健太郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、現在、新型コロナウイルス感染症の流行は拡大の一途をたどり、関連するニュースが連日報道され、本市でも幼稚園、小・中学校は臨時休業となり、各種行事も中止・延期となるなど市民生活に大きな影響が出ているところです。

執行部には、国からの情報収集に努め、迅速に対応を講じていただきますようお願いするとともに、市民並びに本日ご出席の皆様にはくれぐれも健康にご留意をしていただきたいというふうに思います。

それでは、市長から市の新型コロナウイルス感染症対策について発言を求められておりますので、これを許可します。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

議長のお許しを頂き、新型コロナウイルス感染症について本市の現状と対応についてご説明をさせていただきます。

世界規模で感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症については、国内でも多数の感染報告がされる中、健康被害のみならず社会経済活動への影響が深刻化しつつあり、感染流行の早期終息が強く求められるところであります。この状況を踏まえ、政府は2月25日に基本方針を決定し、この一、二週間が感染拡大防止に極めて重要な時期とした上で、イベント等の開催について、その必要性を改めて検討するよう要請を行いました。その後、27日には全国の小・中学校等を一斉に臨時休業とする要請が行われました。

こうした中、本市では1月29日の新型肺炎連絡調整会議、2月6日の新型コロナウイルス感染症対策推進会議の設置以来、迅速かつ確かな情報把握をはじめ、市民の皆様に対する情報提供と注意喚起、長寿健康課への相談窓口の一元化、公的施設等への消毒液、マスクの配付、さらには本市主催の開催イベントの開催基準を設けるとともに、一部イベントを中止するなど、感染拡大防止に鋭意努めてまいりました。

また、鈴鹿保健所や亀山医師会と情報共有を行い、万一市内で患者が発生した場合の対応等につ

いても県、市、医師会等の連携支援体制を整えております。

また、国の要請を受け、児童・生徒への感染を未然に防止するため、本市においても今月2日から学期末就業日の3月25日まで、市内の小・中学校、幼稚園を臨時休業とする措置を講じたところであります。

一方これに合わせ、共働き家庭など家庭への影響を鑑み、市内の放課後児童クラブに対して開設時間の拡充等をお願いし、21か所全てのクラブにおいて午前中からの受入れ拡大を行っていただいております。さらに、春休みに実施する長期休暇子ども居場所づくり事業の開始日を繰り上げ、本日開所するなど、児童・生徒や家庭の状況に応じた柔軟な対応を図ってまいります。

この感染症に関して、日々事態が刻々と変化しており、まだまだ予断を許さない状況が続くと考えられますが、今後の感染流行の動向や国・県の対策の動きを注視しながら、庁内並びに関係機関との連携をさらに強化し、感染拡大防止と新たな感染症に対する市民の不安を解消できるよう、総力を挙げて取り組んでまいります。議員各位並びに市民の皆様には、引き続き深いご理解とご協力をお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

それでは、議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書の2件が提出されておりますので、ご覧おきください。

次に、日程第2、令和2年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

おはようございます。

スクラムの前田でございます。

通告に従い、順次質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、令和2年度の施政方針及び予算編成方針についての中から、令和2年度の当初予算の中の予算のポイント、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

15番 前田 稔議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和を迎えて最初の予算編成となる令和2年度の当初予算のポイントはというお尋ねでございますが、第2次総合計画前期基本計画、第2次実施計画の2年目の年として、施策、事業の積極的な展開を図るため、令和2年度を知新の年と位置づけ、予算編成を行ったところであります。

このような中で、一般会計当初予算額につきましては、前年度比16億3,300万円、8.1%の増として、平成17年の合併以降、過去2番目に大きな予算規模となる217億9,000万円といたしましたところでございます。

主な事業といたしまして、文化スポーツ関連では、かめやま文化年2020や、三重とこわか国体を見据えたりハーサル大会を実施するとともに、環境関連では、SDGsの視点を取り入れた環境計画の一体的改定や森林環境創造事業などにより環境の保全活用を継続的かつ着実に推進いたします。また、教育関連では、井田川小学校の校舎増築と給食室の改修や国のGIGAスクール構想に伴う情報教育推進事業を実施するとともに、防災関連では各種防災情報を掲載した総合的な防災マップの作成・配付を実施いたします。

さらに、中心的都市拠点の再生では、JR亀山駅周辺のにぎわいづくりと活性化に向け、市街地再開発組合により進められる施設建築物や公共施設の建築工事等の支援や、地域生活交通再編事業及び都市計画道路整備事業により交通ネットワークの形成を図るとともに、地域まちづくりでは、JR加太駅舎の改修による地域活性化拠点としての活用やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の充実等により、地域福祉力強化推進事業を展開してまいりたいと考えております。

また、こうした事業を下支えする基盤構築のために、将来を見据えて、それに備える視点からも、新たにスタートする第3次行財政改革大綱に掲げるスマート自治体として新たなICT技術を活用し、効果的な市民サービスの提供を行うとともに、業務の効率化と正確性を確保し、職員の働き方改革を推進するなど、行政システムの改革を推進していくものであります。

以上が令和2年度予算編成の主なポイントと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

令和2年度の予算編成のポイントについてお聞きをしました。

まず、市長が言われたその中で、冒頭に知新の年と位置づけという言葉がありましたけれども、この知新の年、どういう思いとかどういう意味を指すのか、その辺のところをお聞きしたいなと思うんですね。温故知新の知新ではないかと思うんですけども、いつもそういう中国の故事とか何か、そういうものから引用されることが多いんですけども、今年は知新の年という位置づけということで編成されたというんですけども、その思いについて、ちょっと意味なども含めて聞かせていただきたいなと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

知新の年の意味はいかがかということではありますが、令和を迎えて初めての予算編成に当たりまして、総合計画グリーンプラン2025の積極的な展開を目指す一方で、ご案内のような社会の成熟化に伴うIoT、AI等によるスマート社会への適応など、温故知新、古きを温め新しきを知る、特に新しく知る、知新の精神をもって、時代を見据えた計画づくりや、新たな種まきとなります政策展開を行おうとするものでございます。

ご案内の2040年頃を視野に入れますSociety5.0、あるいは2030年をターゲットといたしますSDGsなど、私たちは好むと好まざるとに関わらず、この時代の大きな潮流に直面し、その環境変化に適応していかなくてはなりません。

したがって、合併から15年というときを迎えておりますが、今日までの歩みを礎に、さら

にこの令和という新しい時代、将来をしっかりと見据えた政策展開への備えを知新の精神をもって臨む必要があるという考え方から、行政経営の重点方針の中で、予算編成に当たりまして令和2年度を知新の年と掲げたものでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、予算のポイントについてお話を頂きましたので、次に予算の重点的事項についてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

令和2年度当初予算編成における重点的事項といたしましては、1つ目としまして、環境文化施策の推進と亀山版SDGsの確立でありまして、第2次総合計画前期実施計画の4年目として、環境文化施策の推進を図るとともに、SDGsに基づき、施策・事業の立案を行うものであります。

2つ目といたしましては、第3次行財政改革大綱前期実施計画の着実な推進でありまして、前期実施計画に掲げる取組項目を着実に実践し、持続可能な行財政運営の確立を図るというものでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

そのポイントなんですけれども、そのポイントの中でいろんな新しい言葉とかが出てきて、なかなか理解できない部分もあるんですけど、例えばスマート自治体とか、それからSDGsといった言葉なんですけれども、一応調べはしましたけれども、どういう意味なのか、どういう内容なのか、ということなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まずSDGsでございますが、これは2015年9月の国連サミットで採択をされましたSDGsは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、国際的な課題解決手法として注目をされているところでございます。

このSDGsの17のゴールや169のターゲットは、世界標準の行動規範でありまして、地方自治体における政策推進などにSDGsの視点を取り入れる場合に、SDGsの基本的な理念を保ちつつ、その自治体の特性等に応じて目標を再設定し、制度活用を図る必要があると考えているところでございます。

また、スマート自治体につきましては、今回、第3次行財政改革大綱の中で目指すべき姿としても位置づけをさせていただいておりまして、特にAI、RPA等の新しいICT技術を活用したスマートな自治体を目指すという意味合いで位置づけをさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今、説明を頂きましたけれども、やっぱり言葉が、AIとかICTとかSDGsとか出てくるんですけども、もう少しそれぞれの言葉がどういう意味なのかというのがなかなか分かりづらいと思うんですね。

例えば、SDGsというのは、いろんな17の施策というかそういうのがあって、それがそれぞれどんな問題かという、貧困であったりとか環境であったりとかジェンダーとか、そういったものを目標にしておるわけなんですけど、それを世界標準に持っていくということなんですけれども、実際のところ、そういったことというのは亀山市の自治体の中でもずうっと施策として取り組んでおるわけですね。結局、それが世界標準であるかないかということではないのかなと思うんですけども、そこら辺についてのちょっと見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今議員にご指摘を頂きましたとおり、本市ではSDGsの取組というのは、例えば、今ゴールということの中で、17のゴールがございますが、その中で、例えば環境一つ取ってみましても、例えば15年前に設立をいたしました総合環境研究センター、これにつきましては、まさに都市が持続的に成長していくために何が必要であるかということを議論してきた場であると、そのように考えております。

このセンターにつきましては、本年度で幕を閉じるわけがございますが、こうした考え方を継承し、次代に引き継ぐものとして、亀山版SDGsというのはあるものというふうに認識をしております。今後策定が予定されております第2次総合計画後期基本計画をはじめとする各種分野別計画などにそうした考え方を鋭意反映してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その17のゴールというか、169のターゲットがありますけれども、逆に聞きますけれども、亀山市として17のゴール、169のターゲットの中で取り組んでないものというのはあるんですか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。ここは取り組まなければならないものというのであれば。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

私、この17のターゲットの中で、2番目に位置づけられています飢餓、こういったものにつきましては、これは全世界の中で非常に貧困とか飢餓の問題というのは大きくクローズアップされておるわけがございますが、日本とかこの亀山市において飢餓の視点というのは、このゴールの中では少し取組がされていないというか、まだ充足がされている部分ではないのかなという、そんな認識を持っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、歳入についてお伺いしたいんですけれども、歳入については先ほどもちょっと述べられましたけれども、前年度比で16億3,300万の増で8.1%の増であるということですね。この増になった要因、それについてちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

令和2年度当初予算における歳入につきましては、市税におきまして法人市民税や固定資産税の償却資産の減収、また一方、国庫補助金や市債につきましては、亀山駅周辺整備事業関連による増加を見込みまして、また財源調整のための財政調整基金の繰入れにつきましては、前年度は11億でございましたけれども、2億円増となる13億円を計上したということでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

市税については、これは増であるということですか。減をしているのではないですか。

駅前の開発の事業がありますけれども、そこをちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

市税につきましては、前年度比2億3,810万円、マイナス2.3%の減収として103億190万円を計上しておりますので、前年度から比べて減収となっております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その減収になった要因というか、何が減収になっているのかという、そこを聞きたいんですけれども。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

市税の減収の要因ですが、主なものにつきましては、法人市民税につきまして前年度比1億9,070万円、率にして22.6%の減となっております。

固定資産税につきましては、償却資産、前年度比1億100万円、マイナス1.7%の減としたところで、法人市民税と償却資産税の減が大きなものがございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その減になった原因というか、要因というのはどういうものがありますか。分かりますか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

法人市民税につきましては、国税の法人税によりますので、業績がよくないということが影響して減になっておると。そして、償却資産につきましては、液晶関連などの投資が少ないということでございます。また逆に、個人市民税のほうは所得、平均給与が増加したりしておりまして、個人につきましては増加しておるということでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それではこの項は終わります、亀山駅の周辺整備事業の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

何回かこのことについては質問をさせていただきまして、この前12月に質問をしたときは非常に厳しい状況ではないかなというふうに思っておったんですけれども、その後、権利変換というか地主との折衝とかで反対がまだあったということでした、12月のときは、調印ができていないというような状況でしたけれども、その後、3月内にその権利変換、承諾が得られないと令和3年度内の完成は難しいのではないかという話もしたわけなんですけれども、今の現状、どのようになっておるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

市街地再開発事業におきます権利変換計画の作成につきましては、都市再開発法第68条に作成が規定されております権利者ごとの土地・物件調書への署名・押印等を頂いたところであります。

一方で、土地・物件調書への署名・押印が頂けない権利者に対しましては、事業推進のため都市再開発法第68条第2項の規定によりまして、準用する土地収用法第36条第4項の規定に基づき、調書作成への立会い及び署名・押印について、市街地再開発組合より1月31日付で市に対し依頼がございましたので、土地収用法に基づき2月6日に市職員が調書の内容を確認するとともに、署名・押印を行ったところであります。

以上により、提出されました調書等に基づき、市街地再開発組合におきまして権利変換計画が作成され、去る2月12日から2月25日までの2週間の期間において、都市再開発法第83条第1項の規定に基づく権利変換計画の縦覧が組合事務所にて実施されました。

その後、3月5日の組合総会での承認を得まして、6日に市に対して権利変換計画の申請書の提出がございましたので、同日付で三重県に対して進達を行ったところであります。

権利変換計画に関する今後の取組といたしましては、権利変換計画について認可権者でございます三重県において審査がなされ、権利変換計画の認可が受けられましたら、組合において認可公告が行われることとなりまして、その後に設定されます権利変換期日において権利者の従前の権利が消滅いたしまして、これに代わる権利を取得することとなります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ちょっと分からない部分があったんですけども、その12月の時点では、所有者の2人ぐらい反対があったと思うんです。かたくなに反対をされていたと思うんですけども、今の説明の中では滞りなく終わったような形に聞こえるんですけども、本当に承諾をされて判こをついたのか、やっぱり強制的に法の下で仕方なく、それは最終的にはそうなっていくんだろうと思いますが、強制的にそういうふうになったのか、その辺のところについてはどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

先ほど申しあげました署名・押印が頂けない権利者に対しましては、事業推進のために吏員立会をさせていただいております。これは先ほども申しあげましたとおり、2月6日におきまして、市職員が調書の内容を確認いたしまして署名・押印を行ったところでございます、その件数が2件でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

これによって取りあえず判こを頂いたということで、令和3年度内の完成に持っていけるといふふうに理解してよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

できるかというご質問でございますけど、まずは今後のスケジュールでございますが、権利変換計画認可後のスケジュールといたしましては、権利変換計画の認可公告の日から権利変換期日までの期間におきまして、都市再開発法第91条に基づき、土地代に相当する補償費を権利者に対し支払うこととなります。その後、組合において定めます土地等の明渡し期間までに都市再開発法第97条に基づきまして、権利者に対し引越し費用等の通常損失補償費や転出者の建物評価額等の補償費を支払うこととなります。

これらの補償費の支払いと併せまして、権利者の皆様に土地等の明渡しを受けた後、建物の解体を行いまして、今年の夏頃でございますけれども、施設建築物や公共施設の工事着工を予定しているところでございます、先ほど議員申されましたとおり、令和4年3月末を目標として進めております。今現在、組合における事業計画でも事業期間を令和4年の3月末までとしておりまして、このために工事完了につきましても令和4年3月末までの完了を目標として進めていくこととなります。

また一方で、現在工事の実施に当たり、施工者との工事工程を含めた協議を行っているところでございまして、これらの協議を含め、工事の契約までには工事完成の時期も明確となっております。

いうふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

分かりました。計画どおりに進んでいくというふうに認識をさせていただきました。

それでは、1ブロックと3ブロックの状況なんですけれども、これは計画がどのようになっているか、今後の計画が進んでいくのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

1、3、4ブロックの現在の状況でございますが、まず1ブロックにつきましては、市道御幸1、6号線の道路整備について詳細設計を進めているところでございます。また、駐輪場整備のため株式会社河合石油店の南側の用地を取得するとともに、4月1日からの仮設駐輪場開設に向けた仮設のための工事の準備をしているところであります。そのほかにも、バスバース整備に向けた用地交渉を権利者と行っております。

次に、3ブロック及び4ブロックでございますが、市道御幸7号線の整備に向け、建物の補償算定を行うとともに、市道御幸1、6号線と併せた用地測量をしております。また、4ブロック内に実施しております優良建築物等整備事業につきましては、共同住宅の工事が完了いたしましたことから、補助金確定を行ったところであります。なお、3ブロック内の駐輪場に向けた用地交渉についても引き続き実施しているところでございます。

1、3、4ブロックの今後の計画部分はどうかということでございますけれども、1、3、4ブロックの今後の計画でございますが、まず1ブロックについては、市道御幸1、6号線の道路整備に向け、令和2年度におきまして補償算定や用地の取得を進めるとともに、令和3年度での工事完成に向け、取り組んでおります。また、駐輪場の本工事やバスバースの整備についても、令和3年度での工事完成に向け取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、3ブロック及び4ブロックでございますが、市道御幸7号線の整備に向け、令和2年度において補償や用地取得を進め、令和3年度での工事完成を目指してまいります。また、3ブロック内での駐輪場整備につきましては、用地取得に向けた取組を進めるとともに、令和3年度での供用に向けまして事業推進を図ってまいります。

その他には、各ブロックにおいて様々な土地利用等が図られるよう、亀山駅周辺まちづくり協議会と連携を図りながら取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

まだまだこの先計画がありまして、これもいろんな権利変換とか、そういうような地主さんとの交渉とかもあるだろうし、大変だと思んですけれども、最終的にちょっとお聞きしたいことがありまして、この事業に対しての開発についての財政的な部分なんですけれども、結構国からのお金ですね、先ほども当初予算編成の中に入っていましたけれども、国からどのぐらいの補助金が出て

おって、市としての財政負担というのはどれぐらいであるのか。結構大きな金額が国から出ているとは思いますが、その辺のところがあれば教えていただきたいんですけども。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

再開発事業につきましては、国からの補助金、当然市の補助金も合わせてでございますけれども、組合の収支の事業計画の中におきましては、市街地再開発事業の補助金といたしまして、市と合わせまして約20億8,000万で、当然亀山駅前線及び駅前広場の改修工事といいますか、整備工事でございますけれども、その関係で、公共施設管理者負担金というところで18億円が入ってまいる予定でございます。

また、施設建築物の中に入ります図書館については、22億円の総額の中の11億円が補助金として入ってまいるというところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ありがとうございました。かなりの補助金が入ってきておることが分かりました。

それでは、次の項目に移りたいと思います。

先ほど市長からもお話がありました、新型コロナウイルス感染症への対応策についてということで、先ほども話がありましたんですけども、再度お聞きしたいと思います。

本当に今、深刻な状況になってきておるんですけども、亀山市の中ではまだ感染した人は見えないし、三重県でも1人感染というのがありましたけれども、ほとんどいない状況ですけども、今後どうなるか分かりませんのでお聞きをしたいと思うんですけども、亀山市としてどのような対策を講じているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

新型コロナウイルスの感染症に関する対策でございますけれども、先ほど市長がお話しさせていただきましたとおり、昨年12月以降急速な勢いで世界中に広がっておりまして、日本国内でも既に全体で1,000名を超える感染が報告されている中、議員もおっしゃいましたように県内事例といたしましては1名でございます。

そういった状況の中で、本市といたしましては早期に新型コロナウイルス感染症対策推進会議を立ち上げ、三重県と連携を密にしながら情報共有を図っているところでもございます。

市長が述べられましたように、2月27日には鈴鹿保健所長、亀山医師会長を含むメンバーで会議を開催し、情報共有を図りつつ、市内の患者が発生した場合の対応等について国、県、医師会、市等の役割責任等を確認したところでもございまして、内部といたしましては、今日までに副市長をトップに4回ほどの会議を開催し、横のつながりを強固にしたものでございます。

また、国からは、今後2週間はスポーツやイベント開催について中止、延期の対応を取るようという要請がございまして、本市におきましても感染症の拡大防止に努めるため、市主催のイベン

ト開催についても市独自の開催基準を設けるなど、市民に向けて迅速かつ的確な情報及び注意喚起等をホームページ等で行っております。

また、3月1日の市広報と一緒に新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、手洗い、せきエチケット、新型コロナウイルスを防ぐにはという内容で回覧を配付し、市民に向けた感染予防の情報を発信しているところでもございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

対策について答弁を頂きましたけれども、具体的に感染の疑いのある場合とか感染したとき、テレビ報道などでいろいろ保健所にとりうに言われておるんですけども、その場合はどこへ、まずかかりつけのお医者さんに行くという話、それから保健所という話があるんですが、そのルールというか、市民がもし感染した場合、どういうふうにそういう行動をしたらいいのか、そこら辺のことについてお聞かせ願います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうかという判定でございますが、現在、厚生労働省はその基準を風邪の症状や、37.5度以上の発熱が4日以上続いていることや、強いだるさ、倦怠感または息苦しさ、呼吸困難がある場合、またそれから高齢者や基礎疾患がある方や妊婦の方は、2日程度症状が続き、感染したと疑われる場合は、まずは、回覧でもお示ししてございますが、帰国者・接触者相談センター、これは鈴鹿保健所にございますが、相談していただくこととなっております。

全国的にも拡大している中で、三重県との連携の中で患者様の対応を確実にやっていくよう努めていくところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

昨日もテレビを見ていましたら、37.5度ですけども、自分は平熱が35度台やという人もおるとい話も聞いていまして、そういういろんな人によって違いがあるのかなということで、そういう個人的な話もあったんですけども、今度教育委員会のほうにちょっと聞きたいんですけども、今回の安倍首相が学校を全部やめて家でとか、それから学童保育所でとかというふうに行っていますけれども、その教育委員会の対応についてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

このたびの市内幼稚園、小・中学校の臨時休業の要請を受けまして、私教育長が判断し、市長と協議の上、市内幼稚園を含む小・中学校の臨時休業を市長と協議の上、決定し、最終的には市長に決定をお願いしたものでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

小・中学校、幼稚園の臨時休業ということになっておるわけですがけれども、全国の自治体では、栃木県茂木町、ここは通常どおり授業を実施しているということなんですけれども、そういう自治体が今増えてきておるように聞きますけれども、そういう選択肢はなかったのかどうか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

休業を取りやめている自治体が増えているとの認識は持っていないわけですが、そもそも休業に至った経緯につきまして、時系列にお答えさせていただきます。

2月27日、ご案内のとおり午後6時過ぎ、安倍首相が全国一斉の臨時休業要請を表明しました。私が第一報を入手したのは午後7時前でございまして、その後、直ちに北勢5市の教育長並びに本市医療関係者と意見交換を行いました。また、県教育委員会事務局の対応について情報収集も行いました。その上で、教育委員会事務局内において、臨時休業をすることが可能かどうかについて、子供、保護者、教職員、学童保育、放課後児童クラブ等の関係者への対応を中心に協議検討を事務局内で行いました。

この結果、感染拡大防止と子供たちの感染リスクにあらかじめ備える観点から、臨時休業の判断を行ったところでございます。そこで、同日午後9時半頃に教育委員と市長に連絡を取りまして、教育委員の同意を得た上で市長と協議し、決定したものであります。その際、市長からは、混乱を最小限にするために関係部局と連携して進めてほしいという言葉を受けました。

決定に至った経緯は以上でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それから、お聞きしたいのが何点かあるんですけれども、休業になっていますけれども、今後の学校のカリキュラムの問題なんですけれども、こういうのはどういうふうにしていくのか。それから、子供たちのフォローをどうしていくのか。それから、子供のいる職員や非常勤、臨時職員への対応はどうなっているのか、この3つをお答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

臨時休業に伴う授業時数の不足による学校のカリキュラムの問題でございますが、令和2年3月2日付で文部科学省から通知が届いており、それには新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合において、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはしない。その場合は、児童・生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り臨時休業期間中において家庭学習を適切に課したり、臨時休業終了後には補充のための授業や補習を行ったりするなど配慮するというところで

定められております。

市内各校におきましては、既に臨時休業期間中において適切に家庭学習が課せられておるところでございます。教育委員会といたしましても、この通知にのっとり対応していきたいと考えております。

それともう一点、子供たちのフォローでございますが、市内共通の児童・生徒向けプリント、臨時休業期間中の過ごし方についてを配付しまして、休みに入るまでに各担任より指導を行っております。臨時休業中の子供たちの状況につきましては、家庭訪問や電話確認等で定期的に把握するよう市内校長会においても確認を取り合っております。

さらに、家庭あるいは個別の事情等で家庭で過ごすことが困難な場合や特別な学習支援を要する場合などについては、個別に対応させていただき、その要望が必要であると判断されるときは、登校または家庭訪問するなどして指導・助言することを申し合わせています。特に、特別な支援やケアが必要と思われる家庭、あるいは幼児、児童・生徒に対しても学校から個別に連絡を取り合うなど、その状況を把握し、必要であると判断した場合は登校を受け入れるなど特段の配慮も行っているところでございます。

3点目の子供のいる職員への対応ということでございますが、臨時休業中の学校の教職員の勤務については通常の勤務となっておりますが、子供のいる教職員の対応としましては、特別休暇の特例的な運用によって新型コロナウイルス感染症対策として、あるいは学校の臨時休業に伴う子供の世話をを行う必要があるときに有給休暇が取得できるような制度もできております。また、県費職員に関しましては、高校生以下の子供がいる職員に対しましては、必要に応じて時差出勤の勤務が可能となっております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ニュースなんかで見えていますと、学校開放しているところもあるんですけども、現在亀山市では臨時休業ということになっておるんですけども、そういう考えはなかったのかということと、それから学童保育所に入っていない子供らはどういうふうな状況になるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

全国的にも、県内でも、低学年に限って条件つきで登校を認めるというような学校の取組も一部見られておるわけでございますが、当市におきましては個別に対応させていただいてまして、そういう通達が出る前から特に誰も家で見てもらえる方が見えないとか、特に支援が必要であるとかケアが必要な場合については学校と連絡を取り合っていていただいて、実際に登校している状況もございます。

それともう一点、放課後児童クラブに入っていない児童についてでございますが、基本的には各家庭で過ごしていただいております。保護者の方の都合で1人で留守番となっている場合もあろうかと思いますが、それぞれのご家庭での過ごし方について子供と話し合っていていただき、約束事を決

めたり、緊急の場合の対処等、各家庭での対応をしていただいております。なお、家庭や個別の事情でどうしても困っている場合は、学校へ相談をかけていただくよう保護者の皆様に求めているところがございます。

今後につきましても、学校の教職員は通常どおりの勤務でありますことから、必要に応じて学校に相談していただければ、個々の状況に合わせて柔軟に対応してまいります。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

健康福祉部としましても、本市独自の取組として、春休みなどに実施いたします長期休暇子どもの居場所事業の開始日を前倒しして本日から対応しているところで、通常の学童保育所を利用していない、長期休暇子どもの居場所事業を利用している方についても対応しております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

時間が少なくなってきましたので、4番目のマイナンバーカードの取得促進についてということで質問させていただきます。

まず、この亀山市内のマイナンバーカードの取得率というのが分かれば教えていただきたいのですが。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

マイナンバーカードの亀山市における交付率は、令和2年1月末現在で11.49%となっております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

1割ですね。非常に低いと思うんですけども、全国の自治体とか比較というのはあるんですかね。そういうのがあれば、全国の自治体の平均値とかあれば教えていただきたいんですけど。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

1月20日現在の数字になりますが、全国の平均が15.0%でございます。ちなみに、三重県は12.6%となっております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ということは、亀山市は全国平均と三重県の平均よりも少ないということになりますよね。

このマイナンバーカード、コンビニなどでこれから住民票やらそういったものを取得するのに使

えるという話もありますけれども、この取得促進するためのアイデアとか、そういったものはないのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

先ほど議員お話しになりましたコンビニ交付が2月1日から開始しておりまして、そのコンビニ交付のほうでは戸籍謄抄本の写しは窓口と同じ450円でございますが、そのほかの住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書、戸籍付票の写しなどは窓口では300円なんですけど、コンビニ交付では200円で交付できるということになっております。

あと、そのほか国で今後予定されていることといたしましては、顔写真入りの身分証明書にもなりますマイナンバーカードを健康保険証として利用することが考えられておりますが、差し当たり皆様に大きなメリットを感じていただけることといたしましては、マイナポイント事業が予定されております。

このマイナポイント事業と申しますのは、現在行われております最大5%還元のカッシュレスポイント還元事業が本年6月末に終了いたしますので、その後の9月から翌年3月末まで、消費の活性化とかマイナンバーカードの普及促進などを目的として新たに始められる事業でございます。マイナポイントの活用によりまして、カッシュレスでチャージやお買物をさせていただきますと、例えば2万円分の前払いや物品購入に対しまして、最大5,000円相当のマイナポイントがもらえるという大変お得な制度となっております。

ただ、この事業のご利用にはマイナンバーカードが必要でございますので、制度が始まる頃には混雑が予想されますし、実際マイナンバーカードの交付には申請から1か月ほどの期間を要しますので、できればお早めにマイナンバーカードの申請手続きをお願いしたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

要するに、買物をしたときにポイントが付与されるということで、そうすると今、Pay Payとか、5%還元とかいろいろありますけれども、そういうのと同じような形の中で、コンビニなんかでもそういうポイントもらって買物もできるというふうな形で理解してよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

先ほど申し上げましたとおり、カッシュレスでチャージとかお買物をいたしますと、マイナポイント25%がついてくるということでございます。このマイナポイントは、カードとかの決済事業者からポイントとして付与されるということでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ありがとうございます。そういう新たなポイント制度ができるということで、今後増えていくと

いうふうな予感がしますので、ありがとうございました。

ちょっと時間を余しましたけれども、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

15番 前田 稔議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時11分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 中崎孝彦議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

代表質問をさせていただきます。

今日は、大きく4点ほど質問をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、スマート自治体についてということでございますけれども、このスマート自治体というのは、昨年の12月の議会の施政方針演説とか第3次亀山市行財政改革大綱、それから庁舎建設の基本計画の中間案なんかにも触れられておまして、令和2年度の施政及び予算編成方針の中でも市長はスマート自治体への転換を進めていくというふうにしております。

まず最初に、本当に私も理解が進んでおりませんので分かりませんので、スマート自治体への転換の背景と必要性について市長にお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

7番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

スマート自治体という考え方についての市長の考え方はということでございます。

先ほど総合政策部長のほうから少し概略の話がありましたが、このスマート自治体という考え方は、総務省におきまして急速な少子高齢化、深刻な人口減少により高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算して見えてくる諸課題を踏まえ、将来の地方自治体のあるべき姿を議論した中で提唱をされてきたものと理解をいたしております。

具体的には、人口減少に対応するために、地方自治体の業務改革と新技術の徹底活用を通じた住民視点に立った利便性の高い次世代型行政サービスへの転換を図るものと理解をいたします。また、県においてもAIやRPA等のICT技術の活用等に取り組むことによりスマート自治体を目指すこととされています。

このような国・県の背景を踏まえた中で、本市におきましては、今回ご提示をさせていただいて新年度スタートとなります第3次行財政改革大綱、この策定をするに当たりまして、将来にわたり

市民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるために、A I、R P A等の新たなI C T技術の導入並びに、先ほど前田議員からのご質問にもありましたが、マイナンバーカードを活用することによる市民の皆さんの利便性向上とか、こういうことを踏まえた必要性から、市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換を今回の行財政改革大綱の目指す基本理念に定めたところでもあります。

なかなか私自身もそうですが、このSociety5.0とか情報化社会の進展、かなり大きな潮流、うねりの中にございます。人口減少社会もしかりであります、そういう中であって、好むと好まざるに関わらず、これにしっかり適応していく必要があるかと思えます。

その意味で、本市におきましても、先ほど申し上げた市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換は急務であると考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

市長から答弁を頂きまして、その背景とか必要性についてというのは答弁の中にあつたというふうに思っておるんですが、本当にこのスマート自治体というのに転換するというようなことを聞いたときに、そうしたら今の市長の答弁の中にもあつたというようにも思うんですが、そのスマート自治体、亀山市ではそうしたらどういう自治体を目指すのかというのが、どんな自治体になるんやろうなというようなことが私もあまり理解できないし、市民の人にも理解がなかなか進んでいないというようなことを思うもんですから、一体スマート自治体になったら亀山市はどんな自治体になるんやというふうなことについてお聞きをしたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

まず、もう一度スマート自治体の定義について申し上げます。

総務省の定義によりますと、スマート自治体と申しますのは、人口減少が深刻化しても自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持し、職員を事務作業から解放して職員でなければできないより価値のある業務に注力し、ベテラン職員の経験をA I等に蓄積・代替することで、団体の規模、能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行える自治体と、そういうふうな定義されております。

それでは、亀山市の目指すスマート自治体というのはどういうふうなものかと申し上げますと、A IやR P A等のI C T技術の活用で職員の事務処理の自動化を図ることにより、そこから生み出された時間において職員が企画立案業務や市民への直接的なサービスの提供など本来業務に注力できるような環境が形成された自治体であるというふうな、そういう自治体を目指しております。

そして、そのようなスマート自治体へ転換することによりまして、行政課題に的確に対応し、持続可能な形で市民の利便性の向上と質の高い行政サービスを提供し続けることが可能となると、このような自治体でございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

今の答弁で、大分の理解といたしますか、そういう自治体になるんやなというのはよく分かったというようなことでございますけれども、そのスマート自治体に転換したときに、行政側と市民側双方の、いいことばかりじゃないというふうなことも思うわけですが、それぞれのメリットとかデメリットについて聞きたいというふうに思いますが。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

スマート自治体へ転換するに当たってのメリット・デメリットについて、まず行政側からお答えいたします。

行政側の主なメリットとしましては、ICT技術の活用により適正、迅速な事務処理が行われること、また職員が定型的な事務作業から解放されることによりまして、企画立案業務や市民への直接的なサービスの提供に注力できる体制へと転換できること。さらに、ICT技術における自治体間連携の共同運用等による経費削減などが考えられ、人的、財政的負担の軽減につながるメリットがあると考えております。また一方、行政側の主なデメリットといたしましては、新たなICT技術の導入によりまして、例えばシステム障害による誤作動やセキュリティー関係などのリスクが考えられます。

一方、市民側のメリットといたしましては、市が持続可能な行政サービスを提供し続けることによりまして、住民福祉の水準が維持されること、また各種行政手続のオンライン化や簡素化が進み、利便性が向上することなどが考えられます。また、逆に市民側のデメリットといたしましては、AI、RPA等の新たなICT技術へ対応していただく必要がございますので、そのためには高齢者等への分かりやすい説明など総合的な支援が必要不可欠なものであると認識しております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

次に、4つ目の質問なんですが、スマート自治体の検討チームの立ち上げについてちょっとお聞きしたいと思います。

新聞報道がございまして、三重県では膨大な紙資料の作成といった非効率的な県庁の業務を見直すために、若手中堅職員40人でスマート改革検討チームというものを結成しまして、令和元年8月から勉強会を開始したということでございまして、令和2年の1月30日に知事に提言をしております。

内容については、タブレット端末を導入するなどのペーパーレス化や、人工知能AIを使った議事録の自動作成というようなものを試したというようなことでございます。そしてまた、会議時間の短縮のために短い文章でやり取りするチャットやテレビ電話を導入するほか、雇用経済部をモデルにして、固定席をやめるというフリーアドレスの施行を求めているというようなことでございます。そして、これを中・長期的な目標としまして、県内の全自治体への波及や県職員の兼業・副業も推進するように促しているというようなことを検討して、知事に提言をしております。

そういった中で、やっぱりスマート自治体になりますと、タブレットとかいろんなものが入って

くるわけでございますので、若手とか中堅職員の人というのが中心になって業務を行うわけですから、こういう検討チームというのは非常に大事じゃないかなというふうに思うんですが、本市にはこのような検討チームは存在するのか、今までそういうチームをつくって検討してきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

現在のところ、本市におきましては、議員おっしゃられた三重県のようなスマート改革検討チームは、庁内においては組織されておられません。

しかし、A I、R P A等に関する調査研究については、庁内において総務課が中心となって積極的に展開しておると。また、県と市が合同で設置しているスマート自治体推進検討会議へも参画しまして、A I、R P A等の導入の研究について行っておるという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

こういうスマート自治体へ転換するということに対しては、県もやっておりますが、若手・中堅職員を中心とした検討チームというのは必要じゃないかなというふうに思いますもんですから、そういうふうな立ち上げが必要だと思いますので、ぜひとも検討していただきたいというふうに思っております。

それから、県ではこの提言を受けて、その提言に含まれない事業も含めて、新年度の当初予算案にスマート改革関連費として約3億1,000万円を計上しておるといような報道もございましたが、亀山市においてはこのスマート改革関連費として、今度の一般会計の新年度予算案に計上されているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

スマート自治体に関連する予算につきましては、I C T技術の活用として税務分野等へのR P A等の導入361万6,000円と、マイナンバーカードを活用した利便性の向上として、証明書等コンビニ交付事業1,010万円や個人番号カード交付事業2,764万3,000円等を計上いたしましたところでございます。

○議長（小坂直親君）

7番 中崎孝彦議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

いろいろとスマート自治体について答弁を頂きましたけど、いずれにいたしましても、人口減少時代、そしてから超高齢化社会の中で、厳しい財政運営、市民の要望も高度化、多様化していく中で、現在の市民サービスを維持可能にしていくというのは非常に大切なこと、当然なことだと思いますけど、このスマート自治体への転換というのは必要不可欠ではないかというふうに思いますので、転換に向けてよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、大きな2つ目の質問でございますが、認定こども園整備事業についてお聞きしたいと思っております。

平成29年度にスタートした第2次亀山市総合計画前期基本計画に基づく第1次実施計画に位置づけられ、認定こども園整備事業というのがスタートしたということでございますけれども、その間、平成30年5月から10回程度、地元自治会に対して説明会を実施し、大半の人からは事業に対する理解は得ているというふうなことは聞いておりますが、賛成・反対に関わらず、認定こども園の進入道路の拡幅について等多くの課題があり、事業の進捗に大きな影響を及ぼしていると考えておりますけれども、最初に、認定こども園の進入道路の拡幅に対するこれまでの経過と問題点をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

豊田健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

まず、当初におきましては、整備予定地の北側から進入する道路を拡幅することを計画しておりましたが、地域への事業説明などを行う中で、個人の住宅への影響が大きいことや、駅前へのアクセス道路となる地域内への流入車両の増加による交通安全面への危惧などから、多くの方から反対を頂きました。このことを重く受け止めまして、施設転移の規模を縮小するとともに、敷地外の送迎用駐車場を活用しつつ、進入路を南側からの道路へと変更することで、地域内への流入車両数を抑制する案へと見直しを行ったところでございます。

これに伴い、地域の事業実施へのご理解は高まったものの、依然として反対の声もありましたことから、より詳細に地域の皆さんの声を聞かさせていただくため、昨年5月に地元自治会、各世帯の戸別ヒアリングを実施しております。このヒアリングにおきましては、認定こども園の建設そのものには約8割の賛同を頂くことができた一方で、進入路に関してはそれぞれ個人間の温度差はありますものの、事業の賛否に関わらず、南側道路の拡幅と歩道整備を求める声が大きかったところでございます。

こうした声を踏まえまして、昨年末までに庁内において、道路整備などに関する対応策の検討を行ってまいりましたが、現時点におきましては、南側の道路の高低差や両側が崖地であることなどから、適切な道路改良を実施することが難しいという結論に至っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

今も答弁を頂いたんですけど、南側からの進入道路については、道路改良の要望が出たと。道路改良をすとしても、これは私ちょっと聞いておる話ですが、道路構造令をクリアできないというようなことが大きなネックになっておるというふうなことを聞いておるわけですけど、私は、この進入道路の問題が解決しない限り、この事業は前に進めることはできないというふうに思っておるわけでございますけれども、その辺の認識というものを聞きたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

私どももこの問題は、地域の皆様の意見の中から出てきた中で、この道路問題、高低差、道路勾配、それから幅の問題、両側が崖の問題、ここは皆様大なり小なり意見をお持ち、これは非常に重く受け止めております。ですので、いましばらく時間を頂いて、この部分について検討して地域の皆さんにまず理解を得ていくことが重要やと考えておりますことから、引き続き検討をさせていただきたいということで地域への説明も行ったという経緯でございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

今も答弁いただいたんですけど、その南側の進入道路が道路構造令をクリアできないと、どういうふうなことで道路構造令をクリアできないのかという詳しいことは聞いていませんが、そういうことを思っておるというようなことなら、今言ったようにこの問題は、進入道路についてはなかなか難しいというようなことを思っておるわけでございます。

それと、次の質問です。

第2次実施計画の年度別事業計画の中で、令和2年度に基本構想作成と基本設計着手というふうなことであるわけでございますけれども、令和2年度に予算計上されていないのはなぜですか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

当初予算におきまして、予算計上していない理由としましては、事業予定地であります南崎町自治会に対してこれまでから事業の説明会を重ねる中で、地域のご理解を得た上での予算化を図るべく進めてきたところでございます。

そうした中で、現時点で地域の皆様のご理解を得られる計画が告示できておりませんことから、去る1月18日に行いました地元の説明会におきましても、引き続き進入路の対応など事業の実施に向けた課題の検討を行うというふうにしております。

こうした状況を鑑みまして、地域の皆さんからのご理解を頂いた上で予算化を図ることが重要と考えておりますことから、令和2年度当初予算への計上を控えさせていただいたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

そういうことなら、私が今申しました、何でしていないのかという基本構想の作成とか基本設計の着手というのは、やっぱり実施計画の中でもそういう理解が得られていないなら、令和3年度のほうのところへこの事業を延ばしていくというような措置を第2次実施計画の事業計画の中でも示しておくべきだというふうに思います。それは私がそう思っております。

次に、計画期間を令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間として、第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画が作成されてパブリックコメント案が示されておりますが、この中で、令和元年度の施設利用の状況及び保育の利用状況に係る書込みがあります。

それをちょっと読み上げさせていただきますと、その中で、就学前の教育・保育事業というような

中で、本市の就学前の教育・保育事業の利用状況を見ると、年齢が進むにつれ利用率が上昇し、3歳児以降はおおむね一定で97%前後の利用で、ほとんどの就学前児童は3歳以降、いずれかの施設において集団生活を行っており。また、2歳児についても58%と過半数の子供さんが施設を利用しており、自宅より施設で過ごす子供が多くなっており。そしてもう一つ、またゼロ歳児から2歳児については、ゼロ歳児は76.2%、1歳児は57.1%が自宅で過ごしていると思われる子供が過半数を超えておるといようなことをございます。

そして、もう一つのページが、保育の利用状況といたしまして、保育所などの保育の利用については、年々増加傾向が続いておると。年齢別では、特にゼロ歳から2歳の低年齢児の利用増が大きくなっておるといようなことが書き込まれております。

そこで聞きたい。ゼロ歳から2歳の低年齢児の現時点での待機児童数をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

本市の待機児童につきましては、毎年度、ゼロ歳、1歳、2歳の低年齢児において発生しておりまして、本年度におきましては、昨年10月1日現在では、1歳児で11人というふうになっておりまして、前年度と比べますと4人の減という状況でございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

そういう待機児童数が出ておるといようなことをございますけれども、それでこの計画の中に基本目標というのがありまして、その基本目標の1番目に幼児教育、保育環境が満たされるまちといようなことで、こういう書込みがあります。

少子化の進展や子育て世代の就労環境の変化など、就学前教育・保育に関するニーズの変化が進む中であって、認定こども園を基本とした施設の再編を進めることで、適切かつ持続可能な就学前教育・保育の提供体制の確保を図りますといような書込みがあるわけをございますけれども、今回のこういう書込みの中で、この認定こども園事業を実施するといことになっておるわけですがけれども、認定こども園の整備の必要性について聞きたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

本市におきましては、平成27年度からスタートしております現在の第1期の亀山市子ども・子育て支援事業計画におきまして、今後の施設整備の方向性として認定こども園を基本とした姿勢をお示しする中で、当時幼保合築施設でありました関保育園と関幼稚園を平成28年度から幼保連携型の認定こども園へと移行しております。

お尋ねの必要性につきましては、この認定こども園につきましては、保育所と幼稚園のよさを併せ持つ施設とされておりまして、保護者の就労状況が変化することの多い現在の家庭環境などから、就労環境の変化による転園などが発生しにくいなど柔軟な入所対応が可能となるこの認定こども園が、今後の子育て世帯の教育・保育ニーズにより対応しやすい施設であるといふふうに考えてお

ます。こうしたことから、今回事業化しております亀山幼稚園及び第一愛護園を統合して整備する施設についても、この認定こども園整備事業として取り組んでおるといところでございます。

また、既に議会のほうへもお示ししております新しい第2期の亀山市子ども・子育て支援事業計画案におきましても同様の方針を取っておるといところでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

今、必要性についてお聞きしたわけでございますけれども、今からまたこれちょっと質問もさせていただいていくわけでございますけれども、この認定こども園の整備事業、これが中止になった場合に、施設の再編計画を進めるというふうになってはいますけど、この施設の再編計画にどのような影響があるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

令和2年度に策定を予定しております中・長期的な視点での再編の計画におきましても、本事業の実施を想定しております、現時点において事業を中止するといった考えは持ってございません。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

事業を中止するというような考えはないというようなことでございますけれども、今回のこの認定こども園の整備事業の概算事業費というのは幾らぐらいなんですか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

概算事業費といたしましては、全体事業費は計画額で10億7,430万円でございます、主な内訳といたしましては、用地取得の関係で約1億円、施設の本体工事費の関係で約7億7,000万円、また基本設計及び実施設計で約5,000万円、これが主なものでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

10億円ぐらいかかるというようなことでございますけれども、次に、亀山市の市立幼稚園、この利用児童数は平成28年から比較して、313人から237人で76人の減となっておりますこととございまして、この幼稚園の定員充足率というのは、82.4%から、現時点だと思っておりますが、62.4%と大きく低下している現状がある。要するに、62ということですから、40%ぐらい定員に満たない幼稚園があるということとございまして、これは私の意見と申しますが、考え方でございますけれども、既存の老朽化した幼稚園というのがあるわけです。40年以上たった幼稚園もございまして、そういう幼稚園を認定こども園として、この古い幼稚園を改築して、新たに認定こども園としてスタートすれば、この10億円という事業費を削減できる、コストも下

がるというようなことで、この認定こども園事業というものを老朽化した幼稚園の改築に充てて、それを認定こども園として再スタートさせる、そういう選択肢というのが今までなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

今回の事業につきましては、先ほども少し触れましたが、第一愛護園と亀山幼稚園を統合するという事業で計画しておりまして、それぞれの敷地において十分な面積が確保できず、また隣地の取得も想定できないことから新施設の整備をその場所で行うことは難しいと考えております。

そうした中で、市及び土地開発公社が所有します現在の整備予定地は一体利用が可能な土地であり、かつ整備に必要な面積を十分に備えていることから、そちらが適地であると考えたところでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

そういう今のような答弁を頂きましたですけど、私がこれを提案したということは、幼稚園の充足率が62%に落ちておるといようなことが一つありまして、敷地の問題もあると思うんですけど、今現在その幼稚園におる園児の人には、他の幼稚園へ仮にそちらのほうへちょっと移っていただいて、私が言う幼稚園の改築ができた暁にはまたそちらへ戻ってもらうと、年長者の人はもう戻ることができないというような状況も出てくるわけですけども、そういうのは父兄の人にも理解を頂いて、そういうふうなことをしたら、この認定こども園の今の道路の進入問題とかいろんなものも解決するといえますか、なくなるわけですから、そういうふうな方法にしたほうが、再編計画というのはもっとスムーズにいくんじゃないかというふうなことで提案をさせていただきました。

最後に市長にちょっとお聞きしますが、この私が言ったようなこと、今現在の認定こども園整備事業、これを私の提案したような原点に戻って、もう一度市長として再考するといような考え方はないのかどうか、そういう考え方は取れないのかどうか、市長にお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在の市の計画に対しまして、地域住民の皆さんからの多くのご意見をしっかりと重く受け止めておるところでございますし、議員のご提案につきましても、しっかりと受け止めなくてはならんというふうに感じております。

その一方で、この認定こども園の整備事業につきましては、南崎のあの裁判所や法務省が廃止されました後に、その跡地を保育所などの公共施設として公共的な活用をしていただきたいと、こういう地域からのかなり強い要請に応える形で、私どもとしては、時代時代の対応がありましたけれども、国からの払下げを要請し、取得をしてきたという経緯がございます。

こうした経緯を踏まえまして、今後の事業実施に向けた検討が必要であるという認識の下に、地域の皆さんに納得を頂いた上で事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

この4月からスタートします第2次の子ども・子育て支援事業計画、こういう中におきまして、市内全体としての、今議員ご指摘のようなことも踏まえた検討が必要であろうと思えますし、そのような状況の中で、私どもとしては皆さんにご理解いただけるような事業として検討をしっかりと進めていくということに尽きようかというふうに現時点で考えています。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

今も用地の取得のときに、いろんな要望とか、地元の要望もいろいろあったというようなことも市長の答弁でもあったわけでございますけれども、そういうことも含めて、もう一度この事業については再検討してもいいんじゃないかなというふうに思いますので、またその辺のことも検討していただきたいというふうに思います。

次に、もう時間も押してきましたんですが、3番目の新型コロナウイルスの感染防止対策についてというようなことで、安倍首相から新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために、全国の小・中学校、高校に対して3月2日から春休みに入るまで臨時休業とするよう要請があったことを受けて、市と教育委員会では市内全幼稚園、小・中学校を3月2日から終業日である3月25日まで臨時休業とすると、それ以降4月5日までを春季休業日とするということが決定されておるわけでございますけれども、この小・中学校の臨時休業、これは言うまでもなく夏休みや冬休みとは違って、学童保育とかいろんなことも今も話が出ておりましたですけれども、ほとんどとっていいほど自宅での日常生活が多くなるというふうに思うわけですが、児童・生徒のですね。

それで、外部との接触が少ない中で、児童・生徒のストレスから来る心のケア、これが出てくると思うんですけれども、それはどういうふうに対応していくのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

このたびの臨時休業により、子供たちは外出を控えて家庭での生活が続くことから、運動不足であったり、友達とのコミュニケーションがなくなることによる心理的ストレスなどの問題が生じてこようかと存じます。その対応につきましては、市内小・中学校で子供や保護者からの個別の相談に応じられるよう体制を整えるとともに、必要に応じて家庭訪問などを行っています。

また、学校の配信メールやホームページを通じて、学校からの情報や子供を元気づけるメッセージなどを配信し、子供や保護者が少しでも安心して過ごせるよう取り組んでいるところでございます。さらに、状況に応じてスクールカウンセラー等が専門的な立場から個別の相談に対応いたします。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

今答弁を頂いたわけでございますけれども、各都道府県ではいろいろな対応もしておるといようなことを聞いておりますけれども、とにかく先生方、特に担任の先生方が児童の姿といいますか、顔は休校ですから見えないというようなことがあって、それが非常に、児童の様子というものが分

からんということは、先生の対応もなかなか難しくなってくるというようなことを思うんですけれども、これ皆さんもよく新聞で見られたと思うんですが、愛知県の大村知事が自主登校教室というのを開くと、小学校を開放するというようなことを愛知県の教育委員会に要請したというようなこと。それからもう一つは、北海道の知事が分散登校を検討しているというようなことで、先生と生徒が、個別にグループ別に分けてかどうか分かりませんが、生徒の顔を直に担任の先生が見るということは非常に大事なことで、こういうことをするんだなというようなことですね。

それから、もう一つは3月7日の新聞なんですが、学校の受入れで子供のストレスを減じるために外遊びを解禁すると。これは名古屋市の教育委員会なんですが、これまでは受入れに際して、名古屋市の教育委員会は運動場の利用禁止など感染防止のために一定のルールを課してきたと。これを取っ払って、学校で受け入れて、外遊びであまり接触のないドッジボールとか、運動場で外の空気を吸わせて、ドッジボールや鬼ごっこなどの接触の少ない運動をさせるというような方針に転換したというようなことでありますので、こういうことも頭に入れていただいて、今後の検討としていただきたい、ぜひこれは実施する方向でいってもらいたいというふうに提案をしておきたいと思えます。

最後に、今後各種の関係機関と緊密に連携をしていただいて、情報を共有していただいて、拡大防止に努めていただきたいということをお願いして、4つ目の質問に入りたいというふうに思います。

令和2年度の一般会計予算についてですけれども、市長は予算の会見がありました。そのときに、令和の種まき予算について、市長はこういうことを言われました。

市長にお聞きしたいんですが、市長は、令和2年度一般会計予算案を令和初の種まき予算と命名されました。私思うんですけど、種をまけば、当然花を咲かせる責任があると思うわけでございませぬけれども、市長の任期も残り1年を切っております。私は、残り1年で花を咲かせることは困難だというふうに私自身は思っておるわけでございますが、現在の市長の胸のうちを聞きたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

予算のプレス発表の折に、どのような命名をされるかと尋ねられまして、令和になって初めての予算編成、令和の時代、新時代になって初めての予算編成ということで、その時代を見据えて種まき予算というふうに表現をさせていただきました。

この令和を迎え、初めての予算編成に当たっては、午前中というか、先ほどの前田議員にもお答えをさせていただきましたが、総合計画グリーンプラン2025の積極的な展開を目指す一方、社会の成熟化に伴うスマート社会への適応など温故知新、古きを温め新しきを知る、特にその知新の精神を持って次代を見据えた計画づくりや、新たな種まきとなる行政運営に臨もうとするものであります。

ご案内の、これもお話ありましたが、2040年頃を視野に入れますSociety5.0、2030年をターゲットとするSDGsなど、私たちは好むと好まざるとに関わらず、この時代の大きな潮流に直面し、その環境変化に適応していかなければなりません。いずれも一朝一夕にその開花を見、果

実を得られるものではないというふうに思います。もう一世代後、さらには子供たちやまだ見ぬ将来世代になるのかもしれませんが、しかし、平成から令和という新時代の転換点にあって、その備えに力を注ぐことは極めて重要だと考えております。したがって、開花の時期の遅い早いはあるかというふうに存じますけれども、令和2年度、知新の年と位置づけて、その責務をしっかりと果たしていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

どうもありがとうございました。

質問終わります。

○議長（小坂直親君）

7番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、代表質問をさせていただきます。

福沢美由紀でございます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症への対応についてお伺いをいたしたいと思っております。

今朝ほど、今回の突如の全国一律休校の要請に対する市と市教委の決定の理由と、決定に至る経過についてはお伺いいたしました。

その中で1点、さらに伺いたいのは、臨時教育委員会をなぜ開かなかったのかという点でございます。四日市市は27日木曜日の夜に臨時で開催をして、子供たちや親、学校の準備態勢を鑑みて、5日から休校とされたと同っております。亀山の対応はどうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

臨時教育委員会を開催しなかったかというご質問でございますが、午前中の前田議員のご質問にお答えしましたとおり、教育委員の同意を得た上で市長と協議し、学校設置者である市長に最終決定をしていただいたものでございます。その同意を得る際に、4人の教育委員さんのご意向、お考えを私なりに考慮の中に入れてさせていただいた上で、判断をさせていただいておるといっております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私はなぜ開かなかったのかと伺ったんですけれども、それは教育委員さんが開かなくていいよと言ったわけではなく、教育長がご判断をされて開かなかったんですね。そういうふうに今聞こえました。本当に国も突然でしたけれども、市も突然だったなあという印象でございますし、引き続きお伺いします。

先ほどの報告ですと、いろんなところに状況を聞いて判断をしたということでした。そうしますと、子供たちのことも、私は何も聞いてなくて決めたのかなというぐらいいきなりだったんですけれども、例えばこの亀山市の小・中学校の虐待案件はゼロなのか、給食がなくなったら栄養摂取がかなり不安定、不十分になると思われる心配な生徒はゼロなのか、各学校から、あるいは先生方から聞き取りをしたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

一つ一つのご指摘の内容について確認はしてございませんが、日常から教育委員会事務局の担当者がそういったことについては把握しております。その把握している職員の意見も聞いた上での判断でございます。

また、先ほど臨時教育委員会を開かなかったことについてですが、必ずしも一つ一つ全ての議決議案でないとき、教育長への委任事項というのがございまして、そういう事務手続上の過失はないものと理解しております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

様々な事案がありましようから、簡単に教育長だけで判断できることはしていただいたらいいと思いますけど、今回は大きな、みんなで考えることが必要な事案だったと私は思いますよ。

そして、虐待案件ゼロかという話についても、大体聞き取っているからということですが、ゼロか1か、ゼロか5かということは本当に分かっているのかと思います。私は一人でも心配な子がおったら、それは立ち止まって考えていただきたかった。

次の質問に移りますけれども、小学校、中学校、保育所、学童保育所、それぞれ子供1人当たりの面積基準がございまして、それぞれ伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

小学校につきましては、小学校設置基準で児童数の区分により廊下等の共有スペースを含めた校舎面積が定められております。児童数の区分により算出方法がございまして、例えば児童数が40人の場合、1人当たり12.5平方メートル、400人の場合は1人当たり5.75平方メートル、800人の場合、1人当たり4.575平方メートルとなっております。

中学校につきましても、中学校設置基準で生徒数の区分により定められており、例えば生徒数が

40人の場合、1人当たり15.0平方メートル、400人の場合、1人当たり6.9平方メートル、800人の場合、1人当たり5.65平方メートルとなっております。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

保育所の場合ですけれども、園舎の基準というのではなくて、保育1人当たりに対してどれぐらいのスペースが要るかということで、ゼロ・1歳につきましては3.3平方メートル、2歳以上は1.98平方メートルとなっているところです。

放課後児童クラブにつきましては1人当たり1.65平方メートルのスペースが必要という基準でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今回、放課後児童クラブについて特にお伺いしたいと思いますので、今の面積基準を聞きましても、一番放課後児童クラブが狭いわけです。しかも、放課後児童クラブの面積を測るときには、置いてあるロッカーや机や本棚や、動くものであればそこも全部占用スペースとしてカウントしますので、1.65よりも狭い場合もございます、本当に子供たちが動くところが。そういうことを鑑みますと、子供たちを集めることによって、密接になることによって心配だということが、非常にかえって心配なところに押し込めるということは、火を見るより明らかでございます。

学童保育所には保健室はありません。熱が出たとしても、スペースでカーテン1枚とか、そういうところなんで、同じ部屋に寝ているだけというところが多いです。隔離できません。嘔吐や下痢があってもシャワーもありません。インフルエンザのときもそうですけれども、感染の疑い、もしそういうことが出た場合には、いろんな人がケアをするんじゃなくて、1人の決まった人が対応するというところで感染のリスクを下げますけれども、養護の先生もおられませんし、余分な人員もありません。この感染がさらに危険性があるという事態について、どのように検討されたんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

放課後児童クラブの施設は、小学校より小さく、密集度合いも高い状況にあります。

しかしながら、今回は国からの要請や保育が必要な児童の居場所を確保するため、午前からの開所対応を取っております。そうした中、開所に当たりましては、施設利用の保護者に対しても、自宅での保育は可能である場合は利用を控えていただくことも要請したところです。

また、施設における感染予防対策として、部屋の換気、マスク着用、手洗い、うがいを徹底するとともに、長時間集まることによる感染リスクに対しては各小学校の体育館やグラウンドを利用させていただくなど、各放課後児童クラブと調整しながら対応をしていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

インフルエンザなどで学級閉鎖、学校閉鎖したときには、その児童は学童保育も休んでもらうことになっています。学校で集めたらあかんもんを学童で集めてもあかんからです。そこをまげて受けてくれという要請でした。

厚労省から、また県からの要請でありますと、指定管理者には特に強く開所を要望しますという要請であったと聞きます。国、県、市が上下関係にあるわけではなく対等であるということを全ての学童が認識しているわけではありません。子供のため、親のためと言われたら断れません。特に親や地域指導員で構成された運営委員会はつらいです。

一方、今朝からも報告ありましたけれども、長期休暇子供の居場所事業は市が行う事業でありまして、それは自分たちで人も雇って、自分たちで広げることができます。指定管理者だからといって強く要望するというその要望の仕方、断れない状況で要望するという、私は今回のペーパーを見ましても、朝から開けてもらうように調整していますとありますけれども、市が運営しているのであれば調整しますもありましようけれども、本当にお父さん、お母さんや地域の方で一生懸命やっていたら無理をして頑張っている学童保育、今回ちょっとお話ししてきました。

一番神経を使うのが感染を防ぐことです。発熱があった場合、今までと一緒の対応でいいのか。マスクもしたほうがいいのかということもあたり、子供やからええということもあたり、学童によっても対応は様々です。外遊びがいいのか悪いのかも分かりません。外遊びをしておいて学童以外の子と接触するそのリスクと、体育館で集まって同じ空間におるというリスクと、どっちがリスクが高いのか分からない。本当の情報を専門的な知見から教えてほしい。

また、できるだけ家で見てほしいとお願いをした。お願いをして休んだ人の保育料、一体どうなるんやと。これらのご家庭に対して保育料を返還したいんやけれども、その財源がない。国や県に求めることも含めて、市で責任を持ってほしい。

支援員は不足している。困ったことありませんかとお電話頂くそうですけれども、どこまで困ったことを言っていないか分からない。ぎりぎり休みが取れない、そういう状況で子供を見ているんです。

また、学童のほうからは、非常時、本当に市の方がばたばたと一生懸命動いているのも分かる。これは市全体で職員体制を柔軟な対応をしてもらうわけにいかないのかと、それを見ているだけでもなかなか要望も言いつらいと、そういうこと言っておられます。そこについてご答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

各放課後児童クラブさんにおかれましては、本当に急な要請に苦慮しながらご協力いただいていると重々承知しております。現状の状況把握につきましても、現在、人数でありますとか状況なんかも運営者さんを通して保護者さんのご意向も含め、聞かせていただきたいと思っているところです。

財源的な対応等につきましては、いろんな様々なことが国のほうからも言われては来ているんですけれども、いかんせん確定ではなくて、いろんな細かいことが随時ということになってきており

ますので、十分その辺も注視しながら検討してまいりたいと現時点で思っているところです。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本中の学校を閉めやんならんような非常事態に、親の働く権利と、その配慮と、子供の命をてんびんにかけたら、どうしても子供の命が大事です。本当にこの矛盾を子供だけに押しつけるのはやめてほしい。

次の質問に移ります。

私、6番目に子供のことを集めたんですけども、先にこの6番目の質問ですね、子育てと子供の成長を支える環境の充実についてというところを先にさせていただきたいと思います。

その1つ目、就学前教育・保育施設の再編・整備について。

今日午前中、中崎議員から大分南崎の計画中であった認定こども園のお話を伺いました。そこについては割愛していきたいと思います。

資料を出してください。

今、亀山市の計画として、やはり認定こども園を中心に整備をされるという計画をいつも言われます。幼稚園と保育園のいいところを併せ持った施設という決まり切ったせりふを言われますけれども、今となってはそういう場合ではないという状況が、この資料を私昨年出したんですけども、子供にとっては保育所が一番優しい、安心・安全なところなんです。

ゼロ、1、2歳について小規模保育といいますけど、やはりそれも造る側にとっては優しいんですけど、子供にとっては優しくない。給食しなくてよかったり、グラウンドなくてもよかったり、3歳になったらまた保育園を替わらなならんだり、子供ファーストで整備を考え直すときではないでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

現在の第1期子ども・子育て支援事業計画におきましても、また現在パブコメ中の第2期の支援事業計画におきましても、本市といたしましては認定こども園整備を基本にと言うてきておるところでございます。

そういう中で、今回第2期を策定するに当たりまして、ニーズの高まりが見込まれます特に低年齢期、このあたりにつきましては、どうしても保育の受皿の関係はしていかならんというのは、まず一つ大きな認識として持っております。そうしたときに、やはり議員も申されたように、趣旨というか意味といたしましては、きちっとした預かれる保育所を、園庭のついた正規の保育所をという意味であろうと思うんですが、そういうものの整備予定も盛り込ませていただいております。ただ、一方で短期的な解消の策といたしましては、やはりそういう小規模で低年齢児を預かるという施設も必要になるかというふうに考えておりますので、そういう方向で進めてまいりたいというところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

認定こども園のアスレで、今回のコロナの関連でも、同じクラスの幼稚園に当たる1号認定の子だけがお休み、保育所の子は残っている。担任の先生はどうやって説明したんでしょうね。半分の子だけ命が大事というわけではないと思います。本当にこういう矛盾がいっぱい起きているんです。子供中心に考えていただきたい。

子供発達支援センターについて伺います。

南崎の認定こども園と併設と言われていた児童発達支援センターですけれども、この前の話、道の話ばかりで、一体センターをどうするのかという話が聞こえてこなかった。

資料を出していただきたいです。

これは厚労省の資料なんですけれども、児童発達支援というのは、児童福祉施設と定義される児童発達支援センターと、それ以外の児童発達支援事業という2類型があるということが示されています。センターは字のとおり、いろんな相談をしながら、いろんなコーディネートもしながら、いろんな障がいに対応するということが求められておって、次の資料も出してください、すみません。

次の資料の下のほうにありますけれども、整備量が書いてあります。おおむね10万人規模に1つは要ると、10万人より人口規模の小さい市町村は、最低でも1か所設置とあります。

この児童発達支援センターについては、2020年度の末までに市町村に設置することとされていると思うんですが、まずその確認を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

23年度までに設置に向けてということではございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

亀山市として、例えばこのセンターをつくっていくんだ、あるいは療育の場としての事業を広げていくんだという、どっちかとか決まっているものがあるのであれば、簡単にお答えいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

支援センターのそういう機能でありますとか規模につきましては、受入れ可能な障がいの種別、年齢等につきまして協議を重ねているというところです。基本的には、本来本市が行っている事業の延長線上にあるとは考えておりますが、現在の施設では対応できる障がいの種別に限りがあることも重々承知しております。保護者のニーズや個々の児童に対応したことを考えますと、現在中心的に行っております発達障がいに加え、肢体の機能訓練や言語療法等の充実、それから相談支援の量の拡大などが必要になってくると思っております。

今後、専門職員の配置も含めて検討しているところではございますが、医療的とは、そのようには思っていないんですけど、現在の延長線上にあり、拡充充実という形を考えているところです。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

じゃあ、センターを造るわけじゃなくて、療育の場を含めた事業をするということだったんですね。そうでないと、保育所に引っつけるという中途半端な位置づけもおかしいなとは思っていたんです。でも、亀山市一つは造れということで厚労省も言っているわけですから、ぜひそれはそれでやっていただきたいし、療育をする場がなくて困っていらっしやるので、療育の場も広げていただきたいと思います。

障がい児の保育についてお伺いします。

保育所では、障がい児の発達を支援する加配保育、これについて私ずうっと質問してきました。発達を支援するプロは保育士ですので、基本的に保育士を加配します。

亀山市では、3歳を超えたら保育士ではなく介助員を加配するということになっています。何度か質問に取り上げて、個別の対応もしてもらっています。

現状をまず伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

保育所、認定こども園におきます障がい児保育への支援といたしましては、現在原則として議員おっしゃるように、3歳以上児のクラスにつきましては保育士資格を要しない介助員を配置し、対応しているところでございます。

こうした支援の必要性につきましては、子ども未来課が事務局となっております発達支援保育検討会議において、臨床心理士、保健師、保育士など専門的な観点から対象園児に対する必要な支援の程度についての判定を行っております。判定につきましては、必要な介助の程度に応じて、主に軽度が3対1、中度が2対1、重度が1対1の3段階で必要な職員体制を判断してきているところでございます。

これら運用につきまして、平成30年度からは保育を実施するクラス単位で必要な職員数を算定するよう運用を改めるとともに、3歳以上児においても、特に支援が必要となる児童においては有資格の加配保育士を配置するものとしており、支援を要する児童がより安心して過ごすことができる体制の充実を図ったところでございます。

現在の実際の数等の状況でございますが、3歳以上のクラスに在籍する支援を要する児童52人に対し、介助員23人、保育士1人を配置しております。一方、3歳未満の低年齢児のクラスに在籍する支援を要する児童7人に対し、保育士4人、看護師1人を配置しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

資料を出してください。

今回、障がい児の加配の職員がどのようになっているのか、13市に聞き取りを行いました。以

前は、こういうことをやっているのは亀山市だけだったんですけども、残念ながらちょっと増えております。当然のごとく保育士のみが10市でした。お聞きしますと、年間10回ぐらい市単で障がい研修をしているとか、いろいろ本当に一生懸命やっておられる熱が受話器から聞こえてまいります。

一方、保育資格なしの職員を含む市は、本市を入れて4市です。保育士の割合は、伊勢市は57%、鳥羽市が21%、伊賀市が92%、亀山市は残念ながら18%です。

各市の担当のお話を聞きまして、一番亀山市とほかの市が違うところは、ほかの市は3歳以上になったら保育士と子供の割合が随分と子供が多くなります。保育士さんが受け持つ割合が多くなるので、3歳以上になってこぼしてはならない、3歳以上になったら子供が大変だからしっかりサポートせなあかんという思いが強いということです。亀山市は3歳以上になったら保育士でなくてもいいという、そういうことから始まったというのは残念だと思います。

亀山市は、先ほどの質問で明らかになりましたが、児童発達支援センターもなく、療育の場も少ない。こんな中で障がい児に温かい施策をしようと思ったら、まずはこの保育園の中でしっかりと発達支援のプロである保育士をつけること、これを増やすことでないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

各園におきまして配置が必要な職員につきましては、発達支援保育検討会議において、支援を要する子供一人一人の状況を見た上でその判定を行い、適切な配置に努めているところでございます。また、支援の質につきましても、加配保育士、介助員に対する研修だけでなく、園に対する巡回訪問指導を行い、具体的な支援の方法を共有するなど、個々のお子さんに応じた対応が進むよう努めているところでございます。

また、市が行っております療育相談事業に通っているお子さんにつきましては、加配保育士や介助員が実際の療育場面を見学することもあり、それが園に戻ったときに有効な支援の実践になるというようなことで役立てていただいているところでもございます。引き続き、こうした取組により適切な支援が行えるよう、細やかな支援が行えるよう努めてまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

いろいろ言われましたけど、ほかの市でもそれは当たり前に行っていることなんです。この数字で適切な支援ってなかなか難しいと思います。しっかり考え直していただきたいと思います。

学校給食について伺います。

時間がございませんので、無償化のことも伺おうと思いましたが、中学校給食について伺います。資料をお願いします。

これは昨年3月に出した資料です。

1年たちましたけど、ほとんど変わりません。きちんと全員に給食をやっているところが9市、亀山市のところを見ますと、ミルク給食とデリバリーと書いてあります。

昨年の教育長の答弁でありましたように、亀山市の報告としては、ミルク給食には上がっておら

ず、完全給食に上げているということです。でも、実情はミルクを105本全員に提供しておりますので、実情はミルク給食もやっているということだと思います。

完全給食というのは、主食と副食と牛乳がそろったものという意味です。105本の牛乳がなくなったときには、子供たちは完全給食ではない給食を食べているということに本当はなります。この牛乳があるかないかで摂取カロリーというのは大きく変わってくるんですけども、本当は1日のうちのどれだけの摂取カロリーを取るかというのを丁寧に計算をしないではいけません、多分それは、日々どんな学校でいつ牛乳が出ているか、どの子が食べるかって全然分からないわけですから、丁寧な給食指導にはなっていないと私は感じています。

資料をお願いしたいと思います。

義務教育の学校が学校給食を行う根拠法は、学校給食法です。この法律は、全ての子供たちに給食をすることを前提としています。

昨年はこの4条と5条について丁寧に伺って、亀山市と亀山市教育委員会に給食の実施責任があることを確認いたしました。

次の資料をお願いします。

この給食法の第2条には、給食によってなされる教育の目的が書いてあります。一度これをしっかりと教育委員会の方に読んでいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

学校給食法第2条でございます。第2条、学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

第1号としまして、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

第2号として、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

第3号、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

第4号、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

第5号、食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

第6号、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

第7号、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

時間がないのに読んでいただきました。

次の資料は飛ばしていただきたいと思います。

たった20%でも30%でも完全給食と報告して差し支えない、そういうものではないと今の目標を聞いたら分かると思います。

文科省の担当、県の担当とお話をさせていただきました。担当としては、全ての子供たちに給食をやっていたきたい。市町の事情もありましようしということでした。私は市町村の事情などで給食の教育に差が生じないように、そういう落差から子供たちを守るために学校給食法があるんじゃないかなと思います。そうではないでしょうか。

罰則がないからといって、勝手な解釈、20%でも30%でも完全給食やという解釈をして、みんなが食べる中学校給食の実施義務から目を背け続ける、無視を続ける態度をこれ以上子供たちに見せてはならないと、私は教育上ならないと思います。

市の財政を見ても、当たり前前に合併特例債というのがあったのに、市町の落差を、格差を整えるためのこういうお金があったのに、中学校給食は全然出てきませんでした。今後、今検討中、検討中ということでしたけれども、検討が終わったら必ず実施に移ってもらえると思います。スピード感を上げていただきたいです。給食実施についての財政の確保について市長の覚悟を伺いたいんですけれども、どうでしょうか、一言で。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中学校給食であります。平成21年の秋から、今まで入っておりませんでした中部中学校から選択制デリバリー給食を導入いたしました。

今、勝手に解釈をして完全給食ではないということをおっしゃられましたが、いわゆる完全給食は、給食内容がパンまたはご飯、そして主食とミルクとおかずということですので、それが選択できるということであります。

現在、教育委員会として亀山市総合計画の前期基本計画の第2次実施計画でお示しをしておりますとおり、計画期間である令和3年までの期間において、給食の提供方法を含め継続的に検討を重ねてまいります。このような中で、中学校給食につきまして、教育委員会の会議とか、今回のアンケート調査でも実態を正確に把握して、議員先ほどお話ありました子供の視点でどのようにしていくのがいいのか、そのようなことの検討を現在進めてくれておるものということを考えております。

これの実現に向けては、当然今ご指摘の財政も含め、あるいは教育問題の優先度、何を優先して何に財政の手当てをしていくのかというトータルの見極めも必要であろうかというふうに思いますので、今、財政の見通しについての決意ということではありますが、まずは現在の検討をしっかりと多面的に、重層的に積み上げた上で、施策全体の優先度をしっかりと財政を考えた上での判断をしていくと、そういう段階的なプロセスがあらうかというふうに思っております。今はしっかりとこの検討を進めていくという亀山市としての立場でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本中で当たり前にされている給食もできないで、何を優先するんですか。私、本当に子供ファーストで考えていただきたいんですけれども、教育ファーストで考えるべきでもあると思います。

医療センターについて伺いたいと思います。

医療センターは424でしたか、合併しなさい、ベッド数減らしなさいということで発表されて、

本当に市民の中で不安があります。私も、同じく服部議員も、いろんなニュースで大丈夫、一生懸命頑張っていますということと言っても、なかなか皆さん不安なようです。この小さな病院であります医療センターが市民のためにどのように頑張っているのかということ、これからどのようにしていくのかということを知りやすく伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

昨年9月に420幾つの病院の中の一つとして、医療センターが発表されてしまいました。嫌な言葉で再編・統合というふうな言葉が必要だという病院の一つに選ばれてしまったわけですけど、もともと再編・統合の、例えばダウンサイジングということも含めて、もう既に医療センターとしては平成28年に100床あった病床を、先日12月の議会であと2床減らすという議案もお認めいただきましたので、4月には90床ですので、1割減の病床数になってまいります。

ただ、じゃあ病床数だけ減らすのかということですけども、きちんとした救急車も受け入れておりますし、それとは別に地域包括ケア病床という回復期の病床も増やしております。ですので、今後も含め、急性期と言われる救急車を受け入れるような病床と、回復期と言われる在宅復帰を目指すような病床の釣合いの取れた病院を今後目指していきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

小さな病院ですので、専門医の心臓外科とか、いろんなお医者さんがいらっしゃるわけではない、そんな中で地元の皆さんの役に立つ病院になっていく工夫をしていかなくちやいけないと思うんですけども、一つお伺いしますが、地域包括ケア病床というのは、リハビリを受けられるということが特徴ですけども、今、亀山市には作業療法士と理学療法士しかおりません。ST、言語聴覚士、これを入れることによって、リハビリは多様にいろいろやっていただける、聞く、話す、食べる、飲み込むということに対するリハビリをやっていただける方をしっかり雇用して、市民に対応していくということはどういうお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

地域包括ケア病床につきましては、在宅復帰を目指した診療といたしまして、リハビリテーションが非常に重要となっております。

現在のリハビリテーション、先ほど議員おっしゃっていただきました理学療法士が非常勤職員合わせて4名、作業療法士が1名の体制で行っております。これは地域包括ケア病床に入院中の方や外来でリハビリが必要とされる方、また個人のお宅へ出向いての訪問リハビリも実施しております。

議員お尋ねの言語聴覚士につきましては、脳梗塞等の後遺症であります言語障がいや、飲み込みの嚥下機能障がいに対する機能の向上を図るための訓練を実施いたします。

現在、医療センターにおいては、医師の指導の下で、先ほど申し上げた理学療法士と作業療法士が嚥下機能の訓練は実施しておりますが、しかしながら言語障がいの訓練についてはやっぱり難し

い状況でございます。

言語聴覚士の採用につきましては、まず言語聴覚士の絶対数が非常に少ないということがございます。それと、当院のリハビリテーションは、やはり嚥下機能でありましたり、言語機能でありましたりよりは、身体の訓練というのが多いという現状もございますことから、採用に至っていないのが現状でございます。しかしながら、必要性は非常に大きいと認識しておりますので、今後の採用については十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私、先ほど聞き取りをしました保育所の障がい児のことで、やっぱり市に言語聴覚士を1人雇って、例えば保育所で子供たちのいるときに見てもら。あるいは、大人に使うとかいろいろな形で、やっぱり絶対数が少ないので、活用しておられるということもお聞きしましたので、ぜひ子供たちも大人も使えるような言語聴覚士の採用に力を入れていただきたいと思っております。

障がい者の自立と社会参加の促進について。

亀山市の施策として、障がい者の施策はトータルでいったら私は遅れているのではないかなと思っております。医療の、例えば4級が、ちゃんと福祉医療があるということは自慢です。だからそれはいいと思うんですけども、例えば市役所に行っても、本当にここが市役所ですと案内もありません。あいあいでもありませんし、お風呂もやっと去年入れるようになった。いろんな状況がありますが、障がい者の方が安心して住んで、安心して出かけられる、そういうまちをつくっていくということが求められていると思っております。

この間、全員協議会でも、たしか障がい者の軽自動車の減免でしたか、改定しましたよというお知らせを頂きました。今まではお医者さん行くとか、そんなことでしかあかへんだけれども、社会参加でもいいよということに広がったわけですね。こういうことが今求められています。

いろんなことをちょっとお聞きしたかったんですけども、例えば社協に委託しています花しょうぶ号、これも今はリハビリとお医者さんしか使えないんです。やっぱり障がい者の方だってお買物にも行きたいし、ご飯も食べに行きたい、社会参加がしたいと思うんですけども、そういうところに広げていくというお考えについて、現状とともに伺いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

まず議員おっしゃいましたように、福祉移送サービスのことだと思うんですけども、寝たきりの高齢者及び歩行困難者等の身体的に障がいのある人の外出及び社会活動への参加を目的といたしまして、花しょうぶ号を、3台ございますけれども、移送サービスを現在亀山市の社会福祉協議会に委託して実施をしております。本年ですと、2月末現在、登録者が44名見えますし、利用件数も1,652件ということで、おおむねその数値で推移をしているところでございます。

そういった中で、特に買物や余暇活動を事例的に出されましたが、その移動には使用できないのかというのは、課題は承知しているところでございますけれども、冒頭申されましたように福祉施策全体の中で、いろんな事業の展開を勘案し、また決定をしているプロセスを踏まさせていただいて

おります。

当サービスに置き換えますと、寝たきりの高齢者や重度の障がいにより、特に外出が困難な障がいの方が、病気治療や公共団体が主催する事業、会議、また公共機関での諸手続が必要なときに外出支援を行うために年間1,000円の会費、また市内200円の低料金の負担でご利用いただいているのをご承知かと存じます。

議員お分かりのように、社協への委託をやっている当該事業ではございますけれども、原則買物や余暇活動での利用はできないというような現在の規定になってございますが、我々といたしましては、全体といたしましては、民間の福祉タクシーや障がい者のタクシー券も出しておりますので、そういったものとのバランス、整合を取りながら運用を図っていきたくと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

亀山市に住んでいらっしゃる障がい者の方が、バランスが取れていないからということでご相談がたくさんあって、今回の質問に至っております。鈴鹿の社協は、別に遊びにでも余暇活動でも使えるんです。ぜひとも亀山市の障がい者の方も暮らしやすいように広げていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

地域に根差した商工業の活性化について。

この間、亀山市の商工会議所に伺ってきた数字ですけれども、この5年間でやっぱりどんどんと、商店街を見たら分かりますけれども、商工会議所に入っている方ですら、265あったのが230件、これは商業部会の方ですね、20%近く落ちてきている、少なくなってきている。どんどんと皆さんもう営業をおやめになるという状況が今あるんですね。これをどうしていくのかというのは、どうしても考えていけなくちゃいけないと思うんですけれども、今回の予算の中で商工業について、特に目玉として考えておられることがあれば伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほど議員ご紹介いただきましたとおり、商工会議所のほうから商業部会の会員の方、年々減少してきているということは認識をしておるところでございます。伺っておるところでございます。そのような中で、本市の特に中小の企業を焦点に絞った支援ということでございますけれども、現在におきましては、特に事業資金等に係る利子及び保証料の補給などの資金繰りの支援をさせていただいておりますし、亀山商工会議所と連携をいたしました専門家の派遣ということで、個別相談、また現地指導等も支援をさせていただいております。

さらに、情報発信とか販路拡大、開拓というような面におきましての経営支援といたしまして、まちゼミとか大市への支援、さらには商業団体への支援を直接行っております、これを継続して実施をしていくというところでございます。

また、新たな創業というところの支援でございますけれども、こちらにつきましても、専門講師から創業の基礎となりますマーケティングとかビジネスプランの作り方が学べるという創業セミナーの開催とか、創業融資に係ります保証料の補給、利子補給制度、さらに空き店舗活用の支援補

助金等を用意しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

商売をやっている方を助ける何か目玉的なのは考えていないのかという質問だったんですけども、細かいことをいっぱい言っていただいたんで、特段目玉的なことはないんだというふうに伺いました。

やっぱり本当に10月の消費税が上がってからも大変です。本当に青果市場なんかを見ましても、どんどんお店がなくなっていくといますので、ぜひとも市民に寄り添って、本当に困っている方を助けられる、ちょっとでも営業を続けられる店が増えるような親身なことを本当に今年新しく考えていかないと、今までと一緒のことやっていただけではどんどんと減るのではないのでしょうか。

農林業についても伺っていきたいと思います。

農林業について、私は昨年も言うたかなと思うんですけども、国連の中で「家族農業の10年」というのが提案されております。日本を含む104か国の支持を得て、持続可能な開発目標というSDGsという、今日も何回かお話がありましたけど、そういうものとも密接な関係にある計画になります。

この家族単位の農業、漁業、林業、養殖とかも、これが非常に大事にすることが必要なのではないかと、全世界で計画を立てて、それぞれの国がアクションプランを示していこうということなんですけれども、こういう家族の農業を大事にするという視点の施策というのがなかなか見当たらないところです。どうしても集約化であるとか認定農業というところが大きいんですけども、一部獣害の問題であるとか、耕作放棄地の問題は、もしかしたら家族の農業を助ける手だてなのかもしれません。それについての手だて、現状をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、本市におけます家族農業の実態でございますけれども、2015年の農林業センサスによりますと、農業経営体数は732経営体ということでございまして、このうち家族経営体が726経営体ということで全体の99.1%を占めておるところでございます。この数字につきましては、県におきまして97.9%、国が97.6%となっておりますので、本市のみならず、我が国全体の農業が家族経営によって支えていただいておりますということがうかがえるかと思います。

次に、本市の今後の農業の施策の方向でございますけれども、やはり将来にわたって農地を守り、生かし、耕し続けていくというためには、農地を地域の担い手の方に集約していくということによって、農地利用の効率化、最適化を図っていくということが喫緊の課題であろうと捉えておるところでございます。国が推進をしております人・農地プランの実質化について積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

また、引き続き農家の生産意欲の減退の防止や農業の付加価値の向上、新規就農の促進など様々な視点から支援をさせていただくことによりまして、持続的な農業の推進を図るとともに、農業本来の目的でございます食料生産ということだけではなく、国土保全とか水源涵養などの農地の多面

的機能の発揮につなげていくというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

種子法や狩猟法の問題もありますし、要するにまとめないと、大きくなると恩恵がないというようなことでは、やはり農業は潰れていってしまうんだと思いますし、所得保障などのことについては市町が考えるということではなくて、国にも上げていって、共に考えていかなくちゃいけないことだと思うんですけども、まとめないと恩恵が受けられないということではなくて、一件一件の悩みを聞いていただきながら、やっぱり一件一件でメリットがある農業施策というのを考えていただきたいと思うんです。獣害の柵についてもまとめないといけないとか、そういうところら辺もあつたりしますので、一件一件が十分に頑張っていけるような施策というのは、そういうところに少し転換をしていくということが今求められている時代だと思うんですけども、最後にいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在国が進めておる人・農地プラン、これを実質化していくには、地域での話合い、これが非常に大切ということで、段階的にそれを市も入って今後進めていくという中で、個々の農業者のご意見も聞きながら、今後様々な施策についても検討する必要があるのかなと思っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

先ほど言いました耕作放棄地対策がどのように進んでいるのか、獣害対策というのがどうなのかということ、もう一回最後にお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず獣害対策ということで、有害獣被害防止対策事業でございますけれども、農作物への被害軽減を図るために防護柵等の資材の購入に要する費用の2分の1の金額を助成させていただいております。

次に、耕作放棄地の解消の関係であります。農業振興地域内で耕作放棄地を耕作可能な状況に解消しまして、農地として利用するために、10アール当たり10万円の金額を上限といたしまして、その事業に要した費用の2分の1の金額を助成するという補助事業を持っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩をいたします。

(午後 1時57分 休憩)

(午後 2時06分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。

公明党を代表して質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、令和2年度施政及び予算編成方針についてお伺いをしたいと思います。

行政経営の重点方針において、令和2年度を知新の年と位置づけられました。市長は3期目、新年度は最終年となりますが、市長の決意をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質問に対して答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和新時代を迎えまして、私たち都市自治体は少子高齢社会の進展や超スマート社会への対応、そして包容力のある地域共生社会づくりなど、この様々な政策課題にしっかりと挑戦をしていかななくてはなりません。

さらに、市制施行15周年という節目を迎えました。激動の社会経済情勢の中で、着実にその間、市民の多くの皆さんの努力の総和によって、その歩みを前に進めてまいりましたが、しっかりそれらの環境変化の中で持続的成長への次なるステージへ力強く歩を進めてまいらねばなりません。くしくも令和2年は、本市の悠久の歴史を語る上で外すことのできない壬申の乱と鈴鹿関、日本武尊と弟橘媛について記された日本書紀の編さん1,300年の節目の年に当たります。こうした大きな歴史の流れの中で、いま一度古きを温め新しきを知る、その中でしっかりと新年度の歩みを強めてまいらねばなりません。

午前中にもお話ありましたけれども、ぜひ特にこの知新の精神をもって、時代を見据えた計画づくりや新たな種まきとなる行政運営、これに臨んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

ご案内の2040年頃を視野に入れますSociety5.0、2030年をターゲットとするSDGsなど、私たちは好むと好まざるとに関わらず、この時代の大きな潮流に直面をして、その環境変化に適応していかななくてはなりません。その意味で、大変時代の転換点を迎えております。当然、総合計画グリーンプラン2025、これをしっかり前へ進めるという視点と併せて、この新しい流れにしっかり備えていく、これに力を注ぐことは大事であろうというふうに認識をいたしておるところであります。したがって、議員からは市長任期4年目の最終年ということでの決意ということでございますが、残された任期におきましても、令和2年度、「緑の健都かめやま」の実現に向けて、しっかりとその責務を果たしてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

市長から決意を聞かせていただきました。新たなというよりも、また任期とか最終年とかというよりも、今日の前にあることをしっかりと1つずつ進めていくということと、また新たな流れをしっかりと受け止めて、それを次につなげていくというふうな形で理解をさせていただきました。

次に、新年度予算の特徴についてお伺いしたいと思います。

施政及び予算編成方針において、新年度予算は一般会計が前年度比8.1%増の217億9,000万円、特別会計・企業会計合わせた総額、前年度比6.1%増の343億9,220万円となっているということでありました。特に一般会計予算は、過去2番目に大きな規模であるという報告でありました。

新年度における予算全体の特徴についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

新年度予算の特徴につきましては、予算編成に当たりまして、まず制度改正への対応といたしまして、歳入では普通交付税の一本算定、新年度から普通交付税が一本算定に移行いたします。また、法人市民税の法人税割、これは税率が9.7%から6.0%に下がりますので減収となります。また、その補填措置として法人事業税交付金が創設されます。

一方、歳出におきましては会計年度任用職員制度の導入を行い、一般会計は過去2番目に大きな予算規模となったものでございます。

主な事業といたしましては、幼児教育・保育の無償化や、障がい者サービスの利用増などに対する経費など市民サービスの提供に必要な予算を確保するとともに、前期基本計画第2次実施計画として積極的な展開を図るため、重点的な予算配分としましてJR亀山駅周辺整備事業、図書館整備事業、三重とこわか国体を見据えたリハーサル大会に係る事業、井田川小学校の校舎増築と給食室の改修事業、国のGIGAスクール構想に伴う情報教育推進事業、かめやま文化年事業などが主な事業でございます。

また、新たにスタートする第3次行財政改革大綱前期実施計画に掲げる取組といたしまして、ICT技術の活用としてRPA等の導入、マイナンバーカードを活用した利便性の向上として証明書等コンビニ交付事業、また消防力の充実強化を図るため、はしご自動車の整備等を新年度予算へ反映させたところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

午前中に引き続き、同じことを言っていたいてありがとうございます。

普通交付税の合併算定替えて一本算定になるということ、これは市制施行10周年のときに、もういよいよ今後5年間で段階的に減らされていくということで、あの当時でいえば平成32年になりますので、どんなときになるんだろうというような、何かそんなことを思い出したんですけど、平成の世も終わり、また令和になって、先日は15周年の記念式典も無事終えまして、新たな亀山

市も局面を私は迎えていくのではないかなあというふうに思っております。

そんな中で、性質別の歳出の状況を見ますと、義務的経費が約10億ほど増えておりまして、100億を突破しているという状況になりました。これは人件費の伸び、特に会計年度任用職員が加わったというふうに思うんですけど、このことによって人件費の構成比が28.1%、これが結局今までは会計年度任用職員の方は物件費として予算が組まれておりましたので、この28.1%というのが総人件費、亀山市で働いていただいている職員の総人件費として理解をしていいのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

前年度までは、非常勤職員の方は賃金で物件費という性質別経費の分類でしたが、会計年度任用職員に2年度からなりますので人件費ということで、今までも実質的には人件費でしたけれども、物件費という性質別経費の分類でしたけど、今度は人件費になりますので、総人件費の割合と捉えてよろしいということです。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

次に、投資的経費についてお伺いをしたいと思います。

新年度は前年度比47.4%、約8億増の約25億となっております。この主な要因というのは駅前整備事業なのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

投資的経費の主なものといたしましては、JR亀山駅周辺整備事業と図書館整備事業、それと井田川小学校校舎増築と給食室の改修事業が主なものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

財調も長期財政見通しと比べると、今年度も約3億ほど、また新年度も3億ほど、この長期財政見通しから比べると増えておりますが、今後も増加していくのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

財政調整基金の残高につきましては、昨年度は11億円当初予算で繰り入れました。今年度は13億円、2億円増えております。決算で執行残とか出ますので、その分また積み立てたりとか、決算の剰余金の2分の1は財政調整基金に積み立てるとなっておりますので、徐々には減っていきませんが、急激に下がるということはないということで考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今、私が聞いたのは、長期財政見通しでは毎年毎年見通しとの乖離がある、3億ほどあるのかなあと思うんですけど、これが今の見通しと比べて今年度も新年度も増えていますので、それがそのままその次も増えていくことになるのかについて、もう一回お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

長期財政見通しでは、令和7年度に約8億というふうに順々に下がっていくというふうな見通しは下げておりますけど、実際の決算になりますと、この額よりも上振れ、もう少し財政調整基金は確保できるものとまずは見込んでおります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

次に移ります。

感染症、新型コロナウイルスに係る危機管理の在り方についてお伺いをします。

私より前の3名の方も、この感染症に対する質問をされておりました。

世界的に猛威を振るっています新型コロナウイルスは死者まで出ているということで、本当に見えない敵というか、そういうものに対してどう取り組んでいけばいいのか、本当に今、日本中で混乱が広がっているように思います。個人的な対応としては、不要不急の外出を避けるとか、うがい、手洗いの励行とかマスクの着用という、また団体でいえばイベントの中止などがそれぞれ自治体だけでなく相次いでおります。また、子供たちへの感染を防ぐために3月2日から休業に入っており、卒業式の延期や縮小などの対策が取られております。

1点目に、市民への情報提供の在り方についてお伺いをしたいと思います。

ホームページを見せていただきました。そうすると、市のホームページを開くと、新着情報の中には、新型コロナウイルスに対する情報はきちっと取り入れられております。ただ、ホームページをぱっと開いたところで、新着情報も次々入ってきますので、それを繰らないと新型コロナウイルスに対する情報に行き着かないというか、県内の自治体を見ますとホームページのトップページに特出しで重要なお知らせとか、それから緊急情報とか、災害情報とか、そういったことにくって掲載をされております。また、市長名で市民に呼びかけもされております。

ホームページに掲載したからといって何が変わるのかと言われたらそれまでなんですけど、やっぱり市の姿勢として、私はそれは早い段階でやる必要があったのではないかと思います。聞き取り後にコロナウイルスのところをクリックすると、コロナウイルスで中ではくってはあったので、少し対策は取っていただいたのかなあと思いますが、本来はトップページに、また市長名で市民に対して呼びかけ、今日冒頭で市長が呼びかけをされましたけど、そういうことをしっかりとやっぱり出す必要があったんじゃないか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の新型コロナでの対応の過程で、情報発信あるいは市民の皆さんへの情報提供、呼びかけ、ここらをもう少し工夫して効果的に発するべきではなかったかというご指摘であろうかと思えます。

いろいろ、例えばプレスを通じてとか、広報「かめやま」とかケーブルを通じてとか、こういうことについては、非常に刻々と動く中での決定事項とかというのは発してきたつもりではありますけれども、若干ホームページでの提供ということにつきましては議員ご指摘のようなところもあったかというふうに思います。

したがいまして、ご指摘も踏まえ、今日もお触れいただきました冒頭でのメッセージ、状況の報告につきましてもホームページに掲載をして、市民の皆さんが分かりやすくアクセスをしていただけるような、そこは情報発信をさらに工夫しながら努めていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひお願いをします。今日の市長の冒頭の呼びかけもぜひホームページに載せていただきたいなあと思います。

2点目に、学校が休校になることで子供の居場所が課題となっております。このことは午前中、昼としっかりと聞かせていただいたんですけど、その中で1点ちょっと聞きたいんですけど、それぞれいろんな案件があることに対して個別対応をされているということはお聞きをしましたが、学校側が各それぞれの子供たちがどこにいるのか、学童にいるのか、家庭にいるのかということの情報把握はできているのでしょうか。その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

今回の臨時休業によって、放課後児童クラブに入っていない児童については、基本ご自宅で過ごされておるといようなことになっております。それとあと、学校の個別対応として、どうしてもご家庭で見られない場合であるとか、午前中の前田議員のご質問にもお答えしましたけれども、特にケアが必要な児童にあっては一定受入れもさせていただいておまして、学校の子供たちの状況についてはご家庭と学校が連絡を取り合っていて、学校のほうで把握はいたしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

警視庁のまとめでは、二十歳未満の被害に遭った誘拐、強制わいせつ、暴行、傷害などの発生場所が道路上に次いで住宅が2番目だというふうにありましたので、家庭において1人で留守番をしているというような状況がないということをしつかりと把握をしていただきたいなあと思います。

3点目に移ります。

報道を見ているとマスクがなくなって、ネットでは転売禁止にはなりましたが、本当にトイ

レットペーパーがなくなったり、レトルト食品が品薄になったり、聞くところによると米がないとかという情報、本当に何か様々な情報が飛び交っております。本当に冷静に判断をしていく必要があるんだらうなあとと思うんですけど、今回のこのような非常事態と言われるようなことを経験すると、自然災害ということ、本当にこんな状況ではないよなあと、子供たちがどうなっておるんやと、教育委員会が決めたんかというようなことじゃなくて、いきなり来るというようなことが考えられます。だからやっぱり、まだ動いてはおりますけど、自治体として今回のこのようなことをどう次に生かしていくのか、このことで何を学んでいくのかということは私はしっかりと考えていく必要があるんだらうなあとと思います。

例えば災害時、私ずっと言ってきました家庭で備蓄をしてください、ローリングストックをしてくださいというようなことも、今後終息をしたら改めてこういうことも訴えていただきたいですし、子供たちのことも、家庭にいるときにもし災害に遭ったら、こんなことに気をつけようとかという話合いの場とかということに、ぜひつなげていただきたいなあとと思います。

今回、亀山市が業務継続計画、BCPを作成されて、今回総務委員会の資料として出されておりますが、これは想定が地震ということで作っていただいております。でも、ニュースを見ておりますと、市役所の庁舎の中で発生した、これが感染をして業務が停止するということだって、今後の想定としてはゼロということはないんじゃないかなあとと思いますので、こういうことを通してやっぱり私たちは学んで、次につなげる必要があるんだらうと思うんですけど、先が見えない今の状況ですが、市として今回の問題をどう捉えて次につなげていこうと思っているのかについて、見解を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今議員がくしくも、例えば自然災害で甚大な地震が発生をしたと、こういう混乱ではないというのは、まさにそのようなことであろうと思います。また、役所においても今回神戸市さんで窓口の職員がいわゆる感染をされて、その後、今日あたり大変な状況になっておられますけれども、そういう状況が起こり得る状況の中にあります。今後まだまだ刻々とこの事態は変化をしていくと思っておりますけれども、私どもはこの危機管理の体制を、本当にここまでの段階で様々な課題も生じておりますし、今後様々なさらなる課題も明確になることだろうと思っておりますけれども、危機管理体制は全てに最優先をしなければならないと、このように考えておりますので、この現状の非常に先の読めない、何が生じるか分からないこの状況の中で、私どもは26年の5月に新型インフルエンザ等の特措法に基づく対策行動計画を策定いたしました。これを準用する形で1月28日以降回ってきておりますが、これにも多分今から発生することも含めて、さらに検証し、加えなければならないことが出てこようかというふうに思いますので、今ご指摘のところも踏まえて、まだまだ現在進行形ではありますが、しっかりとこの感染拡大防止の対策と、今後起こり得るいろんなことを想定しながら万全の体制で臨んでいきたいというふうに現時点で考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひお願いをしたいと思います。

次に移ります。

地域福祉力の向上についてお伺いをしたいと思います。

新年度予算では引き続きCSW、コミュニティソーシャルワーカーの配置や正職員にするなど、多様化、複雑化する福祉課題の解決に引き続き取り組んでいくということで、これは大いに評価をしたいと思います。ごみ屋敷の問題や高齢化するひきこもりの問題、いわゆる8050問題や貧困、障がい、個々の問題が本当に複雑に絡み合っているのが福祉の現場であります。本当に現場で対応して下さっている皆様に感謝を申し上げたいと思います。

現状この事業を展開するに当たって、このような状況に至った要因の分析、私はこれが、今後のことを考えるとこういったことをすることが本当に必要じゃないんかと思いますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員ご紹介いただきました地域福祉力強化推進事業に関しましては、CSW等の展開を図りつつ、令和2年度におきましてもそういった相談件数の増加等が多くなっておりますので、その課題を解消すべくCSWの正規職員化などを図る一方で、また相談支援包括化推進委員会を中心とした物事で整理していこうとするような物の流れで現在考えているところでございます。

これには特に、地域での支え合いであるとか助け合い、地域のお力をお借りしつつ、行政また社協とも相まって、いろんなアプローチの中で問題解決に向けてやっていかなければならないと考えております。そういった中で、こういった個別事象の中のテーマは一つとして考えるわけでございますけれども、全体といたしまして長期的な物差しも持ち合わせなければならないという考え方も持っております。

具体的に申しますと、個別相談の課題になっている原因は、先ほども申されましたように、障がいであったり、貧困であったり、様々な複合的な絡み合いがあつて原因となっているケースが多くございます。その課題解決を図るには、非常に困難であると言われてはおりますけれども、こういったことを個別の事案に着目する中で未然に防ぐことが、短期的な取組はもとより、各事案に対する分析、予防等を含め、長期的な視点を持って、幼少期、青年期など早期の課題把握から、随時適切な福祉サービスの提供や、課題を抱える世帯が社会との関わりを深める取組などが必要であると考えているところでございまして、いろいろ申し上げましたけれども、総合的な取組によって、この地域福祉強化推進事業を推し進めたいと、かように考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

現場で働いていただいている、対応していただいている方は、本当に一生懸命やっただいていられるんですけど、結局は出口対応であつて、今ある事案に対してはしっかり手を打っていただいております。でも、それを防止するためにはどうしたらいいのか、今少し分析のことはお触れいただきませんでしたけど、次に長期的な視点での未然予防の考え方についてお伺いをしたいと思います。

この複雑化する福祉課題というのは、お金と時間が、特に8050問題となると、なかなか1回や2回アプローチするだけで問題が解決するということはありません。また、高齢化するひきこもりとか、そういった様々な課題に対しては、親が活着しているうちは、親の収入があるうちは何とかなつたにしても、結局親がいなくなった後には生活保護に頼らざるを得ないような状況も出てまいります。その分析をすることによって、どこに問題があつたんだろうか、子供にあつたのか、親にあつたのか、家族全体にあつたのか、それからどこの段階で支援が必要だつたのか、就学前だつたのか、学齡期だつたのか、青年期だつたのか、そういった分析をすることによって手を打っていくということが私は必要だと思います。しっかりとやっぱり分析をして、未然防止をする取組が私は必要やと思いますが、その点についてご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員ご所見のとおり、この問題に対するアプローチというのは、多種多様な物事の考え方の中に成り立つと思っております。その関わり方は、人・物・金というようなあてがい方もあるわけでございますけれども、その中には一つ一つの個別事情に寄り添つた形で、それが自分自身の場で起きたらどうなのかぐらいの踏み込んだ物の考え方で関わっていくことが解決につながると思っておりますので、職員共々地域に出向く折には、個々のご事情をよく考えて当たらせていただきます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

多分今の部長の答弁は、出口対策についてはそのとおりだと思いますけど、未然予防にはならないので、未然予防という考え方をぜひ持っていただきたいと思ひます。

やっぱり日本国内というのはハイリスクアプローチ、何かあつたら手当てをするということになっております。これをポピュレーションアプローチ、ちょっと研修で学んでまいりましたけど、全体をアプローチしていく、子育ての段階から全体をアプローチしていく。子育てというのは、別に課題のない家庭がそのまま移動するわけではなくて、課題がなくたって課題がある状況に陥ることだつてありますので、全体をアプローチしていくということの考え方が必要やということを学びました。

亀山市では今、子育て世代の包括支援センターを設置いただいております。妊娠期から母子を支えていくという、言わば日本版のネウボラと言われているものを取り入れていただいておりますが、フィンランドで行っているネウボラ制度というのは、妊娠期から全ての母子に1人の保健師が関わっていくことをやっております。これを日本でやるとか亀山でやるというのは非常に難しい状況は理解しておりますが、行政だけでなく地域社会の中で様々な人たちの関わりを組み合わせながら、全体の子供たち、母子をバックアップしていくという取組が必要やと思ひます。

もう一つは、なかなか教育の現場に福祉が入れないというところもあります。今、スクールソーシャルワーカーの方に困難事例なんかは入っていただいておりますが、これも県の予算で県にお願いをして来ていただくとかというような形でやっております。フィンランドでは、教育現場の保健師の先生は福祉から派遣をされているということで、福祉と教育の連携がしっかりできているとい

うことも聞いてまいりました。これがすぐ亀山でいけるかどうかというのは分かりませんが、いろんな対応をしていく必要があるんだろうと思います。

亀山市の子供たちを一人も漏らさず責任を持って社会に出していく。今、不登校の問題とか、ひきこもりの問題とか、様々な問題が学校現場でも起きております。いじめの問題もそうです。やっぱり少々つまずいても休息する場所があるとか、そういった取組の強化が私は亀山市には絶対必要やと思いますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現代社会におけます今ご指摘のようなひきこもり、ニート、8050問題等々につきまして、非常に憂慮すべきところにあるというふうに考えております。

あわせて議員からご所見を頂きましたが、親子に対して極めて早い段階から必要な支援を行うことで自立を促したり、あるいは必要なサポートを入れていくという考え方は大変重要な視点であろうと思います。そのようなことから、本市では、これまでからも母子保健をはじめ、親子の関係を重視した取組をいろんな施策事業に組み込んで進めてまいったところであります。

また、今日的な課題となっております子供の貧困に関わりましても、いわゆる経済的な貧困という捉え方だけではなくて、亀山市の独自の概念として、親子の関係とか生活がうまく機能しない家庭について文化的貧困と、困窮というような考え方を持ち合わせて対応していきたいというふうに今考えておるところでございます。

こうしたことにつきまして、今後どういった手法や対策が有効であるかと、先進事例も含めての研究を重ね、政策的なアプローチをしていくことが重要であると認識をしておりますが、今フィンランドの例を出していただきましたが、私どもといたしましても、教育と福祉の連携も含めました市全体の力を結集した横断的な対応が必要であろうというふうに、そういう視点から臨んでまいりたいというふうに考えております。

それから、ポピュレーションアプローチについての考え方につきましても、これは亀山の特徴だと思っておりますが、地域の絆とか世代間の交流、3世代の交流、人と人とのつながりを重視したまちづくりを展開することで、課題はありますが地域のセーフティーネットとしての役割を高めようという意思を持って取り組んでまいりました。こうした地域社会全体の風土醸成の中で、大人も子供も障がいの有無に関わらず、包括的にサポートできるような環境、まさに健康都市のような概念、WHOは今回いろいろ問題を出しておりますが、私どもはこのWHOが提唱する健康都市という概念は、まさに未然にこうしたことを防止していくと、SDGsの考え方にもつながるものかと思っておりますけれども、こういうことを包括的にまち全体で捉えていくということがポピュレーションアプローチでありまして、ハイリスクの予防につながっていくものというふうに考えて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

いろいろやっていただいております。私は本当に亀山の母子保健は素晴らしいと思っています。

でも、一方でやっぱりなかなか学校になじめないとか、学校に行きづらいとか、そういった子供たちも一方でいて、それがそのまま年齢が上がっていつているという状況もしっかりと見据えて、この未然予防という考え方を、福祉と教育の連携をしっかりとやっておると市長はおっしゃっておりますけれど、その課題を一つ一つクリアするような取組をぜひお願いをしたいと思います。これは合理的な社会投資なんだというふうに学んでまいりましたので、そういった考え方でお願いをしたいと思います。

次に移ります。

高齢運転者の安全対策についてお伺いをしたいと思います。

12月議会でサポカーの補助金、補助金というかセーフティーネットカー、そのことで高齢運転者の安全対策について質問をしたところ、物すごい反響がありました。本当に知らない方からもお電話を頂いたような形で、待っていらっしゃるんだなああと、亀山市内でも医療センターでの事故とか、商業施設でも事故が起こっているというような状況の中では、やっぱり求められているんだなあというふうに思いました。

国のほうでも、2019年度の補正予算で補助金がついておりまして、また今、三重県でもこの高齢運転者の安全対策緊急事業費が予算計上されて、今まさに審査をされているというふうに聞いておりますが、改めて国で行われる内容と県の予算案の内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お話しのサポカー補助金でございますが、全国的に高齢運転者による交通事故が問題となっており、サポカー補助金とは高齢運転者による衝突被害軽減ブレーキや、ペダル踏み間違い急発進抑制装置が搭載された安全運転サポート車を購入する費用を補助する制度でございます。

国においては、このサポカー補助金が令和元年12月の閣議決定により、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように国の補正予算に組み込まれ、交付対象者を65歳以上の方々に限定し、令和2年4月1日から安全サポート機能付車両を購入した場合、2万円から10万円の幅がございますが補助を出すということと、それから既登録者に後づけのペダル踏み間違い急発進抑制装置を購入・設置した場合、これは2万円から4万円でございますけれども、交付するものとしてございます。

また、県におきましては、後づけのペダル踏み間違い急発進抑制装置のみを対象としてございまして、年齢も先ほどとは5歳上回る70歳以上の高齢者に補助を行った市町に対して、1件につき事業費の2分の1を上限1万円まで交付する事業と伺っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございました。

つまり、国のほうは決まっておりますけど、県は亀山市で補助制度を導入すれば2分の1は出しましょうということだと思います。亀山市がやる方向なら6月に補正で出てくるんだろうと考えておりますが、亀山市で導入するのかについて1点と、また仮に6月補正でありますと、予算執行はその後になります。県の予算執行からいえば3か月の、県は4月からやりますので、タイムラグが

発生すると思いますが、先ほど申しましたように市民の皆さんとしては早くサポカー補助金を使いたいと思っておられると思うんですけど、お得な県の補助金を上乘せすれば、もっと補助金が増えると思うんですけど、4月まで遡及して補助金が使えるような考え方はないのかについて、この2点について市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

県内では独自に実施、あるいは令和2年度当初から実施予定の市町もございますが、まずそもそもこの補助制度が、議員ご案内のように国・県ともに令和2年度1年間に限定されているという補助制度でございます。そういう中で、本市としましては県の補助が1年限りの措置であるということから、市の単独事業で実施することは難しいというふうに考えてございまして、今後県の状況を見極めつつ、少し近隣市町の動向を注視してまいりたいと考えております。

その折に、年度途中からもし仮に実施した場合の4月1日への遡及はどうかということでありましたが、もし年度途中で補助金を実施した場合の交付対象時期の遡りにつきましては、県の見解によりますと制度上では問題がないということではありますが、これにつきましてもさらに近隣市町の動向を注視してまいりたいと現時点では考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

なかなか県の予算が通っている状況ではないので言いにくい部分もあろうかと思いますが、こういうことを県が考えたのであれば、亀山市の高齢運転者の安全対策としては亀山市はやりたいというふうに市長の見解が欲しかったです。

次に移ります。

女性特有のがんの予防対策についてお伺いをしたいと思います。

子宮頸がんの予防ワクチンの、これHPVワクチンというんですけど、正しい情報の周知についてお伺いしたいと思います。

現在、この予防ワクチンは定期接種化しておりまして、小学校6年生から高校1年生相当の女子、女の子が無料で打つことができるようになっております。ただ、皆さんご承知のように、強い副反応が出たということによって、現在は厚生労働省のほうから積極的な勧奨にはなっていないというのが現状であります。

このワクチンですけど、2013年4月から定期接種化されておりまして、その当時は接種率が約70%、今では積極的勧奨していないことによって1%未満になっております。私は積極的な勧奨をやりなさいと言うつもりはありませんが、子宮頸がんの正確な情報を本人や家族が知ることは必要でないかと考えております。

1度私はこの質問をさせていただいて、この子宮頸がんについて説明をさせていただきましたが、改めて、子宮頸がんは子宮の入り口にできるがんで、年間約8,500人近くの女性が罹患し、約2,500人も女性が亡くなっております。

このHPV（ヒトパピローマウイルス）というのは性交渉、性交経験のある女性の約80%が5

0歳までには感染を経験する、だから大体みんな性交渉をされた方は感染するんですけど、中にまれにがん化してしまう、がんになってしまう状況があります。だから、そのためには性交経験がない、そうするまでにこの予防ワクチンを打つことが有効とされております。

亀山市のホームページには情報としてしっかりと厚生労働省の情報も掲載をしていただいておりますが、本人や家族に伝わるような個人通知の必要性について見解を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お話しいただきました子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、定期予防接種の対象者が予防接種の情報を得て予防接種を希望する人が接種できるよう、令和元年10月に三重県からの通知があったところでもございます。

また、私どもといたしましては亀山医師会からの助言も得まして、子宮頸がん予防ワクチンの対象時期の前に接種するジフテリア、破傷風、2種混合ワクチンの個人通知を行うときに今後受ける定期予防接種として、子宮頸がん予防ワクチンの対象年齢やワクチンの効果及びリスク等について、昨年、先ほども申し上げた令和元年11月からの発送分においてお知らせをしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

すみません、今、対象者、6年生から高校1年生相当の女子と言ったんですけど、対象者全てに通知されるのかについて、もう一回お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

この子宮頸がん予防ワクチンでございますけれども、小学校6年生から高校1年生相当の女子ということで、接種回数が3回というような認識を持たせていただく中で、全ての方々に通知をさせていただくよう進めてはございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

せっかく作っていただいたんですけど、資料をお配りしておりますので、ぜひ資料を映していただいているでしょうか。

こういったものを通知されるということで、なかなかヒトパピローマウイルスというのがどういったものかということが分かりませんので、しっかりと個人通知をしていただいているということでお聞きをしましたので、お願いをしたいと思います。ありがとうございます。

WHOは、SDGsに子宮頸がんの死亡率を2030年までに30%減らすことを目標に掲げて、子宮頸がん排除への戦略としてHPVワクチン接種率90%を目標にしております。無料で受けられる時期が限られておりますので、何も知らないまま対象時期を過ぎてしまったというふうになら

ないためにも、対象時期を過ぎますと3回接種するのに5万円ほどかかりますので、ワクチンの正しい情報を知って接種の判断をしていただくということを今後も続けていただきたいことをお願いをして終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時56分 休憩）

（午後 3時06分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大樹の鈴木でございます。

代表質問ということで、前置きの話をしますと、決まって時間切れを起こす癖がありますので、通告どおり質問をさせていただきます。

私は、令和2年度施政及び予算編成方針についてのうち、子育てと子供の成長を支える環境の充実についてを質問します。

まず、11年目を迎えた櫻井市政、子育て施策が市政の目玉施策となっているかということで、市長及び執行部の認識の確認をしたいと思います。

子育てには、福祉部門と教育委員会が抱える部分があると思いますが、今回は福祉サイドの面からのみ質問をさせていただきます。

それではまず、ここ10年、11年、今までの櫻井市政の子育て支援事業の取組の実績について、整理をしていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

この10年間で見ますと、安心して産み育てられる子育てに優しいまちを目指すために、様々な施策を講じてきたところでございます。そうした中、医療、福祉、教育の連携の下、子供の育ちを支える体制としまして、子ども総合相談窓口が果たしてきた役割は非常に大きなものがございます。

母子保健分野との連携の中で、本市全ての子供たちに途切れのないきめ細やかな子育て支援に努めてきたことなどは、本市の特徴とも言えると考えております。具体的には、母子保健では、妊娠期から主に就園までの乳幼児期を大切に、家庭訪問や健診、育児教室等を実施しております。1歳6か月、3歳の幼児健康診査では、発達支援の必要なお子さんを早期に発見し、関係部署が連携して、専門相談や早期の支援につなげる仕組みを構築してまいりました。

平成30年度には、子育て包括支援センターを立ち上げ、保護者や他部署との支援者の顔の見える関係づくりを大切に、妊娠期から主に3歳までの切れ目のない支援を行っていることなど、子

育て支援の各施策を進めてきたところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。

子ども総合相談窓口の果たしてきた役割とか、健診等母子保健等述べていただきました。割と目立たないけれども、積み上げてきた実績というのは見受けられると思います。

それでは、次の質問は「そして、親になる」プロジェクトの狙いまでの水準に来たかという質問を用意しました。

プロジェクトでは、恵まれた子育て環境の充実をもって、その魅力を発信することで、子育て世代のさらなる定住促進まで図ると、いわゆる選ばれるまちを目指すんだということなんですけれども、今までやってこられたことが、そのプロジェクトの狙いまでの水準に高まったかという認識を聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

本市では、親と子の成長を支える子育てに優しいまちの充実に向け、先ほど申しました発達支援や要保護児童対応等、子供に関わる総合的な窓口の一元化や、子供医療費の無料化の中学生までの対象拡大、自然豊かで魅力的な環境の中で、園児が地域の方々との交流や体験活動を行ってきたことなど、県内外に先駆けた取組を進めてまいりました。また、放課後児童クラブについては、待機児童が発生しないようにニーズに対応しながら、市内10小学校区に21の放課後児童クラブを整備するに至っております。

こうした特色ある取組や子供たちの居場所の対応等により、子育て環境の充実が図られ、子育て世代の定住にもつながっているものと認識しております。

一方で、ニーズの高まりが見込まれる低年齢児の待機児童対策をはじめ、子育て支援の情報発信や、妊娠期から子育て期までの一貫した支援等については、着実かつ積極的な取組を進める必要があると認識しているものでございます。

今後といたしましても、第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画（案）の基本目標4．子育ての希望がかなうまちを目指し、子育て世代包括支援センターを核とした親子に対する健康支援の充実や、子育て世帯の転入に際しての細やかなサービス、また基本目標2．多様な主体に支えられ、子育てがつながるまちの施策の方向性として、SNSなどICTを活用した子育てに関する多様な情報発信による子育て世代の交流促進等を位置づけ、子育て施策を着実に推進してまいり所存でございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

答弁の中で、少し課題もあるんだというような雰囲気の話も頂きました。

そんな中、それでは今回の新年度予算の中で示された、反省も含めた新しい子育て応援、支援の

予算はどうか示していただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

令和2年度に予算化した具体の取組の一例を申し上げますと、子育て世代包括支援センターの継続した取組に加え、新たに妊婦及び生まれてくるお子さんの歯と口腔の健康の維持増進へつなげるために、妊婦歯科健診を開始いたします。また、視力の発達する時期である幼児期に行う3歳児健診等に、スポットビジョンスクリーナーという機器を導入し、検査を行い、万が一異常があれば専門機関に受診勧奨を行い、早期治療につなげてまいります。これらの新規事業を含む子育て世代包括支援事業として、8,116万円を計上しております。

また、一部拡大しました予防接種費用助成事業として、763万円を計上しております。さらに、新たに開設される施設を含む22の放課後児童クラブの運営を支援し、子供たちが安心して生活できる居場所の充実として、放課後児童クラブ事業費に1億4,866万円を計上しております。これら子育て施策を着実に進めていくことが、子供たちの健やかな成長を支え、将来のまちづくり、人づくりにつながるものという認識の下、今後も力を注いでまいります。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

この項は認識の確認ということで、再質問等は用意していなかったんですけども、以前、森議員が中学校までの医療費無料等々、確かにいろんなことを亀山市は先駆けてきたけれども、そういうことは本当に全国各市町が追随をし、知らないうちに同水準ではないと、エンジンを付け替えるというような意味での発言も伺いました。今回の子育て支援は、合理的社会投資だという言葉も聞きました。まさにそのように思います。

今の総括を市民及び我々議員がどう判断するかは別として、次の項に移りたいと思います。

今日のメインのテーマでございます。

就学前教育・保育施設の再編整備の見込みについてということなんですけれども、ここでは明確な計画と確実な実施が見込まれるのかというテーマで質問をさせていただきます。

午前中の中崎さんの認定こども園の質問・答弁を聞いて、私も本当にますます理解ができなくなったので、重複するかもしれませんが、整理してみたいということです。

まず、明確な計画の視点ということの視点から、今回の令和2年度の施政及び予算編成方針では、認定こども園整備事業につきましては、地元自治会との協議等が出された課題について庁内で検討を行いながら、地域の方々に理解を深めていただけるよう進めてまいりますとの報告であります。

それでは、理解を深めていただいて南崎に整備をするつもりですか。

○議長（小坂直親君）

豊田健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

現在の認定こども園整備事業につきましては、アクセス道路など実施に向けて地域のご理解を得るために解消しなければならない課題がございます。現在の考え方といたしましては、これらの課

題を解消し、地域のご理解を得た上で事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

南崎に進めるということでいいんですね。進めるんですね。

それでは、第2次実施計画の主要事業の変更、これが出されました。午前中にも質問がありました。これはどう読めばいいんですか。令和3年には1億5,690万、事業費、計画額ですけれども出ているんですね。これはどう読めばいいか説明してもらいたい。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

今回お示ししております第2次実施計画の変更につきましては、地域へのヒアリングなどで頂いたアクセス道路への課題などの対策を検討するために、この事業内容の変更として、事業計画を1年間延長しておく、そういった主要事業変更内容でございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

1年間延長ということなんですけれども、仮に、南崎の方々の地域合意ができ、亀山中学校区内に1つの認定こども園をつくる計画であっても、一体事業の完成はいつを見込んで、施設の開始はいつなんですか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

この認定こども園事業につきましては、今回お示ししました第2次実施計画において、令和6年度に事業完了し、令和7年4月に開所の予定となっております。そのため、この亀山中学校区の公立認定こども園は令和7年となる見込みでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

令和6年に完成して令和7年の事業が今回の主要事業の変更で示され、今回提出された子ども・子育て支援事業計画の中で示された令和5年の川崎南保育園の拡張、あるいはその認定こども園化、これが主要事業に上がっていないのはなぜなんですか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

ご指摘の川崎南保育園、この改築につきましては、先ほど議員も申されましたとおり、現在パブリック・コメントを行っております第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画におけるニーズの増加対策として想定される事業の一つであると考えておまして、現時点でまだ具体的な事業化をし

ているものではございません。そのため、現時点で第2次実施計画へ位置づけるなどの主要事業とはしていないという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

想定される事業の一つであって、現時点では事業化されていない。平成5年に完成予定である川崎南が、今全く白紙状態だということですね。一体それじゃあ、1つの認定こども園をつくるたびに計画から完了まで何年かかると想定しているんですか。もうすぐ令和2年度ですよ。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

何年かかるかというご質問でございますが、なかなか事業のその施設の状況、計画によって様々になると考えております。短ければ2年でありますとか、今回のように5年ほど見ておるものもありますので、その完成の状況には施設ごとによって幅があるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

短くて2年、5年ないし6年。平成27年からの令和1年までの全計画です。第1期。この計画では、もう既に亀山において3つの認定こども園ができている計画なんです。亀山市で完成しているはずなんですよ。もう一度確認したい。いつまでにできると思うんですか、南崎。令和2年に入るんですけど、あなたは5年でできると言う。それでいいんですか、計画から完成まで。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

今回、実施計画でお示ししてございますとおり、この事業につきましては令和2年から令和6年度の事業期間で取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

整理するために、先月の2月10日の教育民生委員会協議会の議事録を、これあなたの発言なんですよ。これから向こう5年の計画には、南崎の認定こども園の事業というのは想定に入っていない。あくまで想定ですがという括弧、令和5年に1施設増やすのは、川崎南保育園の増築と認定こども園化、令和6年井田川幼稚園とみずほ台幼稚園の統合。だから、新しいこの新年度、令和2年に向かうに当たっては、しっかり議会に対しても市民に対しても伝えなければいけないことがありますよ。第1期の計画であったアスレのほか2つの認定こども園は未達成であったと。そして、進めてきた亀山中学校校区の南崎の計画は見合せで、仮に合意形成ができて使用開始は最短でも令和7年であると。いいですか。そして、第2期の計画策定に当たっては、まずニーズの高い北東部地区に川崎南保育園を核に拡張、認定こども園化を目指す。そういうことをしっかり議会あるいは

市民に分かるような、この実施計画の変更をしなければいけない。どうなんですか、これ。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

現時点での市の事業としての正確な位置づけの状況といたしましては、今申しております南崎での認定こども園の整備事業があるのみで、川崎南保育園の増築などにつきましては、第2期の亀山市子ども・子育て支援事業計画におけるニーズの増加の対策として想定事業の一つとしておる状況、これは今までご答弁申し上げたとおりでございます。

しかしながら、それらの想定する開所年度のことを踏まえますと、現在の認定こども園整備事業、南崎のほうですが、これの完了時期よりも先行する必要があるかというふうに考えております。ですので、そうした点も含めまして、令和2年度に策定を予定しております施設再編や整備に関する計画において、整備時期などをお示しするとともに、事業化に向けた検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

南崎よりも川崎南の拡張、認定こども園化が先行するという認識を持っているならば、いわゆる主要事業の再変更、予算も含めて、ほかの方法でもいいんですけども、明確にアナウンスすることが、私は説明責任ではないかと思えます。主要事業の再変更等、早急にやる覚悟はあるのか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

少し繰り返しの答弁になるような部分もございますが、基本的にはこの令和2年度に策定いたします全体計画の中で、急ぐべきもの、そのあたり事業化をいつするかなども含めまして、事業化及び予算化に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

少し角度を変えて、次の視点で質問をします。

再確認です。南崎の今の計画がスムーズにいかない、地元住民から理解を頂けない一番の理由は何ですか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

現在の計画案に対する地域のご意見といたしましては、昨年5月に実施いたしました自治会への個別ヒアリング、これの状況で申しますと、認定こども園を考えております予定地に整備することについては、約8割の方の賛同を得られております。一方、事業への賛否に関わらず、南側からのアクセス道路の拡幅や歩道整備を求める声は強い状況となっており、その解消が大きな課題という

認識を持っております。

現時点においてその解消ができていないことが、地域のご理解を得られない最大の要因であると
考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

まだ先のことから分らないと言われても困るんですけども、川崎南の増築ですよ、拡大。
今の川崎南の場所と私は判断しますが、現場所についての交通環境、どう認識しているか聞きたい
と思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

現時点では想定という範囲ではございますが、考えておりますのは、川崎南保育園のこの場所
での増築を行うとした場合、敷地の拡張や送迎ルートも見直しが必要になると考えております。特に、
現在の送迎ルートは狭隘な集落内の道路を活用しておりますので、これについては抜本的な見直し
に加え、一定の道路拡幅も必要であるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

狭い集落内道路、抜本的に拡幅してやるつもりなんです、今のところ。

実は私も、自分の子供も孫も第一愛護園、それから和田保育園、川崎南、その辺に僕も行ったこ
とがあるんですけど、本当に狭いんです。本当に亀山の保育園や幼稚園、こんな狭いところばかり
と思ったんです。それで、久しぶりに私も、この前この質問を考えたときに川崎南保育園に行きま
した。向こうも軽なんです。私もスズキの軽なんですけれども、スズキでなくてもいいんですけど
ね。それでも3回、3台出くわして僕2回バックしたんです。それだけおっしやるように集落内
の、もう本当に狭いんです。

ちょっと航空写真を用意しましたんで、出してもらえますか。

真ん中に通っているのが306、県内でも有数な混雑度の高い道であります。交通センサスでは
1.16から1.7、最大の許容量を超えている306。左に見えるのが大きな団地がみずきであり
ます。それからその上の右のほうには、今盛んに新しい住宅が建っているし、建とうとしています。
上のほうの川崎地区にも新しい住宅ができています。ずうっと南東に行きますと、井田川小学校に
なって、井田川小学校の下もずうっと宅地もできていますし、実は中部中の近在にも新しい開発が予
定されていると。

こういう中に、それからおかつ能褒野等は安楽の川が見えますけれども、あそこの狭い土手道
を通って通園しなければいけないという、非常に環境的にはよくないという。南崎の認定こども園
ができる当初も、私はああいう狭い、道路事情のところ造っていいのかという数々の疑問を投げ
かけてきたと思います。社会福祉施設だといって、認定こども園じゃないとかと何かちょっともめ
たような覚えがあるんですけども、交通アクセスが悪くて道路を拡幅するだけで膨大なお金をか

けるという、そういう施設設置というのは私は本当に当初からやめなければいけない。同様な懸念が起きますよ。地域住民の方の理解は得られないし、お金もかかりますよ。同じ失敗というか轍を踏むんですか、計画の中で。想定範囲内であっても、令和5年にはできるんですからね、今議論しておかなきゃいけませんよ。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

園へのアクセス道路というところで、まず先ほども議員ご紹介いただきました現在の長明寺町集落内の狭隘な道路によるこの送迎ルート、これを国道306号線から進入するルートへ変更するというのを想定しております。これによりまして、集落内を経由しないことから、周辺住民の皆さんへの交通面は改善されるのではないかとというふうに考えております。

また、もう少し広いエリアで306号線のことについても触れていただきましたが、これにつきましては、交通量の多い幹線道路、確かにそうでございますが、その交差点には信号も設置されておりますので、一定の交通安全対策は取られておるというふうに現時点では考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

もっと広々とした土地で、交通アクセスがいいし大きな駐車場も取れるようなところを考えると、そういう着眼はないんですか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

ご提案の施設の郊外移転につきましては、有効な方策の一つであろうと考えておりますが、現時点において、全ての施設を郊外へ移転させる方針を定めているものではございません。令和2年度に策定いたします施設の再編や整備の計画において、それぞれの施設の整備手法を検討する段階で、ご提案の視点も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

私は、何も全ての施設を郊外に移せと言ったつもりはないです。そういう意味から言えば、逆にその視点から言えば、仮に井田川幼稚園、あるいはみずほ台幼稚園、それからこれから議論になっていくであろう和田保育園、これらはあくまでも現状の場所にこだわることはないんです。これらの土地は、活用の方法によっては一等地ですよ。それで、市が保有する例えば市営住宅の跡地、有効な跡地がたくさんありますよ。あるいは能褒野だけではない、能褒野と農用地を何らかの形で活用していくという、こういう需要もあるんですよ。

今、提案の視点も含め検討するというのを答弁いただいたんですけど、これはどう検討したか、結果報告してくださいよ、早急に。それやらないと、もう令和5年には完成なんですからね。ここ

へ造るということを検討を早急に示してください。どう検討したか、私は早急に知らせていただきたいと思います。

ここの最後に、既存施設の整備計画は一体いつになったら示されるかという質問をしたいんです。今回の支援計画は、基本目標1の中の施策の方向性の中で、就学前教育・保育施設の再編と整備の中で、計画的な認定こども園化を進めるとともに、子供たちが安全・安心に過ごすことができるよう既存施設の必要な改修等を行いますと書いてあるんですね。第6章については支援提供体制と確保の内容、これあたりに、私、具体的にどういう整備内容か書いてあるかと思ったら、一切書いてないんです。一体いつになったら既存の施設の必要な整備計画が示されるんですか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

少し既存の園の前提状況から触れさせていただきますと、現在の保育所につきましては、いずれの園も敷地面積に余裕はなく、園舎の増築を検討する余地というのは限定的であるというふうに考えております。そのため、施設を増設する際は敷地を拡張する必要があると考えておりますが、現在の敷地の状況からは、なかなか難しい施設が多いのではというふうに考えております。

また、いずれの施設も既に老朽化も進み、建て替えを検討すべき時期であるというふうなところ、今議員のご指摘もありますことを踏まえて、令和2年度に策定する施設の再編計画の中で、この既存施設の改修についても一定の方向性を示していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

今、参事、令和2年度の再編計画で示すというんですね。今まで私もいろんな議員、櫻井議員なんかパネルを使って施設の老朽化、あるいは保育環境、交通アクセスをやってきた。その度々にあなたたちは次期支援計画の中で示すと言ってきた。会議録見てください、次期支援計画の中で。それで、支援計画に出てきた、どこに書いてあるか見当たらないからいつだといったら、来年再編計画つくるというんですか。令和2年に再編計画つくって、すぐ中間見直しですよ、令和4年度に。それから、5年になれば次期計画策定が入るんです。民間がこんなことしていたらとっても成り立っていきませんよ。第1期に3つ造るという認定こども園が全くできていない。令和5年で造るであろう川崎南の拡充、認定こども園化が全く見えていない、どこへ造るかも分からない。そして今度は、既存の施設は次期の支援計画ができた、出ていない、何だというと令和2年をつくると。もう本当にかっかしています。チョコちゃんに叱られますに、これは本当に。

最後に貧困の関係で、3番目に、今回の支援事業計画に新たに子供の貧困に関する視点が入り入れられたが、本腰を入れて取り組む覚悟があるかという質問を用意したんです。これもう僕、過去にも2度ほど質問をしました。本気度が見えない。亀山は本当に子供の貧困の環境というのは、単に進学とか、あるいは学習環境の低下とか、これを招くだけでなく、精神的苦痛とか、あるいは自己肯定感の欠如とか、あるいはいじめ、不登校、子供の幸せにとって大きな障害、障壁になってのしかかってくる。なおかつこの貧困というのは、統計的にも連鎖していくという性質があって、これは大きな社会問題となっていると思うんです。

私は、この連鎖を止める手だては、住民に一番近くていろんな息遣いが感じ取れる地方自治体、いわゆる亀山市が、なおかつ5万人という小さなまちだからこそ手当てできる、これに果敢に挑戦してほしいということで、貧困の連鎖をしない亀山、これの取組が責務であるということの思い、質問をします。

今回、子ども・子育て支援事業計画の特徴の一つに子供の貧困に関する視点が加わりました。なぜ加えたか、お願いします。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの子ども・子育て支援事業計画に貧困に関する視点がなぜ加わったのかということでございますが、今回、第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画（案）に掲げる基本理念の考え方にもございます、本市の子供たちが生きる力を育みながら心豊かに成長し、未来に向かって笑顔を輝かせながら羽ばたいていくためには、現代の社会的問題となつてございます、親から子へと世代を超えて連鎖する貧困問題を断ち切ることが非常に重要な要素であると考えてございます。

そういった認識から、第1期計画の考え方を継承しながら、経済的な貧困ではなく文化的貧困という視点も含め、子供の貧困対策について当該計画の中に取り組みすることとしたものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大きな重要な政策課題、深刻な社会問題化していると思うんです。

厚労省によれば子供の貧困率は14%、7人に1人は貧困状態と言われています。その中で独り親の相対貧困率は50%、半分以上です。これは経済協力開発機構、OECDの中では最悪の水準だと、これは厚労省の発表ですからね。というような状態であります。

質問を用意しましたが、ちょっとまとめて質問します。いいですか。

それでは、この計画の中で貧困対応をどう取り組むか、計画で明示できたかということと、それが従来の対応とどう違うんだと。それからもう一つは、アンケートの実施の効果はどこで見られるか。まとめてよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画における貧困対策の主な取組といたしましては、経済的な貧困や文化的な貧困に関する課題を抱える世帯を早期発見する仕組みづくりや、地域や関係機関と連携したアウトリーチによる早期支援の体制づくりを進めるとともに、各部局間はもとより関係機関などと連携を密にした横断的な対策を掲げているところでございます。

また、議員ご質問の新たな取組といたしましては、貧困の要因となる課題は多様化、複合化している傾向がある中で、従来の分野ごとに対応する体制を見直し、特に教育、福祉の連携強化による貧困世帯の早期発見の仕組みづくりに努めるとともに、早期支援のアプローチが可能となる環境整

備を行うことで、あらゆる関係機関が連携の上、包括的な支援体制の構築に取り組むこととしてございます。具体的にアンケート結果を実施したことで、貧困対策に取り組むべき方向性が明らかになってまいりましたので、それらの個々の分析を生かしつつ、先ほど申しあげました新たな取組等に生かしていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

連携とか、包括とか、目的とか。この計画、子ども・子育て支援事業の中では、5章の中で施策の展開、基本目標の3の中で貧困対応は位置づけられました。これは分かるんです。それでは先ほども言ったように、6章でその具体的体制確保の内容、これを記載する、こういう流れなんですけれども、6章にはないんですね。辛うじて今言われた5章の中に、アウトリーチによる相談支援を検討するんですか、実施するんですか。今検討と答えなかったですか。実施すると書いてある。だから、答弁では検討する、ここには実施すると書いてあるんですけれども、非常に位置づけはされたけれど、本当にそれが確かな事業として成り立っていくかという面が見えてこない。そういうことで次の質問、これもちょっと2つほどまとめますけれども、貧困に関する調査から得た対応が、この計画で終わってしまうのかという心配、終えんしちゃうのか、あるいはその実施計画的なものをつくるのか、庁内のワーキンググループみたいなものが今あるのかつくるのか。いわゆる別建ての事業計画が必要ではないんですかと、曖昧な形で体制の中には入れたけど、枠組みの中には入れたけれども、具体的な事業とか方策というのはあまり見えない中で、いわゆる貧困の対策はしたと、それで終えんをされたらたまったもんじゃないということなんです。別建ての計画は必要ないですか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

子供の貧困対策につきましては、第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画（案）の策定が新たなスタートラインと考えてございまして、計画全体を通して、各施策の進捗状況を亀山市子ども・子育て会議に諮りながら検証を重ねるとともに、必要に応じ適宜計画の見直しを行い、計画的に進めていくものでございます。

また、現段階におきまして、議員からもご質問があったわけですが、具体的な実施計画やワーキンググループの設置は考えてはいないところではございますが、今後の施策の展開や検証の中でその必要性が生じた場合は、検討を進めてまいりたいと存じます。

最後に、別建ての事業計画が必要ではないかというご指摘でございますけれども、こちらに関しましては、子供の貧困対策は経済的な貧困、文化的な貧困層に様々な視点からアプローチを行い、子供の発達や成長段階に応じ、切れ目のないきめ細やかな支援を行うことが重要でありますことから、先ほど来申し上げております第2期の計画案の中に明確に位置づけ、子ども・子育て施策と一体的に展開していくこととしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

この第2期の計画の中で明確に位置づけたと。位置づけはしてありますよ。具体的な対策にはまだ至っていない、明確に位置づけてあることは認めましょう。それから、子ども・子育て会議の中で議論していくというようなことなんですけれども、本当に子ども・子育て会議というのは多種多様なことに関して議論する中で、本当に貧困のことに対して、特化してとは言わないけれども、してくれるんだろうかという僕は危惧がある。いわゆる別建ての事業計画は考えていないという認識ですね。考えていないということですね。私は、やりなさいということなんですけどね。

最後に、これも貧困の大きな問題、養育費の問題です。

養育費の不払いが、子供の貧困と大きな相乗効果があると認識がされているかどうか、お願いします。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

養育費の不払いが子供の貧困の大きな要因となっている認識はという問いでございますけれども、前年度に実施をいたしました各種支援利用者に対し行ったアンケートにおいて、現在必要としていること、今後重要だと思ふ支援への回答の中で、離婚に伴う養育費のことなどについての専門的な相談・支援といった項目へのニーズが26.9%の回答となっておりました。この問題は社会的な問題ともなっておりまして、養育費の不払いが子供の貧困を生む一つの要因になっているものと認識をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

先ほども言いましたけれども、ひとり親の貧困率は5割を超えていると。これは世界でも最悪水準だということ。その中で、養育費の支払いは4人に1人とどまっている。つまり70%から75%のひとり親は養育費を受け取っていない、取決めはしたのに支払われず泣き寝入りをする例が多いと、これも厚労省の文ですよ。亀山市の実態はさきの実態把握のアンケートで把握していないんですけど、実は内閣府のアンケートの実例の中では、養育費に関しての調査、対象であったのに、亀山市やらなかったんです。そこで、教育委員会にも通告してありますので確認をしますが、就学援助費の支給要件と直近の認定者数、そのうちひとり親家庭の割合を示してほしいと思います。あわせて学習支援事業についてもお答えをお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

就学援助費と学習支援事業についてご答弁申し上げます。

就学援助費の支給要件でございますが、主には生活保護受給者及びそれに準ずる困窮者、準要保護者でございます。認定者数は1月末で小・中学校合わせて309人で、うちひとり親世帯は220人、ひとり親世帯の割合は71.2%でございます。また、中学生に対する学習支援事業でございますが、対象者は主に生活保護、就学援助を受けている者となっております、利用者は1月末で3

3人で、うち独り親世帯は24人、独り親世帯の割合は72.7%といった状況でございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

今のデータのとおり、やはり7割以上の方が独り親だという亀山市においての実態、子供の貧困、貧困の連鎖、真剣に取り組むことにおいて、やはりこの養育費の不払いへのサポートというのは、非常にデリケートな部分もあるとは思いますが、私は避けて通れないと思います。

そこで、兵庫県明石市の例を簡単に紹介します。

これは今では明石市だけではなくて様々な自治体が追随しております。大阪府、神奈川県、滋賀県の湖南市、東京の足立区とかほかの区もやっておるんですけども、紹介です。

離婚に伴う家庭裁判所の調停費用への補助、あるいは市が立替払いをして本来の債務者、いわゆる支払い義務者に請求をするシステム、制度ですね。あるいは支払い能力があるながらも支払い義務に応じない場合、勧告や命令のしるしをし、それでも誠意が見られない、悪質と判断した場合はホームページで名前を公表する、これはちょっと非常に強度な明石市の場合なんです。それで、国においても養育費の不払いに対しては、裁判所が勤務先や預貯金の情報を自治体や金融機関に照会し、財産の差押えがしやすく、これも改正民事執行法がもう制定されます。

そこで市長、聞きたいんです。

明石市等に見る貧困、あるいは貧困の連鎖に対する対応、あるいは追随する各地方自治体、国の法制度、どう見るかということです。極めて私的なデリケートなことに関して、政治あるいは行政がどう関わりを持つべきか、どんなスタンスが適切か、好むと好まざるに関わらず、これは対面、対応すべき政策課題と私は認識をしております。まさに知新の課題だと思っています。市長はどう考えるか。一人の政治家として、市長としてどう考えるか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長はどのように考えるかということですが、現在社会問題化しております、その貧困に伴う困窮の問題をどのように捉えるかということですが、私どもとしてもこの問題をしっかり受け止めて、そして施策展開へつなげていきたいと基本的に考えておるところであります。

その中で、今少しご紹介もされましたが、特に明石市における先駆的な取組等々についてどうだということですが、いろいろ参考となることもあろうかというふうに感じるところでございますが、ただ、離婚に伴う養育費の問題につきましては極めてデリケートな問題でございまして、その調停費用の補助でありますとか、その他サポートしていくということについては、明石市の取組は一定の考え方あるいはまちの風土としても背景にあらうかと思っておりますけれども、まずは当事者間で法的な解決を図ることが最善であるというふうにも考えておるところでございます。

しかし、本市におきまして現実には、実態は、昨年アンケートを取らせていただきましたけれども、私どもは丁寧にこの問題に対応していかなくてはならないと思っておりますことと、養育費問題を含む独り親家庭の諸問題につきまして、しっかりそのご相談に対して適切に受け止めて、その解決に向けた流れをつくっていくということは現在もさせていただいておりますが、とりわけ亀山市

の場合は、母子・父子自立支援員さん、本当にそれぞれのお立場に立った形で相談体制から解決に向けた取組を進めていただいております。

いずれにいたしましても、私どもとしてできることが何なのか、様々な課題解決に向けた取組を進めてまいりたいというふうに思っておりますし、適切な支援につきまして、亀山に合った形なのはどういうことなのか、しっかり見詰めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

その方向性が分からん。まずは当事者間同士で法的な解決を図ると。当事者間ではどうにもならんから、解決できないから泣き寝入りしている方がいるんです。この実態を、私は、この明石市長の言葉を借りれば、この課題は地方公共団体が抱えなければいけない、背負い込まなければいけない、対応が遅きに失した近代的課題。私はこの項、非常にデリケートな問題、当初はそういう課題を受け止めて施策展開をするとおっしゃってくれたんですけども、貧困については、戻りますけれども、やはり別建てで支援実行計画をつくってください。そして養育費の不払いに関しては、市は早急ではありませんが、その窓口になるぐらいの、住民に一番近い息遣いが分かる市役所になっていただきたい、そんな思いを伝えまして終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

続いてお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き令和2年度市政及び予算編成方針に対する代表質問と、午後からは上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時04分 散会）

令和 2 年 3 月 1 0 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

令和2年3月10日（火）午前10時 開議

- 第 1 令和2年度施政及び予算編成方針に対する代表質問
- 第 2 上程各案に対する質疑
- 議案第 1号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 議案第 2号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 3号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 4号 亀山市基金条例の一部改正について
- 議案第 5号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第 6号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第 7号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第 8号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第 9号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第10号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第11号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第12号 令和元年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第13号 令和元年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第14号 令和元年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第15号 令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第16号 令和2年度亀山市一般会計予算について
- 議案第17号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第18号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第19号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第20号 令和2年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第21号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第22号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計予算について
- 議案第23号 令和2年度亀山市病院事業会計予算について
- 議案第24号 財産の無償譲渡について
- 議案第25号 市道路線の認定について
- 報告第 1号 専決処分の報告について
- 報告第 2号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	生活文化部参事	谷口広幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	健康福祉部参事	豊田達也君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君
監査委員	渡部満君		

●事務局職員

事務局長	草川博昭	書記	水越いづみ
書記	西口幸伸		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、令和2年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

会派結の森 英之でございます。

会派を代表しまして質問させていただきたいと思っております。よろしくお申し上げます。

昨日から4人の方が既に質問されておりますが、新型コロナウイルス感染症への対応についてということで、質問をまずさせていただきたいと思っております。

その前に、すみません、質問の順番なんですけれども、文化スポーツ事業についてというところを一番最後に回させていただいて、最後の亀山市職員の育児休業制度についてというところを1つ前に持ってこさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは質問させていただきたいと思っております。

今日も朝から株価の下落ということで、非常にこの経済にまで大きく影響してきておまして、混乱が少し大きくなってくるような、そういう状況に陥ってきているのではないのかなあというふうに危惧をしているところではあります。その中で、亀山市の対応について質問させていただきたいと思っております。

まず、この新型コロナウイルス感染症への対応についてということで、まず亀山市においては、2月26日に市主催イベントの開催基準ということを公表しました。これは、2月21日に県のほうで、県主催のイベントの開催基準ということで発表されて、それを基に作成されたと思っております。その亀山市の判断というのは、非常に迅速で的確な判断だったのではないかなあというふうに思っております。そちらに関しましては、私としても評価させていただきたいというふうに思っております。

また、その後、卒業式の開催方法でありますとか、そちらも検討いただいて、感染症の予防という観点から、そちらに関しましては迅速かつ的確な判断をしていただいたというふうに思っております。しかしながら、ご承知のとおり、2月27日に大きく転換点を迎えたというところでありませぬ。

昨日からも議論があったとおり、18時過ぎには安倍首相のほうで全国の小・中学校等、全て休業にするという要請をするという発表があつて、それで亀山市でどうするのかあというふうに私も思っておりましたが、それを受けて、昨日の答弁でもありましたが、北勢5市の教育長との意見交換を行い、また教育委員会からの意見を聞いた上で、市長と協議の上、最終的には市長の判断で3月2日からの休業ということ判断したということございまして。

その中で、恐らく三重県教育委員会からは翌28日にそういう指針が示されたというふうに私は

認識をしておりますが、その三重県教育委員会からの通達内容はどのようなものであったのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質問に対する答弁を求めます。

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

文部科学省から県を通じて通達がございました。28日の正午過ぎぐらいに市のほうに正式文書として来たわけでございますが、その通達内容といたしましては、全国一斉の学校休業を行うというようなことの要請を受けて、県立高校については要請どおり行くと、各市町の小・中学校についても、この趣旨に準じて全国一斉の休業を行うようにというような内容でございました。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その中で、例えば北勢5市の教育長との意見交換をされたということなんですが、四日市市は、例えば3月5日から休業という判断をされました。その中で、3月2日から休業するという判断に至った経緯は昨日聞いたところでありますが、その判断をしたその根拠と申しますか、もう一度改めて教育長お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

判断に至った根拠ということでございますが、昨日の答弁でも申しましたように、北勢5市の教育長と意見交換も行いましたし、同時に医療関係者との見解と申しまししょうか、意見交換もさせていただきました。そういった中で、一日でも早いほうがいいという見解を頂いております。

また、亀山市教育委員会としまして、既に1月下旬に中国の武漢で感染が始まった頃に、既に上海と香港の日本人学校に通う子供たちが、亀山に親戚があるということで、1月末に編入願を出されて、2週間の様子を見ていただいて、2月中旬からその上海と香港の日本人学校が封鎖されたために、編入手続によって、2週間の待機もお願いして、亀山市内の学校2校に受け入れているという経緯もございました。

したがって、学校教育もこれはいち早く対応するというようなことのイメージは、私自身頭の中に持っておりました。だから、首相の表明は突然のことで、驚いたのは事実でございますが、何よりもクラスターの発生防止、これが第一であると。子供の命だけではなくて、学校が大変クラスターを起こしやすい場所であるという認識の下、その医療関係者、北勢5市の教育長、そういった意見交換する中で、大変、これは歴史上初めてのことかと思う出来事でございますが、苦渋の判断をさせていただいたと、そういったことが根拠になってこようかと思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

明確なご答弁、ありがとうございます。

そのようなことを聞かせていただくと、3月2日からの一斉休業、これは致し方ない判断なのかなあというふうに読ませていただきました。

ただ、2月27日に安倍首相からの話があって、28日しか学校での活動をする時間はなかったわけです。当然、児童・生徒は混乱しましたし、また学校を預かる教職員の方、先生の方もこれは混乱に陥ったと思います。その中で、卒業間近の児童・生徒もいましたし、在校生においても、例えば6年生を送る会というようなものも、ほとんどの学校が残念ながらできなかったというふうに聞いています。その突然シャットアウトされた児童・生徒の気持ちを思うと、ある意味私もいたたまれないところがありました。

ただ、今の答弁を聞きますと、致し方ないのかなあというふうにも思わせていただくところがあります。こちらが正しかったか正しくなかったかというのは、これは後になってこないと分からないところもあるかと思います。そういうところを含めて、今後検証が必要なのではないかなあというふうに思っているところです。

続いて、休業対応において、学童保育あるいは保育の運営状況についてです。

こちらは、特に学童保育においては急な要請に応じてということで、小・中学校で介助員をしてみえる方にご協力を得ながら、急遽3月2日から開設をお願いするということに至ったというふうに聞いています。

その中で、ほとんどの学童保育が開設できたということをお聞かせいただいて、そのことに関しましては、非常にこの場をお借りして感謝を申し上げたいと思いますし、やはりその場で立ち会っていただいたといいますか、責任を感じてやっていただいたということは非常にありがたいなあというふうに思っています。

その中で、1つ質問なんですけど、昨日の答弁で、学童保育の保育ニーズは把握していると、家庭と学校とで連絡を取って把握しているということでもございました。昨日から、長期休暇子どもの居場所づくりということで、春休みから受入れ予定だったところを前倒しして昨日から開設したということがありました。こちらの対応される人員はどうやって確保したのかということをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

学童保育の開所、特に長期休暇の子どもの居場所づくり、春休みの部分を前倒ししてというところでしたので、それに特化してお答えさせていただきますと、そもそも3月26日からの春休みの長期休暇の利用は申込みも締め切っておりまして、3月の部分では20人、4月の部分を合わせて29人ほどの利用依頼を頂いておりました。3月の部分を前倒しするというので、それぞれのご家庭に直接連絡をさせていただきまして、利用の意向を聞かせていただいたところでございます。

開所の体制としましては、6日から開けられるかなあと思っていたんですけども、各ご家庭を確認させていただきまして、9日から利用が、これは当初3名が結果2名になったと聞いているんですけども、そのような形で利用いただき、また16日からもともとの場所で、青少年研修センターの2階で開所できるんですけども、それについては十数名の利用があるというふうに把握しております。

もう一つ、職員の手当というところでございますが、放課後児童クラブを午前から開所するためには、支援員の確保が重要かつ不可欠なものとなります。今回、運営時間を拡大するに当たり、小・中学校の介助員、学習生活相談員、給食調理員と学校職員の協力要請を行い、開所が可能となるよう、必要な人員について応援派遣の調整をさせていただいたところでございます。

現在のところ、放課後児童クラブ6か所、12名の学校職員に応援していただいているところでございます。

春休みの長期休暇は、先ほどお話ししたとおり前倒しさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのようなことで、答弁いただいたとおり、やはりオール亀山ということで、対応できるところをみんなバックアップしながら対応いただいたということで理解させていただきました。

その中で、学童保育のほうを聞かせていただきたいんですが、私はこの2日の対応、すごく気になりましたんで、一部の学童保育について、ご迷惑がかからないように気をつけながら少し様子を見させていただきました。その中で、やはりグラウンドを使って活動するとか、そういう時間を利用するとか、非常に工夫されておりました。利用者の方も十数人という形で、非常に少ない人数で、一部の方は祖父母の方に預かっていただくとか、いろんな形で、極端に多くなるようなことを避けるように、利用者の方もご自身で考えていただいて対応いただいたということで、密集を少しでも防ぐといいますか、そこが皆さん自己防衛しながら対応いただいたということも聞かせてもらいました。

換気とか、非常になかなか神経質になるところがあるかと思いますが、例えば、提案なんですけれども、各学校には養護の先生がおられます。私どもでは保健の先生とよく言いましたけれども、その養護の先生が、やはり学童保育からも近い場所におられますし、例えば感染症対策の環境をチェックするとか、そういう意味で定期的に巡回していただいて声かけいただくとか、そういうことをすれば、生徒も安心しますし、指導員の方も非常に安心するかと思うんですね。そういうようなことは、私、今からでも対応できるんじゃないかなあというふうに思うんですが、そのような考えはどうお考えなのか、お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

今ご提案いただいた養護の先生のことでございますが、現在も担任が家庭と連絡を取り合い、毎週1回、家庭訪問をしている学校もあれば、規模によるんですが、子供たち、または家庭と接触を持つような動きは継続的に行わせていただいております。そこで養護の先生も個別の相談に応じたりというようなこともさせていただいている中で、学童保育に顔を出して気づいたことをアドバイスするとか、そういったことは可能だと思いますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ぜひ前向きに検討いただきたいというふうに思います。

今も学校の教職員の方、先生などの方が各児童・生徒と連絡を取り合っているということを知りました。やはり家庭学習が中心になる中で、どうしているのということ声をかけする意味で、担任の先生じゃないけれども、電話するから様子を聞かせてねということ早い段階で連絡があったというようなことも、これは中学校ですけれども、聞いております。

私は、ある意味安心感も得られますし、家庭学習を先生がまたチェックされているんだという緊張感も保てるということで、私非常に大事なことかなあというふうに思いますので、そちらも定期的に各学校の先生から各家庭に声かけいただくとかということも継続していただきたいなあというふうに思います。

続いて、医療センターの体制についてであります。

医療センターの看護師の方、多くが認可外保育のばんびのほうにお子さんを預けているということを知っております。その中で、特に看護師の方、その辺の対応は今回問題はなかったのかということをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

ばんびの中で、医療センターの定員を5名頂いております。ただ、今現在は5名満員ではなくて、ごめんなさい、詳しい数字を持ってきていませんので、3名から4名の、今は全て看護師が預かっていただいております。

ただ、それは定期的に預けている方で、例えば土曜日だけとか、日曜日だけとか、急に勤務になったりする場合には一時的に預かっていただいている看護師も見えます。そういう形で対応は十分取れています。

今回のコロナウイルスにつきましては、ほとんどの看護師が、ご自分は子供さんを保育所に預けてみえる方がほとんどでしたので、大きな障害もなく、皆さん勤務を頂いておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

看護師の方につきましては、特に問題はないということでございます。

医師のほう、先生のほうの対応も特に問題はないということをご理解させてもらってよかったですでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターの医師の中で、1名、女性のお医者様がお見えになりますけれども、その方は子供さんが実は4名お見えになって、ただ、ご自分の子供さんを学童保育所にも預けてみえないということで、どうしてもお困りになって、3日ほど病院のほうにお連れいただいて、病院の医師等の宿

直室のほうで朝からちょっと子供さんだけでおっていただいたりということはございました。

今はそのお医者様のご両親の方に預かっていただいておりますとお聞きしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ありがとうございます。

そのようなことで、医療センターのほうも今回の緊急の対処を受けて、対応可能なところで対応していただいているということで、お聞かせいただきました。

少し質問の視点を変えまして、放課後児童クラブ、ここの指導員の方、特に今回の時間延長を受けて長時間労働になるというのが懸念されるところであります。それを受けて、扶養の控除の範囲で勤めておられる方がその時間を超えてしまうということを守るがために、例えば月を経るごとに勤務時間を減らすというような意向が働いて、人員不足に陥るといったことが、今の段階からこれを懸念しておかなくちゃいけないところであります。その辺の対応についてはどう考えるのかということをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今後、放課後児童クラブを継続していくに当たってということで、本当に毎日ご苦労いただいているのは重々承知で、人員不足に対しましては、随時また担当のほうにお申し出いただいたら、学校が休業である間、先生たちに助けていただく、介助員さん等に助けていただくこともまだ可能ですので、そのあたりで、人的なことについてはそんなことを考えているところです。扶養の部分については、そういうことも含めてご相談いただいて、協議をさせていただくことになろうかと思えます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今の答弁でいいますと、その学童指導員の方が、扶養の範囲を超えてしまう可能性があるので勤務を抑えたいですと言ったときには、柔軟に介助員の方も入れるという理解でよろしいですか。もう一度、お答えください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

入るほうの人に扶養の関係が生じるという意味ではないです。介助員さん等で対応できると考えています。随時入っていただくことは可能です。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの扶養の範囲内ということでございますけれども、現状、105万ですか、といっ

たルールがあることは承知しておるわけでございます。

ただ、扶養の範囲も一定のルールがございますので、現在の状況では、この新型インフルエンザ等の法律も今度変わってくるような動きの中で、新たな展開の中で情報収集を行いつつ、そういったトータルの意思判断も、国・県の情報を得つつ、考えてまいろうと思っておりますので、現在のところ、その扶養のところで即座に答えられるようなものではございませんので、今後も情報収集を行う中で、議会等にも説明をさせていただきたく考えておりますので、よろしく願います。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

これは全国で同じようなことが起きることが想定されておりますので、今、部長に答弁を頂いたとおり、これは何らかの国の動きがあるやもしれません。ですので、そこはご答弁いただいたとおり、そのときには敏感にアンテナを張って、動いていただきたいというふうに思います。また、それは明確になれば議会にも説明いただきたいというふうに思います。

その中で、少し昨日も出たかもしれませんが、市の職員、あるいは教職員の方、公務員の方ですね、そのお子さんがどうしても家庭におる中で、勤務できないという中の、そういった対応はどう考えているのか、既に行われていることを含めてお答えください。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

教職員の家族の方で、自分のお子さんが見えるというような場合については、特別休暇であったり、有給休暇の付与が認められるようになりました。あわせて、自分であったり家族の方に新型コロナの疑いがある場合についても、休暇の付与が与えられるような制度の改正が行われております。それに従いまして、適正に運用してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市職員の、正規職員と非正規職員の対応についてご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う職員の休暇の取扱いにつきましては、令和2年3月4日付で通知を出させていただいております。その通知の内容といたしましては、次の理由により休暇を取得する場合は、職員には特別休暇を付与するというふうになっております。この特別休暇は、給与が支払われる有給休暇でございます。

次の理由ということにつきましては2点ございまして、1点は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合が1点でございます。2点目といたしまして、職員またはその親族に発熱等の症状が見られ、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合。

この2点が特別休暇に該当するものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのような特別休暇という形で、どうしても勤務ができない方たちに関しましては、いわゆる有給とは別で、休暇を取得が可能というふうにしているということをございました。ありがとうございます。

もう一点、例えば給食調理員の方は、誠に残念ながら、これが学校休業と同時に働くことができないということに陥ったわけでございます。その中で、その方々の対応ということは、これはもう急務だと思っておりました。その中で、総務省のほうから3月5日付で例示を示しながら、何らかの職務に就かせるよう指示が出たということは、私認識するところであります。

そこでお尋ねします。亀山市としてはどう対応しているのか、するのかということをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

特に市費の非常勤さん、給食調理員さん、介助員さんのことが該当してくるかと思いますが、基本的には、学校長が業務上必要と認めた場合は、休業になっておっても学校業務のため出勤扱いとしております。ちょっと前に答弁ございましたが、一部、十数名の者が給食調理員であったり、介助員の者が放課後児童クラブの応援というような形で、兼務の体制も取っておるというようなことをございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのような形で、可能な限り手を尽くしていただいて対応しているということでお聞かせを頂きました。今回、初めてのことで、皆さんも戸惑いながら、しかしながら市民の方も多くの方が戸惑っている中で、少しでも明確な対応をしていただくと安心するというございますので、引き続き対応をお願いしたいというふうに思います。

こちらは、今回の休業を受けて、もう一つあったのが、家庭学習の一つとして、教科書の選定会社のほうから無料のネット接続による学習ツールの配信ということがありました。こちらに関しましては非常にありがたい対応といたしますか、よい対応じゃないかなというふうに思わせていただきました。

ただし、なかなか家庭環境においてはインターネットの環境がないご家庭もあるかと思ひます。そちらも含めて、各家庭、きちっと連携いただいて、適切な対応をしていただきたいというふうに思ひます。

また、その学習ツールの送付の作業として、例えば各家庭にプリントを送付するとか、そういうことも可能かと思ひますが、ただ、このような事態の中で、その送付するにも、例えば学校での予算の中で、切手代とかそういうものもあると思ひます。それが足りなくなるようなことも懸念されているのではないかなあというふうに思ひます。そのときに、例えば違う科目のものから充当する

とか、そういう柔軟な対応ができるのか、あるいは私はするべきじゃないかと思うんですが、そのような対応は可能なのか、考えているのか、お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

今回の臨時休業に伴う自宅学習の部分でございますが、これまでの学習の復習を中心として、プリントやドリル、ワークブック等の取組を学年に応じた課題を出して、臨時休業の家庭学習として課しております。

また、特別な学習支援を要する場合など、学習面における個別相談にも応じるようにしております。また各学校では必要に応じて家庭訪問、ホームページ、配信メールを活用して追加の課題の指示であったり、また最近、これは文部科学省が開設しました臨時休業期間における学習支援コンテンツのポータルサイトというのが文部科学省のホームページに上がっております。これは学習の支援方策の一つとして、児童・生徒、保護者が自宅で活用できる教材とか動画を紹介されておりました。小学校、中学校、高校、幼児教育、それぞれの学校別に、例えば小学校であれば、国語、社会、算数、生活、それぞれの教科ごとに様々なサイトが紹介されておりますので、ホームページとか学校配信メールを通じて、このサイトの紹介等も行っておって、自宅学習の支援に役立てておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

一部、私の質問に答弁いただいたところもありますが、いろんなツールを使うということも聞かせてもらいましたけれども、例えば、学校側の運営に対しては、今回、緊急事態でありますので、いろんな形で、できないことがあるかと思いますが、柔軟に対応いただきたいというふうに要請をさせていただきたいと思います。

最後に私からの要望なんですけど、今回、歴史上初めてということで、教育長からの答弁がございました。そのような事態でありますので、今回の対応については、しかるべき時期にやはり検証が必要かと思っております。総括・検証が必要かと思っておりますので、それはきちっといろんな分野のところから、関連した分野からまとめていただいて、しかるべき時期にお示しいただきたいというふうに思います。また、議会でその内容については議論を当然しなくちゃいけないと思っておりますので、そこを要請させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス対応については、時間を取らせていただきましたので、以上とさせていただきます。

続いて、行政経営の重点方針についてということでございます。

こちらは昨日の議員から質問のほうでもありました、知新の年とした理由についてということなんですけど、その理由ということは昨日に聞かせていただきました。

その中で、3つの行政経営の重点方針ということも併せて示されていると思っております。環境・文化施策の推進と亀山版SDGsの確立、第3次行財政改革大綱前期実施計画の着実な推進、それから組織・機構の活性化と働き方改革の実現ということでございました。

こちらは、特に組織・機構の活性化と働き方改革の実現というところにつきましては、12月の定例会で一般質問させていただいたところでございます。また、SDGsの確立というところにつきましては、昨日市長からの答弁がございました。第3次行財政改革大綱前期実施計画の着実な推進のところにつきましては、後ほどの質問のところでも質問させていただきたいというふうに思いますので、こちらにつきましては特に答弁は求めません。

次の質問に移らせていただきます。

次に、続いて第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画についてでございます。

基本目標としまして、幼児教育・保育環境が満たされるまちということの項目の中に、幼児教育・保育に関する受入れ機能の強化というところがございます。今、10月の幼保無償化によって、保育児童の増加、あるいは保育ニーズが高まっております。その中で、保育士の負担もやはり増大をしている状況でございます。

その中で、就学前教育、保育現場の人材不足というところの中では、教職員の負担も増加傾向にあることから、施設運営の最重要資源である人材の安定的な確保が大きな課題となっておりますというふうに明記をされております。この施策の方向性というところの中では、保育士等の専門職の正規化の推進による保育体制の確保ということが、こちらにも明記をされております。

こちらにつきましては、どのような段階を踏んで、いつ頃までにそういったものを達成していくのか、そこをお答えいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

保育士等の正規化に関わりましてですが、現在パブリックコメントを実施しております第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画（案）においても、その考え方をお示ししております。定員適正化計画との整合を図りつつ、公立施設の保育士等の専門職について、計画的な正規化の水準を図るものとしております。

その時期等々の方向は示しているわけですが、担当課と考えておりますのは、望ましい配置割合としまして、まずは保育士の中心となるべきクラス担任について、正規職員であることが望ましいのではないかというふうには考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

望ましいということを書かれている、それだけではいけないと思うんですね。これは期限を決めて、やはりそこを推進していくと、確実に達成していくというようなことをぜひお願いしたいというふうに思っています。こちらは定員適正化計画とも絡んでいるということは重々承知しておりますが、そこをあえて踏み込んで対応していく必要があるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、行政経営についてでございます。

第4次亀山市定員適正化計画についてでございます。こちらが先日計画が示されたところでございます。第3次計画との違いについてということで、お答えいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

定員適正化計画につきましては、医療職及び消防職を除いた職員数を定めるものでありまして、第3次定員適正化計画におきましては、平成27年4月1日の職員数424人を維持し、行財政改革の推進や非常勤職員の活用などにより、適正な定員管理に努めているところでございます。

本年2月に策定をいたしました第4次定員適正化計画では、働き方改革への対応やICTの利活用など、定員管理に関わる様々な課題を整理した上で、現在の職員定数を検討いたしております。

結果、基本的な考え方として、ICTの利活用などにより、業務の効率化に取り組みながらも、真に正規職員が必要な場合にあっては、正規職員が配置できる体制を確立することといたしました。このことから、職員定数は維持しながら、実際に業務に従事しない育児休業者を定数から除くこととしたことが第3次計画と第4次計画の大きな違いということでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

答弁ありがとうございました。

その中で、やはりこれから適正化を図っていく中で、もう一つ、今後の4月から大きく変わるところが、この会計年度任用職員の制度が始まるということでございます。改めて、この働き方改革法案の一つで、同一労働同一賃金の考え方から、この正規職員の方と会計年度任用職員の方のすみ分けが非常に必要になってくるところでございます。

こちらにつきまして、これは過去も何度か質問されているところでございますが、改めて、その基本的な線引きはどこにあるのかということを確認にご答弁いただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、第4次定員適正化計画の方針の中で、育児休業者を職員数から除くこととして、大きな方針として、真に正規職員が必要な場合には正規職員を配置するという、こうした考え方を掲げております。したがって、会計年度任用職員と正規職員のすみ分けといたしましては、正規職員が真に必要な場合については正規職員を充てるという、この大前提の下に職員配置を行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのような考え方から、本当に真に必要なところに関しては正規職員を充てていただくということを基本に、きっちり対応いただきたいというふうに思います。

その中で、こちらの定員適正化計画のほうにも記載がございましたが、やはり優秀な人材の確保ということは必要です。これも前回訴えさせていただきましたが、今年も8月に就職説明会、あるいはその試験というようなことがあると思います。やはり優秀な人材を確保していくということを

全面的に亀山市としても取り組んでいく必要があると思います。ホームページであったり、いろいろなツールを使うということで、私も改めて提案をさせていただいたところではありますが、8月もあつという間に来てしまいますので、もう今から手を打っていただきたいということで、改めて要望させていただきたいというふうに思います。

続いて、第3次亀山市行財政改革大綱前期実施計画についてでございます。

行政システムの改革についてということなのですが、AI・RPAの導入の具体的業務とその効果についてということでお聞かせいただきたいと思います。

まだまだ予算額を見ますと少額でありますので、私は限定的なものじゃないかなと、来年度のこのRPAの導入に関しては限定的なものになるのではないかなあというふうに思っておりますが、どのようなものにまず手をつけるのかお教えてください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

第3次行財政改革におきましては、AI・RPAを導入するという方針を掲げさせていただいたところでございます。そのような中、令和2年度には、まずRPAを導入してまいりたいというふうに考えております。

導入対象となる業務でございますが、税、住民記録を取り扱います総合住民情報システムの定型的な入力作業の中から、一部の課税業務など導入効果の高い業務を選定して、導入を進める予定でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

恐らくまだ職員の方も少しじっくり来ていないというようなところもあるかと思っておりますので、まず導入していくところに関しまして、その目的、その導入に至る方法も含めて、きっちり話をさせていただいて、きちっと認識をしていただいた上でこれから進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、このRPAというのは、私は非常に有効になってくると思いますが、そのRPAを市民サービスに利活用できるように、そこを視点に取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いての質問に移らせていただきます。

財政運営の強化のための企業立地推進についてでございます。

この中で、亀山市財政強化については企業立地推進ということが書かれてございます。その中で、現在の亀山・関テクノヒルズの誘致状況、それから今後さらなる企業立地推進策は何か考えはあるのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

亀山・関テクノヒルズにおきましては、新たに分譲された10区画につきましては、5社8区画

の進出が決定しております。現在、早期創業に向けた支援を行っております。あわせて残り2区画の誘致活動を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

亀山・関テクノヒルズの誘致というところで、今、残り2区画ということでございました。

その中で、さらに今後、企業立地を進めていく必要があるのではないかとこのように思います。その予定と申しますか、亀山市としてのもくろみというのがあるのかどうか、今はまだないということではないということ結構ですが、それがあのかないのかだけ、明確にお答えください。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山・関テクノヒルズの状況につきましては、先ほど総合政策部次長からご答弁をさせていただきましたけれども、まずはその目的を達成するというところで、今回、行財政改革の前期実施計画にも掲げておりますけれども、それに向かって努力してまいりたいと考えておるところでございます。

現時点では、テクノヒルズを優先して誘致をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今のところは、今後さらなる企業立地推進策はないということで理解をさせていただきました。

今後の財政運営の強化というところでは、やはり次の展開が必要ではないかとこのように思っていますので、まず亀山・関テクノヒルズ、そこを全て誘致することが当然必要でございます。その後のことをこれからもう考える時期に来ているんじゃないかとこのように思っていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いての質問に移らせていただきます。

教育行政について。こちらは、情報教育推進事業ということで、こちらに関しましては、私としても国会のほうで補正予算を組んで、今後の情報教育の推進の中で、1人1台端末を導入していくというふうな中で補正を組まれたということで理解をしているところでございます。こちらに関しましては、令和5年度までに1人1台端末導入ということが文科省でも言われております。その中の一連の動きということを認識しております。

この情報教育推進事業についての考え方をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

Society5.0という新たな時代を担う人材の育成と、一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備する必要があるとして、令和元年12月に、国よりGIGAスクール構想の

実現が発表されました。具体的には、全ての小・中学校において高速・大容量のネットワーク環境、校内LANを整備するとともに、令和5年度までに全国一律に全学年の児童・生徒一人一人がそれぞれの端末を持ち、十分に活用できる環境を実現させるというものでございます。

なお、校内ネットワーク整備と端末整備については、国からの補助を活用することができるというものが、このGIGAスクール構想の概要でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ネットワークのまず構築ということでございました。各学校でネットワークを構築することによって、例えば、各学校は指定避難所になっております。もし災害があったときに、指定避難所ということで避難をされた場合に、そのネットワークが私は活用できるというふうに思っています。そのような観点からも、学校教育だけに限らず、それが防災といいますか、そういうことが起きたときに使えるようなものを導入しないと、せっかくのものが使えなくなるといいますか、利活用できなくなりますので、そこを十分踏まえて今後進めていただきたいということを要望させていただきたいと思っております。

続いて、給食費の公会計化についてでございます。

学校で給食費の集金等、こちらを公会計化することによって学校の負担が減るというようなメリットがあるかというふうに思っています。ただし、この公会計化によって、例えば滞納が増加しないのか、そういうような懸念点もございます。そのようなことに関してはどのように思っているのか、お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

公会計化導入に伴う課題でございますが、今議員が申されました給食費の滞納、学校独自メニューの実施などがございます。

まず、給食費の滞納でございますが、徴収業務は今までの学校の徴収から市の業務となりますが、例えば納入通知書を学校を通じて送付するなど、学校との協力体制も構築しつつ、適切に収納ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、次に学校独自のメニューの実施でございますが、これまで児童のリクエスト給食やバイキング給食として、学校独自の献立による給食を実施しておりますが、食材の購入が学校発注から市の発注となることで、学校や食材納入業者との調整も必要になろうかと考えております。

これらのことから、教育委員会事務局の事務量が増加いたしますが、効率的に業務ができるよう公会計化の制度設計を行うとともに、学校との協力体制も構築しながら、公会計化の準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

公会計化、例えば教育委員会の事務が膨大にならないようにということ、そこが負担にならない

ようにということで答弁いただきました。私もそこを非常に懸念しているところでございます。

例えば、これを令和3年からいきなり全学校で導入するではなくて、例えば白川小学校とか小規模なところから、少し前段階から試行導入するとか、そういうような形で対応していけばスムーズに行くのではないかなあというふうに思います。そういうようなことも考えて対応していただければなあというふうに思っています。

あとの質問、残り時間がなくなりました。

今日は特に新型コロナウイルスの対応について時間を割かせていただきましたので、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時07分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

勇政の櫻井でございます。

代表質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、明日、3月11日は東日本大震災が発生し、政府による慰霊祭もこのコロナウイルスの関係で中止になったと。被災された方、皆様方に哀悼の意を述べて、質問させていただきたいと思っております。

今回の3月の定例会、令和2年度の施策及び予算編成についてということで上げさせていただきました。その他に駅前再開発のことについて、それからコロナウイルス、合併特例債について、各資料を各議員にお渡しさせていただきましたけれども、昨日の新型肺炎についての各議員の質問、理事者側の答弁について非常に気になったことがありますので、併せて聞きたいと思っております。

まず私が最初に残念に思ったのは、市長の予算編成方針、開会当日に差し替えが行われて、コロナのことを2行ばかり述べられました。また、教育委員会の教育行政一般方針については、コロナのこの字もない。だから、私はこのことについて、本当に亀山市はこの世界中に蔓延しておるコロナ関連のことについて、危機感がないのかという憤りを持っております。今日の時点で世界100か国以上、国内でも42都道府県で感染者が発生しております。その中で、今から申し上げるいろんな各質問について市当局の的確な答弁をお願いしまして、質問に入りたいと思っております。

冒頭に、新年度一般会計予算、前年比8.1%増となっております。217億9,000万円、過去最大の大きな予算となっております。一般会計においては8.1%、特別会計においては5.1%、企業会計については0.5%の増となっております。全体で6.何%ですけれども、市長にお伺いしたい。この前年度の予算は、私の手元にある資料によりますと、201億5,700万円となっております。今回、217億9,000万の予算を上げたと。かなりの増額になっておるですけれども、

主な要因を各議員の質問に答えられました。その中で、確かに井田川小学校の増築、それから広域消防によるはしご車の購入。これが、大体金額としまして4億弱というような形になっておりますけれども、その他全て大きな目玉として、10億何がしかの駅前再開発についての予算が組まれております。

そのことについて、市長はこのことについていろいろ述べられましたけれども、この増額予算の根拠は、駅前開発ありきの予算であると思っておりますけれども、そのような認識は市長が持ってみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和2年度の当初予算につきまして、駅前開発ありきの予算ではないかというご質問でございますが、令和2年度、昨日も申し上げてまいりましたけれども、亀山市総合計画、これの各施策を具現化する積極的な展開をする予算、さらには新たな時代、将来を見据えて、しっかりそれに備えていくための予算、そういうことで予算編成をさせていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

亀山市の将来を見据えた予算編成を行ったという意味ですけれども、私どもは合併以後、この議会に出させていただいております。議員各位はお手元にあると思うんですけれども、駅前周辺整備事業に今まで幾らの合併特例債をトータルで投入されたか、それを教えてください。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

合併特例債の活用ということで、私のほうからご答弁させていただきます。

亀山駅周辺整備事業につきましては、令和元年度までの発行額につきましては3億6,420万円でありまして、令和2年、3年は1億5,920万円でございます、これを合計いたしまして総額5億2,340万円を充当する予定でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

5億2,340万円のうちに、もう一つ、図書館整備にも合併特例債を活用していますな。それを合わせたら幾らになるのかな。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

図書館整備事業の合併特例債の充当額は、8億7,100万円でございますので、合わせると13億9,000万円となる見込みでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということで、駅前関係の重点的な予算で、このたびの予算、駅前の周辺整備、図書館を合わせて、この令和2年度のトータルは幾らですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

令和2年度、合併特例債の発行見込額でございますが、亀山駅周辺整備事業で1億4,970万、図書館整備事業で2億6,600万、合計4億1,570万の予定でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

本年度の予算は4億と。過去から遡ったら、13億以上のお金が特例債に活用されておるんですよ。それで、まだこの繰越し等もあって、執行未済額、それは一体どれだけですか、トータルで、平成30年から。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、通常事業分として発行可能額は9億6,197万円でございますが、令和元年度までの発行額が8億5,950万円、これは亀山駅と図書館を含めての令和元年度の予算も含めておりますが、これを差引きいたしますと、令和2年度以降の発行見込額といたしましては、1億3,020万円がございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、前年度が2億5,000万、今年度が2億1,700万、それで本年度の駅前図書館関係で4億5,000万。そうすると、その2億1,700万から2億5,000万を引いたら1億2,300万。その1億2,300万の分析、増額の分析、それをどういうふうに見てみえるのかな。増額分、どういうふうな理由ですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず令和2年度は、ご指摘のとおり2億1,700万でございますが、令和元年度の当初予算につきましては2億1,570万ということでございますので、差引きいたしますと、1億3,300万の増で、8.1%の増減率ということでございます。

その中で、主な増加の要因といたしましては、やはり議員申されました亀山駅の周辺整備事業のところ4億9,600万、あと扶助費等の障がい者の自立支援費で8,000万でありますとか、あと幼保の無償化等でも6,700万、あと図書館の事業、はしご車の部分で9,580万、井田川

小学校で2億、こういったものが大きな増の要因となっております。

また、あと総務費の中で、今年度は退職者も例年より多い状況でございまして、この退職手当の増というのも一つ大きな要因になっているものと認識をしております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いろいろお聞かせ願いましたけれども、そういうような予算組立ての中で、新型コロナウイルス肺炎、昨年12月以降にこれが中国で発生をしました。ちょっと調べましたら、このコロナウイルスは7種類あると。7種類のうちに、風邪に関するものが4種類。2002年に発生した重症急性呼吸器症候群（SARS）が2002年です。2012年に中東呼吸器症候群（MERS）が発生したと。その中で、いろんな世界的にあった中で、この令和2年度の予算に、コロナ対策に対する当市の当初予算になぜそれを盛り込まれなかったのか。当然予算編成の段階で、このコロナウイルスの危険性はそんなに重要視してみえなかったか分かりませんが、やはり何らかの処置をするための予算、科目があってもしかるべきであったと私は思うんですけども、そういうような危機感はなかったのかどうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、本市における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、マスクや消毒液の確保など、既決の予算で対応ができています。しかしながら、議員ご指摘のように、急速な感染拡大が起きた場合には、こういったものでは対応できない状況でございますので、そういった場合には補正予算ということになりますが、補正予算でも対応できない場合には、予備費の充用等も議会とご相談の上、適宜対応させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

予備費の充用額は、大体、ちょっと予算書を持ってこんもんで、4,000万ぐらいですわ。やはりこれだけいろんな形の中で、本来なら、この3月定例会の開会中に令和元年の第5号補正がやられています。補正第6号として、緊急上程として、ある程度の予算確保をして、そして議会に提案すると。この令和2年の本予算にはそれを上げていないもんで、緊急補正をかけたために、令和元年度の緊急補正をするという考えはなかったのかどうか。

これは、確かに予備費、備蓄費を流用して何とかやるというんですけども、やはり政府も昨日給食費の全額補填、それから正規・非正規の従業員の方の休んだときの休業補償、それから検査費用の無償検査等々で5,000億の予算を組んでみえる。そういう中で、この令和2年度の当初予算にそれが組まなかった場合には、そういうような緊急対応の補正を提案していかなあかんと思っておるんですけども、そういうようなお考えはあるのかなのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃられるように、まず予備費につきましては、当初予算で4,000万円を計上させていただいております。それと、これも議員からご指摘がございましたが、今政府におきましては様々な支出でありますとか、市に対しては緊急の助成金、こういった歳入歳出において非常に流動的な要素がございます。また先ほどもご答弁申し上げましたが、現在のところは既決の予算の中で対応できておるという状況の中で、緊急的な補正予算という対応はさせていただいてはおりませんが、繰り返しにはなりますが、急速な感染拡大が起きるという可能性も十分考えられますので、その際にはまず予備費等を充用させていただきながら、議会とご相談の上、適宜対応してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

予備費充当、その予備費というのは、この議案が成立した後の予備費充用と思うんですけれども、その該当する科目、それについてはある程度想定してはもうしてみえると思うけれども、ちなみにどのような科目か。政府から交付金というんですか、そういう中で充当する予備費を、どのような科目を考えてみえるのか、お聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず予備費の充用の中で、歳出において中心となる科目としては、やはり民生費になろうかというふうに思っております。これにつきましては、健康福祉部が中心となってコロナ対策を対応させていただいておりますので、民生費の中で歳出は組んでいくものというふうに考えております。

それと、あと労働者の助成とか、そういったものの歳入の面では、例えば商工費でありますとか、そういった受入れの部分ではそういったところも考えられますし、全体的な職員に対する助成ということになれば、総務費といった選択もございしますが、適宜科目につきましては鋭意検討させていただいて、適正な科目を上げさせていただきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その予算、だぶらせておるんですけれども、やはりこの対策で政府の方針が、私から見たらかなり遅いのではないかという認識を持っています。本当にクルーズ船の対応、それから感染者、日本人が963人だったか、その人らの陽性反応が出ておって、自宅待機、帰したと思うんですが、日本政府の対応、私はもう少し慎重にやればよかったなと思うておるんですけれども、やっぱり予備費が足らんだ場合にはまたやるというんですけれども、直近の今学童が開設してもろうておるんです。これは3月で年度末決算がやります、報告を。その対応を早急にどのように考えてみえるのか。ちょっと私もいろいろお話を聞いて、自宅待機をした場合に入所費の費用を返すか返さんか、それに苦慮してみえると。運営は、朝の早うからやっておると。会議をやっておると。それで、子供た

ちが退去した後に消毒もやってみえると。やっぱり労働する時間も長くなるし、過剰労働になるといような苦慮をしてみえるといようなこともいろいろ話を聞かせてもらいました。

当然、何はともあれ、人が動く、物が動く、常にやっぱりお金なんです。そのお金の手当ができるのが行政しかないと思うんです。それも十分加味して、今言われた科目、福祉、総務、全てそれを網羅できるのかどうか、いかがですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、政府といたしましては様々な緊急の支援策を打ち出しておりまして、今私が申し上げた中でも、多分それ以外のところでも、たくさんの今回の補正の中で、また新年度予算の中で、新たな方策も導き出されてくるものというふうに考えております。

本市といたしましては、今申し上げた科目以外でも適切な科目があれば、それに該当させながら、少しでも国や県等の支援を漏れなく受け入れるような形で、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いろいろ申しあげましたけれども、やはり今年度217億の予算をこうやって組んできた中で、コロナ対策について、予備費充当とか、それは今後の動向を見ていくというんですけれども、直近の課題の整理をきちっとして、速やかに現場の声を聞いて、それで速やかに対応するという事を申し上げておきたいと思えます。

それで、ちょっと聞きますけれども、亀山市の緊急時におけるいろんな備蓄品というのがあると思うんですけれども、そこら辺の配付状況、手当の状況、補充状況等々の、やっぱりそれは当然金を伴いますので、それも当然予備費を使ってやっていくと思うんですけれども、それはいかがですか。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

今回の新型コロナウイルスに関します備蓄品の物の考え方として、一つには整理してございますのは、消毒液であったり、またマスクの関係であったり等々がございます。先ほど山本部長も述べられましたように、今後の展開の中で必要な備品が出てくるやも分かりませんが、そういったものを適切に判断しつつ、予算に反映し、また議会にお示しできればと考えております。

一例を申し上げますと、アルコールの消毒液でございますけれども、一般用とか医療用がございまして、それぞれを管理し始めてございます。特に来庁者、議会の3階にもかなり置かせていただいておりますが、それぞれの感染防止も含めて配付をさせていただく中、市内においてもイベントにおいて持ち出し用を作るなど、それぞれの対応で最大の効果を得られるような形で現在進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう一つ細かいことですが、やはり備蓄品があれば、速やかに各関係機関はもちろんのこと、学童の皆さん方にもそうですけれども、その配付を速やかにしていただきたい。

ちょっと聞きたいのがあるんですけれども、市内21施設学童がございます。その中で、仮に1か所で発症した場合、どのような手当をするか。もう既に2回会議を開いてみえるもので、その議題も上げて、その対応策を立てられておると思うんですけれども、それはいかがですか。ありますのかな。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員ご指摘のように、市内でいかなるペースで発生するというのも非常に危惧されるところでございます。健康福祉部といたしましては、いろんな情報を得つつ、現在事務を行わせていただいているわけですが、特にそういった発生が出ますことになりましたら、鈴鹿保健所等との連絡体制を密にする中で、内部的にもそういったものの役割分担の中で考えていくこととしてございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、鈴鹿保健所と相談して、発症した施設については全て検査等々も行政できちっとやっていくということによろしいかな。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員おっしゃいますように、それぞれの役割分担がございます。国の責務、県の責務、私ども市の責務、それぞれの責務を全うしていく所存でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それから、健康福祉部も教育委員会もちょっと聞きたいんですけれども、今回のコロナの新型肺炎について私、通達文をちょっと見せてもろうたら、卒業式は延期しますよと。何か行事のことについてですけれども、施設の管理者に対する、各家庭の対応についての通知文はきっちり出されておりますかな。このように対応してくださいと、このようになつたらこうしてくださいと。こうなつたら、こういうふうにしてくださいというような通知文はしっかり、学童もしかり、各学校の施設、保護者に対して全てやってありますかな、これ。してあるのか、ないのか。もしあつたら、その文書を後から私ども教育民生委員会の委員ですから、その委員会に提出していただきたい。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

保護者の皆様に対する臨時休業のお知らせの文書については、各学校から通知をさせていただいております。その中には、感染拡大防止のための臨時休業である趣旨に基づいて、人の集まる場所への外出を避け、基本的に自宅で過ごすこと、自宅においてもせきエチケットや手洗い、お子様の体調管理に十分留意いただきますようというようお願いと、それと卒業式、卒園式、修了式等、式典の縮小のご案内をさせていただいております。それと併せて、一斉臨時休業期間中の過ごし方についてということで、予防対策であったり、家での過ごし方というようなプリントを、児童を通じて配付のほうはさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

保育所におきましても、保護者の皆さんに対して文書を出しております。その内容といたしましては、手洗い、せきエチケットの徹底、人混みの回避など、ご家庭での感染予防に努めていただくことと、発熱などの風邪の症状が現れたときは無理をして登園しないこと、ご自宅での保育が可能な場合は登園を控えていただくことなどの中身で出させていただいております。

放課後児童クラブにつきましては、運営者の皆様に出させていただいているんですが、ご家庭で見ただけの場合は協力を願うということと、それから感染予防に際しまして、一連のせきエチケットとか、手洗い等に含め、広いところを使わせていただくということで、学校施設を利用させていただく等のことを通知させていただいております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

とにかく市民の皆さん方が不安を抱かんようなことをやっていただきたいと思います。もっとやりたいけど、またこれは教育民生委員会で議論したいと思いますので。

2番目は、亀山駅周辺整備事業の現況について。

権利者について、繰越明許費について、情報開示についての中ですけれども、特に市長にお伺いしたい。情報開示、市民と議会のやっぱり情報共有というのが必要なんですけれども、私ども特別委員会に入れていただいておりますけれども、どうも委員会に対する情報が、組合と決まったことの事後報告と。議会に対する情報を開示せいという、組合からの理事会の承認が得られないから開示できないというような答弁が返ってくるんですけれども、なぜですか、市長さん。

何で組合の理事会の意向を重視して、議会の委員会の、ましてや特別委員会の意向を軽く見るというおかしいけれども、無視すると。これは、あなたが俗に言うておる開かれた市政、市民一人一人の幸せな市政に反しておると違うんですか。なぜ開示ができないんですか。

例えば、先般の何やらTSUCHIYAさんがあかんと、鴻池さんになったと。そのときの点数配分というの、服部議員もそのことを言われたけれども、なぜやと。一向に議会の委員会にも開示されなかった。なぜですか。あなたの日頃言うてみえる、なぜできないのか。やっぱり組合が大事やでですか、理事会が大事なんです。いかがですか、市長。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

多分、今議員ご質問の内容は、ちょうど昨年の11月、12月にかけて、いわゆる組合が施工予定者の選定に当たって、この評価点について情報開示をしなかったというご指摘であろうと思えますし、ちょうどさきの12月議会で、これも議員のほうからご質問いただいて、この場でもその考え方をお伝えさせていただきましたが、再度申し上げたいと思います。

この組合の施工予定者の選定に当たっての評価点につきましては、議会からの要請に基づき、組合に対し公開の依頼を亀山市として行いましたけれども、組合において非公開として取り扱う旨の決定がされておりますことから、議会に対しましても、組合の意向を尊重し、公開できない旨を回答させていただいたところであります。

また、プロポーザルにおける選定は、市においても様々に実施をいたしてきておりますけれども、この評価結果の内訳等につきましては、原則非公開として取り扱っているものでございまして、組合の決定につきましても、今般の決定につきましても、市の対応とそごがあるものではありません。ないと考えております。そのほかにも、組合における理事会等の協議内容や決定事項につきましては、権利者の個人情報が含まれることが多いことから、原則非公開として取り扱うこととしているところでございます。

一方で、市としては、この事業への補助金等の支出を行いますことから、当然予算、支出に関します必要事項等については、適正に組合に対し情報の開示を求めていくこととなることから、開示ができますものにつきましては、当然議会に対しましてもご提示を、開示が公の議論の過程を通じまして、しっかりと説明責任を果たすということであります。さらに、ここに至りますまでに、本会議や委員会等々を通じまして、積極的に今の事業につきましてもの情報を公の場でお伝えをしてきておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

眠たい答弁はやめてくださいよ。何が、そうすると市長は議会と、それは個人情報等と、議会の審議と理事会の決定事項との重さ。私が今聞かせてもらおうと、組合の理事会の意向を尊重して、議会の意見は尊重していないように受けたんですけれども、そのように理解させてもろうてよろしいかな。どこにそのプロポーザルの個人情報が入ってくるんですか。そうでしょう。点数の配分も開示せいというのに、どこにそんな個人情報が入ってくるんですか。

以前、関中と亀中の件でも、ちゃんとコンマゼロ、7桁の数字まで開示して、ちゃんと総合評価の点数は出ましたよ。何で今回は、組合やから、組合の理事会の意向やからと。それを私らは知りたいんですよ。議員としても、一市民としても知りたいんですよ。それが何で開示できんですか、議会に。また、市民の皆さんに。組合の理事会の意向を尊重してというたら、個人情報ですと。何を言うんですか。あなたが求めておる開かれた市政、櫻井義之、開かれた市政を目指しています、その意に反しておるじゃないですか。いかがですか、もう一遍聞きますよ。簡潔に言うてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

1 2月議会でも同様のやり取りをこの場でさせていただきましたので、繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げたような観点でございます。

あわせて、今回第2ブロックの再開発事業組合、これは亀山市という行政組織とは別の法人組織であります。したがって、ここはそれぞれの意思決定、組合の理事会等々の意思決定の中でその決定を尊重するという立場でございます。

あわせて、当然公の予算が動いておりますので、公の議論を通じて、ここは可能な限りの情報を議会並びに市民の皆さんと共有してきたということでございますので、その点は文書でお渡しをさせていただいたと記憶しておりますけれども、改めてそこはご理解いただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それは2月22日、市民説明会があったらしいです。私はちょっと所用で、よう行かせてもらいませんでした。ほんなら、保留床の件が出たと。保留床の。商業施設はどなたになるんですかと。どこか当てがあるんですかといったら、保留床の方が確保されるということをも市民説明会で言うておるんです。議会にはそんなことはなかったんですよ、一切。保留床の処分の行き先、委員会に一言もなかった。市民の説明会の皆さんの中では、保留床の処分が商業施設はどうなるかといったら、保留床の権利者に配分するという、市民の皆さん方に答弁で答えておるんですよ。そういうような市民の説明会のときに、保留床の処分の案件まで説明会でやって、なぜ議会にはその説明もない、一切。これは同じ議論をしておるというわけじゃないですよ、私も。これをやっておるともう時間もありませんから。

だから、議会をあなたは何と試してみえるのやな。委員会を何と試してみえるの。あなたも県議会議員14年やった。亀山市議会議員も4年やった。都合17年か、議員というのを経験された。議会の尊厳というものをやっぱりあなたも理解してほしい。私も三十何年おりますけど、議会の尊厳というものをあなたは無視しておるのやないかな。それが市政の執行者のやり方かな。そうじゃないと私も思う。

それなら、もっとほかに言いますよ。繰越明許、元年は予算4億5,837万円。それで、明許費は3億7,159万5,000円繰り越していますよ。使った金が8,677万5,000円、平成30年度は14億で、保留床の補償費、これは宙に浮いておる。まだ補償はできやん。そういうような事業を延々として、令和4年には完成したいと、こんなことを言うておると。お金の処分が平成30年、令和元年、繰り越して、この事業はもう一度見直さなならん事業なんですよ。にもかかわらず、令和2年の予算には4億何がしの合併特例債、ちょこ10億ぐらいの予算を計上してきておる。もってのほかや、こんなものは。もっと市民要望に応える事業というものは多々あると思うんですよ。

過去にも提案が、鈴木議員も提案された。子供たちの施設をもうちょっと充実させたらどやと。過去にも私、この合併特例債のことを言いましたよ。合併特例債の各科目を各議員に渡してありますよ。合併協議の新市まちづくり計画の中で、斎場建設、和賀白川線、野村布気線、関中の改修、

これら4つの事業は入っています。だけど、庁舎建設25億、これを想定したことによって、北東分署、し尿処理、それから学校施設の空調。抜いていますよ、駅前。関衛生センターの解体工事、山車会館はどこまで行くか分からんけれども。このもろもろの金を合併特例債で使うてやってきておるんですよ、あなたは。そして、何やらこの間はひょこっと10年後ぐらいに庁舎建てますと、こんなことを言うてきたんです。あなたは、政治を何と想着てる、行政の執行者を何と想着てる、議会を何と理解してる、そのことを聞きたい。議会とは何ぞや、執行者とは何ぞや。簡潔にね、まだもうちょっと詰めたことがあるもので。ちょっと教えてください。二言、三言で。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

公を担う行政と議会は、それは二元代表制でございますので、公の議論を通じて意思決定をし、そして市民の負託に応じていくということでもあります。当然行政の執行権、それから議会の議決権、それぞれ権能が違うわけではありますが、その中で双方がチェック・アンド・バランスの中で意思決定がなされていくと、公の議論を通じて、本市の公の事業や予算や制度が決定をしていくということでもあります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もちろんそうですよ。執行と議会は両輪のごとく動いて、前へ前へ進んでいくんですよ。だけど、情報開示をされていない議会が、油が足らんと1つ回るうちに行政が3つも4つも回っておったら、こっちへ曲がってくるんですよ、右か左に。両方ともがうまいように同じように回っていけば、行政というのは真っすぐ、将来の子供たちのための行政も出てくるんですよ。

最後にこれをお伺いしたい。

市長の任期についてというのを題名にしています。あと12分です。

市長は、平成21年の市長選挙のマニフェストにおいて、市長の任期を最長3期12年に制限すると言って当選されました。マニフェストに書いてある信念は、私は揺るぎないものと思っていますけれども、私も有権者の1人ですから、その自治体の首長の任期について、改めて3期12年のマニフェスト、正しいのか。今でもそのことを念頭に置いて、私も12月議会に、市長3期目、最終年度の予算であるから、最終年度の総決算としての予算を組むべきであるということを申し上げました。このマニフェスト、それで間違いないですわな、いかがですか。簡潔に頼みますわ、まだもうちょっと言いたいことがあるから。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員からは、自治体の首長の任期に対する認識をお尋ねいただいております。お答えしたいと思います。

議員ご承知のとおり、地方公共団体の首長の多選を禁止すべきか否かの議論は随分昔からございました。古くは、昭和29年の知事の3選を禁止する法案、同じく昭和42年の4選を禁じる法案、

そして平成7年には知事と政令指定都市の市長の連続4選を制限する法案が国会に提出されましたが、いずれも廃案となりました。また、地方自治体においては、平成19年に神奈川県が知事の大選を制限する条例を制定いたしました。憲法をはじめ法律上の根拠がないことから、その執行には至っておりません。

そこで、以前にも申し上げましたけれども、首長は地方自治体の広範囲な事務を執行する大きな権限を有することから、行政の硬直化やなれ合い、権力の腐敗につながりやすいという側面がございます。その一方で、地方分権の時代において、大選によって政治的実行力の向上や長期的な政策推進のメリットが指摘をされておりますが、私自身は、基本的に期数が長くなることは望ましくないという考え方をしておるものでございます。

いずれにせよ、どの自治体におきましても、政策課題や地域事情がありますので、一概に言えないものと存じますが、公選職である首長は与えられた4年間の任期の中で何をなすのか、その責務を全うすることが最も大切ではないかと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

4年間の実績うんちくと違うんですよ。私はあなたのマニフェストについて聞いておるの。マニフェストって何ですか、そうすると。市長、マニフェスト。マニフェストの意味を。

それから、あなたはアクトンというイギリスの哲学者をご存じやと思うんですけども、どのようなことを主張された方ですか、お聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

イギリスの歴史家・政治家であったと思いますが、ジョン・アクトンは、当時のヨーロッパの専制政治の中で、「絶対的権力は絶対的に腐敗する」という名言を残しております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね。この言葉が出てきたのが平成21年、市長が就任されて、第1回臨時議会があったんです。そこで私が尋ねさせてもろうています。行政の特別職で3期12年という区切り、その意味合いを教えてくださいと、市長が答えております。「絶対的権力は絶対的に腐敗する」というイギリスのアクトンの有名な言葉がございますと、うんちくを言われて、それで全部読みましょうか、7分あるで。

櫻井義之君、答弁。

「絶対的権力は絶対的に腐敗する」というイギリスのアクトンの有名な言葉がございます。さらには、「花に十日の紅なし、権は十年久しからずや」という中国の古典の言葉もあります。やはり強大な権限を有します知事あるいは市町村長、この首長の権力をある一定の期限をもって制限する考え方については、私はこれからの民主主義、特に地方の民主主義の確立のために大変重要な要素の一つであるというふうな政治的な信念を持って今日まで活動させていただいたところでございま

す。この点につきましては様々なご意見があろうと考えておりますが、私自身はその信念で臨ませていただき、その心構えをマニフェストに明記させていただいたということをご理解いただきたいと、こういうふうなことを言われておるんですよ。やっぱり3期12年が一つの首長の節目である、信念であるということをお前は述べられておる。

これは、この発端は、田中亮太さんが市長さんのときに副市長をされておった小坂副市長さんの再任問題について聞かせてもろうたら、この経緯になったんですよ。その信念は揺るぎないものですわな。いかがですか。

4年ごとの政策課題をこなしていくと。それは、亀山市はそれぞれの首長の人柄でも動くんですけども、行政というものは、首長の信念、考え方に基づいて、市職員、幹部職員から、市のそれぞれの部局の職員の人がそれぞれ責任に基づいて、市民の安心・安全のまちづくりのための職務を果たしてくれておるんですよ。それに対して市民は、その職務を果たしているためにその税を納めておるんですよ。税の有効利用をしてもろうて、政治というものをやっていただきたいと。その代わりに、市民としての義務を果たしていくということの相互関係でやっておると。その中に入ってやらせてもろうておるのが、私らは市民を代表して、この壇上に立たせてもろうておる議員の責務なんですよ。それをやっぱりただしていくのが議員の責務であって、口酸っぱいことを言いますけれども、その信念は揺るぎないものと理解させてもらってよろしいかな、いかがですか。あと4分36秒。ちょっともうちょっと言いたいので、簡潔に願います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げたとおりでございますし、今、くしくも議員がおっしゃっていただいた、議員も首長も公選職として、本当に与えられた任期にやっぱり何をなすのか、市民の負託に応えると、この責務を持っておるといふものだというふうにご考慮しております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私は1期4年後のことを言うていまへんやないか。あなたが平成21年の市長選挙に出たときには、公人じゃないんですよ、私人なんですよ、一市民なんです。一市民が、志を持って市長選挙に出るために、一つのマニフェストというのを書いて、そして市民の皆さん方に、私が市長になったらこのような約束をしますよということで書いたのがマニフェストなんですよ。それが3期12年に制限するというのがマニフェストなんです。

私は4年ごとの改選のことを言うていません。あなたも県議会のときに4回選挙をやってみえるけれども、3回は無投票だったと思います。1回目は山木邦輔さんの選挙をやりました。残り皆3期とも無投票やったと思うんですけども、私の記憶によると。間違っておるかもしれませんよ。私らでも議員やっておりますけれども、もう次に辞めるわなと言うたことないです、私は。体力の続く限りやらせてもらいたい。その代わりに、あかん、間に合わんだったら言ってくれという形で私は9回臨みました。関から。4年ごとの評価してくれとって私は来た。

けど、あなたは12年を一つの制限として決められて、市民の審判を受けて市長になられた。

その上は、ここに書いてあるように、私自身はその信念で臨ませていただきたいというのがマニフェストですよ。4年ごとの功績と言っていないですよ。あなたが2期目当選して市長となられて、あったですな、合併協議会で、新市まちづくり協議会でいろんな事業を懸案した中で、それを変更したいというようなことを、あなたのマニフェストと取って事業展開するなど、新市まちづくり計画に変更をあなたはしてきましたやんか。その中に、今述べたことも含まれておるんです。

あなたは、借金を減らした減らしたと言いますけれども、確かに平成25年をピークにして財政調整基金は44億7,000万円もあります。だけど、令和2年には15億円になっておるんです。基金が。それでこの間、あなたが就任されてから、財調の不用額は、財調の出し入れはありますよ。だけど、延々とためてきたその45億のお金は、今15億なんですよ。今回の13億取崩しで。それで、また片や、交付税で算入されておる額が大体ずうっとあります。確かに当初の借金が200億あったのが、150億まで減らしましたよと、小さいけれども。財調を潰し、交付税を算入されて、当然こんなもの減って当たり前のことなんですよ、40億ぐらい。そうでしょう。合併特例債25億、それから交付税算入の70%を入れたら、合わせたら50億以上になるんですよ。減って当たり前なんですよ、この表からいくと。

そんな中で、あまりもう時間ないですから、この辺で終わりますけれども、このマニフェストもしっかり守って、任期満了までしっかり市民のための市長としての職責を果たしていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた令和2年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を終結いたします。会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時02分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めます。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないよう注意を頂くとともに、発言は簡素にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

それでは、通告に従いまして、議案第4号亀山市基金条例の一部改正について質疑を行います。

こちらは、森林環境譲与税を積み立てる基金を新たに設置するための改正だと理解しております。

令和2年度を知新の年として、また行政経営の重点方針にもあります環境・文化施策の推進と亀山版SDGsの確立に深く関わる森林整備関連施策でございます。亀山市民の大切な財産である豊かな森林と、そこから得られる恩恵を後世に引き継ぐための重要な施策と思ひまして、質疑させていただきます。森林環境譲与税の内容を明らかにするとともに、その使い道と市民への影響、費用対効果についても明らかにしたいと思ひます。

それでは、項目1つ目の森林環境譲与税が創設された背景についてということで、まず森林環境譲与税の概要について伺いたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

森林環境譲与税の概要でございますが、国において、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設されました。

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税する国税でございます。税額は年額1,000円で、令和6年度から個人住民税と合わせて市町村が賦課徴収をするということになってございます。

一方、森林環境譲与税は、森林環境税の収入額の全額を市町村及び都道府県に譲与されるもので、市町村は間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用として、また都道府県については森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用として使用するもので、本年度から譲与されておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、配分額についてでございますが、令和2年度における譲与税の配分額について、その額の算出方法とともに伺いたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず令和元年度、本年度でありますけれども、森林環境譲与税の譲与額は1,345万8,000円でございます。また、令和2年度というお尋ねでございましたけれども、国におきましては、先ほども申し上げました令和6年度から森林環境税の徴収が始まるまでは、令和元年度から5年度までの森林環境譲与税については譲与税特別会計借入金を財源とする計画でございました。しかしながら、昨年9月の台風15号の影響ということで、倒木による大規模な停電が発生しましたし、さらに近年の豪雨による氾濫や流木被害などが発生しているということに鑑みまして、国は森林整備の促進に向け、さらなる財源確保が必要と判断されまして、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用して、令和2年度からは、本年度のおよそ倍増となります2,859万9,000円が譲与される見込みでございます。

配分方法でございます。森林環境譲与税につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づきまして、森林環境税の収入に相当する額として市町村及び都道府県に対して譲与するとされておるところでございます。市町村に対する森林環境譲与税の譲与の基準ということでございますが、同法律の第28条に基づきまして、森林環境税の収入の10分の9の額が市町村に譲与されるということになってございます。市町村への譲与額につきましては、各市町村の人工林面積、私有林の人工林面積、それに林業の就業者数、さらに人口で案分して譲与されるものでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

こういった国の施策をうまく活用しながら、森林整備また森林経営、これが令和2年度、主要施策の一つに位置づけられているものと捉えております。

そこで、市内の森林が現状どういった状態にあるのか、また譲与税を充てて改善すべき課題とは何か、伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、市内の森林の状況でございますけれども、市域の面積は1万9,104ヘクタールでございまして、そのうち森林面積は1万2,034ヘクタールとなっております。市域の約63%が森林でございます。その森林面積1万2,034ヘクタールのうち、間伐などの整備が必要な人工林の面積は8,132ヘクタールでございまして、合併以降15年間におきまして、国・県の造林事業、また森林環境創造事業、さらに保安林改良事業等によりまして、これまで延べ3,600ヘクタールの間伐を実施してきたところでございます。

次に、改善すべき課題ということでございますけれども、森林環境譲与税でございますが、市町村は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるといふこととされております。また、本年度から、国におきまして森林環境譲与税と併せて林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目的とします、やむを得ない事情で適正に管理がされていない森林を市町村が主体となって森林を公的に管理する森林経営管理法が施行されました。本市では、昨年3月に策定をいたしました亀山の森づくり事業計画に基づきまして、森林環境譲与税を森林経営管理法に基づく施策に充てるといふことにしてございまして、未整備森林の解消に向けて取組を進めているところでございます。

本年度から、坂下地区におきまして森林経営管理事業を実施しておりまして、本年度につきましては意向調査を行っております。来年度以降については、令和2年度に森林の調査及び境界の確認、令和3年度以降、間伐による森林整備を現在予定しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

未整備森林を坂下から調査していくということで、恐らく調査していくということは、全体どれ

だけまだそれがいいのかというのは、まだこれから把握するところなのかなと理解いたしました。

そういった管理されていない森林が恐らく一定数あるから、こういった譲与税というものができたのだらうと思うんですけども、それでは管理されない森林ができたといいますか、こういったものが増えている主な原因というものはどこにあるという、その見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

森林が管理されていない理由ということでもありますけれども、全国的に木材の輸入の自由化に伴います木材価格の低下ということが上げられますし、人件費や燃料代の経費上昇ということに伴いまして、事業としての採算性の悪化、さらに林業従事者の減少、高齢化、また森林において相続における不在地主の増加ということもございますし、相続手続がされていないということによる所有者の不明森林が増加してきておるということもございます。それに伴って、境界が不明というのも増えてきておるといようなこと、加えまして、国・県の予算につきましても年々減少してきていというようことが理由として上げられるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

まず、先ほどの答弁を聞いても、本当に課題がたくさんあるなという印象でありますけれども、森林整備を令和3年から行われていくということですが、そういった課題、根本的な問題に関してもやはり解決していく、そのためにこういった譲与税が使われていくことが期待されているのではないかなと思います。

それを踏まえた上で、次の項目ですが、森林環境譲与税をどのように使われるのかというところに移っていきたいと思います。

先ほどから使い道、使い方、いろいろとご説明いただいておりますけれども、所有者不明の森林また境界未確定の森林、こういったものもたくさんあるという話、これに関しても調査を進めるところであるかと思っておりますけれども、先ほど森林経営管理事業に関してもお話がありましたけれども、その使い方、事業の進め方として、同じ森林といいましても、制限林といって、様々な間伐にしても制限がかかる地域、そういった森林があるというふうに確認しております。その制限林の中で、例えば保安林に関しては、伐採に特別な許可が必要になるというふうに聞き及んでおりますけれども、そういったところに関してはどういった対応になるのかというところを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ちょっと保安林につきまして、今資料を持っておりませんので、後ほどご答弁させていただきます。申し訳ございません。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では、ちょっと飛ばしたいと思います。

先ほども申しあげましたけれども、森林整備を進めていくとして様々な課題がある中で、特に大切だと思うのは後継者の育成というところ、先ほどからこの譲与税の使い道としても幾つか上げられている中で、人材育成、担い手の確保の取組、ここに関してやはり期待されている部分があるのではないかなと思います。持続可能な森林整備を進めていく上では、人材育成、担い手、亀山市として譲与税を使ってどのような取組を進めていくのか、ここに関して確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただいておりますけれども、本市の森林環境譲与税の活用につきましては、森林経営管理法に基づきます手入れの行き届いていない森林をより効果的に減少させる取組を優先的に実施したいと考えております。そのような中で人材の育成、また担い手確保ということでございますけれども、この施策につきましては、三重県のほうが創設をしておりますみえ森林・林業アカデミーを受講していただくということで、高度な経営や管理能力、現場技術等を身につけられるものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

林業アカデミーを使ってもらいたいということですが、では、それで後継者の育成が十分だというふうに認識されているのか。それでこの譲与税に関しては、そちらには充てないということなのか。そこに関しては、後継者、現状の亀山市内の林業就業者の現状も併せて、ひとつ見解を頂きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、林業従業者というお尋ねでありますけれども、森林環境譲与税の配分の基準という中で、林業就業者数が一つの基準になっておることであることとありますが、ここでいいます林業就業者であります、52人ということになってございます。農林業センサスでいいますと、林家という定義がございまして、こちらは保有山林面積が1ヘクタール以上の世帯をいうということになってございまして、この林家数につきましては、2015年の農林業センサスの統計でありますけれども、502戸ということになってございます。

このことから、本市は1ヘクタール未満の森林所有者が多いということがうかがえるということとございまして、また、後継者はそれで大丈夫なのかというご質問があったと思いますけれども、先ほどご答弁させていただきましたみえ森林・林業アカデミーでありますけれども、3つの基本コースというのがまずございまして、プレイヤー育成コース、マネジャー育成コース、ディレクター育成コースとだんだん上に向かっていくコースがそれぞれございまして、それ以外にも市町の森林担当の職員講座、またさらにこれから林業に就業していくという関心がある方に向けての林業体験

講座というのも設けられてございまして、そちらを受講していただくということで、後継者の方の育成、研修ということにもつながっていくのかと思っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

その成果に関してはこの場で伺いませんけれども、後継者、担い手不足というのが、管理されていない森林の増加に関わっているということでもありますので、そこに関しても検討をしっかりと進めていただきたいと思います。

そして、次の木材利用促進普及啓発でございますけれども、これに関しても具体的な施策、例えばそういった地域産材の公共施設への活用状況だとか、そういったところに関して伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

木材の利用促進につきましては、三重県内でいち早く平成23年3月に公共建築物等木材利用方針の作成をいたしまして、公共建築物の木造化、また木質化に木材関係団体と連携して取組を進めてきているところでございまして、この公共建築物の木造化・木質化のこれまでの取組事例でございますけれども、川崎地区コミュニティセンター、神辺地区コミュニティセンター、関南部地区コミュニティセンターなどの改築時に亀山市内の間伐材を活用しております。そのほか、川崎小学校改築では県産材を活用しております。

次に、先ほどの保安林の対応ということでございまして、ここでご答弁させていただきたいと思いますが、保安林におきましても、県への伐採届は必要でございますけれども、普通林と同様に森林経営管理法に基づく調査、間伐は行っていくものでございます。

（発言する者あり）

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

じゃあ、次に行きます。

使途の公表方法、使い道を公表するというのが法律で義務化されておりますが、いつどのような方法で市民に公表するのかについて伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

使途の公表ということで、議員からもご紹介ございましたとおり、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の第34条第3項におきまして、市町村及び都道府県の長は、地方自治法第233条第3項の規定により、決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないとされておるところでございます。

現在、その公表の内容につきましては国において検討されておるところであります。市といたしましても、納税者への説明責任を果たす観点から、具体的な用途及び金額を分かりやすい形で公表してまいりたいと考えておりました。公表の時期につきましても、9月の決算議会におきまして決算資料として提出をさせていただいて、さらにインターネットにより公表させていただくように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

もちろん説明責任もそうですし、またある市では、譲与税に限らず、森林整備に関わるこういった補助金の情報と要綱に関する申請の書類とかも含めて、事前にインターネットで公表しているというところもあります。決算なので、報告は当然していただくとして、主要施策の重要な柱でありますので、担い手への情報開示という意味でも、用途の公表等、活用促進のためにもホームページ上で様々な申請書類も含めて公表、こういったこともぜひ検討していただきたいなと思います。

次の項目に行きます。

他の森林整備関連補助金とのすみ分けでございます。

まずこの森林環境創造事業、これまで行われてきた事業でございますが、これとの比較をしてどういった違いがあるのか、端的にご説明をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず森林環境創造事業でございますけれども、これにつきましても、国・県の補助金というのがございまして、森林の持つ公益的機能の効果的な発揮を目的といたしまして、市町村森林整備計画に位置づけた環境林の森林所有者、認定林業事業体、そして市の3者で環境林づくり協定を締結した森林の間伐に取り組むものでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

どういった違いがあるのかというところをちょっと伺いたかったんですけども、その事業で賄い切れない、さらにまたその奥地のような森林、そういったところも含めて整備していくものであるのだろうと認識しております。

ちょっと時間がないので、次へ行きますけれども、みえ森と緑の県民税市町交付金、こちらも同じく森林整備関係の補助金で事業として組まれておりますけれども、これとの違いのほうをお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず森林環境譲与税の用途でありますけれども、こちらは手入れの行き届いていない森林の間伐、林業、木材産業に関わる人材育成、担い手の確保、公共建築物の木造化・木質化に要する費用に充

てるというものでございます。一方、みえ森と緑の県民税市町交付金でございますけれども、主に市民が森林や木材について学び触れ合う機会を提供する森林環境教育や、災害に強い森林づくりとして危険木の伐採、さらに森林づくり活動を行うボランティア等の育成に要する費用に充てるものでございます。なお、公共建築物の木造化・木質化に充てることも可能ではありますけれども、森林環境教育や木育の理解を深めるための施設整備であるという必要がございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、もう一つ森林整備関係との比較なんですけれども、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の活動もまた森林整備関係の事業としてこれまで取り組まれてきたと思いますけれども、これとの違いに関しても伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

鈴鹿川等源流の森林づくりの活動でございますけれども、これにつきましては、みえ森と緑の県民税を財源として活動のほうをさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

端的なご回答ありがとうございました。これら森林整備関係の事業、様々なものと比較させていただきましたけれども、こういった数ある事業、それぞれの特徴を生かしながら、亀山市の森林全体の環境を整備していくことだと思います。

これからまた引き続きこの取組を進めていっていただきたいと思いますが、次の項目、最後の項目です。森林保全事業に対する期待、市民の皆様にとって、そういった森林環境整備、これでどういった恩恵を得られるのか、市民の皆さんに分かりやすくご説明いただきたいと思います。

まず、この森林環境譲与税を財源とする森林経営管理事業によって、市民に対してどのような効果が期待できるのか、その費用対効果について見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

森林を整備いたしますことで、森林の持つ水源涵養や土砂流出の防止、地球温暖化防止など公益的機能の向上が図られるということは、市民生活に広く恩恵を与えるものでありまして、市民の命を守ることにつながるものと考えてございます。この森林の持つ公益的機能が、本市の市民1人当たりに恩恵を受けている価値でございますけれども、これは約80万円と県が試算をしておるところでございます。さらに持続可能な開発目標、いわゆるSDGsでございますが、これに掲げる17の目標のうち、14の目標に対して寄与するものと言われておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

森林が持つ機能についてご説明いただきましたけれども、加えて市民の皆様、最も期待する効果の一つとして、森林機能として獣害被害の軽減というものもあるのではないかなと思っております。その獣害被害の軽減効果については、どのような見解を持っておられるでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

森林環境譲与税を活用いたしまして、森林経営管理事業によって、先ほど答弁もさせていただいております森林環境創造事業のように、間伐を行うことによって針葉樹と広葉樹が混在した森をつくるということが出来ますので、いわゆる餌場ができるというようなことで、里のほうに獣が下りてこなくなるというようなことにつながっていくということで、獣害被害の軽減ができると、つながっていくと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ちょっと理想的な話でもありますけれども、有害鳥獣対策の一つとして頭数管理というのも必要ですけれども、こういった森林管理事業によって、鹿や猿、イノシシが十分に生息できるような環境をつくって、野生鳥獣と共生できるような環境づくりというものも、こういった視点も大切なものかなと思います。

それでは、最後に林業の成長産業化についてでございます。

答弁でもありましたけれども、成長産業化もまた一つこれを目的としていかなければならない大切なことかなと思います。そこで、森林環境譲与税で林業の成長産業化を推進していく方向性に期待したいところなんですけれども、譲与税で、それを現状亀山市としてどこまで寄与できているのか、その見通しについても伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

森林環境譲与税を活用しまして、森林経営管理法に基づいて森林施業の集約化、森林の団地化を進めるとともに、意欲と能力のある事業体に委託をしまして森林の整備を進めていくということについては、やはり安定した事業量を確保できて、林業の成長産業化に寄与するものと考えられるところでございます。

また、来年度でございますが、三重県森林資源情報管理システムにつなげるための森林クラウドシステムを導入する予定でございます。三重県、そして市町が共通の森林情報を共有しまして、それぞれが取得した情報をシステム上で相互に活用して、その情報を林業事業体に提供することで効率的な森林整備、森林経営計画の立案と森林施策の集約化、また森林の団地化が促進されまして、林業の成長産業化に寄与するものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

県の計画書なんですけど、北伊勢地域森林計画書を読んでおりますと、亀山市の林業、森林経営において目指す方向性ということで、交通の要衝というポテンシャルを生かして、木材の集散地として流通・加工分野の発展が期待されるといった表記がありました。これに沿って、譲与税に関しても、こういった使い道というものが考えられるのかどうか、これに関してもちょっと伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

昨年3月に策定をしました亀山の森づくり事業計画におきましては、まずは森林経営管理法に基づく事業を進めていくというふうを考えてございます。議員が先ほどご紹介いただきました木材の集積地というようなことでございますけれども、今後事業でいけるのかどうか、また譲与税自体も増えてまいりますので、今後検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

今後の検討ということで、持続可能な森林整備には、後継者の育成、林業の成長産業化も必要だと思いますので、そのために具体的な施策、これから譲与税を使われていくように、いろいろと検討していただきたいなと思います。

SDGs、先ほど部長の口からもありましたけれども、SDGsの目標の15の2のところに書いてあります2030年までにあらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、そして劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させると掲げられております。亀山版SDGsをうたう亀山市が、森林環境譲与税の有効活用に対する検討を常に怠ることのないように、また市民の皆様様の理解を得ながら、地域活性化に役立つ森林環境譲与税の使い道にこれから期待したいと思います。

以上で質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑に入りたいと思います。

最初に、議案第2号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですけれども、農業委員会の活動及び成果の実績に応じた報酬の支給について、今回新たに能率給というのが創設されましたけれども、その能率給とは何ぞやということについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず今回の能率給でございますけれども、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など農地利用最適化推進に係る活動が能率給の支給対象となっております。能率給につきましては、活動実績また成果実績に基づいて報酬を決定するものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

農業委員会の会長は月額2万1,400円、会長代理が1万7,500円、基本給。農業委員の皆さん方は1万5,200円。農地利用……、これは資料ですけれども、これはともかくとして、委員長さんから委員の皆さん、それぞれ月額、基本給が確たる月に設けてあると。ところが、その能率給については55万7,334円で一律なんですけれども、仮に月額がこういうふうにかかっておる中で、能率給についてもやっぱりそれなりの格差をつける、格差というか、現場へ行けば一緒かということになるもので、この55万7,334円の根拠。そして、委員長さんも委員会を構成しておる委員さんも同じ能率給の支給単価なのか。そこらもちゃんとすみ分けはしてあるんですか。そこら辺ちょっとお聞かせ願いたい。簡潔にな。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

能率給につきましては、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進と農地利用最適化に係る活動が支給の対象ということでございまして、その能率給の決定方法でございますが、まず活動実績につきましては、支給対象となる活動を実施した日数が月に1回以上あれば、活動実績報告書を提出いただいて、その実績に応じて半期ごとに額を決定するというものでございまして、上限額が月額6,000円、年間7万2,000円となっております。

次に成果実績でございますが、これにつきましては、本市の農地集積の増加面積についての単年度目標面積15.32ヘクタール、また並びに遊休農地の解消面積についての目標面積90.09ヘクタールに対しまして、達成状況を評価点に換算して、成果実績の報酬計算式に当てはめまして年間の報酬額を決定するというものでございまして、こちらが成果実績の上限額48万5,334円、年間でございます。

なお、能率給につきましては、各委員の活動実績に応じて決定をいたしますので、会長、職務代理、また農業委員さん、推進委員さんの活動は同じということでございますので、能率給については同額でございます。先ほどの成果実績、また活動実績の上限額を合計したものが55万7,334円というところになってございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その資料がここに何で添付されなかったというのが、私、分かんない。そこまで細かいやつをね。そして、その成果実績、指示者、現場へ行くんだったら、現場へ行くと指示を出すとどなたが行くんやな。どなたの指示によって、任命権者の市長によるのか、農業委員会の会長さんがやるの

か、その命令権者は誰なんやな。それをチェックするのはどこや、農業委員会の担当職員やと思うけれども、時間給なのか、8時間やっても1回、1時間やっても1回、そういうのは時間区分がしてあるのか。そういう時間区分等の、能率給と書いてあるんやったら、能率給というのは、こんなことを言うて申し訳ないけれども、1時間何百何十円で掛ける5時間やったら、その5時間分というのが一つの能率給でしょう。その辺の規定もちゃんとしてあるのかな。その2点、ちゃんとそれは規定してあるのかな。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず能率給でありますけれども、これについては、先ほどの活動実績というものにつきましては、活動を実施した日数が月に1回以上あれば、定額の6,000円ということになってまいります。

それと、現場へ行く指示というご質問がございましたけれども、これにつきましては農業委員会ということになってまいります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

委員会というのは誰ぞやというのや。農業委員会って、答えになっておらへん。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

農地利用最適化推進委員さんにつきましては、農業委員会が委嘱をするということになってございますので、農業委員会ということで理解をしております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

農業委員会の会長さんがやるのかやらんのか、それを点検するのは誰かというのを聞いておるの。農業委員会全部で、そんなん合意の下に、がーっと行くわけ。

1日行ったら6,000円と。30分行っても1日、ちょっとごたついて、遠方、距離もあるわな。亀山市役所へ寄ってもろうて、例えば加太、野登、それからその海本町かな、天神やったら距離は違うわな。そこら辺を聞いておる。そこら辺を整理したものはしてあるんですか。農業委員会って、農業委員会のどなたが指示を出すのか。そこらをやっぱりはっきりしてくださいよ。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

農業委員会の会長が指示をするものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

最初からそうやって言うたらええやないか。そんなことで2分も損したわ。

しっかりそこら辺は、任命権者の市長も確認してやっていただきたい。議会にも、農業委員会さんは承認をする、議決をされた人ですから、任命権者の市長はしっかりそこら辺の動きを把握しておいていただきたいというふうに申しておきます。

次に、議案第8号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、駅前の整備の3億7,159万5,000円、繰越明許であります。これ、当初予算が4億5,837万円、執行額が8,677万5,000円。何でこんなにお金が余ってくるんですか、毎年毎年。ちなみに、30年度の繰越しは、当初が9億7,000万、12月補正で6億1,630万、15億8,630万。ちなみに、30年度の繰越しは13億やったと思う。毎年毎年、事業費の9割以上は繰越しになってくると。市長はそれでよろしいんかな。事業、原課が責任持ってやっておるけれども、原課の問題じゃないと思う。予算を立てる市長としての責務として、30年度は13億、また31年度（令和元年度）は3億7,000万、予算額の大体8割、9割強は繰越しになってくると。これが正規の予算の繰越明許で済ましては、済むものではないと私は思う。いかがかな、市長。簡潔にちょっと。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

都市再生法に基づきます市街地再開発事業、これには様々な権利関係の同意・合意あるいは複雑な利害、そういうものを調整しながら進めていくという特殊性がございます。この市街地再開発事業の実施に当たっては、組合設立への同意とか、まさに今進めてきました権利変換計画への同意とか、こういうものを、必要な同意が得られるような積み上げが極めて重要であります。これらの状況を見ながら予算執行を図ってまいりました。

そのような中で、ご指摘のまず平成30年度の予算につきましては、組合の設立がご案内のように当初の予定から半年ほど遅れて昨年2月となりましたことから、本年度への繰越しを行ったものであります。ちょうど昨日、前田議員のご質問にもお答えさせていただいておりますが、この権利変換計画が3月5日に組合総会で承認をされて、3月6日に、市に対して計画の申請書の提出がございました。同日で県のほうへ進達をさせていただきましたので、この計画が、県の認可が受けられましたら、平成30年度予算につきましては、補償費を権利者の方にお支払いさせていただくことになろうかと思っておりますので、繰り越しました14億全額を今年度内執行予定ということであります。

なお、本年度の予算につきましては、権利者への補償費等一部の支払いや、既設建築物の除去等の予算を計上いたしておるところであります。補償費の支払いに必要となります。先ほど申し上げました権利変換計画の認可申請が本年の3月となりましたことから、本年度内での予算執行が困難となりまして、予算について次年度へ繰越しを行うこととなったものでございます。

いずれにいたしましても、新年度予算の中で、当然再開発事業がしっかりと確実に展開をできますように努力をいたしてまいります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何をさなあ、あなたがもっと先頭に立って動いておいたらええわけだ。駅前再開発事業は、かねてから駅前の方がやっておると。平成19年に駅前開発の準備会ができた。平成25年に協議会になったと。25年からこういうような形で、市もそれまでは何百万単位で補助をやっておって、この研究会に。平成25年から1億以上のお金を入れておるわけやな。それは過去にも言わせてもろうた。それで、この13億、今回の3億7,000万でも、県に進達してどうのこうのと。そして30年度の13億もそこで処理したいと、許可が下りてきたと。実際、事業がやっぱり進捗がおかしいという中で、繰越しを2回も繰り越しておる事業は、改めて原点に戻って、そして市民から預かった貴重な税金を正当に使うために、繰越明許を起すような事業であってはなんのですよ。道路事業で、繰越明許で、道路用地、所有者との値段の折り合いがつかんもので繰越明許をしたとか、天変地異によって、気候によって、やむを得ず繰越しをしたということは度々ありますけれども、駅前についても、あまりにも当初予算が4億5,837万、もう一遍言いますよ、その繰越しが3億7,000万と、僅か8,677万5,000円しか使えんからということは、おかしいじゃないですか。

確かに30年度の13億のしわ寄せが来ておるで、こうなっておるんですけども、それを3月までに13億をこなして、事業の推進を進めてきたというけれども、今、今日で3月10日ですか。あと二十日余りですよ、土・日を抜いたら二十日ないんですよ。そういうような状況で、この3月議事に3億7,000万の繰越しをやったけれども、そうやで、どうも市長の答弁を聞いておると、私じゃないんやと。組合の一部の人の理解が得られん、組合の中の調和が取れておらんというふうに聞こえてなんのですよ。

私も開発事業、いろんな事業、お手伝いをさせてもろうてきたけれども、組織は、一つの地域がよくなると思ったら、地域の人らが100%合意、これが大前提で物事は進めないかと。だけど、この3億7,000万の繰越しをせんなんということは、用地の取得ができやんもんで、こうなってきたんですよ。それを認めてくださいよ。用地取得ができなかつたで、これが執行できなかったと。そんな認識にないんですか、市長。用地取得しておったら、この3億7,000万円は明らかに繰越しせず、予算消化しておつたと、予算執行しておつたと思う。その13億が執行できやんもんで、やむを得ず繰越しをせんなんという状況なんですよ。

それなら、亀渕君にちょっと聞きたい。執行済みの8,677万5,000円、この分析を聞かせてください。何に使うたのか。ゆっくりでいいよ。書かんならんで、数字だけ。

○議長（小坂直親君）

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

31年度、令和元年でございますけれども、執行できた予算でございますけれども、亀山駅周辺まちづくり協議会支援の関係で委託業務として約400万程度。その他、道路整備事業の関係でございまして、補償関係の委託でございます。また、道路関係の中で詳細設計も進めております。

補償関係が500万、予算額で言うと500万程度でございます。用地設計が280万円でございます。その部分が、あと……。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

8,000万にならへんやないか。分からんなら時間もったいない。答弁できやんのか。議長、

時間止めて。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そういうふうなのが今の亀山市の現状なんや。なあ、市長さん。市長は分かっているわね、これ。ちゃんとチェックしておるで、執行しておるで。8,677万5,000円の執行、支援が400万、道路補償費が500万、用地うんちくが280万と。あと分からんと。これが今の現実やないかな、亀山市の。駅前再開発の担当参事すらも答えられない、すぐに。そういうような事業を延々と続けて、13億をこの3月までに支払うということがあってはならんとわしは思うておる。それを、あなたのマニフェストでも駅前再開事業というのを書いてあった、21年の選挙のときに。参事が答えんなら、あなたの頭の中で、横におる副市长でもかまへんわ。その人らが、誰か助ける者はおらんのか。それが今の亀山駅前周辺整備の事業の在り方や。

だから、この事業はもう少ししっかり腰を据えて、きちっとやっぱり地域住民、県の知事に許可を得たで金を払うと。恐らく駅前に住んでみえる方は非常に不安に思ってみえる、今の在り方では。内容も分からんけれども、金だけはどこやらの銀行に、どこやらの裁判所に供託されておると。その代わり、もう壊すから出ていけと。そういうようなことを言うておるんですやんか、今現実。そうですわな、平成4年に、この今日に関しても。

そういうような状況の中で、もう一度この事業は、担当課の参事でもこのありさまや。だから、もう一遍きちっと事業を精査して、物事というのはやっぱり一から積み上げて、1合目から物事を積み上げて歩いて、そしててっぺん、10合目まで上がってくる。こつこつとした一步一步の歩みを進めんことには、行政というのは進んでいかんと私は思う。これはもうしゃあない。次へ行きます。時間がないから。

○議長（小坂直親君）

答弁、数字だけ簡単に。

亀淵参事。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

どうもすみませんでした。

用地設計の関係でございまして、市道1号、6号、7号線で約900万、西駐輪場の用地取得で2,200万、協議会運営費関係で500万、貸付金5,000万、都合8,600万でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

真っ先に出てくるのは、その5,000万やないか。8,677万の一番大きな目玉は5,000万や。国から来る5,000万と市から5,000万、9,300万のこの基本設計の金がこれやんかな。これが5,000万、何でこの5,000万が出てこんのや。私は残念やと言うの。初めからやりなはれ。もう一遍やり直しや、あなたは。

次、議案第16号、井田川小学校の教室増築2億4,780万、工事費2億3,700万、これ、当初開会の日に、これが何で入っておらんのかと言った。予算の概要説明書、図面。設計は今年の

予算でやったと。これが入っていないで、おかしいやないかなと言うて、もらいました。それで見せてもろうたら、またぞろこの間、平成23年に井田川小学校増築事業でやっています。基本的に、小学校の1学年の学級編制の標準を40人から35人に引き下げたことによって増築が要るということで、平成23年6月27日の委員会資料を今手元に持っていますのや。そのときに、私もいろいろと言わせてもろうた。そのときは上田君が教育次長やったと思うんやけれども、なぜのり面なんやと言った。またこれ、のり面や。あのとき、三十四、五年の桜の木を7本切ったと思う、のり面に。今回またこれ同じ隣ののり面に、一部桜の木を1本か2本切るらしいけれども、なぜこののり面なんやというの。

それから、この23年6月27日の資料には、少人数の井田川小学校の23年から平成30年度までの数字が出ておるわけ。何でこのときに一気にやらんだんや。金がなかったとは言わさんぞ。平成23年は財調も四十四、五億ある。合併特例債も25億丸々残っておる。金がなかったとは言わさん。

私ども、そこらのときに、のり面やなしに裏側の公園に接道した道路を学校用地として変えて、用途変更して、しかる場ができたら、その道路と既存の井田川小学校の校舎内の敷地を合わせた、あの道路幅が7メートル、縦500メートルで3,500平米あるわけや。そして、その裏の公園と連携した表の第1グラウンド、第2グラウンドという形で、前は高学年、上は低学年というような活用を図ったらどうやというふうに提案したけど、物の見事に、この協議をやったときには、設計も済んでおって、現場見たときは設計は済んでおったということで、やむなくこうなったんや。

今回も同じようなことをやっておるわけ。市長、何を思っておるの、あなた。植樹祭というて、桜の木を植えて回っておるな、この頃。卒業生とともに。なぜこのまた23年と同じことを繰り返す市長は指示したんや。またそれを了解してんのや。まだまだこの井田川小学校は増築する可能性がある。またせんならんかも分からん。そのとき、のり面2つこれで潰した。次はどこへするのやな。わしやったら裏に用地を求める。私も23年のときにしっかり言わせてもろうたけれども、そんなことまでせんぞ、今回も当初予算に2億4,780万の予算計上をされて、同じようなことをやっておると。どうやな、市長。市長は3期、12年で、これっきりか分からんけど、もう少し将来の土地利用も考えた中で増築工事をやっていかんことには、やはり後の者が困るんやわ。後の、市長もいつまでも市長やっておれへんし、後の者が困る。いかがかな。これを同じ、隣につけてよしと言うて予算をしたと思うけれども、要は教育委員会ちょっと待てと。ここは、今後の土地利用を考えたら、もう少し考えよという指示を出されたのか出されなかったのか、それを聞きたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご案内のように、井田川地区につきましては、宅地開発の進行によって児童数が増加しております。ある一定の増加を見込んで、それぞれ改築の計画を議会にお示しをし、23年もそうでありますが、そのように対応をしてきておるところであります。

今回の増築する校舎の場所についてであります。当然学校敷地内で増築できる場所は、現在建設予定の場所しかないかと教育委員会の中で検討の上、判断をしてきたものでございまして、議員がご指摘いただいております井田川小学校の北側の市道を潰して、その北側の公園と一体化をして整

備するような計画は、私どもとしては選択をしないという判断をさせていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

すると、市長は、教育委員会がこうやって言うてきたで、何にも言わんと、はい、そうやなど言っ
て終わりということやな。それだったら、誰でもできるわな、市長。やっぱりどこやらの国会で
もあったわな。あれを言うたら、ちょっとまた怒られるで、というたその国会でもんだことあった
んですわ。国会を聞いておったら、やっぱり長たる者の長たる考え方をやっぱり示して、そうやっ
てもう少し考えやんと、そうすると、今後もし井田川小学校が子供が増えて、もう今敷地が限界と。
増えたら、今後どうしますのや。どんな手当をしますか、あなたやったら。そのときおるかおらん
か知らんけどさ。今の段階で。今、目いっぱい敷地でやったと、今回な。次、また子供が増えた。
さあ、どこかへ建てんならん。どこへやるの。分校を造るんですか。そんなことを思いませんだか
な。思うてないで、そうやろうな。あなたにしゃべっておっても、水かけになるで、やめておくわ。

そうやで、井田川小学校ができれば、教育行政に携わる人らにまた伝えておいてください。もう
こっちへ言うておってもあかへんで。今後、学校敷地内で物事をやろうと思ったら、それなりの余
裕スペース、きちっと探した中で、増築なり、やっていくという基本的な姿勢は教育委員会につく
ってください。こっちへ言ってもあかへんで。

次へ行きます。

次、最後の話すると、乗合タクシー徴収金及び、歳出の商工総務費、地域生活交通再編事業、乗
合タクシー運行委託料についてですけれども、予算書を見ますと、地域生活交通再編事業7路線で
1億1,532万8,000円を今回支出されております。乗合タクシー運行委託料が450万の支
出をされております。計上されておりますけれども、聞くところによると、今年も乗合タクシーの
お試し券というのを発行されるんですけれども、できればこの令和元年度のお試し券の公募をして
きましたわな。3,028人か3,082人かの登録者に対して、3,000円のタクシー券の交付
した方に、乗合タクシーの交付金を交付したと思うんですけれども、その利用者の実績を大体、ゼ
ロの方から、一番多いランク的に何段階に分かれておるか分かりませんが、できる限りの数
字を分かたら教えていただけませんかでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

令和2年1月末時点でございますけれども、乗合タクシーの利用者登録をさせていただいたのが3,
056人でございます。本年度の延べの利用者数につきましては1,729人ございまして、こ
の実利用者数は276人でございます。このうち、約99%の方が無料体験乗車券を使って乗車を
されております。その内訳であります、実利用者276人のうち、5回以上無料体験乗車券を使
って利用された方は、約4割に当たります109人でございます。5回未満の利用の方については
残り約6割、167人ということになっております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

数字を聞かせてもろうて、びっくりしていますけれども、タクシー券の交付は3,056名の方というふうに理解してよろしいかな。タクシー券の利用者は1,729名というふうに理解してよろしいかな。お試し券が276名で、5回以上の方が109名と。

基本的に、この制度自体をこれも一から見直さんならんですね。さきに言いましたように、地域生活交通再編事業に1億1,532万8,000円のお金を7路線に使うておるんですよ。廃止代替バス運行委託料1,414万2,000円、さわやか号が1,768万4,000円、加太福祉バスが1,329万2,000円。野登白川地区バス等運行委託料2,579万円、西部ルート、東部ルート、南部ルート、合計でざっと見て5,200万ということです。7路線で1億1,700万近くあるということや。

これ、本当に今の利用者実績を聞かせてもろうたんですけども、5回以上利用しておる方は、登録者3,056名に配付した中で109名。市長、これ多いか少ないか、これはなかなかやと。どっちや、聞かせて。

○議長（小坂直親君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

多いか少ないかなかなかということですが、この制度の趣旨あるいは利便性を一回体験していただく中で、当初の状況からやっぱり改善をされて、使ってみて初めてその実感を頂けるということでは、その数が当初の状況から伸びてきておるということであろうと思いますし、約9割ぐらいの方が、大体500円以下の運行ということもデータの中から分かってまいりました。ですから、こういう今何とかこの制度をより多くの方に育てていただきながら、そして日常の本当に必要な方が活用いただくような制度として、しっかり機能させていきたいというふうに思っておりますし、いろいろまだまだ改善せなあかんことがたくさんあるかと思いますが、その今過程にあるというふうに思っております。

したがって、令和2年度につきましても、この無料体験乗車券につきましてもは配付をさせていただいて、より多くの方にご利用いただけたらというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

やっぱりわしの推理は間違いないという考え方で理解していいのかな。わしは、これはまだまだ成功の「せ」にも行っておらん、Sも行っておらん。頭のこのかぎだけやわ。

やっぱり今回の乗合タクシーの乗車の徴収金も64万円か、それしか組んでいないわな。64万をざっと割ったら、500円だったら1280か、六十何ぼやと、500円で。だから、今言うた数字の、何にもまだこれしていないわけや。だけど、明らかに5回以上利用しておるけれども、500円初乗りで、聞くとところによると400円券と100円券の紙かな。それでやっておって、3,000円ということは、500円として最低6回や。500円のところを乗って。400円のところに乗って、7回とちょこっとやさ。だから、僕はまだまだこの制度は定着していないと思うけれ

ども、市長は、立派な制度を思いついたという考え方、あなたと私は考え方が違うか分かりませんが、見方がね。もう一遍、これ初めから乗合タクシー制度を見直す気はありませんかな。あと43秒しかないもので、簡潔に教えてもらわんと、また議長に止められるもので、簡潔に。時間がないでな。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

乗合タクシー制度につきましても、先ほどの学校の改築にしても、駅前についても、様々な政策の積み上げを経て、その中で今日を迎えておるところであります。一回ゼロまで戻して、もう一回考えよという議員のご趣旨は、骨子としては理解させていただきますが、乗合タクシー制度をやっぱり多くの方にご利用いただける制度として定着をさせていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

一言。

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

一言で済ませというけど、あなたは市長選のときに庁舎凍結をやった。リーマンショックということや。英断を下した。そのような人ですよ。それがいつまでも自分の思いを引っ張っておったらあかん。終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時19分 休憩）

（午後 2時29分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、通告に従い、議案質疑をさせていただきます。

私は2つ上げさせていただきました。議案第1号亀山市職員定数条例の一部改正についてと、議案第24号財産の無償譲渡について。

まず、定数条例のほうからですが、議案概要説明書にこういうふうにあります、市は、これまで多様化する行政需要に柔軟に対応するため、市の職員数について適正な定員管理を行ってきたところです。しかしながら、育児休業者が条例上の職員の定員数に含まれていることから、実際業務に従事している職員数との間に乖離が生じていますと。職員の育児休業の取得については、今後も男性の育児休業の取得促進が求められるなど、より増加が見込まれるというような概要が書かれているんですけども、この条例の趣旨として、育児休業されている職員さんを定数に含まないということはいい話なのかなと思っているんですけども、そもそもこの条例が出てきた時期、今です

か。今、男性の育児休業の取得促進が求められるとか、より増加が見込まれるという前提でこういうふうな条例改正がされる時期というのは適正だったんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

条例の提出時期についてのお尋ねでございますが、これまでから本市におきましては、育児休業者を定数に含め、定員管理を行ってきたところでございます。

現在、育児休業を取得する職員は、20人から30人の一定数が恒常的に存在している状況にありまして、実際業務に従事している職員数と定数管理上の職員数に乖離が生じているといった状況でございます。

また、令和2年度から、国家公務員は男性の育児に伴う休暇の取得促進に取り組むこととなっております。また、地方公共団体においても同様に、男性の育児休業の取得促進に向け、積極的に取り組む必要があると認識をしておるところでございます。このようなことから、本市におきましても、本年2月策定の第4次特定事業主行動計画に育児休業のほか、育児短時間勤務及び部分休業を含め、取得率を20%、出産休暇と育児参加休暇の目標取得日数を10日、こういったものを目標に定めまして、積極的に取り組んできたところでございます。

また、併せて今般策定をいたしました第4次定員適正化計画におきましても、計画上の職員数から育児休業を除くところといたしたところでございます。

このような背景から、今回、職員定員から育児休業者を除外する条例改正案を本議会に提案させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ご説明いただいたんですけれども、つまり、この条例を提出される時期って遅くないですかというような趣旨なんですけれども、平成27年の市がつくっている定員適正化計画の中にも、育児休業を踏まえた採用計画というのを、もちろん国ですとか特定事業主の動きなんかもあったと思うんですけれども、やっぱりこの条例改正の時期、遅かったと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、あわせまして第3次特定事業主行動計画、今議員からご指摘のあった部分でございますが、これにつきましても、本年2月に第4次の特定事業主行動計画を改正いたしてございまして、この第3次の特定事業主行動計画の目標の中にも男性職員の育児休業の取得というものが掲げられておりました。これも20%という高い目標でございましたが、これにつきましても達成をできていなかったという状況も踏まえて、第4次にはそれを引き継いだような形で改正を行わせていただいております。

そうした背景を見ましても、積極的に今後も男性の育児休業の取得促進に取り組む必要があると強く思ったところでございまして、今回そのような理由から提案をさせていただいたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、条例の中身に入っていきたいと思います。

2つ目の項目に、育児休業の場合とその他の休業の場合で対応は変わってくるのかということなんですけれども、つまりこの条例、今回一部改正なんで、育児休業のことが特出しされているということなんですけれども、その他の休業の場合というのは何か違うのか。つまり、育児休業の場合って、何か取り立てて取り上げる必要というのがあったんでしょうか。まずお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本来、育児休業の場合も職員定数から除くという考え方で整理がされておれば、今回育児休業者を除外するような改正は必要なかったわけですが、市職員定数条例は、地方自治法などの改正法令に基づいて、第2条第1項各号において、各部局ごとの職員定数が定められておりまして、同条第2項には職員定数に含まない職員というものが定められております。

今回、職員定数に含まないという職員の中に育児休業者を含めるということですが、今までから現行の規定では、この職員定数に含めないものとして、退職者及び他の地方公共団体へ派遣されている者というものが規定されておまして、それに加えて、今回育児休業者を含める改正をさせていただくところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは3つ目の、定数に満たない場合の職員の補い方についてというところに行きたいと思えます。

まず、お伺いいたします。定数に満たない場合というのは、実際どのように補うつもりなんですか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、職員定数条例の中には、各部局ごとにそれぞれの定数の上限が示されておまして、例えば議会事務局ですと7人でありまして、市長部局であると何人とか、それぞれ農業委員会だったら何人、教育委員会だったら何人という、そういった定数がそれぞれ各部局において定められておりまして、合計でその職員定数が616人というふうに定められております。

一方で、平成31年4月1日現在の職員数は586人ということで、職員定数と実際に働いている職員数との間に30人の乖離が生じております。今回の定数条例の改正につきましては、この3

0人の中に育児休業者も含まれておりますので、こういったところを是正するような形で改正案を提案させていただいたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

30人乖離しているということなんですけれども、それをつまりどういうふうに補うのかというところの質疑になってくると思うんですけれども、では、実際問題乖離しているということで、乖離したまま置いておいたのか、それともどんな手を打ったとか、現状の対策というのはどういうふうにされていたんですか、その乖離に対して。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

あくまでも、私が申し上げた616人というのは、職員定数の上限を示しておるものでございますので、その616人に全ての部局の中でその数字に近づけるというような考え方ではございません。それぞれの各部局の中で制限がございますので、その中で適正な人員管理ができておるかどうかというのを、おのおの確認すべきものというふうに考えております。

そういった中で、育児休業者というのが今回は定数の中に含まれておりましたので、どうしても実際上の数字との乖離がございまして、そこらを埋めるための改正ということでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

実は条例の中で、定員適正化計画の書かれ方でもそうなんですけれども、全部の人数、各部署に分けていくと、その実態というが違うというのが結構大きいポイントになってくるかなあと思うんですけれども、まずさっきの答弁についてなんですけれども、つまり簡単に言うと、その定員の上限があった中で各部署ごとに割り振って行って、その部署ごとの定員ぎりぎりいっぱい人がいる部署もあれば、定員に足りていない部署があるという認識でよかったですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご所見のとおりでございまして、1つ大きく例を挙げさせていただきますと、例えば私、議会事務局のお話をさせていただきましたが、議会事務局の職員定数というのは7名になっております。実際働いていただいている方も7人でございまして、上限いっぱい配置させていただいておるわけですが、その中で、例えば育児休業者が出たときに、今回の条例であれば、定数に含まれるということになっていきますので、育児休業者がたとえ出たとしても、正規職員を代替として配置することは、今の条例上はできません。

そういったところで、今回その条例上の定数に含めないということになれば、7人の中に育児休業者が出ても、それを補充する形で正規職員が配置できることが可能となりますので、そういったところを改正いたしたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

何人かの議員で、私も指摘をさせてもらったときがあったりですとか、総務委員会の前回の所管事務調査でも正規の職員さんで担えるところをしっかりと担っていったほうがいいんじゃないのかというような提案もしているんですけども、つまり今回の条例の制定によって、さっきは議会事務局の例でもあったように、足りないところに正規の職員さんを補える、つまり採用していくというような意思を感じられると思うんですけども、そういった方針であるという認識でよかったですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、職員定数条例の改正と併せまして、第4次の定員適正化計画の改正もお示しをさせていただいております、その中の基本理念の中で、正規職員が必要な部署には正規職員を配置していくという基本方針を立てさせていただきましたので、本当に正規が必要な部署については積極的に対応していくと、そのような考え方でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、さっき、実際に育児休暇を取られている方が大体年間20名から30名ということだったんですけども、これざっくりと、男性・女性とか、あるいは大体どれぐらいの期間が、何人くらいかというのは20名から30名ということだったんですけども、大体そういう数字はわかりますか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

令和2年3月1日現在で、医療職を除きまして27人の職員、現在育児休業を取得している状況にございます。全て女性でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

全部女性で27名ということでした。

もう一つ、長さのことも聞かせてもらったんですけども、大体どれぐらい取られているのかということで、もう一点、この育児休業というものは、例えばこれぐらいの長さを取るつもりやっただけでも伸びたとか、あるいはもう少し長い期間を想定していたけれども、早く戻ってくるみたいな傾向というのは、そういった予測できないといったことはあるんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

傾向で申し上げさせていただきますと、育児休業はまず最長で3年間、育児休業が取得できません。

その中で、第1子を育児休業として取得された場合は、3年を取るケースが多い状況でございます。ただ、第2子、第3子目になってきますと、それが2年になったり1年半になったりということで、第2子、第3子目になりますと、少し育児休業の期間が少なくなってきたという傾向はあると思います。

それと、育児休業の変更でございますが、原則として1回限り、育児休業の承認を得た後に変更することが可能となります。ですので、例えば2年間申請をされましたが、2年目を迎えて、あと1年延長するというところで、当初より期間が長くなるということで、育児休業の取得状況がこういったところで少し不明確になるような要素というのはあるものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

4項目めなんですけれども、育児休業者の復帰後の対応についてということなんですけど、さっきぎりぎりいっぱい部署があれば、定数に足りていない部署もあるということではあったんですけども、例えばぎりぎりいっぱい部署に関しては、その育児休業者の方が戻ってきたら定数を超過してしまうということになると思うんですけども、そのあたりの考え方は、どういう対応になるか、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本条例の一部改正案をお認めいただきましても、育児休業者全ての人数を採用するというものではございませんので、基本的に条例で定める定数を超過していくということはないものと考えております。仮にですが、育児休業者が復帰をしまして、議員おっしゃられるようなことで定数を超過するようなことが生じた場合でも、復帰した職員については、改正条例において、1年を超えない期間は定数に含まないこととするという例外規定を今回設けさせていただいておりますので、その間に職員定数というものは調整できるということになっております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

先ほど、実際問題、その休みの期間というのはどれぐらいになるんですかとか聞かせてもらったり、男女比とかを聞かせてもらったんですけども、さっき問題に上げたとおり、条例上は事務局の職員とか一くくりで表記がされているんですけども、実際の部署に割っていくと、現実問題、この条例ができて、軽減ぐらいかもしいないんですけども、この条例ができるに当たって、困っている部署というのは、実際問題女性の割合が多かったりという部署になってきたのかなというふうに感じました。

これで最後なんですけれども、やっぱり条例の改正だけではなくて、実際の現場というのを見な

がら、採用であったり人事配置というのをさせていただく必要があるかなあと。つまり、条例の一部改正だけではやっぱり不十分ではないかなあとということがあると思うんですけども、そのあたり、運用についての考え方はいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、女性の育児休業の取得率は100%となっておりますので、種別で見ますと、女性が多い保育士、幼稚園教諭、または保健師については、毎年約20%が育児休業を取得している状況でございます。

それと、これもご指摘がございましたが、職員定数条例の中で、例えば教育委員会でありますとか学校、教育機関、保育機関、こういったところは非常に上限の定数と実際に働いてみえる方の定数というのが近い状態にありますので、ご指摘のところは当たっているのかなというふうに思っております。

しかしながら、こういった職場が実際に勤務する職員数と定数との乖離が顕著であるということはお指摘のとおりでございますが、これも議員ございましたように、正規職員の配置等につきましては、今後の採用状況を十分に勘案して、繰り返しにはなりますが、真に職員が必要な部署に適切に配置してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の項目に移ります。

議案第24号財産の無償譲渡についてでございます。

まず、こちらの無償譲渡に関する経緯についてお伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

無償譲渡いたします市瀬消防車庫は、市瀬地区に在住する消防団員がいなくなり、消防車両を運用することが困難となりましたことから、消防団本部で協議した結果、消防車両の運用を取りやめたところでございます。

このことに伴い、用途廃止となった当該車庫について、本来取り壊すところですが、市瀬自治会から倉庫として活用したいとの申出がありましたので、自治会の活動を支援するため、無償譲渡するものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

先ほど、2つ目の項目の建物の用途についてということで、自治会のほうから倉庫として使いたいと、本来取り壊すはずだった車庫を倉庫として使いたいというような申出があったということな

んですけども、結論としては、すごくいいことだと思うんです。市としては壊すはずだったコストが抑えられて、自治会の方にも生かしていただくと。

ただ、例えば用地交渉の話のときとかにも私言ったと思うんですけども、一つ前例ができてしまうと、ほかの自治会とか人というのにどういうふうに説明していくんだらうというのが気になってくると思うんですけども、3つ目の項目ですね。

つまり、このケースとしては、ある自治会が市のものを欲しい、下さいと言ったら譲渡してもらえたというケースだったと思うんですけども、今後こういったケースって起こり得るのでしょうか。その際に、例えば断るとかなったら、どういうふうに市は説明というのはしていくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

行政目的のない普通財産の処分につきましては、亀山市普通財産処分事務取扱規程がございまして、そこでまず、市として保有しておく必要がないと認められるときに処分することができるというものでありまして、国やほかの地方公共団体、その他公共的団体に公用もしくは公共用、または公益事業の用に供するときは、随意契約によることができるというものでございます。

そして、自治会は公共的団体でありまして、公共用、または公益事業の用に供するときは随意契約により譲渡することができますが、無償譲渡の場合に限っては議会の議決を要するというものでございます。

今回の消防車庫のケースにつきましては、建物は市の財産であります。底地は民間の個人の方の土地を無償借地しております。建物だけの処分については取壊ししか方法がないという状態であったこと、また市瀬自治会は地方自治法に定める認可地縁団体でありまして、財産を持つことができるということから、底地の所有者の承諾の下、地元自治会への譲渡をすることになったものでございます。

今後につきましては、原則有償での処分を行いますが、消防団の消防車庫などにつきましては、今回のように無償譲渡するようなケースが出てくる場合もあろうかと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

これから市の財産を処分していくとか、個々に自治会の活動を支援していくなど、いろいろ個別判断というのが迫られることが、市役所であったり、我々市議会のほうにも出てくるのかなと思います。今の経緯だったり、あるいは委員会での議論というのを踏まえて、私たちが議決することで、一つのケースとして収まっていくのかなというふうに感じております。

少し時間のほうを残しましたが、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それでは、3本の議案に対して質疑を行わせていただきます。新和会の岡本です。

通告にのっとって、まず最初に議案第2号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例という長ったらしい条例ですが、先ほどもあったんですが、農業委員さん、そういった方の費用弁償の件に関する条例の改正ということですが、この条例改正の、そもそもの事の起こりについてお伺いいたします。国とか県の動きについてお示してください。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の改正の経緯でございますが、平成28年の農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員会において、担い手への農地集積・集約化など農地利用最適化に向けた事務を行うことが明確化をされるとともに、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱しまして、積極的に推進することとなったところであります。

本年度、国が人・農地プランの実質化を推進したことによりまして、地域での話合い、担い手への集積・集約化や耕作放棄地の解消に向けて、農業委員並びに農地利用最適化推進委員に積極的に活動いただく必要がございますことから、今回、この3月でありますけれども、農業委員会委員の改選に合わせまして改正を行うというものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、国のほうが農地利用とか農業の荒廃をこれ以上進まないようにする、そういったことも含めて農業委員さんに活躍していただくとう、そういうふうな思惑があると思うんですが、次に、その条例案を見ますと、農地利用最適化交付金という名目の交付金が記載されております。この交付金を基にして、こういうふうな報酬を支払うということですが、この農地利用最適化交付金とはどういう性格のお金か、それをお伺いしたい。

というのは、このお金はどういった形で支払われるというか、例えば、一定額が国から黙っておっても下りてくるような形で、それをみんなで分けるとか、またそうじゃなくて、こちらからお金を積算して請求して、それに応じてお金が来るとか、お金の来る方法にもいろんなパターンが考えられますけれども、これはどういうふうな感じでお金が下りてくるわけですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

農地利用最適化交付金につきましては、先ほど少しご答弁させていただきましたとおり、農業委員並びに農地利用最適化推進委員さんにさらに積極的に活躍・活動いただけるよう、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用最適化推進に係る活動及び成果の実績に応じて支払う報酬の財源といたしまして、県を通じて国から交付をされるものでございます。その支払い、請求の事務ということになりますけれども、まず能率給のうち、活動

実績につきましては、農業委員並びに農地最適化推進委員から提出をされます活動実績報告書に基づきまして、半期ごとに県を通じて国に申請をしまして、交付を受けるものであります。

次に、能率給のうち成果実績につきましては、本市の農地集積の増加面積についての単年度の目標面積、これが15.32ヘクタール、並びに遊休農地の解消面積についての目標面積90.09ヘクタールを交付金の算定基準におきます目標面積の算定計算式に当てはめまして、まず定めまして、その目標値に対する達成状況を評価点に換算をいたしまして、成果実績の交付金算定計算式に当てはめて求めた額を活動実績と同様に申請をいたしまして、交付を受けるということになってまいります。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほど、いろいろとこういうことをやるとか、こういった活動を期待されているとか、それに応じて金額を算定するということを説明していただいたわけでございますけれども、改めて伺いますが、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の方々の、まずその人数をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成28年4月施行の農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、本市では農業委員の定数は10人、各地域において農地等の利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員の定数は20人と条例で定めております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、10人と20人で合計30人の方々に、先ほど部長のおっしゃられた遊休農地を解消しようとか、小さな農地をまとめて、集積して大きな農地にして効率的な農業をやっていたかどうか、そういったことを期待するわけですね。その成果によって、こういった能率給というか報償ですね、これを個々人に計算をすると、そういうふうな基本的な仕組みと思うんですけども、大体それでよろしいわけですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

能率給につきましては個人の活動実績によって異なってくると、そのように考えてございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

能率給というのは個人の活動実績に応じて決定すると、まあそうですね。

そして、以前からある報酬というのは、これは基本給で、これはもう皆一緒と、そういうふうな

仕組みということですが、以前の状況を思うと、ドラスティックに変わるわけですが、こういうふうな銘々個人を、早う言えば査定するわけですね、活動によって。そうすると、そういうふうなこの30人のメンバーの方々の活動とか、それによる成果、なかなか一筋縄ではいかんようなことが多いですね、農地集積とか遊休農地をなくすとか。そういうことを、誰がどれだけ功績があったとか、誰の働きでこれが実現したとか、こういう問題を、この成果を正確に計算をするとか、誰が見ても納得するとか、また人によって頂く能率給とかそういったものが違うと、多い少ないでまたいろいろ揉めごとの種になったりとか、また農業委員さんの中でそれが元でぎくしゃくするとか、これは正確に人が納得するように算定をできるものかお伺いしたい。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

算定を正確にできるかというご質問でありますけれども、能率給のうち、まず活動実績でありますけれども、これにつきましては、農業委員並びに農地最適化推進委員から支給対象となる活動を実施した日数が月に1回以上あれば、活動実績報告書を提出いただきます。その報告書に基づきまして活動実績を把握してまいります。

次に、成果実績における農地集積の増加面積につきましては、農業者が農地を借りて耕作をする場合には、利用権設定の申請でありますけれども、これが農業委員会に提出をされますことから、その申請に基づきまして正確な面積を把握してまいります。

次に、遊休農地の解消面積につきましては、農地利用最適化推進委員が現地に出向きまして、農地の利用状況について調査いただいた結果に基づいて面積を把握していくということでございますので、成果算定は正確にできるものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほど部長は、成果の算定は正確にできるとおっしゃったわけですが、なかなか人間というものには自分には甘いもので、これが誰の実績やという、そう簡単に白黒がつかんことも多々世の中にはあるわけですが、何らかの形で決めざるを得んから、きちっとやっていただけたらと思うんですけども、そういうふうなことを正確に算定するというのは難しいということを十分念頭に置いて、あちこちから不満が出やんように、これがもとで農業委員会の組織の中がごちゃごちゃになってしまいますというような、あれはもらい過ぎやとか、私はこんなにやっておるのもろうておらんとかなってくると、これは非常に困ったことですから、そんなことのないように、やはり慎重に事を運ぶということは大事やと思います。

そして、これは農業関係のことですが、亀山市はその他の委員会が幾つかありますが、こういった成果報酬的なものを採用しようというような委員会もほかに考えられるのかということをお伺いしたいし、またこういうふうな農業委員さんの活動を査定とかになると、私は嫌やで、農業委員になるのは嫌やとか、辞退する人が出るとか、成り手がおらんとか、そういうこともふと心配したりするんですけども、そういったことは心配ありませんか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、成果報酬を支給している委員会ということでありますけれども、本市のほかの委員会におきましては、今回のような成果実績に基づいて支払う報酬はないものと認識をしておりますし、現時点では今後、そのようなほかの委員会もないものと認識をしております。

次に、農業委員の成り手というご心配を頂きましたけれども、農業委員さん10人ございますけれども、そのうち認定農業者の方が、これも法律で半分以上必要ということになっておりますが、現在6人の方が農業委員さんになっていただいております。そのほか、利害関係を有しない方がお一人、その他の方が3人ということで、合計10人で組織をしてございますけれども、今回の仕組みとしまして、推薦、また自分から立候補されるといいますか、自推といえますか、そういう仕組みになってございまして、今後もその農業委員さんの成り手といえますか、任命については心配はないものかと思っておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういうふうな制度の変更によって、農業委員さんとか最適化推進委員さんの成り手がないというような心配はないということですので、亀山市の農業のため、この制度は有効に機能することを私も願っております。

次に、議案第4号の亀山市基金条例の一部を改正する条例に移ります。

本年度から、森林の整備に関する施策や森林の整備を担うべき人材の育成などの費用の財源として、森林環境譲与税が亀山市にも譲与されております。

今は、全国的に言えますけれども、森林が手入れ不足、なかなか手が入っていないというふうな状況で、民間の持ち主の山でも、税金を使ってでも手入れをせざるを得ないというふうな状況があるわけですが、そこでお伺いするのは、この森林環境譲与税は、既にもらった金額もあるし、これからもらう予想もあるわけですが、金額で言うと幾らが亀山市に与えられるのか、もう一度お答えください。

それから、今後何年間にわたっての見込みも、大体見込みがつくんやったら教えていただきたいと思っております。

それから、これはあくまで基金条例ということですから、当該のお金を入れる基金には当然名前がつくと思うんですけども、その名前も決まっておいたら教えてください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、森林環境譲与税の本年度の譲与額でございまして、1,345万8,000円でございます。人工林面積、林業就業者数、人口に応じて案分されて譲与をされるものでございます。

次に、令和2年度でありますけれども、昨年9月の台風15号の影響で、倒木による大規模な停電発生もありましたし、さらに近年の豪雨による氾濫、流木被害などが発生していることに鑑みまして、国がさらなる財源確保が必要と判断をされまして、令和2年度からは本年度のおよそ倍増と

なります2,859万9,000円が譲与されるという見込みでございます。この2,859万9,000円は、令和2年度、3年度を予定しておりまして、令和4年度、5年度につきましてはおよそ3,700万円で、令和6年度以降はおよそ4,500万円が譲与されるというふうに現時点で試算をしておるところでございます。

それと、最後に基金の名称であります、今回設置をさせていただくと考えておる基金の名称は森林環境整備基金でございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

本条例の整備基金、これは差し当たってこの譲与税を基金に積むと。具体的なことを伺いたいんですけども、差し当たっては基金に積んで、お金を一定額でもためて、その間に整備計画を十分練って、おもむろに仕事にかかろうかというような腹づもりでいるのか、それとももう既に手がけておるような要素があるのか、例えば事前調査とか、そういったことを説明してください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、基金の積立というご質問でございますけれども、森林環境譲与税につきましては、法令で定められた用途どおりの全額を執行できなかった場合には、その未執行額については他の一般財源に充当するということができないとされております。

また、納税者への説明責任を果たすという観点から、法令に基づきまして、市民をはじめ国民に対し、森林環境譲与税の用途及び執行額を公表されるということになっておりまして、この未執行があった場合には、基金を設けるなど、未執行額を分かりやすく明確に管理することが県で定められておるところでございます。

令和元年度でございますけれども、現在、事業を進めている森林経営管理法に基づく森林の整備を進めてきておりまして、その未執行残額を今回基金に積み立てるというものでございまして、また令和2年度の当初予算におきましては、森林環境譲与税が倍増と先ほど申し上げましたけれども、およそ倍増となってまいりましたけれども、それが国のほうから決まってきたのが12月の末ということでございまして、この譲与税額に見合った事業を構築することができませんでしたので、令和2年度の当初予算では譲与税の一部を基金に積み立てる予算を計上しておるところでございます。

しかしながら、早期に事業を進める必要がございますので、事業の進捗状況を見ながら、改めて事業内容を検討してまいりたいと考えております。

また、今回新たに基金を設置するわけでございますけれども、鈴鹿川等の源流域の森林の整備であります、これを推進していくために、ふるさと納税の寄附金の受皿としても活用してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほど伺ったところによると、かなりの金額が国から来るみたいですから、そのお金を基にしてきちっとやっていただきたいんですけども、亀山市もたくさんいろんな名目の基金がありますが、人間の心理として、基金とかつくてお金をため込むと、何かためるほうばっか注意が行くというような傾向が、お金があっても使うのが惜しいでためるほうに注意が行ってしまうとか、そういうふうな傾向が人間の心理にはあるんですけども、そのようなことはまさかないでしょうね。どんどん有効に使っていただけるんでしょうね。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

森林環境譲与税の目的に合った事業に充当してまいります。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

お金を使うというのもいろんな使い方があって、毎年毎年来るお金を毎年毎年使うのも一つやし、ある程度ためておいてまとめて大きな事業に使うのも一つですから、それはどういう方法でもええわけですけども、亀山市は鈴鹿川源流の森を維持するという条例がありますから、大きな金の要るような事業やったら、ちょっとたまってからやったらええし、毎年毎年のお金はそれなりに要ると思いますので、有効にお金を使っていたきたいと思います。

次に、最後、議案第5号の亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正でございます。

本条例は、自転車通行帯の設置要件というのを新たに規定する条例でございますが、本議会に当条例が提案された理由をお示してください。

それと同時に、その条例文を読んだら出てきますが、「自転車通行帯」というのと「自転車道」というのと2つの言葉が書かれておるんですが、この自転車通行帯と自転車道の差、どう違うのかもお示してください。

○議長（小坂直親君）

久野産業建設部参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

昨今の自転車の交通量の増加に伴いまして、本来、自転車の通行については自転車専用の通行区間を確保する必要があるにもかかわらず、必要な幅員を確保できないなどの理由により整備ができていない状況でございます。このため、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯を新たに規定し、自転車道の設置要件を設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものを追加した道路構造令の一部が改正されました。これに伴いまして、道路構造令で定める基準を参酌して定めております亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部の改正を本議会に提案するものでございます。

次に、自転車通行帯と自転車道との違いでございますが、自転車通行帯とは、車道の部分に区画線やカラーの着色など、視覚的な区切りを行って設置する道路でございます。一方、自転車道とは、専ら自転車の通行のために縁石または柵などの工作物によりまして分離する道路でございます。

す。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうすると、自転車が走る用途の道であっても、自転車通行帯というのは今ある道路に一定の幅で色を塗ったりして区別すると、都会に行けばありますね。自転車道というのは物理的に柵とか縁石なんかで区画するという、そういうふうな差異があるわけですね。

先ほど答弁の中にもありましたが、自転車道の設置要件としての設計速度という言葉が出てきましたが、この設計速度というのは、道路交通法で言う最高時速が何キロとかいうふうなものとは全く違った意味合いの言葉と思うんですけども、この設計速度というのはどういうものか、ご説明願えますか。

○議長（小坂直親君）

久野産業建設部参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

設計速度でございますが、道路を新設・改良する場合の設計の基礎とする自動車の速度を言いまして、設計上安全に、しかも快適に走行することができる速度でございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうすると、設計速度というのは、道路を造るときに必要な速度で、最高速度が大きいほどカーブの半径も大きくせなあかんし、バンクも大きくせんことには車が遠心力で飛んでいってしまうというようなこともあるから、そういう意味も考えての設計速度だと思います。

ところで、亀山市におきましては、現在この条例に出てくる自転車通行帯とか自転車道というのはあるかないかを教えてください。

また、今はなかっても、将来こういった自転車通行帯とか自転車道を設置したいなあというようなもろみとか、考えはございますか。

○議長（小坂直親君）

久野産業建設部参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

現在、自転車道及び自転車通行帯につきましては市内には存在しておりませんし、設計速度が60キロメートル以上を超える市道もございません。

また、将来的な見通しでございますが、市道での設計速度が60キロメートル以上となる新設道路の計画は現在なく、そのことから自転車道を整備する可能性は低いと考えております。

また、自転車通行帯につきましても、自転車や歩行者が多い路線での新設・改良の道路計画が現時点ではないことから、直ちに設置する予定はございません。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

議会でも道路のことについてはいろいろ話があるんですが、圧倒的に多いのが歩道ですね。歩道を整備してください、その要望が一番多いんですよ。だけど、自転車は健康にええと、健康都市というのを看板に上げておりますので、そういうふうな要素もありますので、歩道の整備をするのと同時に、できれば自転車道も、その道路次第ですけどね、道路にスペースがあったら整備してもいいんじゃないかと私は考えて、以上質疑を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了しました。

続いて、お諮りします。

質疑はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

明日11日は午前10時から会議を開き、引き続き行政各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでございました。

（午後 3時25分 散会）

令和 2 年 3 月 1 1 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

令和2年3月11日（水）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第 1号 亀山市職員定数条例の一部改正について

議案第 2号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 3号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第 4号 亀山市基金条例の一部改正について

議案第 5号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

議案第 6号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について

議案第 7号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第 8号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

議案第 9号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

議案第10号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第11号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第12号 令和元年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第13号 令和元年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第14号 令和元年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第15号 令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第16号 令和2年度亀山市一般会計予算について

議案第17号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第18号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第19号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第20号 令和2年度亀山市水道事業会計予算について

議案第21号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第22号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計予算について

議案第23号 令和2年度亀山市病院事業会計予算について

議案第24号 財産の無償譲渡について

議案第25号 市道路線の認定について

報告第 1号 専決処分の報告について

報告第 2号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	生活文化部参事	谷口広幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	健康福祉部参事	豊田達也君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君
監査委員	渡部満君		

●事務局職員

事務局長	草川博昭	書記	水越いづみ
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

会議に先立ち申し上げます。

皆様ご承知のように、本日3月11日で東日本大震災の発生から9年を迎えます。この大震災により犠牲になられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表すため、会議終了後、黙祷をささげたいと思いますのでご承知おきください。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から、令和元年度工事監査結果報告書が提出されておりますのでご覧おきください。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

議長から話がありましたように、今日は東日本大震災から9年目を迎えます。改めて、犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。被災地の一日も早い復興を願い、私たちもできる限りの支援をしたいと思います。

それでは、通告に従い質疑をいたします。

まず、議案第8号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

補正予算のうち、第2表 繰越明許費補正、土木費の亀山駅周辺整備事業3億7,159万5,000円についてであります。

この事業の当初予算額は4億5,837万円ですから、その81%を繰り越すという異常に高い繰越額であります。

繰越明許というのは、財政法第14条の3で歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、あらかじめ国会の議決を経て、これは市議会の議決ということですが、翌年度に繰り越して使用することができるかとされております。

そこで、まず今回の繰越しというのは、この財政法で言う事業の性質上のものなのか、予算成立後の事由によるものなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

亀淵産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

おはようございます。

歳出予算の繰越明許費につきましては、先ほど議員が申されたとおり、地方自治法第213条第1項において、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内に支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することができるかとされております。

このうち、亀山駅周辺整備事業に係る予算の繰越しにつきましては、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みであることから、今議会において、繰越しに係る議案を提出させていただいたものであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

予算成立後の事由ということであります。

では、具体的にどんな事由だったのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺整備事業に係る予算の繰越し理由につきましては、大きく2点の理由で繰越しをさせていただいております。

1点目は、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発事業について、権利者との協議や調書等への署名・押印に時間を要したことから、当初、今年度秋を予定しておりました権利変換計画認可の申請が本年3月となったことから、予算に計上しておりました補償費や除却費、整地費等に係る市街地再開発補助金や公共施設管理者負担金が年度内に執行できないため、関係予算の繰越しを行うものであります。

2点目は、バスバースや駐輪場の整備に当たり、用地取得予定の地権者との交渉において時間を要したことから、年度内の用地取得が困難となったため、関係予算の繰越しを行うものであります。

いずれにつきましても、予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みであることによるものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

2点言われました。

私は、権利変換の協議、この問題が大きかったんだろうというふうに思います。

それで、これについて、私、1年間ちょっと振り返ってみました。市は、この権利変換について、ずうっと一貫して全員合意が必要だと言ってきました。

ところが、どうも全員合意が難しいと、こういう事態に至って、今度は都市再開発法を持ち出してきた。そして、全員合意がなくてもやれるというふうなことを秋頃から言い出しました。結局、今年に入って、不同意の方の権利者に代わって市職員が署名・押印をするということで、権利変換の申請に来ているというのが経過であります。私は、これはずうっと言っていますけれども、本当に亀山市にとって大きな汚点を作ったと言わざるを得ないと思います。自分の意思に反して署名・

押印された権利者の無念さというのは、私は本当に心が痛みます。こういうことを亀山市はやったわけですよ。私たち、この予算を審議するときに、この予算にも反対をいたしました。そのとき、こういうふう指摘しています。

市が重点施策とする亀山駅周辺整備事業は、いまだに権利者の全員合意が得られず、年度内に全ての予算が執行できる見通しが立っていません。今年度の予算の執行率が昨年12月時点で僅か3%にとどまったように、見通しのないままの予算では来年度も多額の繰越しになるおそれがありますということを言いました。そのとおりですよ、81%の繰越しになったんですよ。

この当時、私だけではありません。少なからずの議員さんが、これはできるのかという思いを持たれたんですよ。つまり、本当に最初の時点で、これだけの予算が執行できる見通しが立っていないのに予算を組んだということが私は最大の問題だというふうに思います。これについて、市の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

市街地再開発事業につきましては、権利者の皆様のご尽力により事業が進められております。

そのような中、昨年2月に組合が設立され、早期に権利変換計画認可に向け取組を進められる状況であることから、今年度の予算として、事業の推進に必要な補償費や除却・整地費を計上させていただいたものでありまして、地方自治法に示される繰越明許に該当するものというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答弁になっていませんよね。要するに、全員合意と言いながら、全員合意の見通しがなかったんですよ、あなた方は。だからこそ土地再開発法を持ち出して、無理やりに署名・押印させたわけでしょう、市の職員が。こういうことをやってきたんですよ、強引に。それで、ようよう8,200万円は使えたわけですよ。こういう実態があるんですよ。だから、当初に盛ること自体が問題があったということですよ。できないのに盛ったということですよ。そこを反省してもらわんと困るんですね。

こういう駅前整備事業で繰越ししたのは初めてじゃないんですね。ちょっと表を出してください、お願いします。

亀山駅の整備事業の本格的な予算が組まれたのは2017年、元号が平成から令和に変わっていますのでややこしくなるので西暦でいきたいと思います。

2017年度以降の予算額、予算現額。予算現額というのは、当初予算プラス補正ということで予算現額。それで、支出済額、それから執行率、それから翌年度への繰越しということで表にさせてもらいました。

2017年を見ると、1億8,000万円ほどの予算現額に対して7,200万ほどの支出で38.6%の執行率。2018年は15億8,000万ほどの予算で、支出が1億6,000万で10.2%ですよ。それで、2019年、今問題になっていますけれども、4億5,800万で8,600

万程度の支出済額で18.9%の執行率だと。3年間通して22億ですよ、全部でね。22億2,589万の予算をつけているんですよ。

ところが、実際に使えた金はというと3億円なんですよ、たった。執行率にすると14.4%、19億円も繰越しですよ。22億の予算を組んで19億を繰越しですよ。あり得ませんよ、こんなことね。異常です、これは。こういうことについて、市長にお伺いしたい。

これは本当に私は異常な予算執行だというふうに思いますけれども、市長はそういうふうに思いませんか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

昨日も櫻井議員にもお答えさせていただきましたが、この亀山駅周辺整備事業については、亀山駅周辺2ブロック地区の第1種市街地再開発事業、中心事業の執行を図っているところでありますが、市街地再開発事業の実施には権利者の一定の同意を得て進める必要があります、これら権利者の同意に時間を要し、事業の推進スケジュールに遅れが生じておりますことから、予算の執行が遅れているということでもあります。従来から丁寧に、そしてこれを積み上げていこうということで、私どももお答えをさせてまいりました。決して強引にとおっしゃられましたが、そういうことではなくて、やはりそれぞれ権利者の皆さんのお立場やご事情を十分配慮した上で、この事業を進めてきたということでもあります。それに時間がかかってきたということでもあります。

この予算の執行につきましては、予算年度内での執行を基本に進める必要があると。これは基本的に認識をいたしておるところでありますけれども、市街地再開発事業の特殊性や亀山駅周辺の再生に向けた取組は段階的にやっぱりこれをしっかり踏んで丁寧に進めていくということが重要であろうという認識から、繰越しを含めた予算執行となってきたところでもあります。

また、この事業につきましては、国・県の本当に財政的なご理解やご支援の基に再開発事業法に基づいて展開をしておりますので、かなり事業費は国費も膨大な額が入っております。したがって、今回、少し30年度分の14億につきましては、昨日も申し上げましたように権利変換計画の県への申請が進達いたしましたので、年度内に14億の繰越し分については執行の予定でございますけれども、いずれにいたしましても、再開発事業の特殊性の中で、やはり丁寧に積み上げていくということは大前提であろうと思いますので、そういう中で少しスケジュールが後ろへずれてきたということでもあります。そういう中での予算執行で繰越しを含む予算の執行となっておることでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もうあきれますよ。今の市長の答弁を権利者が聞いて何て思うだろうね。私は怒っていると思いますよ。強引でないとされたけれども、法的にやること自体が強引じゃないですか。同意していないんですよ。同意していないのに、市の職員が署名・押印をするんですよ。これは強引じゃなかったら何て言うんですか。こういうことをやってきた。何が丁寧ですか、何も丁寧じゃないです。

それから、もう一つ重大だと思うのは、あなたはすぐに遅れた原因を権利者の同意が遅れたからと言うんですよ。違いますよ、これ。この間ずっと見てきて、何が事業を遅らせてきたか。

1つは業者ですよ。

基本設計を3月までに作るというたやつを11月まで、8か月遅らせたんですよ。業者が基本設計を作るのに。だから、その後が遅れたんですよ、これは。

次に、プロポーザルですよ。6月にはもう決定していきやいかんのを、これも9月まで3か月遅らせたんですよ、業者が。あなた方がやってきた組合なり、あなた方がやってきたことは、業者の言いなりですよ。それで、遅らせて、結局詰まってきた権利者をせかす。はよやってくれ、事業が遅れてきたと。もとを作っているのは業者じゃないですか。それを黙認してきたのはあなた方、組合でしょう。そのことを棚に上げて、いかにも権利者との合意に時間がかかったんだと。これは怒りますよ、そんなことを言ったら。遅れた主要な原因は業者ですよ、組合ですよ、市ですよ。そのことの反省が全くない。そのことをしっかりとっておきたいと思います。

反論があったら言ってくださいよ。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、昨年2月に組合が設立されるに当たりまして、これ自体がそれぞれ組合の同意形成に向けて、その前年の夏までに設立の予定でございましたが、そういう段階がありました。これも当然、設計云々というよりも、やはり権利者の皆さんの権利関係や複雑な様々なご事情がある中で、全体を尊重しながら、それぞれが考える時間を持っていただきながら積み上がってきたということでもあります。その点については、多分多くの方は、議会での議論もそうでありますけれども、本当に慎重にそれを配慮して進めるようにという中で組合も私どもも、その努力を重ねてきたということでもありますので、そこは十分ご理解を頂く必要があらうかというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう、ただただあきれます。

基本設計ができないから組合の設立ができなかったんですよ。基本設計ができて、事業のあれが固まらないことには設立できなかったんですよ。だから、言っているんですよ。組合の設立が遅れたのは基本設計が遅れたからだ。そのことすら理解していないと、もってのほかですよ。

次に移ります。

議案第16号令和2年度亀山市一般会計予算、これは来年度の予算ですね、9億5,530万。

予算の内訳として、国が51%、市が49%の財源負担というふうになっています。予算の約8割が2ブロック、図書館とマンションの工事に対する国の補助金と駅前広場、それから市道亀山駅前線の工事に対する公共施設管理者負担金ということになっています。つまり、8割がもうこの2ブロックですよ。

そこで、この2ブロックの工事ですね。解体工事がいつから始まるのか、それから施設建築や道路、駅前広場の工事がいつから始まるのか、年度内にどこまでこの予算で持っていくのか。この見

通しを聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

再開発事業の工事の進み方についてということでございますけれども、今現在、権利者との権利変換認可を受けた後の補償費の支払い等の準備が今進んでいるところでございます。

その中で、解体につきましては、今現在5月から6月にかけて入居者の方の建物の明渡し等がございまして、それに伴って6月から7月にかけて解体工事については着工するものかなというふうに考えております。

解体工事につきましては夏頃といいますか、2か月から3か月程度かかってまいりますので、それ以降に本体の工事に着手していくのかなというふうに考えております。

本年度、どれぐらいのところまでの見込みが工事としてできるのかというところでございますけれども、これにつきましては、今現在まだ設計が完了の最終段階にあるところでございまして、施工者とのE C Iでの協議も進んでおります。その中で、契約自体が解体については先行契約が当然必要でございますけれども、建築土木といいますか、駅前広場、道路関係につきましては6月以降ぐらいの契約になるかなというところでございまして、その辺のところから見まして、最終的に今年度、ちょっとパーセント等についてはまだ不明でございますけれども、いずれにしても夏頃から着工して、仮設工事も当然入ってまいりますし、そういう中で年度内に今年度の予算の執行を図れるぐらいまでは工事が進むかなというふうには考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

また、これも問題なんですよ。

言われたように、契約ができていないんですよ、正式な。これも問題なんですよ。先ほど言った業者の言いなりやという部分ですよ。これは9月に優先交渉権者、鴻池、決まっているんですよ、これね。

ところが、いまだに正式な契約ができない。工事費が定まらないんですよ。いつまで引っ張るんですか、これは。

今の答弁だと、6月以降でないと契約ができないと。優先交渉権者に決まったのは9月ですよ、そこから協議が始まっていくんですよ。10、11、12、1、2、3、4、5、6、9か月ですよ。なぜこんなにかかるんですか。あなた方が業者のいろんな言い分をそのままのんでやっているからこういうことになる。それで、詰まってきたら全部権利者にせかすわけですよ。これだけ事業が遅れてきた、急いでくださいと。これは同じやり方じゃないですか、こんなもの。みんな、元は業者が作っているわけですよ。それをあなた方が黙認しているんですよ、遅れることを。いかに利益を上げようかと企業だから考えますよ。

しかし、事業は事業で進めなきゃならんのですよ。そうしたら、おのずからここで切らないかんというのは出てくるんですよ。それをしていないんですよ、あなた方は。

だから、当初、特別委員会で4月には解体にかかると言われてました。できないんですよ、これは

もう。6月以降ですよ、これは。契約ができないことには解体業者が決まりませんもん。業者が決まらないと解体できませんわ。そうすると、6月以降に解体が始まる。多分この解体は大変だと思いますよ。古い建物ですからアスベストも出てきますよ。アスベストが出てきたら、別の方法でやらないかんですよ。特別な方法でやらないかんですよ、川崎小学校はそうでした。特別にやらないかん。その分だけ工期が遅れるんですよ、またこれは解体だけでもね。そんなことが十分想定されるわけですよ。だから、夏頃にかかれませんか、これは。6月から解体にかかっておったのでは。

それで、あそこは狭いですよ。狭い上に、駅前の機能はそのまま残すんですよ、ストップできないんですよ。だから、道路も使うし、駅前広場も使うんですよ。そんな状態の中で解体をする、工事をするんですから大変な工事ですよ。だから、そういうことを考えたら、とてもじゃないが順調にいきませんか。そうしたら、また繰越しですよ。

2点ほどちょっと聞いておきたいんです。

1つは、駅前のまちづくり協議会にコンサルタントで460万出しています。要るんですか、これは。もう既に事業がここまで進んできて、何を一体コンサルタントに頼むんですか。これは無駄じゃないですか、460万。何が要るんですか、これが1点。

それから、もう一点。費用便益分析、こういうのが入っています。これは初めて聞きました。これは一体何なのか、何のためにやるのか。900万ですよ、予算は。

この2点を聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

まず、亀山駅周辺まちづくり協議会の支援業務につきましてお答え申し上げます。

亀山駅周辺まちづくり協議会は、亀山駅周辺の4ブロック全体の計画について検討するため活動しているものでございます。これらの活動の結果といたしまして、亀山駅周辺2ブロック地区第1種市街地再開発事業が整理されてきたものというふうに考えております。

しかし、他のブロックにつきましては、さらなる土地利用の検討や市街地再開発事業と連携したにぎわいづくりなど、ソフト、ハードともに検討が必要であると考えておりますので、来年度も継続して支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

もう一点、費用便益分析の関係でございますけれども、費用便益分析につきましては、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づきまして、平成29年4月1日以降に事業着手する場合は、費用便益費、B/Cと申しますけれども、それを社会資本総合整備計画に記載する必要があったことから、来年度により新規採択を予定しております図書館の床取得や駐輪場整備等に係る交付金について、費用便益費算出のための委託を行うものであります。

また、市街地再開発事業につきましては、既に採択を受け事業を実施しているところでございますけれども、採択時に費用便益費を国に対し提出しているところであります。

しかし、採択時から施設建築物の計画が変更になり、新たな計画が整理できたことから、改めて費用便益費を算出し、国へ提出するものであります。

なお、費用便益費につきましては、1.0を超えると事業に対する費用以上の便益が発生することとなります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この460万は要りませんよ、これはね。

市と組合がちゃんと支えたらいいじゃないですか、こんなもの。基本設計ができて、事業に取り組んでいただけじゃないですか。何が要るんですか、コンサル。こんなところに460万も使うなら、タクシー券2,000万は切る必要ないですよ。やることもうむちゃくちゃですよ。

それから、費用便益分析、これも時間が来ましたので言いませんけど、結局もう費用対効果ですよ、国が言うのは。これだけの費用をかけて、どれだけの効果があるのかということをおらかじめ分析するというんですよ。やっぱりただ単に国のお金を消化してもうたらしいというんじゃなくして、それが本当に効果があるのかどうかということを見極めようという姿勢に変わってきているんですよ。だから、こういう費用便益分析をやるというんですよ、必要なことです。これによって、聞いたところによると、もう補助金、来年度以降の申請をする補助金にも影響が出ると。つまり、あまり効果がないのであれば補助金を減らしますということも出てくるんですよ。こういうことにも影響してくるということなんですよ。いろいろまだまだ問題がありますので、この点については時間があれば、また予算決算委員会でやりたいと思います。

最後に、高齢者タクシー料金助成事業、タクシー券483万、これについて聞きたいと思います。

これは今まで75歳以上全員を対象にしておったんですけども、来年度は乗合タクシーに乗車できない高齢者に聞き取りをやって、そして乗合タクシーに乗れない人にだけ交付するというところで、予算が決算見込みで2,000万だったのが来年度は483万と減額をしているわけです。

まず、このタクシー券制度の趣旨というのを確認したいと思います。

これは市の答弁、昨年9月の答弁でこのように言うています。

満75歳以上の高齢者のタクシー料金助成事業でございますけれども、本来、タクシー券を交付して運賃の一部を助成することにより、一般的に閉じ籠もりがちだと言われます高齢者や障がい者の方に少しでも外出の機会を増やしていただき、社会参加につながるようにすることを目的とした事業でスタートしたところでございます。

そこで、聞きたい。

この答弁は今でも変わっていないのか、確認だけしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員おっしゃいましたように、75歳以上の高齢者タクシーに関しまして、現在その考え方は変わってございませんが、今回、乗合タクシーのご利用に関しまして、新年度におきまして、その乗合タクシーに乗車することができない方のみタクシー券を交付するというところで現在提案させていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに、乗合タクシーに乗車できない方にのみ交付するから少なくとも済むという話ですよ、これはね。

これはやっぱりおかしいですよ。乗合タクシーは公共交通だと、それから先ほど言ったように、タクシー券というのは福祉の制度だと。だから、タクシー券を高齢者の移動手段の確保というよりは、少しであってもそれを使うことによって出歩いたりということで、閉じ籠もりを防止するという福祉の制度なんです。だから、公共交通ではないんですよ、タクシー券はね。だから、それを併せてやるような。

それで、今提案されておるのは、乗合タクシー制度に不備があるから、それを利用できない人を補完すると言うんですよ。あり得ないですよ、こんなことは。福祉の制度が、なぜ公共交通を補完するんですか。全然趣旨が違うでしょう、これは。

これはやっぱり変質だと思うんですよ、これは明らかに。福祉の制度から乗合タクシーを補完するものに変質だと思うんですけども、その点について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねのように福祉への変質であるというようなお考えでございますけれども、もともとは公共交通の概念と、それから乗合タクシー、また私どもが進めております福祉タクシー、それぞれの考え方を事務的なものの中で整理させていただく中で進めてきております。よって、乗合タクシーをご利用いただけない方の特定の中で、福祉として今回460名の方々の予算措置を講じているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それじゃあ、乗合タクシーを利用できない人は全てタクシー券をもらえるのかという話ですよ。具体的に聞きますよ。

例えば乗合タクシーが利用できない人、具体的に言うと、地域停留所から地域停留所は利用できませんよね、乗合タクシーは。そうすると、地域停留所から地域停留所へ利用したい人は乗れませんよ、これは。タクシー券でいいんですね、そういうことですよ。

それからもう一点、医療機関にかかる場合、市外の病院へは乗合タクシーは利用できません。市内しか利用できない。こういう場合も当然タクシー券が要るということですよ。乗合タクシーを利用できないんですから。

それからもう一つは、よく言われるのは、行きは時間が決められますけれども、診察の時間によって帰りの時間がはっきりしないので乗合タクシーでは利用できないと。これもタクシー券ということになるんですけども、そうしないと乗り合い交通の補完にはなりませんよ、あなた方が言う。

これは認めるんですか、この2点。地域停留所から地域停留所への利用、それから医療機関にかかる場合、タクシー券の対象にしなきゃならんと思うんですけど、どうですか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員ご紹介いただいたような考え方の中では、私どもといたしましては含まれていないということを考えてございます。私どもが考えておりますのは、地域停留所まで行けないなど、高齢者のお体の状態は要介護度、先ほど来出ております460万円の積算基礎といたしました要介護1から要介護5の方々でございますけれども、こういった要介護度だけでははかれないというような想定もしてございます。

例えば、高齢者お一人暮らしで介護タクシーができない外出等々がございますので、我々として申請に来られた方々お一人お一人に丁寧に聞き取りを行いながら、第三者でありますケアマネジャーや在宅介護支援センターの職員等の作成する、以前お示ししましたチェックシート等を利用させていただきまして判断させていただきたく考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、乗合タクシーに移行できない人、今までタクシー券を使っていた人、こういう人はもう家におってくださいと、こういう扱いでいいんですね、市長。結局、切り捨てですよ、これは。今、タクシー券を使って外出できる人は、乗合タクシーに移行できる人はよろしいよ。移行できない人が出てくるわけですよ、現実には。そういう人はもう家におってくださいという考え方でよろしいんですね、市長。最後に聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

そういう境界というか、そういう固定的な話というよりも、本当に今回の意味合いというのは、1万円のタクシーチケット助成で、今、福祉の視点からおっしゃられましたが、本当に必要な方が週に1回、2回買物に、通院に行く、これは本当にそれでは限界があるということから、あるいはカバーできないということから……。

○16番（服部孝規君登壇）

乗れない人はどうするのと聞いておるの。

○市長（櫻井義之君登壇）

乗れない人は、今回ぜひ乗合タクシーを活用いただいて、あるいは福祉タクシーとか様々な手法がありますので、賢い使い方を本当にいろいろ提案させていただいて、ご利用いただくケースがたくさん生まれてきておりますので、そういう中で私どもは環境を整えていくという考え方でありませう。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう話にならないですよ、市長。2,000万ですよ、タクシー券。

あなたが公用車でロイヤルサルーンに乗りたいと数百万使いましたよ。それから、市制施行15周年、一千数百万使いましたよ。こんなところにこんな金を使うなら、2,000万ちゃんとなつて

なさいよ。そのことを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

森 美和子です。

議案質疑をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、私は議案第16号令和2年度亀山市一般会計予算について、4点お伺いをしたいと思います。

まず、初めに第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費の予防接種費用助成事業についてお伺いをしたいと思います。

亀山市の、特に子供に対する予防接種助成は、医療機関との連携の中で先進的に行われております。

現在、定期接種化されておりますヒブワクチンも、任意のときから助成をさせていただいております。

また、ロタウイルスワクチンの助成も、今年の10月から定期接種化されると伺っておりますが、現在、任意でも助成をさせていただいております。

そこで、現在行われている予防接種について、どんな種類の予防接種があるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの予防接種の関係でございますが、まずお子様が接種する予防接種には、国が定めました定期予防接種と、保護者が希望されて接種されます任意接種がございます。

まず定期予防接種につきましては、乳児期から学童期に接種するものが10種類でございます。

その内容を接種開始ごとに見ますと、生後二、三か月でB型肝炎、ヒブ、小児の肺炎球菌、ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオの4種混合、BCG、また1歳からはMR（麻疹風疹混合）、水痘（水ぼうそう）、3歳からは日本脳炎が接種開始されます。

また、学童期以降に開始するものとしたしましては、ジフテリア・破傷風2種混合、子宮頸がん予防がございます。

また、任意予防接種のうち、市が費用助成制度を設けております予防接種におきましては、おたふく風邪、インフルエンザ、ロタウイルス、定期予防接種の対象期間に接種できなかった方への対応といたしまして、MR（麻疹風疹混合）、水痘（水ぼうそう）の2回目の5種類でございます。

令和2年度から県内で初めて、新たに百日せきを含む3種混合についての助成を開始する予定としてございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今つらつら言っていたんですけど、なかなか一覧表に出してほしいと申しましたが、1回受れたり、2回受れたりというので具体的なことが書いてある小さいものはあったんですけど、なかなかないので、ちょっとこちらのほうでまとめさせていただきました。映していただけますか。

こういった形で、定期予防接種は国のほうが定めたものでありますので無料で受けることができますが、任意予防接種に関しては、保護者がやりたいというような形で行っているということです。そこで、亀山市は、このおたふく風邪、インフルエンザ、ロタウイルスに関して助成をしているというところであります。

今、任意で助成をしているものの県内の状況や全国的な比較なんかの効果についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

こちらの効果検証の部分でございますけれども、全国的には少し資料が、比べるものがございませんでしたので、県下の状況についてご答弁をさせていただきたく考えております。

任意接種の費用助成の主なものといたしましては、当市ではインフルエンザワクチンは平成17年1月の合併当初から、おたふく風邪と水痘に関しましては平成20年度から、ロタウイルスワクチンに関しましては平成26年度から開始しております。

県内の他市の状況といたしましては、おたふく風邪、水ぼうそうワクチンにおきましては、亀山市が開始をいたしました平成20年度当初は助成を開始している市といたしましては当市のみでございましたが、その後、助成を開始する市が増加いたしました。現在では7市が助成を行っております。

その他のワクチンといたしましては、現在インフルエンザワクチンが4市、ロタウイルスワクチンが7市、助成を行っており、年を追うごとに助成を行う市が増加している状況でございます。

これらを踏まえまして効果検証といたしまして、任意予防接種費用助成の効果でございますけれども、主なものといたしまして、おたふく風邪ワクチン、ロタウイルスワクチンについてご答弁をさせていただきます。

まず、おたふく風邪ワクチンでございますけれども、おたふく風邪は全国的に4年から6年の周期で流行してございまして、直近では平成28年に大きな流行がございました。

しかし、当市では、おたふく風邪ワクチンの費用助成をすることによりまして高い接種率を維持することができましたことから、その際も市内では流行はございませんでした。その後につきましても、高い接種率を維持しており、平成30年度におきましては接種率は88.4%でございました。

次に、ロタウイルスワクチンでございますけれども、ロタウイルスによって引き起こされる感染症胃腸炎の主な症状は頻回な下痢や嘔吐でございまして、重症化する脱水や合併症での入院の危険性がございます。これらを予防するためにロタウイルスワクチンを接種するわけでございますが、当市の平成26年度の助成開始後の状況を市内の小児科医の方に確認をさせていただきましたところ、助成開始後は症状が悪化して入院する方が減少し、平成30年度は入院した方がお一人も見え

なかったということでございまして、ワクチン接種による重症化の予防に大きな効果があるということでございます。

なお、先ほどありました令和2年10月からロタウイルスワクチンは定期予防接種として開始されることとなっております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

亀山で助成をさせていただいている予防接種に関しては非常に大きな効果があるということで、今聞きをさせていただきました。

次に、新たなワクチンの効果についてお伺いをしたいと思います。

新年度予算に盛り込まれた3種混合のワクチンですけど、その効果と、それから対象者、助成額、併せて周知についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

新たに予防接種費用助成を開始いたします百日せきを含む3種混合ワクチンでございますが、百日せきにつきましては、定期予防接種で乳幼児に4種混合ワクチンで接種しております。

しかし、就学前にはワクチンの免疫の効果が低下し、兄弟間での感染が多いという報告もございまして、特に予防接種を受ける前の新生児がかかると重症化しやすく、命に関わる危険があるとも言われております。そのため、学童期以降の百日せきの免疫を維持させるために接種するものでございまして、その接種対象者は小学校就学前1年間、いわゆる年長児の子供たちでございまして、助成額はお1人当たり2,000円としてございます。

また、この周知ということもお尋ねでございますが、はしか・風疹のMRワクチンの通知をこの3月末に送付する予定でございまして、その折にDPTワクチンの助成についてもご案内を差し上げる予定でございます。

また、ホームページや広報でも周知いたしますのでご確認の上、受診していただければと考えてございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

任意接種でありますので、受ける受けないは保護者の方がお決めになると思いますが、しっかりと周知をお願いしたいと思います。

次に移ります。

第10款教育費、小学校費、中学校費、教育振興費の情報教育推進事業についてお伺いをしたいと思います。

昨日も少し森議員のほうから聞かれましたが、改めて国のGIGAスクール構想とはどういったものなのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

Society5.0という新たな時代を担う人材の育成と、一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備する必要があるとして、昨年12月に国よりGIGAスクール構想の実現が発表されました。

具体的には、全ての小・中学校におきまして、高速大容量のネットワーク環境、校内LANを整備するとともに、令和5年度までに全国一律に全学年の児童・生徒一人一人がそれぞれの端末を持って、十分に活用できる環境を実現させるというものでございます。

なお、校内ネットワーク整備と端末整備については、国からの補助を活用することができるものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

昨日も少しありましたけど、Society5.0とかというのがなかなかなじみが私たちにはないので少し調べましたら、超スマート社会として必要なもの、サービスを必要な人に必要なときに必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応ができ、あらゆる人々が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会がSociety5.0の社会だそうです。これは行革大綱の用語解説にありましたので読ませていただきました。

こういった時代を子供たちがこれから生きていくということ。それに伴い、こういったGIGAスクール構想ということで、1人1台のコンピューターを子供たちに与えるということ。これは令和5年度までと聞いております。

これは新年度予算の事業費としては、小学校費として4,170万、中学校費では1,560万となっておりますが、この内訳と、それからこれはどんな計画で、一気に全部の14小・中でやるわけではないと思いますので、その整備計画について少しお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

このGIGAスクール構想に対する対応でございますが、子供たちのよりよい学びを早期に実現するために、令和2年度にまずは校内ネットワークを整備できるように、本議会に補正予算を計上させていただいておるところでございます。

さらに、次の段階といたしまして1人1台端末の整備についても、引き続き早期の導入に向けての検討を進めていきたいと考えております。

まずネットワークの整備でございますが、小学校費でネットワーク部分につきましては1億740万円、中学校費で4,100万円を計上しております。

次の段階の1人1台端末につきましては、国のほうで段階的に何年生から何年生を何年度にというようなロードマップも示されておりますので、そちらについては導入に向けて順次検討はさせていただいておりますが、まず今回予算計上させていただいておるのはネットワークの整備、環境整

備ということで上げさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

そうしますと、機器賃借料として、小学校費で2,825万2,000円、中学校費で801万7,000円計上されておりますが、これは何のことですか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

現在上がっております機器賃借料については、既にもう導入してある学校のパソコンのリース代であったり、既に導入してありますタブレット端末もありますので、既存の賃借料というような意味合いでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

そうしますと、国のほうの流れを見ておりますと、令和2年度には小学校5・6年、中学1年生には用意をするというようなことがあります。亀山市はまだということの理解でいいのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたが、まず今回、補正予算ではネットワークの整備をまずは上げさせていただきました。そして、次の段階として、6月議会以降にはなろうかと思っております。そちらのほうで1人1台端末のほうについては順次検討していきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

こういったICTの環境整備とかといいますと、10年前に電子黒板を入れてきたときのことが思い起こされます。これは平成20年度で1億2,000万使って、文科省のスクール・ニューディール構想というのがありまして、このときに非常に議会の中で議論になったのが、地域の中小企業の受注機会に最大限配慮することという一文がついていたことによって、地元でなかったということが物すごく大きな議論になったことを思い出したんですけど、今回もそういったような通達があるのか確認をしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

通達でございますが、昨年12月に国に出された構想でございます。具体的な通達についてはまだ届いてはございません。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

では、この子供たちの学習環境は、この1人1台端末の導入によってどのように変わっていくかについてお伺いをしたいと思います。

また、新年度からプログラミング教育も始まると聞いておりますが、今のご答弁ですと6月にまたちょっと検討するというようなことをおっしゃっていましたが、間に合うのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

子供たちの学習環境の変化についてでございますが、現在の状況としましては、各校1クラス分の端末、整備済みが470台ございますが、これを校内で共同して活用している状況でございます。

1人1台端末になった場合は、全ての子供が自分専用の端末を常時持つことができ、日々の授業における活用は飛躍的に高まるものと考えております。

また、デジタル教材の活用にも広がりが出てこようかと考えております。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

プログラミング教育についてのお尋ねでございますが、現在の保有分の端末機で可能という状況でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

1人1台端末が子供たちに貸与されるということになれば、今回のような休業状態、この新型コロナウイルスによって休業状態に置かれた場合での活用も、何か早い時期にこれがあつたらもっと活用できたのかなと思うんですけど、学習環境の中で、私は新たにやっぱり不登校の子に対する対応とかもできるんじゃないかと思えますし、また障がい児の、以前も質問させてもらったことがあるんですけど、読み書きの不自由な、苦手なディスレクシアの子供たちにも、こういったことは非常に学習環境の改善にはなってくるのかなというふうに非常に期待をしております。

ちょっと1点気になることがあるんですけど、校内LANの整備ができたことによって、今、子供たちってほとんどが、中学校なんかは携帯を持っている子も結構おるんですけど、今、学校でどんな状態なのかというのが私はちょっと分からないんですけど、LANが整備されたことによって通信が可能になってくるようなことというのが、フリーでできるということの懸念はないのかどうかについてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

今回の校内LAN、通信ネットワークの整備でございますが、1人1台端末の活用に向けて高速大容量に対応できるようなネットワークの整備を計画しております。当然子供たちはスマホを持っておるんですが、現在のところ学校への持込みについては規制はしておりますので、そういう面からいっても一定のセキュリティーとか、そういうような確保はしていく必要があるとは考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

あと、教員のサポート体制についてお伺いをしたいと思います。

ハード面の環境整備はこれからどんどん進んでいくんだと思いますが、ソフト面の支援についてはどうなのか。操作に不慣れな教員への対応とか、そういった点についてのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

教員へのサポートでございますが、子供の学習の形態が大きく変わることによって、教員のICT活用に関する知識やスキルアップが課題となってきます。それにつきましては、教育委員会事務局の情報担当者と専門的知識を有するICT支援員が連携して授業支援の活用のサポートを行います。

また、ICTを活用した効果的な指導についての研究を進めながら、教員を対象とした研修会を開催することで教員支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

しっかりお願いをしたいと思います。

次に移ります。

第2款総務費、第1項総務管理費の第7目企画費、移住交流促進事業413万円についてお伺いをしたいと思います。

この事業は、亀山市を選んでいただき、転入者の増加を目的としております。社会増を目指すに当たって、総合計画にもしっかりと位置づけられた非常に大事な事業と認識をしております。

当初は企画総務部で取り組んできた事業であります。現在は産業建設部で取り組んでおります。平成29年度に議会の産業建設委員会で移住・定住についての調査研究を行ったときに、住まいとか仕事とか各種支援については窓口の一元化を提言しておりますので、そういった意味でも、そういった方向で今動いてきているということは認識をさせていただいております。

この中で、定住支援員さんが今しっかりとやっけていただいているんだと思うんですけど、この定住支援員さんの役割について、どんな仕事をされているのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在1名の定住支援員を配置しております。

その定住支援員の役割につきましては、移住フェアにおきまして、市の魅力の発信や市の支援メニューなどのPR、またメールマガジンによります就職イベントや合同説明会などの就職に関する情報、また市内の各種イベント情報などの配信を行っております。

そのほか、移住体験ツアーということで、移住体験の申請者の方が何を求められているかということの意向確認をいたしまして、それに基づいた移住体験ツアーのマネジメント、また当日の対応などを行っております。

具体的に、地元とか地域との連携をいたしまして、そのツアーの際に参加者からの希望にもよりますが、移住をされた方との意見交換の場とか、地域とのコミュニケーションのための触れ合いの場なども設けるなど、地域との連携も行っております。

具体的に少し申し上げますと、養豚農場でのシューマイ作りとか、関宿でのキャンドル作りやおはやし体験、また加太地区での稲作の見学などを企画しております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

私たちも視察に行かせていただいた中では、定住支援員さんの役割は非常に重要だというふうに感じて帰ってまいりました。

また、不慣れな地域に引っ越してこられた場合の自治会とのマッチングとか、そういうことが物すごく安心につながるということも聞いておりますので、様々な面でフォローをお願いしたいと思います。

この中で、新年度予算では事業の変更がなされておりますが、その内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

新年度から新たに移住・就業マッチング支援事業というのを取り入れております。

この事業でありますけれども、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略、また亀山市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、本市におけます移住・定住の促進及び中小企業等における労働力不足の解消に資することを目的としまして、東京圏から本市に移住をし、三重県の求人情報サイトに掲載をされております企業へ就職された方に対しまして、国及び三重県と共同いたしまして移住支援金の交付を行うという移住・就業マッチング支援事業でございます。

その内容でございますけれども、移住支援金でございますが、世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円でございます。その財源として国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という負担割合でございます。

対象条件につきましては申し上げますと、移住前と移住後それぞれ条件を満たす必要がございます。移住前の条件といたしましては、本市へ住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上かつ直前連続1年以上、東京23区に在住していた方、または東京都内の23区以外、神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都の東京圏に在住をしながら東京23区に通勤をしている方が対象になってまいります。

次に、移住後の条件でございますが、三重県が開設・運営をしております求人情報サイト、みえの仕事マッチングサイトでありますけれども、こちらに掲載している資本金10億円未満の法人などに就業いたしまして、本市に住民票を移していただくということが条件になります。

なお、県が開設・運営をしております求人情報サイトでありますけれども、県内全体で3月4日現在で210件が掲載されておまして、亀山市は4件ということになってございます。

この事業でありますけれども、県内の25の市町が参加、もしくは令和2年度からの参加予定ということになってございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

国と県でお金が下りるということで、それは理解させていただいておりますが、東京圏だけじゃなくて全国どこでも亀山に来ていただくような取組もまたお願いをしたいと思います。

最後に、第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の地域生活交通再編事業のうち、乗合タクシー運行委託料についてお伺いをしたいと思います。

今年度で乗合タクシーに登録された方がタクシー券を頂けるということで、登録者数がかかなり増えたということはお聞きをしました。昨日もそういう話が出ておりましたので、登録者が3,056人で、登録率が45.9%ということの資料も頂いておりますので、時間がありませんのでここは割愛をさせていただきます。

75歳以上の方の半数近くの方が登録をされたということで理解をしたいと思います。100%は多分ないと思います、寝たきりの方だっていらっしゃるの。登録可能な方には、やっぱり丁寧な説明と登録を促していただきたいと思います。

次に、登録はされたけど、利用していない方の声について、どんな理由からなのか把握をされていたら教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシーに登録していただいた方のうち、まだ利用されていない方への聞き取りにおきましては、今は家族運転の車で間に合っているとか、自分でまだ運転ができています。さらに、一般タクシーを利用しているということ、乗合タクシーは事前予約なので使いにくいという声も聞かせていただいております。

その一方で、利用していただいた方の聞き取りでありますけれども、いずれの方からも、バスでは直接行けない医療機関にも行けて便利であるということ。また、一般のタクシーより安く利用できて助かっているなどの回答を頂いております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

すみません、時間がないので。

次に、地域停留所までの移動が困難な方の対応について、私の下にはタクシー券を継続してほし

いという声もそうですが、乗合タクシー制度を理解しながらも、自分の地域の停留所まで行くのに困難だという声を多く聞いております。当初よりも停留所の数は増えているようには思いますが、この声に対してはどのように対処されるのか簡単にお願ひします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地域停留所でありますけれども、地域によって集落が分散されておるとか、地形的に高低差があるとか、大きな道路とか交通量の多い道路があって危険だという場合もございますので、地域それぞれの事情によりまして個別に対応させていただいておるところでございます、これまで十何か所の地域停留所を増設させていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

そうすると、地域、自治会ですね。その方から申請をしていただければ地域内にも、また増やすことが可能だということではないでしょうか。その点1点と、それからもう次、特定目的地の拡大の考え方を少し聞きたいんですけど、特定目的地は公共施設以外には医療機関とか金融機関とか商業施設なんかがありますが、それは負担金も発生しております。

一方で、高齢者の動向を見ていますと、市内のカラオケ喫茶とかによく行ってはるんです、いっぱい行ってはるんです。そこはやっぱり高齢者の閉じ籠もりの防止とか、それから健康づくりね。声を出すという健康づくりの一つとして私は非常に有効的だと思うんですけど、なかなかその特定目的地になっていないことで歩いて、その特定目的地から歩かないかとかいうことで非常に困難さを感じていらっしゃる方がいらっしゃるんですけど、そういうところも特定目的地として登録することが可能なのか、2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地域停留所の増設でございますけれども、こちらにつきましては地域まちづくり協議会からの要望という形で随時受付をさせていただいております、その要望に基づきまして亀山市地域公共交通会議で合意を得て増設をすることになってまいります。

次に、特定目的地停留所でございますけれども、これの拡大は非常に利用者のためには有効だと考えてございまして、商業施設でございますが、個人の商店、または法人を問わず一律で現在設置の負担金を設定しております、登録を頂けることになってございます。

今後につきましては、その事業規模に応じた負担金の設定等につきましても検討していく材料の一つではないかと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

本当にそうしてください。

大きな商業施設とかでは負担金というのはそんなに大きなものではありませんけど、個人事業主というのには非常に大きな負担金になりますので、そこもまた考えていただきたいと思います。

最後に、お得感のある広報の仕方についてお伺いをしたいと思います。

タクシー券は1万円の券を頂くので非常にお得感があつて満足感もあります。

でも、大事に大事に取って結局使い切れなくて返したという声も聞いております。また、タクシー券の場合は地域格差もあります。

一方で、乗合タクシーに関しては1回ごとにお金を払わないかんとということで、非常に何かやっぱり逆に負担感というのが出ているんじゃないかなと思います。現行のタクシー券では買物や医療機関に行くのに上限の2,000円を超える地域があつて、結局そこに負担をして使つてはるという方の状況も聞いております。

そうした中で、先日、予算決算委員会協議会で自己負担額の比較表を頂きました。初めてこういったものを頂いたんですけど、その説明をここでしていただきたいと思います。映してください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回、予算決算委員会協議会のほうに資料を、2つのケースで作らせていただきましたけれども、先ほど、特に森議員からは2,000円を超えるというお話がありましたので、グラフの2つ目のほう、2,500円で試算をしたケースをお話しさせていただきたいと思います。

これにつきましては、市北部の能褒野町地内から医療センターまで約6.5キロを利用して、タクシーでのメーター料金が2,500円としたケースでございますけれども、この場合、乗合タクシーではAゾーン、基本ゾーンでの単独乗車ということになってまいりますので1回500円の料金になってまいります。無料体験乗車券を配付させていただいておりますけれども、これを使つていただきますと6回までは自己負担なしでご利用いただけるということになりまして、それ以降は1回500円の負担で、2,500円のところが500円のご負担でご利用できるということであります。

タクシー券でありますけれども、上限が1回2,000円ということでございますので、メーター料金2,500円の場合ですと毎回500円の負担が発生するというところで、1万円ですと5回までの利用が可能になるということで、それ以降については毎回2,500円のご負担ということになってまいります。

こういうことから、定期的に通院をされる方とか、買物に行かれる方など利用頻度が多い、真に必要とされている方ほど乗合タクシーの優位性は高まってくるというように考えておまして、市内で同じく6キロを超えるような同様のケースを想定いたしますと、例えば昼生地区の中庄の集会所前から医療センターまでが約6.3キロ、また野登地区の原尾の自治センター、原尾の公民館から医療センターまでが約6.1キロで同様の区域になっておるということでございます。

仮に、このケースで毎月2回往復利用をするというふうにいたしますと、年間48回の利用となりますけれども、乗合タクシーを利用した場合の自己負担は年間2万1,000円になるという試算でございます。それに対してタクシー券を利用した場合の自己負担は年間11万円になってくるということでございますので、乗合タクシーをご利用いただくと大幅に有利なものと、そのような試算でござい

ます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひお徳感のある広報の仕方もお願いをしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時15分 休憩）

（午前11時24分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

森 英之でございます。

通告に従い、議案質疑させていただきたいと思っております。

まず議案第1号でございます。亀山市職員定数条例の一部改正についてということでございます。

昨日、今岡議員からも質問をしていただいております。今ですかという話がありました。

私も昨年から総務委員会、あるいは一般質問を通じて、こちら育児休業の方は定員に含まないようにすべきだということを何度か訴えさせていただきました。その中で、今回改正に至るということで、遅いという話がありましたが、このタイミングしか、逆に今まではそれがなかったわけですから、そこを決断いただいたことは評価に値するものということで申し上げたいというふうに思っています。

ただ、必要なのはこれからでございます。

その中で、1つ質問をさせていただきたいと思っています。

今、育児休業の対象者の方は、昨日の質問でも答弁いただいたとおり、女性のみで27人ということでございました。その中で、育児休業者の方の休業期間、1回に限り変更が可能となるということの答弁がありました。こちら、例えば第1子、第2子、第3子と生まれた方の場合、その1回だけというのは、そのご本人が1回しか使えないのか、あるいは1人に対して1回は可能ということなのか、そこをもう一度ご答弁お願いできますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

昨日、今岡議員にも、育児休業につきましては、原則1回限り延長が可能というご答弁でございますが、これはあくまでも育児休業を申請した案件についてということですので、例えば第1子、

第2子、第3子でそれぞれ育児休業を取得された場合につきましては、それぞれに1回限り延長が可能と、そのような解釈でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その答弁を聞かせていただきまして安心させていただきました。

やはり休業に入った方は、当然申請する前からお子さんを抱えることによって状況が変わってきますので、そこは変更が可能ということで柔軟な対応を頂いていると思います。

ただし、その上で、逆に言いますと、その変更が可能となる点から、職場から見ますとなかなか人の手配といいますか、そこは難しいのではないかなと予測がつくところでもあります。今回、定数に含まないということの中で、昨日の山本部長からの答弁がありましたとおり、真に必要なところは正規職員を充当するというところでございました。非常に運営上、難しい面もあろうかと思えます。

その中で、真に必要な正規職員を充てる中で、当然育児休業の方が期間を変更するということがあった場合、当然正規職員をあてがうところの期間も変わってくるということの中で非常に難しい面があると思います。その辺、どのように対応していくのかということをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに1年で復帰されるという見込みを立てていた育児休業者の方が、例えば半年なり1年なり延長されるということになれば、採用計画そのものから変わってくるわけでございまして、当初、採用しなくてもよいと考えていた職員を、例えば1名ないし2名採用しなくてはいけないといった事案も出てくるわけでございます。

それと、ご指摘がございましたように、育児休業の延長というのは、やはり育児休業を取った中で、その実情に合わせた中で申請をされることでございまして、それが長くなったりするということは、なかなかご指摘のように予測がつきづらい状況でもございますので、今後、採用とか人事異動の中で、まさにそういう状況が出てきた場合には、先ほどもございましたが、真に必要な正規職員数というのはしっかりと確保してまいりたいと思えますし、そのために今回このような条例改正案を出させていただいたところでもございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その真に必要なところには正規職員ということでございましたので、採用計画を柔軟に対応していく必要があるという答弁でございました。

その中で、庁内の今いる職員の方の人事異動の話が今ございました。当然、どうしても不足をずる職場に対しては人事異動していただいて対応するというところも出てくるかと思えます。短期間の間に、その方が例えばここが不足しているから行っていただく、同じような方、同一の方がまた違うところへ行くような、変にたらい回しという言い方が合っているかどうか分かりませんが、そのような形で、使いやすいからという観点からそのようなことが起こらないのかどうか、そこをお聞

かせください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

これは育児休業者の復帰のみならず、いろんなケースの人事異動の中で、スキルアップをしていただく中で、基本的には業務の人事異動の期間というのは一定、4年ないし5年というのを一つ確保しておりますので、まずそういったところが一つ基準になってくるというふうに思います。

それと、例えば育児休業者が年度途中で復職をするような場合等もございますので、そういったところで短期的な復職というのものもあるかもしれませんが、基本的には今申し上げましたように、1つの部署につきましては基本四、五年というのを一定基本としながら人事異動については対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのようなお言葉を聞くと、非常に安心して育児休業に入れるのではないかなというふうに思います。

ただし、今現在、女性のみということであります。これは男性も育児休業が取得しやすい状況をやっぱり作っていく必要があるということ、これは当然のことです。

その中で、今、なぜ男性が取りにくい状況であるのかということの、やはり分析が必要なのかなというふうに思います。その中で、男性にも取りやすい環境、風土づくりが必要かなというふうに思っています。

それには1つ、男性が育児休業を取っても、復職したときにまたさらに働きやすくなるというんですか、戻ってきやすい、そういうような雰囲気、そういうようなキャリア形成も含めて、そういうものがあれば、短期間であったり長期間であったり、いろんな期間で育児休業が取得可能になるかと思うんですね。そのようなことを今後も引き続きご検討いただきながら、男性も取りやすい環境ということにも推進の取組をお願いしたいというふうに思います。

こちらの質問としましては以上とさせていただきます。

それから、先ほどの定数除外の職員の確保についてということも、先ほど質問の継続の中で答弁いただきましたので、そこも特に答弁は改めては求めないということにさせていただきます。

続いて、議案第5号亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてでございます。こちらは昨日、岡本議員からの質問もございました。

こちらは道路構造令の改正に伴い、市道に関しても、それを参酌して改正が必要ということでございました。その基準となるのが設計速度が60キロということでございました。ということで、その設計速度60キロというものが現存もないですし、これから新設の予定もないということの答弁でございました。そちらの中で、その60キロの設計速度のあるものがない。亀山市においては、そういう自転車道というものの設置はないということでございました。そのような内容で間違いなかったか、もう一度改めて確認だけさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

久野産業建設部参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

今回改正されました自転車道及び自転車通行帯の設置につきましては、今後道路の新設、改良する場合に適用されるものであること、また自動車、歩行者、自転車の交通量の多い路線となることから、現時点で該当となる路線はございません。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

改めて確認をさせていただきました。

こちらの項目については以上とさせていただきたいと思います。

続きまして、令和元年度一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

まず、第2款総務費、第2項徴税费、こちらの滞納整理推進費の減額補正でございます。228万円ということでございます。この滞納整理推進費というものはどういったものなのか、減額の理由を含めてご答弁お願いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず滞納整理推進費とはということですが、これにつきましては、滞納となった税を徴収するための事務手続を進めるために必要な経費を指すものでございまして、今回、具体的には県地方税管理回収機構への負担金、臨時雇賃金、消耗品、土地鑑定手数料などを計上しているところでございます。

それと、今回の滞納整理推進費228万6,000円の減額についてでございますが、これは県地方税管理回収機構負担金の支出額の確定に伴い182万円を、また臨時雇賃金の支出見込みにより46万円をそれぞれ減額するものでございます。そのうち、県地方税回収機構への負担金につきましては、回収機構の規約に基づき算出した金額を、まず当初予算として計上します。負担金の内訳といたしましては、均等割が1市当たり10万円、処理件数割として1件当たり14万円で、当市への配分が本年度40件で560万円、さらに徴収実績割としまして、平成29年度において、回収機構において徴収しました7,042万円のうち10%の704万2,000円、これらの合計額1,274万2,000円をまず当初予算に計上したものでございます。

今回、減額となった要因でございますが、この中で当初処理件数割として40件分を計上していたところでございますが、移管内容を精査した結果、継続案件も含め移管件数を27件にとどめ、差引き13件分の182万円を減額したことによるものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

滞納のそういったものを徴収するために県に委託をして、その予算計上としましては前年の回収実績から一定率を計算した上で予算計上すると。

また、今回の減額については、その実績に鑑みて、その分減額補正をしたといったことの答弁で

ございました。実績に応じて県に負担をすると、その分、実績が少なければ戻されるということで、考え方としますと費用対効果はあるということでありますので、引き続き滞納は少ないにこしたことはないんですけども、それに関しましては県とも連携を取っていただいて、徴収に努めていただきたいというふうに思います。

続きまして、第10款教育費、小学校費の個の学び支援事業の減額補正についてでございます。それからもう一つ、中学校費の、こちらも個の学び支援事業の減額補正についてでございます。

こちらは同じ事業かと認識しておりますが、その減額に至った経緯をご説明いただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

個の学び支援事業でございますが、こちらは小・中学校の特別支援学級在籍の児童・生徒及び支援を必要とする児童に対して、障がいの程度に応じて介助員の配置であるとか、普通学級に在籍する児童・生徒に対し、学習面や生活面の指導・支援を行う学習生活相談員、生活支援員を市費で配置しております。

その中で、介助員も配置しておりますが、介助員の配置につきましては、小・中学校の特別支援学級在籍の児童・生徒及び支援を必要とする幼稚園児が安全で充実した学校・園生活を送れるよう生活面、学習面において、個に応じて支援を行うものでございます。

本議会におきまして、個の学び支援事業の賃金を減額いたしております。

その理由でございますが、小学校におきましては、当初計画は介助員33名、看護師3名が教育支援委員会の判定の結果、介助員は5名減の28名、看護師は1名減の2名となったためでございます。

中学校におきましても、当初計画は介助員9名が教育支援委員会の判定の結果、3名減の6名となったためでございます。当初の予算計上時から配置人数の減少は、児童・生徒の成長に伴う介助の度合いの低下であるとか、特別支援学校への入学、進学等による減少が上げられております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

亀山市の取組として、特色ある取組ということは理解しております。やはり平等な教育を受ける権利というところの中で、そういった形で支援をするというのは非常に大事なことかと思っております。

その中で、介助員の方も今回、昨日も議論させていただきましたが、学童保育の支援に当たっていただくとか、そのような急な対応にも応じていただいてご協力いただいているということは理解させていただいているところであります。引き続き介助員の方のご支援を頂いて、みんなが学びやすい環境ということでご尽力いただくように教育委員会のほうからもバックアップをよろしく願いたいと思います。

続きまして、最後の第12款諸支出金、第1項基金費、第5目の庁舎建設基金費、庁舎建設基金積立事業についてでございます。

こちらの積立基金についてなんですけれども、現在の積立ての目的、それから経緯ですね。積立

金額を含めて、そちらを教えてくださいませんか。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

庁舎建設基金につきましては、平成19年度から市庁舎の整備に伴う財源確保のために積立てを行っているもので、基金活用指針では目標額を15億円として積立てを行っております。

積立額の経緯につきましては、平成19、20年度はそれぞれ3億円、平成21年度は1億円、そして平成22年度以降は毎年5,000万円ずつを積み立てておりまして、今回の補正予算によりまして5,000万円を積み立てますと、令和元年度末残高が12億円となるものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今回の補正5,000万ということになれば、12億円の積立てになるということでございます。

この積立額の目標額、こちらをもう一度お教えいただけますか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

基金活用指針では、目標額は15億円となっております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

15億円ということございました。

ただ、庁舎の建設、15億で足りるものではないというのは誰もが理解するところであります。あとの残りの部分、どう補っていくといたしますか、どういうふうな考えで庁舎建設を考えているのかお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

今後の積立てにつきまして、長期財政見通しによりますと、令和3年度から毎年2億円ずつ積み立てて、令和6年度末には残高20億円を確保するというふうな試算をしているところでございます。

なお、現在策定中の新庁舎整備基本計画で新庁舎の機能や規模、また令和3年度には建設予定地の決定を行う中で全体事業費を算定してまいりますので、その中で積立額の目標額も変更する必要が生じてこようかと認識しております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その事業費の算定というところでは、候補地によって大きく変わってくると、これは誰もが理解するところであります。したがって、早い段階で候補地を選定して、事業費をきちっと見積もった上で、どう確保していくかというのがこれから本当に大きな課題かなというふうに思っています。

もう一つ聞かせていただきたいのが、こちら補正予算であります。

当初は200万ぐらい、それで4,800万の補正であります。これは当初予算で積立てというのができない、しない、その考え方はどういうことなのかということをお聞かせいただけますか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

たしか平成19、20年度につきましては、当初予算で3億円ずつ計上しております。21年度の1億円は補正予算、22年度は当初予算で5,000万積んでおまして、23年度以降は当初予算では利子分だけを計上しておまして、最終3月補正で5,000万になるように補正を今までしていたという経緯がございますので、元年度につきましてはそれに倣って、当初予算では利子分を計上して、そして補正予算で5,000万になるようにするというところでございます。

なぜ当初から盛らないかということですが、まだ基本計画ができていないと。まだ2年目、令和2年度に策定するというので、当初予算から盛るということは控えたということでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ちょっと理解に苦しむところでございます。利子を先に当初予算つけて、その分5,000万に合わすようにということでしたが、当初予算につけない理由としては、ちょっと私はなかなか理解できないところがございます。もう少し分かりやすく説明いただけますか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

当初予算の編成のときにはいろいろな財政状況も、編成するに当たって財政状況がありますので、一旦は利子分を積むということで、当初予算の編成の中で利子のみを積むということを決めたわけでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ちょっとなかなか分かりにくいところがございますので、こちらに関しまして、またその考え方を含めて議論させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時50分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

議案質疑、お願いをいたします。

まず1点目、議案第8号令和元年度亀山市一般会計補正予算について、教育費のうち情報教育推進事業についてお伺いします。

午前中からも質疑がありましたGIGAスクール構想の内容でございますが、内容については理解していますので、ただ、亀山市は1人1台パソコンとか1人1台タブレットというのを3人に1台というのを目指して毎年毎年整備されてこられて、今ではクラスで授業をするには1人1台はちゃんと持てる環境もあるし、普通教室を含めて各学校の中でLANの環境も整っていると伺っていたところです。

そんな中、改めて今回の新たな事業に手を挙げて取り組む目的を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

現在、亀山市ではタブレットの台数は既に470台配備をしております。それに加えて、今回のGIGAスクール構想では、令和5年度までに全ての小学校で、全ての児童に1人1台の端末を配備するというような計画になっております。

その目的でございますけれども、今回ネットワークの整備と1人1台の端末に向けて計画的に進めることがGIGAスクール構想の狙いとして出されましたので、当市におきましても、この3月の補正で上げさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私、改めて目的を伺いましたのは、午前中のご答弁で人材育成という言葉が使われたと思うんです。人材というのは役に立つ人間という意味で、企業側の方がよく使われる言葉だと思うんです。私はそう解釈しています。

公教育の目的は人格の形成ということがまず言われるのであって、人材育成という言葉には少し違和感がありましたので、改めてちょっと目的を伺わせていただいたんですけれども、そこに対するご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

午前中に部長が答弁いたしました新たな時代を担う人材の育成と一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するとしているのは、国のGIGAスクール構想の考え方でございます。その人材の育成という言葉を使っているのは国のほうだと思うんですが、亀山市としましては、次世代、次の時代を生き抜く力、そういった力をつけるためにも、子供たちのよりよい学びの実現のために、このGIGAスクール構想を亀山市としても必要という理解の下、今議会にも補正を上げさせていただきました。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私、時間がなかったので、さっと文科省のページも見させてもらったんですけども、人材という言葉をよく見つけなかったもので、すごく自分の中で違和感があったんです。役に立つ人間じゃないといけないのかなという、教育の中にそういう言葉、そういう目的を入れているのかなということを疑問に思いました。一応、文科省としては一人一人の個別に応じた教育ができるということを前面に出しておられたと思います。

それでは、改めてお伺いしますが、この予算の内訳と財源についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

今回の予算でございますが、令和2年度に校内ネットワークを整備できるように計上させていただいています。現在、全ての小・中学校において整備されている校内ネットワークの規格を見直しまして、1人1台端末使用時に安定した利用ができるよう整備し直すもので、財源といたしましては国からの2分の1の補助と、残りの2分の1を市債によって賄います。

校内ネットワーク整備の具体的な内容でございますが、ネットワークのケーブルの工事、無線機器やタブレット充電保管庫の取付け等でございます。

事業費でございますが、まずは小学校費については1億740万円、中学校費では4,100万円を計上させていただいております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

1人1台タブレットを使えるようにするためのネットワークの整備など、今までのものよりももっと高速で大容量のものをということ、あと充電の準備などということでお聞きしました。

そうしますと、今まで3人に1台タブレットをとということで整備してこられた470台があると思うんですけど、それを進めることとの整合はどうなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

現在470台タブレットを導入しております。これは国はこれまで3人に対して1人の水準を整

備目標として、平成30年度から令和4年度までの計画期間で教育のICT化に向けた環境整備5か年計画というのがございまして、これによって進めてまいりました。

今回のGIGAスクール構想は、この整備計画と並行しましての取組となりまして、この2つの計画によって児童・生徒1人1台の端末の整備の実現を加速させるといったものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今ある470台も1人1台の枠の中に入っているという解釈でいいですね。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

470台も1人1台の枠の中に入っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

何年か後に順番にタブレットを買っていくということですが、タブレットそのものの財源内訳と、あと何年か後に更新というものがかかってくると思うんですけど、そういうときの財源、費用についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

まずタブレットでございますが、国におきましては年次計画的に整備していくというようなロードマップが示されております。

具体的には、令和2年度には小学校5年生と6年生、中学校1年生、令和3年度には中学校2年生と3年生、令和4年度には小学校3年生と4年生、令和5年度には小学校1年生、2年生といった順番でロードマップが示されておまして、これの財源につきましては端末1台当たり4万5,000円が国の補助で賄われるというような計画になっております。

当市の計画としましては、今のところこの1人1台パソコンというのは次の段階でというようなことで考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

こうやって全校的に環境に取り組むからには進めていくということで、先の見通しも立てていかないと駄目だと思うんですけども、このタブレットを1人1台は国が10分の10、4万5,000円、1人当たり出してくれると。その中に収まるタブレットだったら市はお金を出さなくていいんだと思うんですけども、更新が必ずかかってくると思うんですけども、次のときも国が出してくれるのかどうなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

国におきましては、1回目というか、当初の4万5,000円というのは示されておりますが、その次の更新時におきまして国の補助があるか、補填があるかというようなことは現在のところ示されておられません。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

更新になったときには全額市単かもしれない可能性があるということですね。

私は、この予算については本当に基本的な、全国で当たり前にされている学校給食もできないで、優先順位としてどうなのかなという思いが自分としてはあります。少人数学級をきちんとすること、教員を増やすこと、教員の働き方についてとか、教育については本当に優先課題がたくさんあるんだと思います。そこをあえて、この事業に取り組むということについてはどのように使っていくかということ。それから、朝も議論がありましたけれども、電子黒板というのを取り入れて、今どんなふうにも活用されているのかということの検証もあるかと思っておりますけれども、見させていただきたい。この予算については聞かせていただいたということで、次の議案に移らせていただきたいと思います。

令和2年度の国民健康保険事業特別会計予算についてです。

この国保については今年度の予算で保険税の値上がりをして、2年間はそのままということでは説明の中でありましたので、令和2年度も保険税が上がることもなく、このままなんだと思っておりますけれども、この内容についてまず伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

国民健康保険事業の予算の概要について申し上げます。

国民健康保険につきましては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となりましたことから、毎年、県が決定いたします国民健康保険事業費納付金を基に、国や県からの交付金や繰入金等に加えて、保健事業の費用を勘案した上で、市町は保険税を算定していくことになっております。

本市におきましても、令和2年度の納付金額を11億483万円が県から示されましたので、それを基に令和2年度予算を編成したところでございます。

国民健康保険税につきましては、全体の被保険者数が減少しておりますことから、被保険者数を前年度比409人減の8,771人を見込んでおり、収納率は昨年度と同様に現年分を94.3%、滞納繰越分を24.5%で算定しております。

保険税の予算額といたしましては、現年課税分につきましては被保険者数の減少を見込んだことにより、また滞納繰越分につきましては調定額の減等により保険税全体で8億6,059万円、前年度比4,390万円の減、率にして4.85%の減となったものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

毎年確認させていただいているんですけども、この国民健康保険が他の医療保険と比べて被保険者の所得階層がやはり低いということ、また所得に占める保険税の支払う割合が高いということ、これは毎年変わらないというご答弁でした。この令和2年度についても変わらないということを見通してのことかどうかを確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

令和2年度の傾向につきましても、議員おっしゃったとおり変わらないと見込んでおります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

高い国保料という実態は変わらないということを確認いたしました。

保健事業についてお伺いします。

市民が健康でいられるように亀山市も保健事業をされています。特定健診や人間ドック、脳ドック、そして歯科の検診ですか。あと、糖尿病の重症化予防ということで取り組んでおられます。これら順調にやっておられたらいいんですけども、例えば特定健診については検診の受診率に課題がありました。人間ドック、脳ドックについては、抽せんが生じているものもありました。現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず人間ドックのほうでございますが、平成30年度に定員をそれまでの100人から200人に増員いたしました。昨年度、定員を超える296人のご応募がございました。

また、今年度は同じ定員に対しまして253人のご応募がございましたので、去年、今年とも抽せんにより受診者を決定させていただいたものでございます。残念ながら抽せんに漏れた方に対しましては、特定健診とがん検診の受診についてお勧めしているところでございます。

なお、今年度の人間ドックの抽せんに当たりましては、昨年度の抽せんに漏れた方を優先的に受診決定させていただきまして、できるだけ多くの方に受診いただけるよう配慮をさせていただいたところでございます。

次に、脳ドックのほうでございますが、こちらのほうは平成30年度は定員280名に対しまして申込みが295人でしたが、今年度は同じ定員に対しまして申込みが275人でした。

そして、在宅介護訪問歯科健診のほうでございますが、こちらのほうは昨年度はご利用がございませんでしたが、今年度は現在のところお一人のご利用となっております。この事業は対象となる方が40歳以上の寝たきりの方で、在宅で介護を受けておられて、介護者の介護だけでは通院できないという方を対象にしておりますので、どうしてもちょっと例年実績が少ないという状況でございます。

あと、糖尿病性腎症重症化予防のほうでございますが、こちらのほうにつきましては平成30年度から医師会さんと連携して実施しておるところでございます。

対象者といたしましては、国保加入の40歳から74歳までの方で、前年度の特定健康診査において、空腹時血糖値またはヘモグロビンA1cとeGFRの数値により糖尿病が疑われるハイリスクの方、あるいは前年度の特定健康診査で糖尿病が疑われて要治療の判定をされた方で治療がなされていないとか中断された方を対象といたしまして、市から受診勧奨を行ってかかりつけ医さんのほうで治療を受けていただくわけでございます。そして、かかりつけ医さんの判断で保健指導が必要とされる方に対しましては、医療センターのほうで実施しております保健指導を受けていただくという流れでございます。

その実績でございますが、昨年度は受診勧奨者が17人させていただきました、そのうち7の方が医療機関を受診されております。そのうちの医師から保健指導が必要と判断された方が3人いらっしゃいまして、医療センターの糖尿病教室に参加されて保健指導を受けていただきました。

今年度は保健指導を受けられたのがお二人で、そのうちのお一人は昨年度からの継続でございます。そして、ヘモグロビンA1cの数値も平常値に戻られたと伺っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

糖尿病につきましては本当に重要な視点でありまして、もう糖尿病から透析に行くこともあるんですけども、よく三重短期大学の長友先生もおっしゃるんですけども、病気は自己責任ではないと、環境やいろんな問題があつてのことなんだから、市が一生懸命こういふことで応援をして、指導にもつなげて、受診にもつなげてやっていくということは大事な視点だと思いますので、できるだけ、そのお医者さんからピックアップしてもらふのも大事だし、自分で心配な人が行けるように周知を丁寧にしていただきたい。

あふれている人間ドック、脳ドックですね。人間ドックが主にあふれているわけですけども、あふれた方で、よそで受けてもちょっとどれだけか補助するというのもあったような気がしますけれども、やはりこれは受けたいとおっしゃっている方の分をきちんと担保する、そういう考え方が必要だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

人間ドックにつきましては、医師会さんに委託しておりまして、現状でも実施可能な枠いっぱいを実施いただいておりますということで、これ以上増やすのは困難な状況でございます。

先ほど少しご説明申し上げましたが、人間ドックの内容より若干は少ないんですけど、特定健診とがん検診の受診でほとんどの項目は網羅されますので、そちらのほうのご案内をさせていただいております。

あと、1つ先ほどのご質問でちょっとお答え忘れたところがございます、特定健診のほうでございますが、特定健診の受診の状況につきましては、昨年度が37.5%でございましたが、今年度は若干下がって36.5%という状況でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

亀山市の特定健診は非常に上乘せもされていていい検診だと思いますので、これも周知と、本当に受けようと思えるようなアピールをぜひお願いしたいと思います。

議案第18号の令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてお伺いします。

今回、この後期高齢者の保険料値上げの改定の年ですね、2年に1度。値上げをされるということをお伺いしております。この保険料を含めた概要について伺いたいと思います。

特に保険料については、どれくらい上がるのかというのを分かりやすい形でご説明いただけますか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

後期高齢者の保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律におきまして、2年を財政期間としておりますので、2年ごとに見直しが行われております。

このたび広域連合から示されました令和2年度、令和3年度の保険料の賦課額につきましては、今後の医療給付費の伸びとか、診療報酬の改定などを見込んで、事業費が平成30年度、31年度と比較して約5%の増加を見込んで、所得割率を100分の8.99に、被保険者均等割額を4万4,589円に、それぞれ前回と比較いたしまして0.13%、1,624円の引上げとなっております。

分かりやすくということで、一つの例として申し上げますと、夫婦お2人の世帯で共に75歳以上の被保険者で、収入が夫が公的年金収入が175万円、妻が公的年金収入が100万円の場合の保険料につきましてはですが、夫の保険料につきましては年額で、新しい保険料として4万2,072円。これは現状と比較しまして1,098円の増となっております。妻の保険料といたしましては、年間で2万2,294円。こちらのほうは812円の増となっております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

全員協議会でも指摘させていただいたところですが、基金がたくさん余りながらこの値上げをするというところの意味が分からないんですけれども、その点について伺いたいのと、保険料の激変緩和措置というか、軽減特例があったと思うんですけど、その状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

広域連合で基金を活用しなかった理由でございますが、事業運営基金と申しますけど、事業運営基金につきましては療養給付費等に要する費用の不足額に充てるために一定額を積み立てておく必要がございますし、2年後の令和4年度から、いわゆる団塊の世代が後期高齢者になり始め、医療

費の急激な増加が見込まれておりますので、次回の保険料改定時の保険料抑制財源としてこの基金を活用することを見込んで、今回の改定では基金は活用しなかったと伺っておるところでございます。

あと、激変緩和措置のほうでございます。

こちらのほうは後期高齢者医療の被保険者均等割7割軽減の対象の方につきまして、平成20年度の後期高齢者医療制度発足時から当面の暫定措置といたしまして、特例的に8.5割、そして9割と上乘せした軽減が実施されてまいりましたが、全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間で、また高齢者間でも公平が図られるよう、この軽減特例につきまして段階的に見直しが行われているところでございます。

見直しの内容でございますが、9割軽減に該当していた方につきましては、令和元年度に8割、令和2年度以降は7割軽減となります。

また、8.5割軽減に該当していた方につきましては、年金生活者支援給付金の支給対象とならないこと等を踏まえまして、激変緩和の観点から令和元年度は8.5割軽減が据置きとなりまして、令和2年度は7.75割軽減、そして令和3年度以降が7割軽減と段階的に見直されることとなっております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

後期高齢者は2年の改定で、広域でやっている介護保険は3年でやりますけれども、やはりその年度内できちっとお金をある程度使っていくという立場に立たないと、そんな先々の高齢者のために今のお金を残しておかねばならないという会計は私は問題なのではないかなと思います。

保健事業についても後期高齢者でもされていますので、伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

後期高齢者医療で行っておる保健事業といたしまして、人間ドック、脳ドックがございます。そして、歯科健診もございますが、その辺につきましてご説明いたします。

人間ドックにつきましては、昨年度、定員30人のところ、お申込みが35人ございました。今年度は、また同じ定員に対しまして37人のお申込みがあったものでございます。今年度の抽せんにおきましては、先ほど国保のほうでも申し上げましたとおり、昨年度の抽せんに漏れた方を優先的に決定いたしまして、できるだけ多くの方に受診いただけるように努めたところでございます。

また、脳ドックにつきましては、昨年度は定員100人のところにお申込みが96人ございました。今年度は同じ定員に対しまして81人のお申込みがあったものでございます。

そして、歯科健診のほうでございますが、在宅訪問歯科健診事業につきましては、歯科健診を受診することができない在宅の要介護状態の方を対象に実施しておるところでございますが、昨年度の実施状況につきましては、定員20人に対しまして11人のお申込みがございましたが、今年度は定員20人に対しまして9人のお申込みがあったところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

保健事業について伺いましたが、国保でもそうなんですけれども、受けていただかなかつたら勸奨をしないといけない、受けてくださいと言わないといけない。ちょっとでも超えたら、もうそれは断らないといけないというのが非常に不自然じゃないかなと思うんですね。

以前、たしかこういった方でも何十人かによそで検診を受けてこられたことに対する補助をという考え方もあったと思うんですけど、こちらで受けるのが手いっぱいだと、これ以上枠は広げられないんだと医師会の方がおっしゃるのであれば、他市、いろんなところで受けてもらってきた分についても補助をすとか、そういう形でやはり健康づくりのために努力をしようとした方にきちんと手だてをするという考え方が必要なのではないのでしょうか。

歯科健診についても、今、本当に少ないんですけど、国保でもこの後期高齢者でも。いろんな意味でやっぱり口腔のことがこれからすごく注目されていて、最後まで、死ぬまで御飯が食べられるということが注目されていますよね。ですから、本当に少ないところについてはしっかりと受けていただくように勸奨する。あふれた方についても、しっかり手だてすることがやっぱり亀山市らしい施策ではないかなと。市長にちょっとお伺いしたいんですけども、そういう見通しとして、そこら辺は手厚くされるべきではないでしょうかね、伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員もくしくも申されましたが、健康が自らの責任のみならず、都市であったり、まちの環境、あるいは風土、全てでもってやっぱり健康を維持、促進させようというのが健康都市のそもそもの概念でありまして、私どもはその健康都市を目指していきたいというふうに考えております。その意味で、今触れられました今の制度の中での現状と、そこからあふれる皆さんに対する勸奨、あるいはインセンティブの持たせ方というのはいろいろ工夫をしながら拡充をしていく必要があると、このように考えておるところでありますし、その全体がまさに亀山市の健康を形成していく、そのための制度、仕組みの充実は当然今後の課題というふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

インセンティブや広報については言っていたんですけど、あふれた分の手だてについてもぜひとも考えていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第2に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第1号から議案第25号までの25件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第1号及び第2号の2件については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第 1号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 議案第 7号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第24号 財産の無償譲渡について

産業建設委員会

- 議案第 2号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 3号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 4号 亀山市基金条例の一部改正について
- 議案第 5号 亀山市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 6号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第25号 市道路線の認定について

予算決算委員会

- 議案第 8号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第 9号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第10号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第11号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第12号 令和元年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第13号 令和元年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第14号 令和元年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第15号 令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第16号 令和2年度亀山市一般会計予算について
- 議案第17号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第18号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第19号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第20号 令和2年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第21号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第22号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計予算について

議案第23号 令和2年度亀山市病院事業会計予算について

○議長（小坂直親君）

次にお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。そのように決定しました。

明日12日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時36分 散会）

令和 2 年 3 月 1 2 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）

●議事日程（第5号）

令和2年3月12日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	生活文化部参事	谷口広幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	健康福祉部参事	豊田達也君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事 務 局 長 草 川 博 昭 書 記 水 越 いづみ
書 記 大 川 真 梨 子

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

初めに申し上げておきます。

質問は、通告の範囲を超えないようにご注意いただくとともに、質問、答弁は分かりやすく、簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川卓也です。

あらかじめお伝えします。通告から一部順番変更いたしまして、2件目の次代を見据えた地域ポテンシャルの向上の中の1. 持続可能な環境の創造と継承について、2. 自然との共生とまちづくり観光の推進について、この2つの順番を入れ替えますので、よろしくをお願いいたします。

それではまず、乗合タクシーの利便性向上についてでございます。

乗合タクシーは、延べ利用者数が年度末推計で目標に対して約35%と低調だと聞き及んでおります。先日の市長答弁でも、乗合タクシーは改善の過程にあると言われておりましたが、私としましても、引き続き乗合タクシーの利便性向上は必要不可欠であると認識しております。

昨年9月議会で提出された資料には、乗合タクシーの利便性向上のため予約システム等について先進地視察等を行い、調査研究するとありましたが、では乗合タクシー利便性向上のために今日までどのような調査研究が行われてきたのか、まず伺います。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成30年10月から運行を開始いたしました乗合タクシーでございますが、新たな交通手段でありますので、利便性の向上を図りながら制度の定着を進めておるところでございます。

そのような中で、本年度は利用者の方などからのご意見も伺いながら土曜日の運行拡大や運行時間の朝夕それぞれ30分の拡大など一部見直しを行いまして、利便性の向上を図ってまいったとこ

ろであります。

これまでの検討事項ということではありますが、今現在まで運行時間のさらなる拡大や、現行の電話予約に加えまして、スマートフォンでも予約ができる乗合タクシー予約システム等の導入に向けた支援体制等につきまして、運行事業者の事情等も聞きながら協議検討を進めておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

システム改善のために体制をいろいろ検討されているということでございます。

しかし、様々な意見がございますけれども、運行時間の短さ、改善は少しずつされておりますけれども、その短さと前日予約の不便さ、この2つ、先ほど例にも挙げていただきましたけれども、利便性における最大の問題点だと思っております。

統計的に、他の市町の類似のデマンド交通の実証結果を見ましても、運行時間に対する要望というのが特に大きいということが分かっております。病院の受付前に到着できる運行時間の改善、これは共通の課題でありまして、改善できないデマンド交通の利用率、これは悪化の一途をたどっているというのが実情でございます。

では、伺います。

利便性向上を検討していただいているにもかかわらず、そしてまた来年度はタクシー料金助成事業から乗合タクシーに移行するという方針であるにもかかわらず、なぜそれに併せて利便性向上、制度改善ができなかったのか、それはつまり改善が必要ないと、なかなか本腰が入っていないんじゃないかと思われても仕方ないのではないかと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

令和2年度につきましては、乗合タクシーにつきましては現行制度を継続するということとなりますけれども、その利用実態も把握をしながら、例えば特定目的地停留所のない地域への対応など、乗合タクシー制度のさらなる利便性の向上、充実について引き続き検討してまいります。

また、先ほど申し上げました乗合タクシーの予約システム等の導入につきましては、三重県の次世代モビリティを活用した事業費補助金というのがございまして、その活用も含めて令和3年度の導入を目標といたしまして、取組をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

1つ令和3年度の目標という言葉も出てまいりました。ぜひそれに向けては積極的に進めていただきたいと思っております。

ただ、やはり今年に関して何も変更がない、それはもう令和2年度の状況を見ながらということだと思っておりますけれども、なかなかまずそこに市民の皆様、そこに懸念を示している、やはり利便性というところだと思っております。

少し具体的な数字を聞きたいと思うんですけど、先日議会でも示されました乗合タクシーの対象者数3,056名、実利用者数が276名、そのうち無料体験5回以上利用したのが109名、5回以下が167名ということですが、無料乗車券を使い切った方の人数、そしてまた使い切ってもさらに自費で料金を支払って利用している、いわゆるリピーターの人数、これを教えてください。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

無料体験乗車券でございますが、既に3,000円を使い切った方につきましては79人、28.6%でございます。

リピーターにつきましては、後ほど答弁させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

たしか事前に打合せの中でも話させていただいたと思いますけれども、実利用者数の中でもやはり人数がどうしても少ないなということ、この検証はまたこれからだと思いますけれども、来年度これもどう変化していくか分かりませんが、この利用率、定着度を見れば、なかなか今のまま来年度移行していくというのはなかなか理解が得にくいところではないかと思っております。

ただ、勘違いしていただきたくないんですけど、私はこの乗合タクシーを育てていきたいと思っております。賛否両論あると思いますけれども、利便性向上さえすれば、乗合タクシーというのはタクシー券以上のいわゆるタクシー料金助成事業になるんじゃないかと、私はそう考えています。なので、そういった制度設計をしていただきたいなと思っております。

大きな変化は望めないということであれば、例えば令和2年度中にタクシー会社の繁忙期、忙しい時間帯を避けて、例えば当日予約、一部の時間帯だけでも、通院後の利用のためお昼前後とか、そういった市民ニーズの高い時間帯だけでも当日予約可能にするだとか、タクシー会社の方に協力していただくとか、そういった僅かな改善でもいいので、令和2年度中に何とか見通せないか、これに関してお答えください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、運行時間のさらなる拡大につきまして、運行事業者等の事情等も聞きながら協議を進めておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

進めていく中で、ぜひ実現してもらいたいなと思っております。

では、最後にちょっと、これに関しては市民の皆さんに向けてという意味も込めて、市長に最後

一言頂きたいなと思います。

乗合タクシーの今年中というのが、まだ見通しは答えていただけませんでしたけれども、中期的な改善の見通し、令和3年度という話も先ほどございましたけれども、中期的な改善の見通し、何を優先的に取り組んでいくのかと、いつまでに目標を達成するだとか、またそういったタクシー券から乗合タクシーに移行するということに対して、市民の皆様のお気持ち、またそういった不安、懸念、これに対して市長の見通しを一つ言葉で伝えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

先般からのりかめのタクシー事業につきましてのご質問を頂いております。今、議員からもこの事業を本当に育てていくというようなお言葉も頂いておりますが、現在の地域公共交通を取り巻く亀山の環境、そしてその中で従来の仕組みでは限界がある中で、新たな制度を構築していこうということで、この新しい乗合タクシー制度を導入いたしました。

随分、当初説明不足ということもあったかと思えますし、当然民間の運行事業体であるタクシー会社の通常営業とは別にこれをしていくという事業でございましたので、限られた台数の中でそのコンセンサスを得ながら今日積み上げてきておるところであります。

今、少し今やり取りもありましたけれども、利便性の向上に向けて、今ある制度が全てではなくて、本当によりよい制度としてより多くの皆さんがこれを利用し、本当に必要な皆さんに必要な形でこのサービスが提供できるような仕組みを構築してまいりたいと思います。現在進行形というふうに捉えておりますが、幾つかの視点でのご懸念とか、あるいは改善の項目につきましては、しっかりとこれを解消できるように努力を重ねていきたいと思っております。

例えば、今のタクシー会社の理解も得て、例えば病院へ行った、終わってからの時間の予約が難しいと、30分遅れますというときなんかにつきましては、随分事業者の協力を得て、そこらの融通を利かすような運用も現在行っていただくように改善をまいりました。

ぜひ、今申しあげました来年の令和3年度に向けまして、新しい乗合タクシー予約システム等の導入でありますとか、あるいは停留所のさらなるご要望に合わせたような構築でありますとか、そういうものにつきまして、さらに努力を重ねていきたいと思っております。

くしくもおっしゃっていただきました従来のタクシーチケット助成制度よりもさらに大きなタクシー料金助成制度がまさにこの仕組みであると、今議員お話がありましたけれども、本当に持続可能で、必要な方に必要なサービスが提供できるような制度としてさらに充実をさせていきたいというふうに考えておりますので、今後ともご理解を賜りますようお願いをいたしたいと思っております。

また、市民の皆さんには一遍乗っていただくと本当に低額で、それが何回も使われる方にとりましては非常に効果的であるということもありますので、無料体験乗車券等々を通じてぜひ一度ご利用いただいて、またその中で課題につきましては、率直なご意見をお聞かせいただけたらというふうに願っております。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

簡潔に。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどのリピーターの数ということでございますが、51人でございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

これに関しては、市民からもやっぱりいろんな意見が依然としてありますけれども、こういった市長の言葉、思いのある言葉で市長の顔の見える政策としてこれは進めていってほしいなど、改善していってほしいなと思います。

次、タクシー料金助成事業の規模縮小についてでございます。

交付対象と想定された460名、これの積算根拠を確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

令和2年度におきます満75歳以上の高齢者につきましては、原則乗合タクシーをご利用していただくこととなっております。私どもの継続させていただきます、先ほど460名の根拠ということでございますが、心身等のご事情によりまして乗合タクシーに乗車することが困難な方のみタクシー券をと考えてございます。

その内訳といたしまして、460名中でございますが、令和元年度本年度のタクシー券交付の際に聞き取った結果、心身等のご事情で乗合タクシーが困難な方ということで、タクシー券のみを発行した方が211名ございました。それプラス、タクシー券及び乗合タクシー券を同時に申請された方の中で要介護1から5までの方が246名ございます。これらを足し合わせまして最大の人数といたしまして、460としたわけでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

これに関しても、要介護度でははかれない様々な市民のそういった事情、そこにしっかりと現在の地域公共交通では対応できない、そういった交通弱者の声にしっかりと耳を傾けて、真に必要なする方々にはまたこの手を差し伸べるという仕組みにしていきたい、そういった一つの新しい福祉政策としてタクシー料金助成事業の継続、そういったものを期待するところであります。

ここで、もうちょっと時間がないので、次に移りたいと思います。バスの利便性向上にテーマを移したいと思います。

乗合タクシーだけでなく、その他の地域交通が一体となって切れ目なく連携して交通利便性を向上させる必要があると考えております。

ここでまず一つ、ICカード対応についてでございます。

昨年2019年3月から関西線の亀山駅から四日市駅間でICカード対応となりまして、こちら利便性が大きく向上したと思います。さらに来年2021年春から今度は関西線の亀山駅から加茂駅にICカード対応になるというそういった発表がありました。ますますICカード利用者という

ものが亀山市内でも浸透していくのではないかなと思っております。

一方で、依然として市内のその他の地域交通、公共交通はＩＣカードに対応しておりません。なので、市内を運行するせめてバスのＩＣカード対応に関して検討すべきだと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

さわやか号などのコミュニティバスの交通系ＩＣカード化につきましては、バス利用者の利便性を高め、利用者を増加させるというためにも必要であると認識をしておるところでございます。

現在、市内を運行しております三重交通の営業路線２路線、亀山国府線、亀山関工業団地線、また廃止代替バスの２路線、亀山みずほ台線、亀山棕本線でございますが、これにつきましては、三重交通の距離制の運賃であるということから既にＩＣカード対応の車両となっておりますのでございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたさわやか号などのコミュニティバス６路線につきましては、まだＩＣカード対応化まで至っていないという状況でございますので、導入に向けまして運行事業者との協議を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

支払いがＩＣカード対応できましたら地域公共交通の乗継ぎもスムーズに行うことができるようになると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

引き続き、オープンデータ化ＩＣＴ対応についてでございます。

まず、１枚目の資料をご覧ください。

近年、バス会社などが作成している時刻情報などを国土交通省が定めた標準的なバス情報フォーマットというのを作成して、オープンデータ化することによって地域交通の見える化が進んでおります。これによって、経路検索サイトなどの検索が可能となります。

現状、亀山市内を走るバスのほとんどが経路検索サイトでは検索することができません。特に、若者にとっては検索できない公共交通というのは存在しないのとほぼ同じなんです。なので、今はネットで経路検索が当たり前の時代になっておりますので、沿線住民のバス利用促進にも大きく貢献するんじゃないかなと思います。

コミュニティバスも含めて、この市内のバス全てをオープンデータ化、見える化を進めていってほしいなど、検討していただきたいと思います。これに関しては、三重県が相談窓口となって支援してくれるという話も聞いていますので、市の今後の取組、方針を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市内コミュニティバスの時刻等のオープンデータ化でございますが、令和２年度から三重県生活交通確保対策協議会と連携をいたしまして、インターネットでの時刻表の路線検索を可能とする見

える化、これの拡充に取り組む予定をしております。

また、バスの現在地がスマートフォンやパソコンで見えるバスロケーションシステムにつきましても、三重交通では営業路線バス及び廃止代替バス路線では既に運用されておりますことから、今後はさわやか号などのコミュニティバスにおきましても、バス利用者の利便性を高めるためにも先ほどのＩＣカード化と並行いたしまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

じゃあ次に乗継拠点の環境整備についてです。

バスロケーションシステムの話も先ほど出ましたけれども、地域公共交通の乗継拠点、亀山市内でも様々あると思います。市役所であったりだとか、駅もそうだと思います。そういったところにデジタルサイネージの設置というものを検討できないかと思っています。

2枚目の資料をご覧ください。

デジタルサイネージとは、こういったモニターのことですけれども、バスロケーションシステムだとか、先ほどのオープンデータ化によってバスの運行情報やバスがどれだけ遅れているか、遅延しているかだとか、到着予想、また車両位置とかそういったものをこのモニター、デジタルサイネージを通してリアルタイムで一括で知ることができるようになります。

例えば、市役所内とか医療センター内だったりとか駅舎内、そういったところに設置すれば、外でバスを待たなくても、雨が降っているだとかそういったときでも中で待っていてバスの位置が把握できる、到着したということが分かるということで、乗継拠点がとても使いやすくなって利便性が向上するんじゃないかなと思います。これについても、ぜひ検討をお願いしたいんですけれども、見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

バスの乗継拠点におけますデジタルサイネージ、電子看板でありますけれども、これにつきましては、亀山駅また亀山市総合福祉センターなどのコミュニティバスの結節点となる主要な停留場におきまして、時刻表とか乗継ぎの情報を表示するという事で、バス利用者の利便性を高められる有効な手段であると認識をしておるところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、コミュニティバス時刻の見える化、またバスロケーションシステムの進捗状況も踏まえながら、こちらについても検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、これまでICT化、主にデジタルな話をしてきましたけれども、次、やはりアナログな紙ベースのデータというものがどうしても必要になってくるかと思っています。そういった紙ベースの乗継案内の情報提供を推進してもらいたいなと思っています。

3枚目の資料をご覧ください。

これは、例えば3つの異なる交通機関の乗継ぎがスムーズに行えるように発着時間、これを横並びにして効率よく乗継ぎができるように、一目で分かるようになっているものでございます。こういったものを参考にして、亀山市内でも例えば乗合タクシーで市外の病院に行けないだとか、そういった問題もありますので、そういったところに行くためには電車やバスを乗り継いで、目的地までこういった発着時間で乗継ぎができますといったことが一目で見えるように、紙データ、紙ベースでそういったものを用意していただきたいなど。それによって、また利便性向上につながるのではないかと思います。こういったことも検討していただきたいと思いますが、方針を伺いたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

議員ご指摘の行き先別といいますか、乗継ぎも含めた紙ベースの資料でありますけれども、これにつきましては、庁内で作成は可能でありますので、本年度速やかに作成をさせていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

こういった今できるところで細かい改善を重ねて、少しずつそういった高齢者の方々にとっても使いやすい、また若者にとっても使いやすい地域公共交通を確立してもらいたいと思います。

次に、市民参加型ライドシェアの確立について。ライドシェア、またちょっと横文字と言われそうですねけれども、自家用有償運送といいます。この確立についてに移りたいと思います。

この市民参加型ライドシェアには、現状のコミュニティバスや乗合タクシー、またタクシー料金助成事業などでは補い切れないニーズというものを地域住民同士の助け合いでカバーできる可能性がある、自治体財政にとっても優しい、持続可能な新しい公共交通になれば、そのように考えております。

4枚目の資料をご覧ください。

市民参加型ライドシェアとは、いわゆる元気な前期高齢者もしくは現役世代が、免許を返納した後期高齢者の方の移動交通手段を支援するサービスであります。いわゆる公共交通が一切存在しない交通空白地帯でのみ許されていると思われがちですが、道路運送法の解釈が変わってきておりまして、規制緩和がされている状態であります。一定の条件を満たせば亀山市でも可能でございます。

5枚目の資料をご覧ください。

今回紹介しているのは、現金ではなくポイントをサービス利用の原資、通貨とする仕組みであります。ドライバーは送迎することによってポイントを稼ぐことができ、将来、自分自身が運転免許証を返納したときのためにポイントを貯めておくことができるというものです。また、家族にもプレゼントすることもできる。乗客のほうは、送迎してもらったら一定のポイントを支払うこととなります。ポイントは年金のように支給されることもあれば、市民活動、そういった地域活動によ

って獲得することもできるというものであります。

6枚目の資料をご覧ください。

左に書いてあるのは、ドライバーを乗客の元へ案内するためのICTツールです。これを利用すれば乗合タクシーの予約システムを改善することも可能であると思っています。

右はドライバーの危険運転を感知するシステムで、運転の適性或運転免許証の返納時期の検討の目安にもなると言われています。

7枚目の資料を表示してください。

これは飲酒運転を防止する機能等、あと右は健康チェックして常に、ウェアラブルと今よく言いますがけれども、運転する方の健康をデジタルでチェックをして、突発的な事故を防ぐためのシステムでございます。

ドライバーにとっては、運転して人助けをして社会参加をしながら常に健康診断を受けられるというような、それをもって危険運転を察知されたら運転免許証をそろそろ返納しようかとそういったきっかけにもなるという、そういったシステムであります。

なお、この市民参加型ライドシェアの特徴ですけれども、民業を圧迫しない、つまり地元のタクシー会社とのハレーションを起こさない共存共栄のシステムを構築することができるというのも一つの特徴です。例えば乗合タクシーの運行時間帯は、タクシーのほうを優先的に予約が入ることができる。いろいろと調整が必要だと思いますけれども、むしろこれによって、市民参加型のライドシェアというものの利用率が上がることによって、タクシーへの依頼も同時に増えるということになります。

以上、この上なく簡単に説明しましたがけれども、この提案した内容、市民参加型ライドシェアだけじゃなく、乗合タクシーの利便性向上にも生かせる要素が多々あるものであります。今挙げたのはあくまで例でございますけれども、これに限らず市民参加型ライドシェアというのは、ぜひこれから前向きに研究をまず進めていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成30年3月に、国土交通省から自家用自動車による運送についての考え方が示されるなど、今後も道路交通法また道路運送車両法等の法改正も見込まれるというところでございます。こうした中で、コミュニティバスまたは乗合タクシーでは補えない時間帯、こちらについて市民個人が小型の自家用車で運行するような市民参加型ライドシェアにつきましては、さらに新しい交通手段としても注目されておるといことも認識されております。

今後、先進地の実証事例等を参考にいたしまして、国や県の動向等の情報収集も行いながら研究をしてまいります。まずはコミュニティバスへの交通系ICカードの導入やスマートフォンを活用した乗合タクシーの予約など、市内の地域公共交通全体の利便性向上に向けて段階的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひ前向きに研究を進めていただきたいと思います。

イニシャルコスト、導入にコストがかかるとわれがちですが、それもまたいろいろと研究されておりますので、それも含めて検討していただきたいと思います。

新しい提案なので、最後に市長にも一言頂きたいと思います。

今後、例えばまちづくり協議会だとかそういった地域主体で、簡易的なライドシェアを可能にできる、こういったシステムを使わなくてもできるようなライドシェア、住民同士の移送支援、そういったものの機運が高まってくるんじゃないかなと思っています。重要な担い手は、やはりまちづくり協議会に一つあるのではないかなと思っています。そのような動きに対しては、ぜひ亀山市としても支援をしていただきたいと思います。

そして、その先、行く行くは先ほど提案したようなものも研究を進めて、ライドシェア技術を乗合タクシーにも生かして、そしてまた市民パワーの地域の循環にも生かして、地元タクシー会社とともに共存共栄、共に発展していくという方向性を模索していただきたいと思いますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私ども、ぜひそのような方向で検討し、具現化をしていきたいというふうに考えております。

以前にも、例えば坂下地区で、早くからコミュニティにおいてこういった検討をなされたことがありました。実現には至りませんでしたけれども、一定の今ご指摘のような考え方に基くものでございましたし、現在も関南部地区におきまして、まち協において様々な議論を頂いておりますので、しっかりとその取組等々について、また研究を私どもも一緒にさせていただきたいというふうに思っております。

また、新たに昼生地区をはじめ地域が主体となるような運行形態についても、この動きについては非常に期待をいたしておりますので、市としてもどんな支援の仕方ができるのか、地域公共交通会議等を通じて検討して対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひ、お願いいたします。

では、次に移ります。

次代を見据えた地域ポテンシャルの向上に移りたいと思います。

2番目のほうに行きます。

自然との共生とまちづくり観光の推進についてでございます。

亀山版SDGsの具体的な取組の一つのモデルではないかと私が考えている、エコツーリズムというものを中心に質問いたします。

エコツーリズムとは、地域の自然環境や歴史・文化など地域固有の魅力を観光資源として活用することでその価値や大切さが認識され、保全にまでつながっていく仕組みのことで、環境基本計画などにも記載されております。

1つ目、鈴鹿川源流域等の自然資源の活用についてということで、8番目の資料をご覧ください。
まず、ここに書いてある環境の項目のところに触れたいと思います。鈴鹿川源流域等の観光資源の活用について、エコツーリズムの視点からどのような活用がされてきたのか実績を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

鈴鹿川等源流域の自然資源の活用につきまして、エコツーリズムの観点からの活用といたしましては、市域の代表的な7つの山々の登山道と東海自然歩道等を整備し、新たな観光資源として鈴鹿川等源流域の自然環境等の活用を行う亀山7座トレイル整備・活用推進事業がございます。

この活動の主体は、石水溪観光協会を中心に関係団体で構成されます亀山7座トレイル登山道活用ネットワークで行われております。その実績でございますが、合計12回の意見交換会を行い、同ネットワークにより亀山7座トレイル登山道活用プランが作成され、現在市のホームページでも閲覧できるようになっております。

また、登山道の安全対策としましては、現地調査を常に行い、わだちの多い登山道、アクセス道路修繕や老朽化した橋の付替え、危険箇所の迂回路の整備を実施したほか、道迷いや遭難防止のため、ルート案内板の設置を継続して行っております。また、安全な登山の啓発のため、亀山市地図情報システムの充実、フィックスマイストリートの導入等最新の登山道の状況が容易に確認できるよう情報提供を行っております。

このような取組によりまして、一定の環境整備が整いましたことから亀山7座の魅力を体験していただくため、昨年12月には臼杵ヶ岳で、今年15日には、筆捨山、羽黒山周辺で登山イベントを開催いたします。

また、本年6月には第67回東海高等学校総合体育大会の登山競技会場に亀山7座の一つでございます高畑山が決定され、本市初の登山競技が開催されます。登山競技には、東海道4県、選抜16チーム64名の高校生に参加いただきます。今後も登山やトレッキングのイベントを開催し、鈴鹿川等源流域の自然環境等と触れ合える機会を継続的に提供してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

次、ちょっと時間が無いので、次、まちづくり観光の好循環の形成について、再度、資料8をご覧ください。

ここでは、経済の項目のほうに触れたいと思います。

まちづくり観光とは、観光に携わる団体をつなぎ合わせて、交流、集客を促進して、経済効果また自然保全などを地域のまちづくりにつなげるものでありまして、亀山市の観光に欠かせない関宿から市内にちりばめられている数々の観光資源へと展開されていくものと認識しております。

そこでまず伺いたいのですが、総合計画には、本市を目的地として来訪されるよう交通利便性というポテンシャルを生かして、着地型観光の推進、そしてまた地域経済の活性化を見据えた取組が

必要であるとありますけれども、そのような着地型観光、地域経済の活性化、その取組の成果について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

着地型観光とは、到着地が有する地域の観光資源を活用して旅行者に体験を提供する観光形態をいいます。

本市では、着地型観光のため、まちづくり観光を進め、地域資源の磨き上げのほか、特に関宿にぎわいづくり基金を活用した関宿周辺地域にぎわいづくり推進事業により訪問客と地域の交流の促進に取り組んでまいりました。

しかしながら、観光については、経済社会情勢の変化による影響も大きく、地域団体や民間事業者、市観光協会におきましてもご尽力いただいておりますが、地域経済の活性化につながる経済効果が不透明であると認識しており、今後につきましても、市観光協会をはじめ関係団体の活動を支援してまいりますとともに、まちづくり観光を着実に進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ちょっとどうなのかなという感じがしたんですけれども、観光ビジョンに示されている成果指標とかもいろいろあったと思うんですけど、具体的にどれだけ達成できているか、パーセンテージとか示すことはできますか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

まちづくり観光の数値的成果につきましては、亀山市観光振興ビジョンで掲げた数値目標に対する直近の令和元年度の成果をご説明申し上げます。

数値成果の目標であります全体観光入り込み客数38万人に対して、令和元年度の実績では21万5,000人、達成率56%でございます。うち、立寄り型施設につきましては、25万3,000人に対して、令和元年度は16万3,000人で達成率64%、滞留型施設につきましては、目標値12万7,000人に対しまして、令和元年度は5万1,000人で達成率40%でございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ちょっとなかなか届かないなという印象でございます。

先ほど地域団体や民間事業者、市の観光協会、あと商工会議所も頑張っていると思いますけど、ご尽力いただいているにもかかわらず、なかなか成果につながっていないというのは、これはやはり市のほうも本腰を入れていかなければいけないのではないかなと思います。

市の観光ビジョンを見ても驚きましたけれども、平成28年までの計画ということで、それ以降作成されていないという、成果が上がっていないにもかかわらずというのはちょっと問題があるの

ではないかと思えます。その関係団体のご尽力をなかなか生かし切れていないこの市の現状、これについてどう思えますか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

亀山市の観光におきましては、民間団体また市観光協会を中心としまして多々ご尽力を頂いております。その関係団体等と連携をいたしまして、今後につきましても、まちづくり観光を着実に推進してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

本腰を入れていただきたいなと思えます。

8番目の資料のところの下のほうにも書きましたけれども、私、このリニアによる亀山のまちづくり、リニア亀山創生、これに一つ欠かせないのは観光ではないかなと思っております。交流のまち亀山をつくるのには、欠かせないのは地域の生活文化に支えられた、ハイセンスな価値の高いブランドづくりだったり、ゆとりある生活文化を体験させるような観光であると思っております。亀山を通過点にするんじゃなくて、亀山を目的地にして滞在してもらい、そして地域経済を活性化して、まちも豊かになっていく、そういった観光地づくりが必要ではないかなと思っております。

そこで、大切なのが資料にある亀山版SDGsだと考えるわけです。

例えば地域固有の自然環境を生かしたアウトドアや歴史・文化を観光資源とする関宿観光をセットで、スポーツ、エコツーリズム、こういったものを切り口にブランド化をするとか、市民の皆さんへまず地域のよさ、まず市民の皆様によさを、価値を再発見していただいて、豊かな自然環境、これをアクティブな場所にして健康増進にもつなげていただく、まさに健都、健康都市にふさわしいまちにしていく、そしてまた観光客にとってはまた行きたくなる場所として休日、週末、この亀山市でアクティブに過ごしていただくためのファンを増やす。言わば、週末亀山人と言えるような関係人口ですよね、関係人口をつくと。将来的にはそういう週末亀山人というのは、リニアができることによって大都市へ通勤可能になるわけです。それによって定住を促進することができる。こういうのがまちづくり観光じゃないかなと思うんです。

7座トレイルと関宿の連携、リニアを見据えたまちづくり観光、こういったことにどういった構想を持っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

亀山駅の観光客の多くは、これまで愛知県を中心とした中部圏、大阪府などの関西圏からの訪問が中心でございました。

リニア駅が亀山に誘致された場合には、品川駅から1時間程度でリニア亀山駅と結ばれ、東京を中心とする関東圏からの広域的な交流が生まれることが期待されます。

観光面におきましては、新たな観光資源であります亀山7座トレイル整備活用推進事業を着実に

進め、鈴鹿川等源流域でのエコツーリズムの振興により、さらなる本市の観光ブランド力向上を図り、関宿が全国から訪れたい観光地となりますよう様々な情報発信を効果的に行い、受入れ体制の環境整備なども進めながら誘客を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

まだまだこれからだと思いますので、新しい観光ビジョンに期待したいと思います。

それでは、次、亀山版DMOについてに移りたいと思います。

このDMOというのは、観光地域づくり法人でございます。全国で立ち上げが進んでおりますけれども、総合計画でも、亀山版DMOを検討するとちゃんと明記されております。これに関して、DMO、先ほど申し上げてきたようなまちづくり観光をつくっていく主体となるべきだと思うんですけども、これに関して検討はどこまで進んでいるのか伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

初めにDMOとは、大型観光企画を営業等により誘致し、地場商品の開発・販売、訪問客の宿泊や飲食の手配等のサービスを総合的に提供し、地域の収益性を求める組織でございます。

本市は、この組織の受け皿となるサービス提供事業者の規模が小さいことから、収益性を求める組織をすぐさま形成していくのではなく、緩やかに時間をかけて形成していくべきものと考えております。

平成30年に亀山市観光協会におきまして、亀山フィルムコミッションが結成されました。映画等の撮影場所、ロケ地の誘致を目的とする組織であり、ロケ誘致の際には、宿泊施設、飲食店、交通事業者など一元的に手配を行い、ロケ地によって様々な事業者との連携が必要となってまいります。本市では、この亀山フィルムコミッションが今後の亀山版DMOの礎になるものと考えております。

エコツーリズムによるDMOの形成につきましては、亀山7座トレイル登山道活用ネットワークを軸にキャンプ場の事業者との連携、鈴鹿川等源流域におけるエコツーリズムを一元的に提供できる組織体の形成に向けた仕組みづくりについて支援してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

この項目、最後の日本遺産登録について伺います。

これに関して、今までも亀山市は挑戦しておりますけれども、今回も申請を行われたと聞いております。市は、日本遺産としてどのようなストーリーを描いて申請されたのか伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

日本遺産の認定申請につきましては、地元の心プロジェクトで申請する内容の検討を重ねた上、

令和2年1月に三重県を經由で文化庁に提出したところでございます。

申請したストーリーにつきましては、本市、特に関地域を伊勢の国の玄関口、また東西文化の分岐点と位置づけ、鈴鹿峠から関宿伝統的建造物群保存地区を中心に亀山宿までの有形無形の文化財等を通じてできる様々な体験をストーリー化し、当市の魅力を市内外に広くアピールすることを意識した内容としたところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

伊勢の国の玄関口、東西文化の分岐点、また鈴鹿峠から伝建地区、まさにこれまでの議論にマッチしたすばらしい提案ではないかなと思います。

特にまたこの鈴鹿川というのは八十瀬川とも呼ばれて、過去も飛鳥、奈良、京都と各時代の都人にとって特別な存在でありまして、古くは万葉集、そしてまた源氏物語では光源氏と六条御息所の別れの和歌としても詠まれている、また斎王群行にとっても深く関わっている、そういった鈴鹿川源流域というこの地域でございます。

こういった歴史をもって、今後の展開として地域間連携、こういったことも可能ではないかなと考えています。日本遺産登録を期待するとともに、登録された暁には、分からないですけどまだ、登録された暁にはその付加価値を最大限活用して、自然環境を生かしたエコツーリズムを起点とした亀山版SDGsの観光施策をぜひとも推進してもらいたいなと思います。

最後に、次の項目です。

最後にこのような未来志向の提案ができますのも、環境と経済が共に歩み、市民のクオリティー・オブ・ライフを向上させるまちづくりを推進してきたこの亀山市の功績ではないかなと思います。そこには、亀山市総合環境研究センター15年の歩み、これが深く関わっていると私は考えております。

最後に、市長にまとめて伺いたいと思います。

亀山市総合環境研究センターの実績と成果、そしてそれをどのように受け継いでいくのかというところでございます。特に、このSDGs未来都市について、亀山市総合環境研究センター15年の軌跡を振り返る冊子を私も読みました。そこには、持続可能な亀山創生SDGs未来都市に生かされることを期待とセンター長の言葉が載っておりました。

最後に、9枚目の資料をご覧ください。

このSDGs未来都市に、亀山市として認定を受けるために提案、申請していく意思があるのかどうか。亀山市総合環境研究センターの環境に対する優れた取組が蓄積されているのであれば、三重県、日本、そして世界へと発信していくSDGs未来都市としてトップランナーであり続けていきたいなと思います。少なくとも、これから策定する後期基本計画には反映すべき重要項目だと考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（小坂直親君）

簡単に。時間が来ていますので。的確に、簡単に。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

的確に、簡単に。総合環境研究センターの15年の歩みを次の新しい亀山のまちづくりに生かしていくと、この視点を持って取り組んでいきたいと思ひますし、今ご指摘のようにSDGsの視点を入れた計画、それからSDGs未来都市、この選定に向けた取組、このことも当然視野に入れながら、今後対応していきたいというふうを考えております。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時03分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 尾崎邦洋議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

勇政の尾崎でございます。

令和2年度予算編成方針と行財政改革大綱についてと適正な職員の定員管理と人員配置について質問させていただきたいと思ひます。

それでは、令和2年度予算編成方針と行財政改革大綱について質問させていただきます。

昨年10月の全員協議会で説明がありました令和2年度予算編成方針及び2月に策定されました第3次行財政改革大綱及び前期実施計画を基に質問させていただきます。

まず最初に、令和初の種まき予算とはということで、市長は2月の定例記者会見において、新年度予算について、総合計画を補完する令和初の種まき予算と述べたとの新聞報道がありました。

令和初の種まき予算とはどのような予算なのかお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

6番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先般、中崎議員にお答えをさせていただいたんですが、令和を迎え最初となりますこの新年度当初予算につきましては、総合計画グリーンプラン2025の積極的な展開を目指す一方で、社会の成熟化に伴うIoT、AI等によるスマート社会の適用など温故知新、古きを温め、新しきを知る、特に知新の精神を持って、次代を見据えた計画づくりや新たな種まきとなる行政運営に臨もうとするものでございます。

先ほどもありましたご案内の2040年代を視野に入れますSociety5.0でありますとか、2030年をターゲットといたしますSDGsなど、私たちは好むと好まざるとに関わらず、この時代の大きな潮流に直面し、その環境変化に適応していかなくてはなりません。そういう意味から、この新時代への転換点にありまして、その備えに力を注ぐことが大切だと考えておるものでござい

て、予算案のプレス発表の折に、一言で表現するならば、こう問われて令和最初の予算編成でございますので、種まき予算と命名をさせていただいたものでございます。

その中身、主なものですが、政策的には、文化・スポーツ関連では、かめやま文化年2020や、三重とこわか国体を見据えたリハーサル大会を実施いたしますとともに、環境関連では、SDGsの視点を取り入れた環境計画の一体的改定や森林環境創造事業などによりまして、環境の保全活用を継続的に進めてまいります。また、教育関係におきましては、GIGAスクール構想の具現化でありますとか、あるいは防災関連では、総合的な防災マップの作成配付を行ってまいります。

さらに、次なる段階へと進みますJR亀山駅再開発事業や地域生活交通の充実など、さらに地域まちづくりにおきましては、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の充実による地域福祉力の向上やJR加太駅舎の改修による地域活性化の拠点づくりなどを着実に展開してまいりたいと考えております。令和2年度総合計画の具現化、しっかり行財政改革と併せてその両立を図ってまいりたいと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

いろんな事業のことを聞かせていただきましたが、将来的に市民サービスの向上となる大きな花を咲かせるため、新年度において新たに種をまいた予算ということでいろんな事業を上げていただきました。

その中で、既存事業はかめやま文化年とか森林環境創造事業など、また継続事業としてはJR亀山駅周辺のにぎわいづくりなど、また国体のリハーサルなどの単発事業でありました。

それでは次に行きますけれども、歳入に見合った歳出となっているかということで、予算編成の方針には第3次行財政改革大綱の方針に基づき、持続可能な行財政運営の確立を図るため、事業の選択と集中により限られた財源の有効かつ適切な活用を図るとともに、歳入に見合った歳出の実現に向け、歳入の確保及び歳出の削減に取り組むことと明記されております。

そのような中で、財政状況は非常に厳しい一般会計予算は過去2番目に大きな規模の予算額となっており、前年度比8.1%増となる217億9,000万円となっているが、歳入に見合った歳出となっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

歳入に見合った歳出と申しますのは、歳入である市税、地方交付税、国・県支出金などその年度に見込まれる歳入に対しまして、歳出の予算規模を歳入と同等とする収支均衡型とした予算編成の基本となるものでございます。

今回の予算編成では、前年度と比較しまして事業費が大きく増加している主なものとしまして、図書館整備事業、亀山駅周辺整備事業、井田川小学校増築事業、はしご自動車連携負担金などが上げられますが、これらの事業につきましては、国庫補助金や市債を活用することで歳入に見合った歳出の予算編成をおおむね編成できたものと認識しております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

次の質問に入ります。

市税等、地方交付税、国・県支出金など見込まれる歳入は組めないわけですから、当たり前のことだと思います。過去にも亀山市の適正な予算規模ということで、180億程度が一般会計予算規模ではないのかとの執行部からの答弁もありました。

今回は市債、これは借金ですけど、去年より約9億5,000万円の増、財政調整基金も去年より2億円多く取り崩しております。これで歳入に見合っていると言えるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

まず借金、起債につきましては、昨年度よりも増えておりますが、市債につきましては、交付税措置があるものを借りるということを基本にしております。

例えば合併特例債の場合ですと、後年度の元利償還金の70%が普通交付税に算入されるということで、後年度負担の軽減を図っております。そして、また財政調整基金につきましては、昨年度は11億円でしたが、令和2年度は13億円と2億円増えております。

しかし、年度によりまして事業費の多寡がございます。令和2年度は駅前、図書館、井田川小など投資的経費が増大しておりますので、事業費が大きくなれば繰入れも大きくなると、逆に事業費が少ない場合には、繰入れが小さくなるということでございますので、年度間調整ということで財政調整基金は運用しておりますので、今回の予算につきましても、歳入に見合ったものと考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、どのような事業の選択と集中が行われたのかお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

当初予算の編成におきましては、事業の優先度、緊急度を勘案するとともに、既存事業を見直すなど事業の選択と集中により歳出の重点化を図りました。

まず、事業を選択して集中した主なものとしましては、繰返しになりますが、JR亀山駅周辺整備事業、図書館整備事業、三重とこわか国体を見据えたりハーサル大会に係る費用、井田川小学校の校舎増築と給食室の改修事業、国のGIGAスクール構想に伴う情報教育推進事業、かめやま文化年事業などであります。

そして一方、既存事業の見直しのうち、廃止した大きな事業といたしましては、総合環境研究センターが上げられます。総合環境研究センターは新市施行時に設立されまして、以後15年の長きにわたり本市の環境施策を推進してきましたが、所期の目的を果たしたということにより幕を下ろ

したものでございます。

また、既存事業のうちスクラップ&ビルド、事業を廃止し、新たに構築するというスクラップ&ビルドした事業といたしましては、地域の特産品について従来の発掘支援に加えて、販路の拡大や地域イメージの向上を目的としました世界の亀山市地域ブランド認定事業を構築して、その事業に移行するものでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

選択と集中を行ったのは、こんなに多くの事業を選択と集中した結果、多くなったということな
んですね。

次に移ります。

次、第3次行財政改革大綱における新たな取組についてお聞かせ願いたいと思います。

先月、策定されました第3次行財政改革大綱及び前期実施計画を基に質問させていただきます。

第3次行財政改革大綱における新たな取組についてお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

第3次大綱におきましては、市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換を目的としております。そして、3次大綱から新たに実施する主な取組といたしましては、全庁的なA I、R P A等の導入推進、亀山版S D G sの確立、学校における総合型校務支援システムの導入、公文書の管理の在り方の検討、学校給食費の公会計化と円滑な事務の執行、次期一般廃棄物処理施設の在り方の検討などございまして、第3次大綱に掲げた目的の達成に向けて市長を本部長とする行財政改革推進本部を中心に各部署が一丸となって取り組んでまいります。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、第3次行財政改革大綱及び前期実施計画がどのように新年度の予算に反映されている
のかをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

行財政改革の取組のうち、金額で示すことができるものとして、令和2年度当初予算に反映された主な取組としましては、R P A等の導入361万6,000円、マイナンバーカードを活用した利便性の向上として、証明書等コンビニ交付事業1,010万円、個人番号カード交付事業2,764万3,000円、はしご自動車の共同整備9,589万円などが行改大綱の実施計画に上がった主なものでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどお聞かせ願いましたRPA等の導入、またこの中で一番大きい金額がはしご自動車の整備、これについてはどのような、はしご自動車の整備というのは9,500万でありますので、どういう内容かちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

はしご自動車、鈴鹿市と亀山市、おのおの所有しております、今度、使用期間が終了する時期に合わせて共同で購入すると、その負担金でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

これは消防の関係のあれですよ。違いますか。その辺ちょっと確認させてください。

○議長（小坂直親君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

議員おっしゃるとおり、鈴鹿市消防本部との共同整備をするものでございます。消防が担当をしております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

次の質問に移りたいと思います。

適正な職員の定員管理と人員配置についてなんですけれども、第4次亀山市定員適正化計画についてですが、適正な職員の管理を行うべき職員定数に対する考え方を整理し、より実態に即した職員数を管理していくため、先月、第4次亀山市定員適正化計画が策定されました。前計画から見直しが行われた内容についてお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の第4次定員適正化計画の策定に当たりまして、前計画から見直しを行いました大きな点につきましては、職員数はこれまでと同じ424人を基本といたしておりますが、その中には育児休業者を含めないこととしたことが上げられるものでございます。

これは職員定数の検討の結果から、今後の行政需要に対応でき、職員のワーク・ライフ・バランスを確保した上で、持続可能な組織とするためRPA等の新たなICT技術も活用し、業務の効率化に取り組みながら、真に正規職員が必要な場合にあっては、正規職員が配置できる体制を確立するものでございます。

また、計画の取組方策といたしまして、まず育児休業者等に係る職員数の考え方について、職員定数条例を改正いたしたいと考えており、今議会に職員定数条例の改正案をご提案申し上げている

ところでございます。そのほか、ICTの有効活用、定年の引上げへの対応、働き方改革の推進、職員採用の工夫と計画的採用、そういったことに取り組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、次の質問ですけれども、正規職員と非正規職員の割合の是正につながるかということで、これまでから定員適正化計画の見直しを行い、正規職員と非正規職員の割合を是正するよう予算決算委員会の附帯意見にもありましたが、正規職員と非正規職員の割合の是正につながるのかお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

令和元年の総務委員会提言書の中で、働き方改革に関連して適正な職員数を確保するため、定員適正化計画の見直しを進めるとともに、正規職員と非正規職員の比率を是正し、重要な業務に正規職員が対応できるよう人員の増加や職員配置の見直しに取り組むことを提言いただいたところでございます。

今回の計画の方針といたしましては、真に正規職員が必要な場合には、正規職員を配置することを掲げております。この真に正規職員が必要な場合とは、現在非正規職員を配置しているが、正規職員に転換が必要となる職、または新たな事業のため正規職員の増員が必要となった場合などが想定されるところでございます。

いずれにいたしましても、今後段階的ではございますが、非正規職員を正規職員に転換してまいりますので、正規職員の比率は高まるものと認識をしております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

第3次亀山市定員適正化計画から業務量調査を実施するとともに、毎年度副市長による部長ヒアリングや人事担当課長による課長ヒアリングなどにより各部署の業務の現状把握に努めているところです。

今後もこれにより業務量に応じた適正な人員配置に努める必要がありますとあるが、各部署の事務量に見合った最適な人員配置についてどこまで進捗しているのかお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ただいま議員からございましたように、適正な人員配置の取組につきましては、議員おっしゃっていただいたような内容で取組を進めているところでございます。

また、人事異動につきましては、毎年4月1日付で定期的に行っておりますが、例えば本年度につきましては、亀山駅周辺整備事業を円滑に進めるため、市街地再開発組合調整担当副参事を設置するとともに、地域まちづくり協議会の支援体制の強化や就学前児童の子育て支援の強化を図るた

め、今申し上げたそれぞれの部署に人員を増員してまいりました。

このように、各年度において各部署の事務量に合った人員配置に努めておりますので、一定進捗が図られているものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

適材適所の配置についてをお聞きしたいんですけれども、辞典のほうで適材適所の意味を調べましたら、そのことに適した才能の人を適した地位・任務につけるとありましたが、人事異動で若い人たちの異動をどのような形で行っているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず本市におきましては、第2次総合計画の達成に向け、人材を育成するための方向性として人材育成基本方針というものを定めております。

この方針の中で、職員のキャリア意識の醸成のため計画的なジョブローテーションを行い、幅広い知識や経験が得られる人事異動を行うことを掲げているところでございます。その中で、ご質問の職員としての経験年数が若い職員の人事異動につきましては、できるだけ多くの部署で経験を積ませるために、一定三、四年程度で異動ができるようなジョブローテーションに努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、課長級と部長級、こういった方の異動はどのように行っているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

部長級、課長級などの管理職につきましては、これまでの人事異動で得た経験を生かすことができるよう以前配置された部署へ戻る場合もございますが、部長等につきましては、所掌事務が多くなっており、所掌事務の全てにおいて経験のある職員を充てることは難しい状況となっております。

こういった場合には、次長や担当参事を配置いたしまして、円滑な行政運営ができるように努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

課長、部長級の異動のことはお聞きしたんですけれども、専門知識をつけて、課長とか部長とかというのは一般の会社とかそういうところはそういうふうになっているんですけど、この場にいる部長の方、現在の部署におられる方数人に聞きましたら、経験がほとんどないとか部長になるとき

までゼロ年でその部署の部長になった方とか、過去を聞くと3年ぐらいはやったということで、そうすると、こういうことを適材適所に行っているのか、また部長クラスとかそういうことになればマネジメントができればいいとかそういうことで替えているのではないかなという気がするんですけども、その辺のところについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、部長には過去の職場の経験を生かして、それを職務に生かすということは大変重要な視点であるというふうに考えております。

ただ一方で、私がお答弁させていただきましたように、現実的には、全ての部において経験を生かし切れている部署の配置という状況にはなっていない状況でございます。

これにつきましては、議員からもございましたように、部長などの管理職に求められる最も重要な能力の一つといたしまして、全体を管理するマネジメント能力というものがあるというふうに考えております。部長におきましては、このマネジメント能力を十分発揮していただき、部の事務事業の推進や職員管理に鋭意努めていただきたいと思いますと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

民間で私も仕事をしておりましたけれども、ここは議場で議員対部長の方々について質問したりはやっておるんですけど、私も株主総会に関わりましたけれども、1つの部門で、大体想定質問で、ここは聞き取りがあるもので、議員が質問することの答えということではできるんですけども、大体6月でやろうと思うと、4月の初めから株主総会に向けて、その部門部門で今回問題のあるようなこういうような質問がという想定質問を大体1部署で200枚から300枚ぐらい書くんですね。それが全部集まるとかなりの厚いものになるんですけども、聞き取りがないものでそういうふうにやるもので、かなり上の方とかその下の部門の者でも、総会にかけてはかなり時間をかけてやっているんですけど、この公務員、私も公務員は今回初めてなったんですけども、こうやってもし聞き取りがなかったら、もう全く答えられないような状況になるのではないかなというふうに思います。

我々が働いていた会社でも上に行くほどよく仕事をするというのがあるんですけど、ここでもあいあいのほうのそういうようなところとか病院とかいろいろあると思うんですけども、大体履歴を見ると山本さんは多分総合政策部の中に多くおられたと思うんで、質問してもすぐに答えが返るんですけども、全然過去に経験のない人でしたら、答えられないということがあるんですけども、やっぱり過去の経歴というか異動についても、人事とかそういう人を扱うところに、その辺を考えて、将来どういうふうになってというようなことをやらないと、部長、課長級に話を聞くより下のほうが早いというようなことになるんですけども、その辺のところ、今後どのようにやっていくかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに大企業でありますとか、国や県や政令市などにおきましては、例えば議員おっしゃるように、採用当時からその職員の一定税務畑とか土木畑とか一定のラインが決まって、個人のスキルの専門性を高めていく、そういったやり方もございます。

また、私どものように5万市でありましたり、また町村のように職員が少ないところによりますと、やはりいろんなところを経験させていただくというようなこともございます。

そういった中で、今議員からは部長、課長、管理職になったときに、一定経験を持ったところでそれを生かすような人事異動も必要であろうというご提言であったと思いますが、これにつきましても、当然私どもも、そのような視点は大事だというふうに考えておりますので、極力そういったところも生かしながら、また管理職につきましても、先ほども申し上げましたマネジメント能力をしっかりと磨けるようなそういった研修等も含めて総合的に対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

人事に関わることなんですけど、先ほど質問もさせてもらいましたが、非正規と正規職員の比率ですね、これ聞きましたか分からないんですけど、重要な業務に正規職員が対応できるような人員の増加や職員配置の見直しに取り組むこと等の提言を頂きましたが、こういうことが今までできていなかったのかなというふうに考えております。

過去は、重要な業務に非正規職員を充てていたのか、重要な業務に正規職員が当たるのが当たり前だと思っておるんですけども、過去は重要な業務に非正規職員を充てていたのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほどご答弁させていただきました令和元年の総務委員会のご提言でも、正規、非正規の割合につきましてもご提言を頂き、是正に取り組む旨のご提言を頂いたところでございまして、今回、計画の見直しの中で真に正規職員が必要な場合には、正規職員を配置するという大きなテーマを掲げて取り組んでまいるところでございまして。

過去にということですが、亀山市の場合、正規率と非正規率、非正規率が高いという状況もございましたので、そういったところを鋭意是正できるように今後取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

また、最後の質問にさせてもらいたんですけど、職員の育児休業のことが出ていましたね。女性の方は3年でしたか。男性についての育児休業というのは、今回新しく何週間かどれぐらいか知りませんが、お聞かせ願いたいと思うんです。休業期間ですね、男性の。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

育児休業の期間でございますが、男性も女性も最長3年間というふうに定められております。

ただ、過去に男性の育児休業を取得した人が丸々3年を取られたというような実績は現在ないところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

男性も3年間、休みが取れるわけですか。

ああ、そうなんですか。分かりました。

そうすると、女性の場合というか、先ほど育児休業者のあれがありますけれども、この育児休業は男性の育児休業の取得促進が求められているということと、あと職員の定数、これに絡めてですけど、実際業務に従事している職員との乖離がさらに拡大するかと思うんですけども、男性も3年間休みを取っておれば、それはもう女性と同じように扱って、定数が実際は減るわけですよ、男性も。3年間丸々休んでといっても、取られる方というのは女性の場合の3年は分かるんですけど、どの辺に想定しているのか一遍お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに、第3次特定事業主行動計画の中で、男性の育児休業の取得促進を図ってきたところですが、現実的には平成28年度において1名の男性職員が1か月の育児休業を取ったという過去5年の中ではそういった実績しかない状態でございます。

ですので、議員おっしゃられるように、女性は100%取得しますが、男性の取得率はそのような状況で1%台というような状況でございますので、現時点で、男性職員がたくさん育児休業を取得するというような想定というのは考えづらいところではございますが、今回、令和2年度において、国は男性育児に伴う休暇の取得促進に積極的に取り組むという方針を出しております、これにつきましては、地方公共団体においても同様な取組を勧奨しておるとい、そういった状況もございまして、またもう一方で、私ども本年2月に策定をいたしました第4次特定事業主行動計画の中でも男性の育児休業の取得率を高めるという取組を掲げておりますので、こうした取組を積極的に取り組むことによって少しでも男性の育児休業の取得率を高めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

以上で質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

6番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時42分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずは、次世代の地域参画支援についてでございます。

この質問を通じまして、全ての世代がまちづくりに参加をする必要性と、それを市が支援をしていく必要性について、提起をしていきたいと思っております。

早速ですが、資料の1枚目をご覧ください。

今年は国勢調査100年ということで、こちらは、統計局のホームページ「国勢調査100年のあゆみ」から、100年前の第1回目の調査から前回の2015年までの、そして2050年の将来推計人口を男女別に年齢ごとの人口を表したグラフです。100年前は、子供が多く生まれ、年齢を重ねるごとに人口が少なくなるピラミッド型をしておりましたが、だんだんと医療の発達と少子化の影響により、人口のボリュームゾーンが高い年齢層に偏ってきています。将来的には、緩やかに人口が減少していく予想が見込まれております。

次の資料をご覧ください。

こちらは、亀山市の平成29年2月に改訂された「亀山市人口ビジョン」の中の亀山市、三重県、全国の5年ごとの人口及び将来推計人口の推移です。亀山市の人口のピークは、今年2020年とされていますが、2020年3月1日現在、亀山市の人口は4万9,660人で、既に2,000人ほど少ない状況です。既に予想を上回るペースで減少しておりますが、平成29年2月の時点では、将来的な減少幅は大きくないのではないかとという予想です。人口と減少幅だけを見ると、亀山市は大丈夫なんじゃないかと見えますけれども、しかしながら、3枚目の資料をご覧ください。

上段は、亀山市の1980年及び2010年の人口ピラミッドの比較、下段は、2010年と2040年の将来推計の人口のピラミッドの比較です。2枚目の資料で、人口は大きく減らない予想でしたが、人口の構成は大きく変わることが予想されます。

そして、4枚目の資料をご覧ください。

こちらは、一般世帯の家族類型別比率の推移です。内側が1980年、外側が2035年です。青色の部分、こちら単独世帯が8.4%から33.5%と大きく増える予想がされています。3人に1人は独り暮らしになるという予想です。3枚目の資料と合わせますと、将来的には高齢者の独居が、独り暮らしが増えていくのではと考えられています。

少子高齢化単独世帯の増加で、今までのように家族の中で高齢者を支えていくということは難しくなると考えられます。そうになると、地域で支えていく仕組みが必要になってまいります。そういった背景を踏まえながら、まずはまちづくりの中心を担うまちづくり協議会についてお伺いいたします。

最初に、まちづくり協議会の役割についてお伺いします。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。
深水生活文化部参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

市内全ての地区で設立されております地域まちづくり協議会でございますが、地域に住むあらゆる人または活動する個人、団体、事業者等が自由に参加でき、自分たちの住む地域を自分たちでつくり上げるといった意識の下に、地域課題の解決に向けて、話し合う場づくりや、意思決定できる仕組みを持った組織でございます。

現在、それぞれの地域まちづくり協議会におきましては、地域まちづくり計画に基づき、地域住民の方々や地域の活動団体が相互に連携、協力し、文化・福祉・防災・環境・交通など幅広い範囲の活動を展開されているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

地域課題を地域みんなで解決をしていくという役割があるということなんですけれども、各まちづくり協議会、それぞれ特徴があるかと思っておりますけれども、全体的に役員の構成の傾向であったり、人数ですとか、年代、それから男女比といった部分をお伺いできますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

まず、各地域まちづくり協議会の役員の数でございますが、各地区では組織構成が異なりまして、規約上、役員の位置づけも様々でございます。その上で人数を申し上げますと、4人から35人までの幅がございます。また、年代層、男女比につきましては、現在各地域まちづくり協議会へまちづくり協働課の職員が地域担当職員として会議等に参加させていただいており、その中で感じているのは、年代層としてはおおよそ60代後半から70代前半が多く、その多くは男性で占められているという認識でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

役員の人数は少ないところから35人、多いところまで、まちまちのようですけれども、全体的に年代層としては60代後半から70代前半の男性が多いということです。

では、活動内容はどのような傾向なのかお伺いします。

イベントが多かったり、福祉的な活動が多かったり、そのあたりをお伺いします。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域まちづくり協議会では、地域まちづくり計画に基づき、各種事業が展開されているところでございます。

具体的には、敬老会、文化祭、夏祭り、運動会、三世代交流などのイベントに加えまして、有償ボランティア、獣害対策、防災マップ事業、子育てサロン、健康づくり、環境保全、里山づくりなどが行われているところがございます。このように、これまでのイベント型から地域の課題解決に取り組む事業型への転換が図られつつあると認識しているところがございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、その活動に関しての交付金のつけ方なんですけれども、金額の算出方法をお伺いします。そして、その交付金の使われ方の傾向はどのようなものがありますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域まちづくり協議会の活動の財政的な支援として地域予算制度がありまして、その中の地域まちづくり交付金につきましては、地域で用途を決定できる交付金として、これまで地域まちづくり協議会に対しまして交付してまいりました地区コミュニティ活動費補助金と健康づくり事業補助金を廃止し、その合計額に上乘せ支援分を加えまして、総額2,200万円を均等割50%、人口割50%の割合に基づきまして、地域まちづくり協議会ごとに配分しているところがございます。

交付金の用途につきましては、現在行われている自治防災、自治防犯活動、子育てなど、地域まちづくり協議会条例第5条に掲げる事業のためにご活用いただいております。その中で、交際費や寄附金、食料費等には使えないという交付金としての最低限度の制限はございますが、人件費、報償費、旅費、需用費、委託料等に幅広く活用できるものとなっております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

まちづくり協議会の活動、かなり多岐にわたっておりますけれども、その予算配分について、多過ぎて不用額があったりですとか、逆に足りなくて活動が思うようにできなかったり活動が制限されたりすることはありますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域まちづくり交付金は、これまでの補助金の金額よりも増加しておりますので、事務局体制の強化、地域まちづくり計画の推進、新たな地域課題解消の取組につながっているものと認識しております。なお、地域まちづくり協議会の活動の財源は、主に地域まちづくり交付金と会費等の自己資金で賄われておりますが、より積極的に事業を行う地域に対して支援する地域活性化支援事業補助金もありまして、本年度は10地区の地域まちづくり協議会でご活用いただいているところがございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、その地域活性化支援事業補助金について、その概要のほうをお伺いしてもよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域予算制度の中のもう一つの地域活性化支援事業補助金につきましては、地域まちづくり協議会が行う自主的かつ主体的な活動に対し交付するもので、上限30万円、3分の2の補助率の公募型の補助金でございます。この補助金は、年度当初に一般公開の場でプレゼンテーションを行っていただき、選定委員会の審査を受け、採択するものでございます。現在、この補助金を活用し、地域内での助け合い事業、河川環境の整備、獣害対策、鉄道遺産群の説明板整備、防災マップ作成など、多様な事業が行われているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、まちづくり協議会はいろんなことを各地域で特色を持ってされていると思うんですけども、まちづくり協議会でできること、できないこと、どんなことがありますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域まちづくり協議会が行うことができない活動としましては、地域まちづくり協議会条例におきまして、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動が明記されているところでございます。

一方で、地域まちづくり協議会の活動資金を得るための収益事業につきましては、活動の制限はございません。これまで、活動資金を得るために、インターネットを通して自分の活動や夢を発信することで、思いに共感した人や活動を応援したいと思ってくれる人から資金を募る仕組みでありますクラウドファンディングを活用した地域まちづくり協議会もございます。また、地域課題を地域住民が主体的にボランティアではなくビジネスの手法を用いて解決するコミュニティビジネスがあり、地域で採れた野菜の販売や高齢者への配食サービス、コミュニティカフェの運営などが考えられるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

アイデア次第で、かなり自由に活動できる団体、組織というものだと思うんですけども、その活動に参加されている役員さんなどに、まちづくり協議会に関わる方に報酬など支払うことは可能でしょうか。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域まちづくり交付金は人件費にも活用できますことから、地域で合意の上、活動の担い手に対しても活動費を支払うことは可能でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは次に、まちづくり基本条例についてお伺いをいたします。

こういった条例であるのか、背景も含めてお伺いします。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

亀山市まちづくり基本条例の制定の背景でございますが、平成17年1月の市町合併に向けた合併協議が契機となっており、当時人口減少やライフスタイルの変化、住民ニーズが多様化、複雑化する中で、行政主導のまちづくりから市民との協働による地域特性を生かしたまちづくりを進める分権型社会の構築が求められていたところでございます。そのようなことから新市まちづくり計画、さらには第1次総合計画、前期基本計画に市民参画の機会を制度的に担保するための条例制定に向けた関連施策を位置づけ、平成19年度に設置した亀山市まちづくりの基本を定める条例を考える会等において、条例制定に向けた検討を重ね、平成22年4月に本条例を施行するに至ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、来年度でこの条例ができて丸10年になると思うんですけれども、この条例の当初の目標ですとか狙いですとかをお伺いします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本条例制定によりまして、市民、議会、執行機関の三者がそれぞれの役割に基づき、互いが尊重し協働してまちづくりに取り組むためのそれぞれの権利や義務を明文化いたしております。さらには、まちづくりを行う際に共通する協働や参画、持続可能性など9つの基本原則を定め、分権時代にふさわしい新たな自治の確立を図り、亀山らしいまち、すなわち一人一人が生き生きと輝き幸せに暮らせるまちの実現を目指すことが当初の狙いでございました。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、その当初の目標、狙いに対して、その条例制定から10年前から進捗状況はいかがでしょう。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本条例は、平成22年4月の条例施行から、はや10年を迎えようとしております。この間、本条例に基づく本市らしい取組といたしましては、市内全地区で地域まちづくり協議会が設立され、多様な主体が連携協働し、様々な地域づくり活動が展開されるとともに、地域予算制度の導入も進められてまいりました。これらは、市民、議会、執行機関の相互理解と協働の中で生み出された成果であるものと考えております。

また、協働事業提案制度や市民活動応援制度などの協働のまちづくりに向けた事業につきましても、まちづくりの基本原則であります協働の原則や参加の原則等の具体的な手法と考えられます。

さらに、本条例の推進に当たり、亀山市まちづくり基本条例推進委員会において、進捗の調査、検討を行うほか市民啓発にも取り組んでいるところでございます。

その一例といたしまして、先月、地域まちづくり協議会連絡会議が主催されました地域まちづくり交流会におきまして、まちづくり基本条例推進委員会の会長でもあります四日市大学の岩崎学長から地域活動におけるまちづくり基本条例の必要性等についてPRを頂いたところでもございます。こうした取組により、条例の理念等が徐々にではありますが市民へ浸透し、様々な分野でまちづくりの取組が着実に進められ、本市のまちづくりの基本方針であります市民力、地域力で輝くまちづくりにつながっているものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

私もまちづくり交流会、参加させていただきました。少しずつですけれども、協働、市民がみんなでまちづくりをしていこうという機運が少しずつですが高まってきているような気がしますけれども、これで10年たちました。今後の展望について、市長にお伺いいたします。この亀山市まちづくり基本条例ですとか、まちづくり協議会を通じてつくる今後の亀山市についての目指す姿というものを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私、就任をさせていただいて最初の政策条例が、まさにまちづくり基本条例でございましたので、あれから10年、本当に感慨深いものがございます。また今後につきましても、亀山市まちづくりの特徴というのは、やはりこの市民力による高い地域力、これが亀山市の本当に財産であり大きな特徴であろうと思いますので、こういう時代の中で価値観が多様化しておりますが、市民の皆さん、お一人お一人が自分たちのまちに愛着や誇りを感じていただいて、地域課題の解決のために、人ごとでも評論家でもなくて自分のこととして積極的に関わり行動することにつなげていかななくてはならないというふうに考えております。

ご案内の今日、人口減少社会や少子高齢化社会が進展をし、2025年問題を視野に入れた地域包括ケアなどの備え、安心・安全、防災・防犯の取組など、まちの総合力が問われている時代であります。また、人のつながり、あるいは世代間の交流が希薄となりつつありますし、今、議員が少しご紹介いただきました家族構成とか世代間の構造が変質をしておりますので、そういう中で

しっかりと5万市民がそれぞれの多彩な市民活動とか地域活動によって、また協働の力によって、これを未来につなげていく、そういう努力を重ねていかななくてはならないと思っております。

その舞台の一つが、市内全域で立ち上げていただきました地域まちづくり協議会ではなかろうかというふうに考えておまして、様々な考え方があろうかと思えますけれども、相互理解と協働によりまして、地域課題の解決やコミュニティ再生の実践を積み重ねていくということは、大変難しいことではありますし、でも尊いことだと思っております、その結果、持続可能な本当に地域社会が形成されていくものというふうに考えておるところであります。

市内22地区で展開されております特色ある地域力の総和が、本市が目指すまさに持続可能な、魅力的な緑の健都につながるものと考えておりますので、今を生きる私たちが世代を超えて協働するようなまちづくりを、あるいは人づくりをしっかりと積み上げていくことが肝要だというふうに思っております、試行錯誤はあろうかと思えますが、しっかりとその精神と行動を次の世代へ、次の時代へつなげていく必要があるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

冒頭申し上げたとおり、今後15年から20年で人口構成が大きく変わります。亀山市も、地域全体でこの私たちの地域をつくっていかねばならないんです。でも、既に現状、担い手世代の偏りもあります。担い手の不足は避けられませんし、今後はさらに加速をしてみります。

もちろん一番いいのは、市長おっしゃるとおりに、地域住民が地域の課題を自分のこととして捉えて、積極的に自分からまちづくりに参画をしていくということなんですけれども、やっぱり時間がない、余裕がない、あと情報がない、そうすると興味もない、ないないないなんです。そうすると、やっぱりまちづくり、担い手を育てるにはすごいハードルが高いんです。なので、この偏った年齢層であったりとか、偏った男女比、そして人数が少ないところもたくさんいるところもありましたけれども、人数合わせで半ば強制的に参加をして、任期が終わったらそこで終わりだとか、結果として、一部やる気のある方がずうっと何年もされているというところもあると思います。

今後は、今まちづくりを担っていただいている60代、70代の方も定年の延長などで世代交代も難しくなってくると思います。こうした事態を避けるためには、組織として年代ですとか男女比のバランスを取って、新陳代謝を促していきながら継続させていくことが必要ではないでしょうか。それが発展につながると思いますし、まちづくりだけでなく、市民自身の生活の充実というのも期待ができると思います。若い方ですとか、まちづくりの関心のない、それから参加がしたくても情報のない方でも参画できるような仕組みをつくるためには、市がもっと目指す姿を明確にして、具体的にして、そのステップをつくっていくという市からの介入の必要があると思います。

これからは市民の英知を集めて、行事中心から福祉ですとか防災ですとか、さっきビジネスですとかクラウドファンディング、お金を集めるだとか稼ぐといったお話もありましたけれども、経済という観点からもまちづくりの拠点をつくっていく、そして年齢、それから男女比の偏りを解消するために、交付金の在り方というのもまた考え直していただいたりですとか、参加をする人に直接メリットのある方法を提案したりとかする必要はあると思います。そうしたことで、多様な年代、バランスの取れた男女比を意図的につくり上げて、多様な人材でまちづくりを継続してつくってい

って、まちづくりを継続していけると私は考えます。今後の人口減少、そしてリニアを見据えて、働く場所、そして暮らし続ける場所としての亀山市の仕組みというものを考えなくてはならないと思います。

5枚目の資料をご覧くださいませでしょうか。

今、ワーク・ライフバランス、仕事と生活の調和が推し進められておりますけれども、これからはワーク、仕事と、ライフ、生活、それからコミュニティ、地域の担い手というバランスをつくっていく必要があると思います。本来でしたら、ライフ、生活の部分に地域の活動というものも入るんですけども、あえて強調をして個人の生活の中に入れていかなければならないと思います。

亀山には、もう既にまちづくり協議会、全ての地区にできております。土台がありますので、それを生かして亀山モデルをつくっていくのではないかと私は考えております。機能する仕組みにしていくには、時間がかかります。ただ、人口構成が変わりつつありますので、これは急務だと思っております。今から段階的につくっていく必要があると思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おっしゃるように急務であろうというふうに思っておるところでありますし、この10年間のまちづくりにおきましても、本当に当時、非常に情熱を持って頑張っていたいただいた皆さん、今でも頑張っていておられる方もしっかりおられますけれども、やっぱり次世代というか次のまた担い手が必要になってきておるのもまた現実であります。その意味では、まさにSDGsというか持続可能性というのは、まちづくり基本条例の原則の一つであります。亀山に合った形のこの持続可能性をつくっていくという意味では、今、議員少し幾つか触れられました、今の仕組みをさらに効果的な仕組みへと改善していく、あるいは組み込んでいく、このことが大切であろうというふうに考えておるところであります。

そのためにも、これ亀山市の全体の政策の若者の定住の促進でありますとか、今回SDGsの確立という大きな目標を掲げておりますけれども、その中にはその担い手である次世代の育成であるとか、女性の社会参画である、そういうエンパワーメントをしっかり引き出して、活躍できるような体制をつくっていこうということを目指したいというふうに考えておるところであります。

したがいまして、今、幾つかご指摘を頂きました新たな仕組みとか、その取組につきまして、また若い皆さんが、あるいは女性の方々がより参画しやすいような風土、仕組みをしっかり亀山に合った形で作り上げていくことが肝要だと思っております。

あわせて、以前にも申し上げたことがあったか分かりませんが、三重県の統計によりますと、人口減少の過程はその流れにあります。平成26年から亀山市は人口全体に対するいわゆる年少人口比率、15歳未満の子供の割合が平成30年度で13.8、県内14市で1位ということで、これは6年間、その第1位を続けておるところであります。今を生きる私たちもそうですし、将来世代、次の時代を担う子供たちの教育とか、あるいはまちづくりに対する関心とか、こういうことを高めていくこともまた大きなテーマであろうというふうに認識をさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

亀山らしいまちを、亀山に暮らすみんなで作っていきけるように、よろしく願いいたします。
続きまして、亀山中学校及び中部中学校の給食についてでございます。

こちらの項目は、本当に多くの同世代のお母さん方から、どうなっているのと聞かれる、関心の高い項目でございます。私を含めお母さんたち、大事な子供たちにおいしくて温かい栄養のある給食をクラスみんなで一緒に食べてもらいたいと思っております。何でこの2校の生徒は、小学校のような給食を食べられないのか。何でこの2校の生徒の保護者は、子供たちに小学校のような給食を食べさせてあげられないのか。疑問や心配はもつとも、ごく当然のように私は思います。

農林水産省2018年度食育白書には、学校給食は栄養バランスの取れた食事を提供することにより、子供の健康の保持、増進を図るために実施をされています。また食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等における教材としても活用することができるものであり、大きな教育的意義を有していますとあります。内閣府発行の令和元年度版少子化社会対策白書にも、全国の公立小・中学校における食育の推進を推し進めているとあります。

さて、その食育に関わる栄養教諭についてでございます。9日には福沢議員が代表質問の中で、学校給食法について取り上げられていらっしゃいましたが、第10条には、栄養教諭についての記載があります。栄養教諭は、児童または生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、ちょっと長くなるので中略しますが、その他学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとするがあります。

亀山市における栄養教諭の役割についてお伺いします。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

栄養教諭の役割でございますが、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、子供が将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事の取り方などについて、正しい知識に基づいた食の自己管理能力や望ましい食習慣を子供たちに身につけさせるために、平成17年4月より栄養教諭制度が施行されております。本市におきましても、平成19年度から栄養教諭を段階的に配置してございまして、役割でございますが、児童・生徒が健全な食生活を営むことができる知識を身につけさせることが、栄養教諭の役割でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、その市内の栄養教諭の配置についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

本市は5名の栄養教諭を有し、在籍校を拠点としながら、市内の小・中学校に兼務を発令しているところがございます。したがって、市内3中学校におきましても、兼務発令を受けた栄養教諭が、学級担任等と連携しながら食育に関わる授業を計画的に行っております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、各中学校において、栄養教諭が行う食育の授業内容はどのようなものでしょうか。簡単をお願いします。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

中学校におきましては、食に関する指導の年間計画を立てまして、家庭科や総合的な学習の時間、特別活動等の時間の中で、食育の指導を行っております。栄養教諭は兼務の中学校へ赴き、学級担任や家庭科の教科担任、養護教諭等と連携し、チーム・ティーチングで食生活と健康、バランスのよい食事、生活習慣病とその予防、減塩教育等、生徒の発達段階や課題に応じた食育の授業を行っております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

先ほど上げました学校教育法ですとか、栄養教諭の役割から考えると、栄養教諭の役割、力を発揮するためには、学校給食は教材としても必要なのではないのでしょうか。そして教育に当たって、その教材がある子供とない子供がいるというのは、不平等ではないのでしょうか。

これを踏まえまして、亀山中学校と中部中学校の学校給食の現状について確認をいたします。

現在、お弁当とデリバリーの選択式ですけれども、デリバリーの喫食率はどれくらいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

デリバリー給食の喫食率でございますが、令和元年度は30.57%でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

約3割ということですね。

この状態でも、亀山市では完全給食を実施しているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

完全給食についてでございますが、学校給食法施行規則第1条第2項では、完全給食とは、給食内容がパンまたは米飯、ミルク及びおかずである給食をいうと定められております。したがって

て、本市のデリバリー給食はミルク給食と併せて実施していることから、完全給食と認められているものでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

これですけれども、他市町から引っ越しを予定されている方から問合せが来て、学校給食はどういう状況ですかと聞かれたら、完全給食ですという答えをするのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

完全給食に関しまして、文部科学省が実施します学校給食実施状況等調査というのがございまして、全国的にデリバリー方式を主とした学校給食を行う自治体が増えたことから、デリバリー方式もこの完全給食として認められるようになっております。

議員お尋ねの市外から転校されてきた方へのご説明ということでございますが、本市の亀山中学校、中部中学校の給食内容は、弁当の持参とデリバリー給食の選択制であるということを説明して、デリバリー給食につきましては、注文方法であるとか使用の際の支払いの方法など、丁寧な説明を心がけているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ということは、問合せに対しては、完全給食だと答えることはできないんですね。

現在デリバリー給食で、喫食率は3割だけど、見た目上は完全給食、だけど説明をするときには、補足が要る。これは、表面だけ繕っていても中身が伴わないのであれば、これはちょっと違うんじゃないのかなと私は思います。

また、今年度の内容について確認をいたします。

平成30年12月17日の教育民生委員会で一般質問をした際に、市長から2つの中学校の給食の実施を最初の公約とした。総合計画において、いわゆる完全実施に向けた検討をすると明記をしている。そして、その総合計画の前期基本計画の中で平成33年まで完全実施の多面的な検討をすとおっしゃっています。そして教育長は、教育委員会として、亀山中学校と中部中学校に小学校のような給食体制をしることが望ましいと見解を出しているとおっしゃっています。市長はまた、教育委員会の検討を尊重していると発言されています。

市長と教育長にお伺いをいたします。

方向性としては、小学校のような給食を実施するという事で間違いないでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

子供たちが成長していく過程において、学校給食は極めて重要というふうに認識をまずいたしております。

小学校は、亀山方式というのが一つあるかと思えます。中学校の方式につきましては、その在り方について、現在教育委員会の中で様々な多面的な検討を重ねてくれておるところでありまして、まさに子供中心のその在り方はどうあるべきか、そういう検討をしっかりと積み上げた上で、総合計画の今の前期基本計画の期間において、一定の検討を進めるというような立場で、この検討をしっかりと多面的に積み上げて判断をしていくことが必要であろうと思っております。

その中で、小学校のような給食がいいのか、あるいは選択制を伴います今のような形態がよりいいのか、あるいは別の方式がいいのか、様々な方式もあろうかと思えますが、ぜひその検討をしていくことが必要であろうというふうに思っておるところであります。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

議員おっしゃるように、平成30年12月の教育民生委員会において、亀山市教育委員会としましては、亀山中学校と中部中学校に小学校のような給食体制をしくことが望ましいという見解は出しておりますということは申し上げました。ただし、その見解はその後の続きがあったと思うんですが、私、就任前の平成27年度末の教育委員会で見解が出されているということでございます。

いずれにしましても、前期基本計画、令和3年度までが検討期間となっておりますので、検討を継続していこうと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ちょっと驚きました。

この平成30年12月の委員会、これ私、議事録を見て、今発言させていただいたんですけども、今のお二人の話ですと、これは平成27年度末の見解で、今後、平成33年まで検討する間に変わる可能性があるということですよ。確認させてもらってよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

当時の教育民生委員会でも申し上げましたが、私、この見解に異論を申すつもりはございません。ただし、この検討というのは、この見解はそのような、議員おっしゃられるような給食が亀山中学校、中部中学校で実施するまでの間は、デリバリー給食を工夫しながらより充実させるようなことまで見解としてついています。したがって、その時期は、財政的なこと、そういったことを含めまして、緊急度、優先度等も加味されていることかと理解できます。

したがって、前期基本計画は検討期間であり、後期基本計画にどのように記述をしていくか、教育委員会としてのしっかり考え方をまとめていかなければならないと、そう思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成30年の12月の議会で、議員からのご質問にもお答えをさせていただいておりますが、当

時も申し上げて、しっかりとニーズの把握をして、教育委員会のほうで今検討を重ねておりますので、今後に生かして、その検討を生かしていくというふうにお答えをさせていただいております。

あわせて、今回の総合計画前期基本計画の中で、明示をさせていただいておりますように、学びの環境の充実の中において、中学校給食の完全実施に向けた多面的な検討を行いますと、このように掲げさせていただいているところであります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

教育委員会は、平成27年度末までかもしれませんけれども、小学校のような給食体制をしきことが望ましいという見解を出されているんですね。

その見解を出したら、その後、市長の判断が出るまで、検討し続けていけばいいんですか。一番近くで、教育委員会、一番近くで子供たちのことを見て、私たちと同じように毎日子供たちのことを考えて、中学生になっても小学校のような給食をみんなで食べることが子供たちにとって一番いいことだと思って見解を出されたのではないのでしょうか。そうしたら、市長に対して、子供たちにとっては、小学校のような給食が絶対いいですと、そういう有無を言わせないような理由ですとか裏づけですとか、そういうことをそろえていくことができるんじゃないのでしょうか。

学校給食法の法令遵守、コンプライアンスの面、そして給食の教育としての必要性、アンケートも取ってみえますけれども、中学生だけじゃなくて、保護者、保育園、幼稚園、小学校の保護者にだって取れると思うんです。今、今年1月にまとめられたアンケート、しかもアンケートは取ってみえますけれども、調査目的は現在のデリバリー給食の実施の検証及び今後の運営の参考とするためとされています。小学校のような給食のためのアンケートではないです。

ちょっと時間がなくて質問できませんでしたが、ハード面ですとか、そういった試算、それも子供たちのためにできると思うんです。ごめんなさい。ちょっと質問ができなかったので、申し訳ないですけど。子供たちのためにこんなに必要なだと、そういう検討の仕方をするということもできるのではないのでしょうか。前期基本計画で、つまり令和3年度中までですけれども、まさか後期基本計画でも検討しますということにならないように、しっかり検討し尽くして判断材料をしっかりそろえて、具体的に進めていく判断をしていただきたい。

最初にお話ししましたように、国においても食育、学校給食の重要性、今の子供たちだけじゃなくて、少子化対策としての位置づけもあります。亀山市まちづくり基本条例の前文に、このまちで暮らす私たちのために、未来を託す子供たちのためにできることから始めようではありませんかとあります。亀山中学校、中部中学校において、みんなで食べる温かくておいしい給食を、今亀山市に暮らして、今目の前にいる子供たち、保護者に必要なものであるということ、次世代の亀山を担う子供たちの育成、これから子育てしようという世代から選ばれる亀山にするために必要だということをお忘れなくいただきたいと思っております。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

2番 中島議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午後 1時51分 休憩)

(午後 2時01分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本です。

それでは、一般質問として、プログラミング教育について質問を行います。

私どものように、該当する子供がいない家庭は、小学校でどういう勉強をしておるのかということが、なかなか分からんわけですね。それで、プログラミング教育というのも今年の4月から導入をされるということなんですが、小学校の子供さんがいない家庭の人でも分かるように、どういうものか説明をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

4月から始まるプログラミング教育でございますが、身近な生活の中にコンピューターが活用されていることを学ぶとともに、手順を追って論理的に考えるプログラミング的思考を育成する教育がプログラミング教育ということでございまして、新学習指導要領の中にこれが盛り込まれたものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

プログラミング的な数学的な思考という難しい話が出てきましたけれども、ちょっと簡単なことを伺いますが、目的はそういう頭の中の話なんですけれども、これは既に存在するいろんな教科の中に組み込まれて、その教科の一部として教えていただくのか、それともまるっきり新しい教科として独立した教科として、こういうプログラミング教育というのが設定されるということですか。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

教科のご質問でございますが、プログラミング教育は新しく教科として実施されるものではございませんでして、既にある教科であるとか単元の中で実施するものとなっております。したがって、プログラミング教育のための授業時間数の増加はございません。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それでは初歩的なことから伺いますが、私も若い頃、そういうふうなプログラミング的なことを

ちょっと勉強をせざるを得んだからさせてもらったわけですが、当時は、何せ昔のことですから、今と違いますから、それでもIBMの360というでかいコンピューターがあつて、それを扱うわけですけども、全然分からなかったというのが本当で、それで僕、今回プログラミング教育を小学生からやるというので、難しいことするのかなと一瞬思ったんですよね。これは、小学生というても1年から6年までありますけれども、何年生からやって、授業時間数というのは週に何時間ぐらいあるのかと、そういうことを初歩的なことですけど、伺いたいと。

また、先生方の指導力というのは、十分あると認識しておられるのかと。このプログラミング教育が始まることによって、何か割を食って教科の時間数が減らされるような教科があるとか、そういうことはありますか。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたが、教科の時間数の増減はございません。

それと、プログラミング教育は年間の各教科を指導していく中で、プログラミング教育を行うことが有効であるとした教科や単元に取り入れたり、プログラミングする体験をクラブ活動の中で行ったりすることが考えられます。

文部科学省から紹介されている学習の場面といたしましては、例えば5年生の算数の教科の多角形の作図であるとか、6年生の理科の電気の利用などで活用するというような紹介がされております。

それと、あともう一点、教員の指導力のところでございます。小学校段階でのプログラミング教育につきましては、実施学年には決まりはございませんでして、1年生から6年生までを対象として行います。また、新しい教科として学ぶわけではなく、既存の教科の中で学習してまいりますので、授業時間数についての定めもなく、他の教科の授業時間数に影響が出ることもございません。

教員の指導力でございますが、プログラミング教育に関する研究を昨年度より継続して実施してまいってまして、指導実践を蓄積しております。また、教職員の研修会を開催することで効果的な教材や指導事例等について学んでおり、教員の指導力の向上を図っております。さらに県の教育委員会主催の研修会にも教員が参加してございまして、本市からは3年間で12名がこの研修を受講しております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今の先生方が先生になる前には、こういう教育はなかったわけで、後から出てきたから先生方もなかなかマスターするのが大変だと思うんですよね。それで、一応先ほど、思考能力とかそういうふうなことをおっしゃっていましたが、教材というのが、特に理科とかああいうのは、教材というのがついて回るわけですけども、プログラミングの教材というものについてちょっと伺いたいんですが、そういうふうな今例えば学校で、これはいいなと思うような教材もあるやろうし、いろんなメーカーから出ておると思うんですが、どういった教材があつて、それは当然、値段は高いの安いのあると思う、値段は幾らぐらいで、またそれ以上に先生方がその使いやすさというのは

大きいですわね。そういうふうなことは当然考えておると思うんですけども、そういった生徒の興味とか教育効果、そういうことを総合的に考えて、そのプログラミング教材についてどういうふうな、何かどういったことを考えておられるのか。例えば新聞とかそういった方面の記事を読むと、プログラミング教材の中では、子供さんたちの興味ある教材をできるだけ使わないかと。例えば実際に動くロボットカーとかそういったものも、子供たちには興味があるんじゃないかろうかというようなことが新聞記事とかその手の記事には載っておりますが、いかがでしょうか。教材に関して伺います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

使用する教材としては、大きく3つに分類することができます。

まず1つ目は、アンプラグド教材と呼ばれるコンピューターを用いないものでございます。本やカードなどを使ってプログラムの仕組みやプログラムの思考の手順について学習するもので、この教材は比較的安価で、大体2,000円程度で購入できるというようなことで、中には無料のものもございます。

2つ目は、ソフトウェア教材と呼ばれるものでございます。実際にコンピューターの画面上でプログラミングしてキャラクターなどを動かします。小学校の算数の単元に特化したソフトであるとか、コンピューターの画面上で絵を思いどおりに動かすソフトなどもございます。これは無料で使うことができるものが多く、対象年齢についても様々なものでございます。

最後に3つ目ですが、ロボット教材と呼ばれるものでございまして、実際にロボット等の具体物を操作することになりますので、比較的値段は高価となっております。センサーを搭載してLEDライトを点灯させる教材であるとか、値段は1万5,000円程度と聞いております。これなどは、小学校の理科の授業で有効な教材になろうかと思えます。いずれにせよ、自分のプログラムしたものが、実際に目の前で反応しますので、児童の興味、関心は高く、学習意欲の向上につながります。ロボットカーについては、大体3万円程度でございまして、これについても実際に子供たち自身がプログラムしたとおりに目の前で動きますので、興味を持って学べる教材ではないかと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

教育効果も考えなあかんし、お金との兼ね合いもあるし、そういったこともいろいろ考えてもらわなあかんわけですけども、当然、各学校でどういった教材をどのぐらいそろえようかということは、大体4月から始まるんですから、もう既に終わっておる話かもしれません。

そして、教材の数があまりにも予算の関係で数が少ないと、例えば5人に1つとかなってくると、どうしても得意な子供がそういったことをやって、ほかの子供は横から見ておるだけとなってくると、あまり教育効果としてはよろしくない、そういうことを考えますんですが、必要とする子供全体に教材が行き渡るような、そういうふうな段取りはしてありますか。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

教材に関してでございます。

小学校段階の学習としましては、コンピューターに指示を出して実際に画面を動かしてみる、あるいはロボット等をプログラムどおり動かしてみるといった体験が大切になってきます。

パソコン室のパソコンを使用しての一斉学習は可能ではございますが、ロボット教材等に関しては、議員ご指摘のように教材が児童全員に行き渡らない場面も出てまいります。この点に関しましては、十分な時間の確保とグループ学習としての学び方の工夫などで対応してまいりたいと考えております。

また、令和元年度、今年度の予算で各学校の6年生を対象にマイクロビットというロボット教材を160セット購入しておりますのと、これも低学年用のルビーの冒険というアンプラグド教材を11セットを今年度予算で購入して、学校のほうには準備はしております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それなりに教材の数を準備していただいておりますけれども、中には各学校にそれぞれ予算というのがあるわけですから、各学校でなかなか買えないものは市としてちょっと奮発して買い込んで、それを必要に応じて各学校に一定の何月何日から何月何日までとか、そういう形で貸し出すようにして、できるだけ効率的にかつ値段が高いから手が出やんというようなことではなくて、そういうふうにやってもらうことはできますか。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

教材の貸出しでございますが、市内学校間での貸出しや、あるいは三重県教育委員会からの貸出しが既に可能となっております。県教委では亀山市では、今購入していないロボットカーであるとか、イモムシロボットというような教材もございます。これなどが貸出しも可能となっております。

今後、市で購入するものにつきましては、指導の狙いであるとか、児童らの興味、関心に合わせて購入について検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

いろいろなこういうふうな新聞記事とかいろんな雑誌を読むと、いま世間一般でもロボットプログラミングというのが、子供さんだけじゃなくて大人の間でも結構人気というんですよね。そして、自分でプログラムを組んでロボットを思うように動かすと。そういうふうなことなんですけれども、これは大人とか高校生でなければできないというもんじゃないと思うんですよね。テレビではロボコンというて、あれは高専レベルとか大学レベルの話なんですけれども、そこまで行かなくても、才能のある、そういうことが本当に好きな子供やったら、小学生でも結構プログラミングというのが上達すると思うんですよね。

人間には当然、向き不向きがあるから、みんながみんなというわけにいかんと思うんですけども、こういうふうなせつかくプログラミングの教育をやる以上は、みんなを一定のレベルまで持っていくのは大事なことです。やはりずば抜けた子がおったら、そういった子をどんどん伸ばすというのも僕は大事やと思うんですよ。

これからの日本の国にとって、こういう分野というのは、もう欠かすことができない。人口減少の日本で、労働力が不足してくると、外国から人に来てもらうか、それとも人間の代わりに機械がするかという話になりますわね。そうすると、今は外国から来てもらうということをやっていますけど、やはり老人福祉施設なんかでも力仕事なんかやると生身の人間ではやはりよくないから、そのロボットの力を借りてやるとか、そういうふうなことに社会全体がこれからもっと一層動くと。そうするとどういふふうなロボットを作って、それを社会の広い場面で活用するかです。ロボットは何も自動車を組み立てるばかりやないんやから。

そういうふうなことをやるためにも、やはり小学校でせつかくプログラミング教育という教科といますか、こういうのをやる以上は、やはりみんなのレベルを上げるということも当然ですが、やはりずば抜けた子供がおったら、たとえ100人に1人でも、将来日本のこういう分野で名前を知らん人なしというような子供にまで、そういった人になるように育てていただくというのを、僕は日本の将来のために非常に大事なことであって、そういった第二の亀山出身のロボット分野での文化勲章受章者が将来出るかもしれんし、そういったことを目指して、そういった意気込みでこういう教育をやっていたきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

議員ご指摘の思いは私も同じようには思っておるところでございますが、小学校段階でのプログラミング教育は、あくまでも初歩的な体験的な内容でございます。それが中学校・高校へと進んでいく中で、ロボットプログラミングにつながっていく。そういう学習の流れにはなっております。ところが、より発展的な内容を学びたいとか、そういう思いを持っている子供に対しては、小学校のクラブ活動等でパソコンクラブとかプログラミングクラブとか、そういった時間を保障することは可能かと考えられます。

現在も、プロのICT支援員が1名ですけど、いますし、プログラミングとか情報教育にたけた教諭も市内に何名もいます。そういった先生は専門的な知識・技能を、たとえ小学生であっても教えたり教示していくこともできますし、可能な限り子供たちの関心・意欲に沿えるように環境を整えていきたいと考えております。

加えまして、昨今子供たちの理科離れが指摘されております。そういった中で、科学的な思考、論理的な思考といった育成の一助として、学校外でも、例えば今「科学の祭典」とかの体験の場が大変重宝されておるわけですが、高校や大学からの出張とか企業、NPO等も参画する中でのそういった学習コーナーとか教室とか、そういった学習の場が、機会がどんどんこれから広がっていくものと期待しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それでは、一つ確認をしたいのですが、この前から何か話に出てくるGIGAスクール、それとプログラミング教育とはかなり重なる部分があるか、密接な関係があるのか、あれはあれで、これはこれで、プログラミング教育とGIGAスクール構想とは別だとか、そこら辺のすみ分けというか関連はどうなっていますか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

GIGAスクールは、とにかく児童・生徒、小学生1年生から中学3年生まで、1人1台端末でございますので、かなりの活用の幅が広がってまいります。

全教科または、これまだ決めておりませんが、自宅への持ち帰りということになれば、そこへのGPS機能をつけ加えれば、保護者が、今うちの子供は校門を出たとか、そういったことさえも分かる。ただいま長期休業中でございますが、休み中に課題もずっとネットを通して与えられて、どの子がどのような学習ができているかも把握できたり、かなりGIGAスクール構想の行きつくところは限りないものがあるんですが、このプログラミング教育はその中の一部分として活用は十分可能と、重なる部分はあるということでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういうふうな新しい分野で、未来の日本を背負って立つ子供たちをどんどん才能を伸ばせるように、先生方は大変と思うけれども、頑張っていたかんことには日本の将来というのも危ういんじゃないかと僕は思ったりするんですよね。そういう意味で新しい教科、プログラミング教育なんかでぬきんでた子供を一人でもいいからつくるということは、こういう分野では、特に並の人間が100人よりも、ぬきんでた人間一人のほうがはるかに貴重やという話ですんで、そういったことを頑張っていただけをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時25分 休憩）

（午後 2時33分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは、通告に従い質問します。

まず、亀山駅周辺駅整備事業についてであります。

2月19日の亀山駅周辺整備事業特別委員会で、事業計画における資金計画が示されました。これによると総事業費は71億円で、この費用を賄う収入として補助金が約21億円、公共施設管理者負担金が約18億円、そして保留床処分金が32億円となっております。このうち保留床処分金というのは、建設された建物の床を新図書館は市が、マンションは不動産業者がそれぞれ再開発組合から購入することで得られる収入であります。内訳は、新図書館が22億円、マンションが10億円となっております。

表を出してください。

これは、新図書館とマンションの保留床の単価とそれから処分金の表であります。

まず図書館ですけれども、1平米当たりの単価は54.5万円、そしてこれに専有面積を掛けると、保留床処分金が16億5,700万円となります。これだけではなく図書館の場合は、地下の駐車場がありますので、これの平米当たりの単価が24.3万円、これに専有面積を掛けて得られる処分金が5億4,300万円となります。この2つを合わせて22億円ということになります。一方、マンションのほうは、1平米当たりの単価は31.2万円、これに専有面積を掛けると保留床処分金は10億200万円となります。それからもう一つ、駐車場もあるんですが、これはなぜか単価がなく保留床の処分金には入らないと、こういうことになっております。

そこで、まず聞きたいのは、この新図書館が54万5,000円、マンションが31万2,000円という非常に差があるんですけれども、なぜこんなに差があるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

保留床の価格についてということでございますけれども、図書館を導入する公共施設の保留床の取得につきましては、既存の既設の類似施設の単価が大体50万から60万ぐらいというところもございまして、それも実績として一つございます。また、今回、基本設計の中から積み上げ、また実施設計の中でも積み上げて22億円という単価となったところでございます。そして、その面積で割ったものが54万5,000円というところでございます。

また、単価の共同住宅のほうでございますけれども、これにつきましては、当初プロポーザル方式の中で、株式会社マリモのほうと参加組合員協定を組合のほうで結んでおります。そのときの単価が坪当たり103万円という単価で協定を結んでおるというところで、31万何がしの金額になっておるというところございまして、これについて、差についてはどうかというところでございますけれども、当然公共施設等、そういう図書館というものは特殊でございますから、そういう部分につきましては、全館空調もつけておりますし、いろいろな設備の部分でも通常の住宅とは非常に違うものでございます。

また、共同住宅、マンション等につきましては、一般的には住設については汎用品を使っております。そういう部分の中では汎用品というのは大量生産、大量に物があるというものでございますので、非常に単価的な差も大きくございます。そういう部分からして、こういう単価構成になったかなというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

よく納得できない。例えば空調とってマンションもありますよね。これ必要ですよ。だから、それを理由に上げられても、図書館は空調があってマンションは空調がないような説明になりますけれども、そんなことはないはずであります。

この問題は、1つは、新図書館はなぜ13億から22億に引き上げられたのかということ、特別委員会の中では、組合の資金計画の整理だと。つまり、見直ししたんだと。資金計画を。そうしたら、総事業費が膨らんだんだと。そのことによって単価が引き上げられて、13億の予定が22億になったというようなことが大きな理由で上げられていました。一方、マンションの床単価というのは、これは組合が準備会の段階ですけれども、いわゆる定款を定めた。この定款の中に先ほど言われたように、1平米当たり31.2万円というふうに定款で決められておるので、これでいったということですよ。そういうことですよ。

そこで、私が聞きたいのは、本当に見直すたびに総事業費が膨らんでくるんですけれども、この図書館に関しては、13億は22億に9億円も膨らんだということなんですね。ところが、これの見直しをしたのに、マンションは全然見直しがないんですよ、定款に守られて。なぜこういうことになるのか。つまり、総事業費を見直せば、図書館もマンションも共に金額が変わらなきゃならんですけれども、マンションはそのまま、図書館にだけ増加された、この辺の理由を説明してください。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

まず、図書館の導入する公益施設の保留床でございますけれども、当初の13億円についてご説明申し上げます。

概算の施設建築計画時点におきまして、亀山市公共施設白書に示されました社会教育施設の更新単価でございます、1平米当たり40万円を使用いたしまして、13億円と見込んでおりました。これについては、まだ概算の段階でございます。その後、施設建築物の計画が整理されまして、改めて空調等機械設備等も含めた事業費等の積み上げを行いまして、現在の22億円とさせていただいております。

また、床の単価で、現在の組合定款において、先ほど申し上げましたけれども、住宅保留床については専有面積当たり、坪当たり103万円ということで示されておりますが、取得金額も含め住宅保留床及び公益保留床共に、今後組合で締結することとなります参加組合員契約において、最終的には決定するものでございます。

なお、市街地再開発事業全体の事業費が増額した場合の保留床の取得費の変更につきましては、参加組合員契約の締結時に協議を行い決定していくこととなりますが、事業費の増額分が今おっしゃられるように全て保留床取得価格、公益のほうに増加がつかないものではありませんし、市といたしましても保留床の取得価格について不動産鑑定等も行いながら、取得価格の妥当性を当然検証してまいりますので、その後決定してまいりたいというふうに考えています。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が聞いたのは、13から22億円で総事業費が膨らんだから、図書館は上がったんだと。なぜ同じように総事業費が膨らんでいるのに、マリモの床単価は変わらなかったのかということをお聞きしておるんですよ。13が22になったとか、そんなの聞いていない。なぜこの総事業費が膨らんで、図書館のほうだけ金額が増えたのか。マンションのほうは増えなかったのか。この点ですよ。

これからまた見直すというようなことを言うてますけれども、この時点で何でそれがされないのか。つまり、それは定款に守られているということですよ。これ、要は。違いますか。それだけ幾らか言ってください。定款があるから見直しをせずにこの金額で行った、ということですね。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

当然、今おっしゃいますように、定款の中で103万円と決められて、この金額は基本的には決められております。しかしながら、仕様等が変更になったり、いろいろな部分の中で増加になった場合については、別途その価格については検討されるものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この差はおかしいやろうと言うとね、これからまた変わる可能性はあると、こう言うんですよ。私は言っているのは、これを決めたときに、なぜマンションは見直しされなかったのか。結局は定款に守られているんですよ、これ。だから、定款を変えない限り変えられないということですよ。こうやってして定款で守られているんですよ。結局持っていくところがないから、市に負担をさせるわけですよ、保留床の処分金を増やさなきゃ事業が成り立たんもんでそうするわけですよ。

もう一つ問題があるんですよ。駐車場ですね。新図書館は専有使用するんで、地下駐車場を5億4,000万、保留床処分金を払うわけですよ。ところが、同じ専有使用でありながらマンションの駐車場については一円も払わんですよ。なぜですか。同じように専有使用ですよ、これ。なぜマンションは一円も負担しないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

保留床の取得につきましては、各用途に係る専用床面積に応じました床価格に専用床面積に伴う土地持分価格を取得価格としていますことから、各用途別の専用床面積に算定される部分でございます。

今回の市街地再開発事業では、公益施設、商業施設及び住宅施設について、保留床取得予定者との協議を行いまして、施設の利便性等を勘案した中で、駐車場の規模や配置を計画したものでございます。

公益施設については、地下駐車場として非常に利便性を高めたものでございまして、また商業施

設や住宅につきましては、屋根等を有しない平面の駐車場として整備しております。そのことから、公益施設用の地下駐車場は、建築物として専用床面積に算定されるため、保留床取得価格に含まれる一方、商業施設や住宅に係る駐車場については、青空駐車場でありますことから建築物の床面積に含まれないため、保留床の取得価格に含まれないものであります。

なお、地下駐車場の管理につきましては、公益施設の管理者である亀山市が行う専用駐車場でございますので、亀山市が行うこととなりますが、住宅用の駐車場につきましては、住宅の管理組織等による管理になるかなというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それはおかしいですよ。

あくまでもマンションの住民しか使えないんですよ、この駐車場は。だったら当然そこは負担すべきでしょう、これは。

地下か地上かの違いと言われましたけれども、整備するのは同じなんです。それだけの土地を使うんですよ、専有するんですよ。それなのに一円も払わなくていい。おかしいでしょう、これは。だったら、市民が止めてもいいということですか、そこへ。マンションの駐車場に止めてもいいと。だから、専用だから図書館はお金も払ってするわけでしょ。だから、専用でほかの者は入れないようにするわけでしょう。ところが、一円も払わないだったら、専用っていても市民が止めても文句言えないじゃないですか、これ。違いますか。だから、そんなおかしな理屈を言わないことですよ。やっぱりこの問題、私はどうもマリモは定款に守られて、総事業費に上がったなら市が持つという、非常に私は業者に都合のいい決め方だというふうに思います。

次に移ります。

2ブロックの工事を施工する業者の選定の問題です。

当初の予定から遅れて、プロポーザルで去年の9月に鴻池組が優先交渉権者に決まったということです。この決定についてはいろいろ問題がありました。今回はそれは取り上げません。その9月の決定からもう半年になるんですけども、昨日も言いましたけど、いまだに工事費を含めて正式な契約がされていないということです。このままいきますと、昨日の答弁では契約締結が6月以降になると。それから、解体工事は7月からだと。その解体工事が終わってようやく着工になると。場合によったら本当に解体が長引けば秋頃に着工になるかも分からん。だから、この時点でもう来年度予算が本当に執行できるかどうかというようなことにもなってくるかと思うんですよ。

まず聞きたいのは、施工予定者、優先交渉権者との協議はなぜこれほど時間がかかっているのか。これが疑問で仕方がないんですけども、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

施工予定者につきましては、昨年9月に、議員おっしゃられるように、選定公募型プロポーザルにおきまして、株式会社鴻池組が優先交渉権者として選定されまして、株式会社鴻池組を代表いたします共同企業体として10月に設計業務への技術提案を行う基本協定書を提携しております。

設計への技術協力を進め、施設建築物や公共施設の設計がおおむね整理が3月になってできておる状況でございます。また、設計がおおむね整理できたというところで、工事費に関する協議も詳細に進めていくというものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

遅れているのは、いろんなところで私もいろんな話を聞きますけれども、端的に言うと、鴻池組のほうはできるだけ安くしたくない。企業のもうけから言えばそうですわね。一方、マリモのほうは、マンションを販売しなきゃならぬので、できるだけ安くしたいんですよ、工事費用を。だから、一方は安くしたくない、片方はできるだけ安くしたい。引っ張り合いしておる業者が。だから、話はつかないんですよ。お互い企業の利益というのがあるんで、下げたくないほうと下げたいほうと引っ張り合うんですから。なかなかこれ話がつかん。こういうことですよ。

この間、いろんな昨日の質疑でもそうでしたけれども、何か事業の遅れを全部権利者との協議で時間が長引いたと市長も言われましたけどね、うそですよ、そんなことは。昨日も言いましたけど、本当に業者の責任なんですよ。業者の都合で遅らせているんですよ。そうでしょう。基本設計も8か月遅らせました。それから、プロポーザルも3か月以上遅れました。また、契約締結が半年以上遅れるんですよ。皆遅れている要因をつくっているのは業者ですよ。結局遅れてつじつまが合わんようになってきて、事業がね、権利者をせかすんですよ。早くしてください、事業が遅れています。こういうことの繰り返しなんですよ。

私やっぱり、こういうことをいつまでも業者の言い分を聞いてやっておったら、本当に進んでいかんと思うんですけども、例えば業者に対して期限を切って、これまでには結論を出してくれというようなことはできないのかどうか、その点聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

昨日も申し上げましたけれども、工事に関する契約締結につきましては、先ほど申し上げましたとおり、選定公募型プロポーザルにおきまして、実施設計完了後に優先交渉権者より見積りを徴取いたしまして、見積額が目標工事金額内であれば工事請負契約を締結するというふうにされております。

現在のところ、実施設計が最終段階になっており、おおむね設計が整理されてきたところから、今後工事契約に向けた見積書の提出を求め、来年度、新年早々ですけれども、解体工事については、まず先行いたしたいという部分もございまして、なるべく早く解体工事については契約をいたしたいと。その後、昨日も申し上げましたとおり、6月以降に建築土木工事の契約を進めていくというふうなところで、今現在、組合において検討も進めておるところでございます。

ですから、着工につきましては、解体については早ければ5月、6月ぐらいから入っていくと。先ほど申し上げましたとおり、本工事については夏頃をめどにかかっていくかなというところからでございます。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この事業、私何度も言いますけれども、やっぱり業者サイドの意向を強く受けてやっているんですよ、これね。やっぱり床単価の問題もどう考えても差がありますわね。半分までとは言いませんけれども、6割ぐらいですよ。そんな図書館の6割がマンションになっているような床単価になっています。最終的にどんなふうな金額になるのか分かりませんが、今の話だと、まだまだ動く可能性があるわけですよ、単価も。単価というのか、市の22億もね。そういう場合に、いわゆる本当に市が全部かぶるようなことがないようにしていただかないと。今でも13億から22億に上がって亀山市の負担が増えておるのに、さらにまたこれが増えるというようなことになったら困るので、その点しっかりとやっていただく必要があるかと思います。

次に移ります。

第3次亀山市行財政改革大綱についてであります。

市は、2020年度から25年度までの6年間、第3次行財政改革大綱を策定しました。この中で、特にいろいろ出てくるのがSociety5.0ということとか、AI、いわゆる人工知能、それからRPA、これもよく出ます。ロボットによる業務の自動化と言われます。そういうようなICT技術、これもインターネットなどによる情報通信技術と言われます。こういうものの導入で、SDGs持続可能な開発目標と。この視点を入れてやるというようなことを言っているわけです。

改革の目的で、ICT技術の活用として新たにAI・RPA等を積極的に導入し、効果的・効率的に行政サービスを提供するスマート自治体を展開するということが大きく掲げられています。こういう非常に今までになかった新しい方向性、将来像というのを打ち出しているわけですね、この行革大綱は。ところが、総合計画には全くSociety5.0とかスマート自治体なんてことは一切書かれていません。大綱は、総合計画を実現する上で実効性を確保するために行革大綱があるんだという、だから上位の計画として総合計画があるんだということね。ところが、総合計画に規定もないものを、位置づけていないものを行革大綱でやると言っているんですよ。これはやっぱりおかしいと、私は思うんですよ。だから、まず総合計画に位置づけがないSociety5.0、スマート自治体への転換、どうして大綱にこれを盛り込むことができるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

ご質問の件につきましては、第3次亀山市行財政改革大綱の最終案に対する議会からのご意見を頂いておまして、既に回答はさせていただいておりますが、第2次総合計画の策定当時、平成27、28年度にはスマート自治体やSociety5.0などの概念が提唱されていなかったことから位置づけがされておりませんでした。しかし、総合計画には、持続性を保つ健全な財政運営を基本施策に掲げております。この持続性を保つ健全な財政運営の一環として行財政改革を推進していく中で、スマート自治体へ転換していく必要があるということでございます。

なお、スマート自治体やSociety5.0につきましては、第2次総合計画の後期基本計画において位置づけをしてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答弁でも言われましたけど、本当に総合計画をつくるときにはこういうのはなかったんですよ。Society5.0とかスマート自治体なんていうのはなかった。だから、そういう総合計画になったと。だから、それは総合計画としてはやむを得ませんよね。それを今度は、行革大綱に入れるんなら、なぜ私は総合計画を見直さなかったのかということなんです。総合計画が上位の計画であって、その下にある行革大綱にうたう将来像が、上位の総合計画にうたっていないというのはおかしいでしょう、これは。そういうことを言っているわけですよ。

それから、今、理由に言われた持続可能な行政経営ということがうたってあるんです、総合計画に。それはうたってあります。それは、従来もうたっていますし、そういうことは常に持っている方向ですよ。そういう問題やないんですよ、今回は。Society5.0とかスマート自治体というのは大きく変えてしまう方向性なんで、それをもう既に総合計画にありますとか、いよいよになったら後期基本計画の中で入れますとかね、そういう問題やないんです。総合計画にきちっと位置づけをしないと、本当の意味でこれは位置づけしたことにならんということをおっしゃるんです。総合計画を見直すということは考えないのか、お聞きしたいです。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

あくまでも後期基本計画の中で位置づけていきたいということで、現行の総合計画を改定というよりも、後期基本計画のほうに位置づけていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そんなおかしな話ないでしょう。

本体内にないものを何でその半分の後期基本計画に位置づけるんですか。本体内にないんですよ。そんなむちゃくちゃな話ないでしょう。本体内に位置づけがあって、後期基本計画にちゃんとうたうのは分かりますよ。本体内にないんですよ。どうするんですか。本体内にないものを後期で書けるんですか、これ。誰か答弁してください。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほど次長が答弁させていただきました、持続性を保つ健全な財政運営、当然これが、すなわちスマート自治体やSociety5.0イコールというふうには考えておりませんが、スマート自治体につきましては、新しいICT技術でありましたり、Society5.0は新時代の情報という、そういう意味合いであれば、しっかりとした位置づけはありませんが、今の総合計画の中でもそういった精神は位置づけられておりますので、行財政改革に位置づけたことについては特に問題はないというふうにご考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そんなね、精神さえあれば何でもできるんだったらね、総合計画あんな厚み要りませんよ。ぺんぺらの紙でいいやないですか、精神だけ書いておいたら。それで通っていくじゃないですか。みんなどれかに当てはまりますよ、抽象的な言葉で。そういう問題やないでしょこれは。どだいもう答弁になっていません。

それから、もう一つの問題。人口ビジョンの問題です。

亀山市は人口ビジョンをつくりました。こういうふうに書いていますよね。自然減、いわゆる出生と死亡の差を減少させる社会減、転入と転出の差を減少させる、こういう対策を効果的に進めることで、2060年におおむね5万人の人口を維持できるというんですよ。5万人が維持できるというんですよ。2060年ですよ、それもね。これがいわゆる亀山市の人口ビジョンなんですよ。つまり、自然減対策で結婚、出産、子育てなどのそういう施策をきちっとやる。それから、社会減対策として亀山市が住みやすいまちであるという魅力を磨いていくという施策をやっていくので、減らないというんですよ。そういうものを亀山市の人口ビジョンで掲げているんですよ。私たちはこういう施策をやります。だから、人口は減りません。こううたっているんですよ。人口ビジョンというのはね。単に人口の予測だけやないんですよ。そういう施策をやるから減らないというんですよ。ところが、今度の行革大綱は一転して、人口が減ります、大変なことになります。だから、AIやRPAでどんどん職員も減らしていかなともちませんと、こういう話なんです。違うでしょう、これ話が。

だから、聞きたいのは、一方で、人口ビジョンで2060年まで大丈夫だと、人口は減らないんだと言いながら、もう一方では、もう人口が減っていくんで大変ですと。AIやRPAを入れてどんどん効率的にやりましょうということを言っているわけですよ。こうなってくると一体、亀山市は将来的に人口が減るといふふうに予想しているのか、人口は減らないと予想しているのか、どちらの立場に立って考えているんですか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

亀山市人口ビジョンにおきましては、本市が人口減少の局面へ推移することは避け難い状況であると。しかしながら、自然減や社会減の対策を効果的に進めることによって、人口減少の抑制効果を発揮させ、2060年におおむね5万人の総人口の確保を目指す展望を定めるというふうに、5万人を確保するというを人口ビジョンでは定めております。

一方、第3次行革大綱におきましては、人口減少社会に対応した方策を講じて、行財政運営の強化を進めることにより、人的・財政的負担の軽減を図ることに主眼を置いております。このように、人口ビジョンにおいてはおおむね5万人の確保を目指すことを基本としております。しかし、行革大綱では、全国的な人口減少社会の到来を踏まえたセーフティーネット的な対策を講じていくことも必要であるというふうで、あくまで基本は5万人を維持すると。セーフティーネット的な対策のために人口減少社会に対応した対策も取っていくということでございまして、ダブルスタンダードというふうな認識ではございません。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あなた方がつくったんでしょう、人口ビジョンは。

こういう施策を打つことによって、2060年まではおおむね5万人が維持できるんだということを胸張ったわけでしょう。市長、違いますか、そういうことと、人口ビジョンというのは。だから、我々の打つ施策が効果を発揮して5万人を維持できるんだと言うて、胸張ったのが人口ビジョンなんです。だから、ここに自信を持つんなら、何もこんな極端な人口が減って何とかならん、何ともならんよという話の行革大綱をつくる必要はないんですよ。だから、私はダブルスタンダードだと言うんですよ。

一方で、自分たちの施策を持ち上げるときには、これだけの施策をやりました、だから人口は減りませんよと言いながら、片方では、もう人口が減って大変になるんです。だから、もうAIやRPAでいろいろやらないかんと、職員も半数に減らさなあかんと、こんなことになってくるわけです。これはなぜかと言ったら、結局、国が打ち出した自治体戦略2040構想研究会の報告をそのまま持ち込むからですよ、これ、でしょう。亀山市は亀山市独自で人口ビジョンをつくって、その中でどうするかということを考えればいいのに、この行革大綱になったら、自治体戦略2040構想研究会の報告をそのまま書き込むからこういう矛盾が起こるんですよ。なぜ自分の頭で考えないのかということですよ。矛盾しませんか、これ市長、どうですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご所見、国の考え方をそのまま考えもせず踏襲をしていかがかということが前提になっておられますけれども、私どもはこの時代の転換点、将来の社会経済の展望、そうしますときに現在の少子高齢社会、あるいは人口減少社会の潮流、さらには情報化がどんどん進展をしていく高度情報社会が進んでいくと。そういう中でもしっかり地域社会が機能するためにどうあるべきかということで、私どもとしての考え方を整理させていただいて、それは現在進める政策展開や今後進めようという行革大綱の中に組み込んで、それに備えていくという思いで進めておるところであります。

決して国の自治体戦略2040構想とか、お話がありましたSociety5.0とかSDGsとか、これは好むと好まざるとに関わらず、今を生きる私たちや地方自治体、国もそうであろうかと思えますけれども、そういう流れの中で本当にあるべき姿をしっかりと積み上げていくということが大事だろうと思っておりますので、私どもとしては今後におきましても、しっかり時代と現状をしっかりと見据えてその計画、あるいは政策を展開していく必要があるというふうに考えております。決してダブルスタンダードということではございません。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いろいろ答弁されましたけど、ダブルスタンダードですよ、これは。減らないと一方を出して

において、一方では減っていくから大変になるんですけど、これそうでしょう、2040年までを見て、逆算して何をやるかというのは2040構想やないですか。それに全く乗った行革大綱をつくっているじゃないですか。そういうことを言っているわけですよ。

具体的にそれじゃあ聞きます。この2040構想、これにはどういうことを書いてあるかというのと、まずAI、人工知能を活用した職員の半減化、2つ目は自治体が全てのサービスを担うフルセット主義からの脱却、これも書いていますね、行革大綱に。つまり、何から何まで全部のことを自治体がやらないということですね。それから3番目、基礎自治体から広い圏域単位での行政への転換。これは例えば消防を広域でやるとか、ごみの処理を広域でやるとかというようなことですね。だから、基礎自治体から脱却するんやということですね。こういうようなことが打ち出されています。そういうことが本当に皆ちりばめられています、行革大綱には。

そのうちで、時間がないんで1つだけ取り上げますけれども、国は職員の半減を目指していくんですよ、スマート自治体は。国が出しているんですよ。そういうことを言っています。私は自治体の仕事というのは長くやってきましたけれども、人と人の対面の仕事なんです、ほとんどね。大きいのはやっぱりそういう仕事なんで、AIやRPAの活用が難しいのが多いんですよ、そういう仕事がね。そんな中で、これで職員を半減しますなんてことをやったら、市民サービスの低下にしかつながらないですよ。

1つだけ端的に聞きますけれども、災害ですよ。本当に今、多発しています。この間からも報道を聞いていますと、本当に今の職員数が足りないんで、災害対応ができなかったという自治体がたくさんありますよね。こういう状況の中で、本当にこうやってしてAIだRPAだといってね、職員数をどんどん減らしていくという方向を取ったら、それはスマート自治体ですよ、そういう方向性を取ったら、本当に災害のときに対応できるんですかということですよ。

例えば今、亀山市は正規5割、非正規5割ですよ、体制。それで日常の業務は回っているんですよ。ところが、災害時になったら正規職員だけで対応するんですね。それでも大変ですよ、正規職員だけで今の人数で対応するのは。それをまだ減らそうというのがスマート自治体なんですよ。こんなことをやって本当に災害のときに対応できますかということ。

私はやっぱりスマート自治体の転換というのは、職員数を減らそうという国の施策ということなんで、その辺で考えたら災害対応ができなくなると思うんですけども、その点いかがですか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

確かに国の長期戦略の中には、そのようにICT化の導入によって、職員のスリム化であったり、今、半数という話を言われましたけれども、そういうものを目指す意向が入っておるんだろうと思っております。しかしながら、亀山市におきましては、やっぱり市民と直接対話をする第一線の基礎自治体は、防災もそう、防犯もそう、あるいは地域福祉もそうであります。本当にそのニーズは高まってきておりますし、フェース・ツー・フェースの本来地方自治体の公務員が担わなくてはならない仕事にやっぱりしっかり手当てができるような体制を組んでいく必要があるというふうと考えておまして、決してRPAやAIの導入は限られた、もっと効率性が高まるような業務領

域をより高めていこうと。そこで余ってきた力、これを直接市民と接する行政サービスの質に転換させようと、こういう思いで私どもはスマート自治体への転換ということを申し上げておりました、国の自治体戦略の流れを私どもはしっかりそのまま受け止めておるわけではありません。したがって、少し誤解もあろうかと思えますし、前提が少し違いますが、今回の行革大綱で私どもが目指そうというものは、その改革目的を進めることによりまして、市民サービスの向上、そしてよりこれからの時代に適応できるような仕組み、これをつくり上げていこうというのが狙いでございますので、その点は誤解なきようお願いをいたしたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あのね、市長、誤解はしていません。

つまり、スマート自治体ということを使われたらそういうことになるということです。だから、市長が今言われたような内容ならね、スマート自治体なんて言葉を使わないことです。スマート自治体というのは、国が打ち出した職員の半減を目指す、そのためにAIやRPAを活用するというのがスマート自治体なんです。だから、あなたがそれを打ち出したらそれに行くということです。だから、今の答弁ならスマート自治体という表現はやめたほうがいいと思うんです。

今、コロナの問題、非常に深刻になっていますよね。その中で問題が出てきたのが、PCR検査が進まない問題に国立感染症研究所とか、それから自治体の地方衛生研究所や保健所の人員と予算が自治体リストラということで、ずうっと政府が進めてきた自治体リストラで大幅に減らされてきた。ここに来てこういう問題が出てくると、もう対応できなくなる。職員数もない、予算もないというような、こういうことが起こっているわけですよ、現実的にね。だから、ふだんはそんなに問題はないかも分かりませんが、一旦こういうことが起こると、本当にそういうことをやっていると直ちに困る事態になってくる。だから、災害は、僕はそうやと思うんですよ。だから、ふだんは本当に非正規の人も含めて仕事をしていますけれども、災害時にはそれができなくなる。だから、正規職員はやっぱりきちっと確保していくということが絶対にこれは必要なんです。

もう一つ、この問題で言いたいのは、何かAIやRPAが万能のような、それを使ったらそれこそ職員が半分減らせるみたいなことを国が言っていますけれども、活用するのはいいですけども、そのことによって職員が半分減るとか減らすとか、そんなものではないということだけね、このことだけはっきりしておきたい。市長がそんなふうに考えていないんで、その辺は安心しましたけど、やっぱりその辺はきちっと見た上でやらなきゃならん。だから、あまりにも今回の行革は2040構想の言葉をそのまま入れていますので、私はこれは危険やということで今回上げさせてもらいました。

最後にもう一問させてもらいます。

気候非常事態宣言についてであります。

市長は、行政経営の重点方針の一つとして、環境文化施策の推進と亀山版SDGsの確立を掲げてみえます。

SDGsというのは、もうこの間、何度も出ていますけれども、2015年の国連サミットで全会一致で採択をされました誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のた

めに2030年を年限とする17の国際目標やと。17の目標の中の一つに、気候変動の対策というのがあるんですね。

今、地球はかつてないほどの危機に瀕しています。世界各地で猛暑、干ばつ、集中豪雨や超大型台風等の異常気象による甚大な被害が発生し、私たち人類の生命を脅かしています。これは、今読んだのは今年2月に鎌倉市が出した気候非常事態宣言なんですね。これに続けて、本市はSDGs未来都市として地球温暖化による気候変動の対策に注力して持続可能な社会を実現するため、ここに気候非常事態であることを宣言しますというふうに、鎌倉市は宣言をされました。そして、具体的に何をやるのかというと、1つは気候危機の現状について市民や事業者と情報を共有し、協働して全力で気候変動対策に取り組みます。2つ目、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指します。3つ目、市民の命を守るため気候変動の適応策として風水害対策等を強化しますという、この3つを掲げられているわけですね。具体的にそれを実践しようということね。

まだまだ、この宣言というのは全国的に見ると少ないんですね。国会でも動きがあります。2月20日に衆参両院で、気候非常事態宣言の決議を目指す超党派の議員連盟が発足いたしました。この議員連盟は宣言を起草し、今国会中の決議をするというふうな動きが出ております。こうした動きというのは、グレタ・トゥーンベリさんなんか世界で700万人の若者、こういう人たちが私たちの将来を燃やさないでと立ち上がったこと、こういうことが背景にはあります。

そこで市長にお聞きします。

亀山版SDGsの確立というのを行政経営の重点方針に掲げてみえるんですが、この気候非常事態宣言をぜひともやるべきだと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

近年の気候変動が原因の様々な自然災害、それ以外も含めまして、多くの温室効果ガスによります、その削減という、これもう国際的な認識と地方自治体、さらには産業界、一個人、それぞれの立場でこれに総力を結集していくという共通ベースの問題意識があるかというふうに思います。

今日は中島議員が10年前のまちづくり基本条例、このお話を頂きましたが、この中にもまさに持続可能性の原則と、その中には環境重視であったり、こういう原則を盛り込んで、様々な施策を展開してまいりました。県内で、それ以前にはフロンの回収を三重県の自治体では本当に早い時期に、あるいはレジ袋の回収、持っていないということも平成18年に既にこのまちは民間のご理解を頂いてやり始めた。そういう積み重ねがありますし、地球温暖化防止対策地域推進計画を平成20年に立ち上げて、CO₂の排出削減の施策展開を図ってまいりました。

SDGs、今後の大きなキーワードになろうかと思っておりますけれども、私どもも今、議員がご指摘を頂く気候非常事態宣言、これはNPOの環境経営学会が提唱をされておられるというふうに承知をしておるところでございますが、宣言は簡単だというふうに思っておりますけれども、何をやるのか、あるいはどのようにこれを組み込んでいくのか、亀山市の中というところが大事だろろうと思っておりますので、亀山版SDGsの確立を進めていく中で、そして現在進めております環境基本計画をはじめ気候変動の適応計画やこういう改定を今、一体的に進めようとしておりますので、この中でそのことも踏まえて検討をしてみたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

検討されるということは、大体いつ頃ぐらいまでに結論を出されるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本年度と新年度で、この環境政策の根幹をなします環境基本計画改定作業、それから亀山版のSDGsの政策推進の仕組み、こういうものを確立していきたいというふうに考えておりますので、その中で具体的に何を進めていくのかという中に、今の気候非常事態宣言がいいのか、ほかにもいろんな都市宣言があろうかと思いますが、そういうことも含めて実効性のあるタイミングでこの計画策定の過程で検討を積み重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

他市に先駆けて、ぜひとも亀山市で来年度中にでも宣言を出していただくように求めて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日13日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時21分 散会）

令和 2 年 3 月 1 3 日

亀山市議会定例会会議録（第 6 号）

●議事日程（第6号）

令和2年3月13日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	生活文化部参事	谷口広幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	健康福祉部参事	豊田達也君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事 務 局 長 草 川 博 昭 書 記 水 越 いづみ
書 記 村 主 健太郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

14番 前田耕一議員。

○14番（前田耕一君登壇）

おはようございます。

大樹の前田でございます。

通告に従い、早速質問に入らせていただきたいのですが、その前に、今コロナウイルスの関係で市内だけでなしに国内、海外も含めて、いろんなイベント、大会等の自粛とか中止とか延期とかいうことが話題になっておるといより、現実にそういう事態が起こっておるんですけども、その中で、今回はオリンピックとか国民体育大会のスポーツ関連の事業について質問させてもらいたいと思いますが、これもコロナの影響がどうやって出てくるかというのが心配の中での質問になってしまうので、タイミングがよかったのか悪かったのか分かりませんが、取りあえず質問に入らせていただきたいと思います。

それで、コロナの問題は非常に心配されておりますけれども、心配だからというて、いろんなイベント、大会等の準備なんかを怠っておるとか、あるいはやめておくというわけにいかないと思うんですね。やっぱり準備は十分に対応しておいて、そして、いざその中身が実行できないとなったときは致し方ないというように解釈しておりますので、今回の質問につきましては、十分な質問に対する回答をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、東京オリンピック聖火リレーについて確認したいと思います。

たまたま昨日、テレビをつけたら、ギリシャオリンピアで採火式が行われておりました。三重県の野口みずきさんが第2走者ということで聖火リレーをやっているのをテレビの画面で見受けましたけれども、いよいよ始まるんやなということを感じております。

そして、間もなく、多分飛行機で日本に来て、聖火リレーが始まると思うんですけども、この聖火リレーの具体的な国内における概要とスケジュールについて確認したいと思いますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

14番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

青木生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

おはようございます。

東京2020オリンピックの聖火リレーについてのご質問でございます。

東京2020オリンピックの聖火リレーにつきましては、令和2年3月26日、福島県のナショナルトレーニングセンター、Jヴィレッジをスタートした後、日本全国47都道府県、859市区町村で実施され、約1万人のランナーが121日間をかけて日本全国を巡ることとなっているところでございます。

三重県におきましては、令和2年4月8日に四日市市から伊勢市までの6市、翌9日に伊賀市から熊野市の6市町、合わせて2日間、合計12市町で実施され、184人のランナーで聖火リレーが実施される予定となっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今回の聖火リレーも全国津々浦々一応りレーして回るということでございますけれども、前回の東京オリンピックのとき、約50年前は、各県あるいは自治体を線で結んでリレーがあったと思うんですけども、今回は県内といえども9市2町を回るということで、ほかの自治体は聖火は通過しないということらしいんですけども、当然、聖火ランナーの数も大幅に減少すると思うんですけども、この内容について、聖火ランナーは何人ぐらいが三重県の場合走られるのか、どのような基準の方がどうやって走るのかについて確認したいと思いますので、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

三重県で行われます2日間の聖火リレーの間に184名の聖火ランナーが走られることとなります。そのうち公募及び推薦で選ばれました聖火ランナーが53名お見えになります。そして、スポンサー枠といたしまして、131名のランナーが選ばれるということでお聞きしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

県内184名のランナーが走られるということでございますけれども、今回、いろいろとニュース等で見ておきますと、そのランナーの選考基準というのがあるようなないような、どうなっておるのかなという感じもしないわけでもなかったんですけども、公募で選ばれたランナーの方が各市町で1名ずつ、そして県の実行委員会の推薦枠が二十数名見えて、その後、アスリート枠とか著名人枠とか、それから功労者枠とかグループ枠とかいろいろ複雑に入り乱れた中で184名が選ばれたということは新聞とか後の報道なんかで、私もある程度確認しているんですけども、その中

に三重県じゃなしに亀山の方も当然入ってみえると思うんですけども、今確認しておる部分では1名の方は公募枠で入られたというのは新聞の報道で見ましたけれども、あとどのような方が亀山市の方でランナーとして走られるのか。そして、この市内のコースはどんなコースで、どのようなシステムで走るのかということについて確認したいと思いますので、答弁よろしくをお願いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

亀山市内での聖火リレーにつきましては、令和2年4月8日、関宿で実施され、14時20分に東の追分をスタートし、14時43分に西の追分にゴールする23分間に8名のランナーが聖火をつないで走行する予定となっているところでございます。

なお、関宿を走行するランナーにつきましては、現在2名の方が公表されております。全てのランナーが公表されるのは、今月下旬であると県から伺っているところでございます。現在、2名の方につきましては、亀山市の山中柚乃さんと東員町の太田智恵さんの2名が公募枠ランナーとして関宿を走っていただくというふうに発表されているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

亀山市8区間を走られる方2名は決まっていると、1名は市内の方で推薦枠で、もう一人は東員町の方ということですが、亀山市の方は決まっているのは1名ということでございますよね、当然。残りは多分スポンサー枠で、発表は遅いということだと思うんですけども、このスポンサー枠というのは非常にくせ者で、長野オリンピックのときに最後のランナーが決まらなかったんですね。決まっても発表しなかったんですね。県の実行委員会かどこか分かりませんが、それで、あるイベントで私も苦い思いをしたんですけども、今回も多分スポンサー4社あるというふうには聞いておりますけれども、枠だと思いますけれども、それについてもうちちょっと具体的に早くに発表できないかということについて、亀山市を走ってもらうわけですから、行政として市のほうへうちちょっと詳細に情報を出してくれというような形にできないものかどうか。その辺のご所見をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

聖火ランナーを含みますオリンピックの準備は、JOCが所管をしておられまして、その全体のコーディネートや先ほどご指摘の4社のスポンサーとの関係、こういうことがかなり緻密にJOCレベルで決定をされておられます。

私は昨年からの三重県市長会の会長として、県に対してもいろいろ申し上げてまいっておりますが、今同じような思いも伝えてきてはおりますが、なかなか今の現状におきましては、JOCと三重県との関係、その中でかなり制約があるということは事実であろうかと思っておりますので、今県としては少し遅くなりますが、月内の発表、公表までは制約に基づいてそういう対応になるということであろうかと認識をいたしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

JOCとか三重県の実行委員会のご都合もあろうかと思えますけれども、亀山の地元で走ってもらうわけですから、どういう方がどういうコースをどうやって走るかということは当然事前から知っておくべきでないかと思うんですわ。だから、多分スポンサーの意向なんかもあろうかと思えますけれども、何も遠慮する必要はないんですね。言いたいことはどんどん言って、どんどん発信しただけじゃなかったら、せっかく地元の方が期待していても、その期待にそぐわないとか、知らん間に終わったよというようなことになってしまいかねないので、ぜひその辺のところは1回言うて駄目やったから、次は言うても駄目やなというようなことをおっしゃらずに、ぜひどんどん押しやってほしいなと思えますのでお願いします。

3点目として、亀山で関宿を約1.8キロ走ってもらうわけですから、このランナーが多分鈴鹿市から亀山へ来て、それからずっと県内を回って和歌山のほうへ走っていくと思うんですけれども、亀山市としてこの聖火リレーの対応をどのように準備されているか、どのようにお考えなのか確認したいと思えます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

亀山市といたしましては、当日、聖火リレーが円滑に行われますよう三重県に協力いたしますとともに、関宿の防犯や混雑緩和への対応に努めたいと考えているところでございます。

なお、市といたしましては、聖火リレーを盛り上げるため、おもてなしの心を持って、市のPRを兼ねた応援イベントを計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国からのイベント自粛の要請や東京五輪・パラリンピック組織委員会において、沿道観戦の自粛を呼びかける可能性が示唆されましたことから、市といたしましては、その在り方について鋭意検討しているところでございます。結果が決定次第、速やかにお知らせさせていただきたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

何も今の答弁には具体性がなかったので、再度確認したいと思えますけれども、協力要請が県のほうからあったと、具体的にどんな内容やったんですか、それを確認したいと思えます。

それから応援イベント、今のところは自粛の可能性もあるので計画をされていないということですが、当初の計画なんかも当然あったかと思うんですけれども、応援関連のイベントとかそんなのは具体的にどのようなものをお考えであったのか。実施するかどうかは別として、計画は多分されていたと思うんですけれども、それについてご答弁願いたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

計画をしておりました聖火リレーの応援イベントにつきましては、関の山車会館におきまして、

小学生の皆さんに山車のおはやしをしていただく等々の応援イベントを考えて計画しておったところでございます。しかしながら、コロナウイルスの関係で小学校も休業ということになっておりますので、感染拡大防止のため、この計画を今鋭意検討し直しているところでございます。

また、オリンピック組織委員会におきましては、組織委員会の事務総長から沿道における観戦のほうも自粛を呼びかける可能性があるというようなことが発表されたところでございます。

県からイベントの要請、どういふことをするかというような問合せはございました。ただ、そのイベントを行うに際しましても、例えば聖火リレーが始まるのが2時30分でございますけれども、出発点のところでも聖火リレーが到着したらすぐに出発するとか、そういう時間的な制約等々もございまして、なかなか最初とか最後のところでイベントを開催するのは困難であると考えましたところから、関の山車会館でのイベント開催を計画はしておったところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

不安定要素が強い部分もあるし、未確定要素もあろうかと思っておりますけれども、聖火が亀山へ来て走ってもらうというのは、日は今お話いただきましたので分かりましたけれども、4月8日ですね、2時頃ということですが、沿道での声援等々も多分多々あろうかと思うんですけれども、この時間、何時から何時まで聖火が走ってくれますよという周知、広報はどこでどうやってやるんだということ、全然分かりません。

それから、鈴鹿から東の追分へ聖火が届いたと。そこでセレモニーがあるのかどうか。もう勝手に車でトーチが届いたら、前のランナーはもう終わっていますから、新たなランナーが関宿の前で待っていて、勝手にトーチから火をもらって、勝手に走っていくのかということはないでしょうね。やっぱり何らかの簡単なセレモニーとかイベントはあろうかと思えますし。

それから、8人がこうしてトーチリレーをするわけですから、そこで誰がリレーで受け取って、次のランナーに渡すときのお手伝いをするのかとか、そんなのもさっぱり分からないですね。

それから、西の追分まで行って、そこから次の目的地、亀山から津のほうへ行くのにも、勝手にゴールしたら、それを車に積んで、ぱっと持って行って、それで終わりかといったら、そんなことはないと思うんですよ。何らかのセレモニーとかアクションを起こしていかないかんと思うんですけれども、何もなしで、さっと来て、さっと行ってしもうたというんではなしに、歓迎もあれば、例えば亀山から津への出発の何らかのイベントもあろうかと思えますけれども、その辺のところ、具体的な話は何もないんですか。やっぱり何らかの計画は亀山市でする必要がないのか、県がする必要はあるのか、あるいはスポンサーがするのか、それも含めてどんなことが分かっているのかということ、年度が替わってからのことですが、確認したいと思うんですよ。

今度の新年度の予算を見ても、聖火リレーに関する予算は一切組んでいないですから、亀山市は全く関係ないやということなのかどうか。行政も自治会も地元のコミュニティか自治会も含めて、何らかのアクションを起こされると思うんですけれども、その辺の準備とかその辺は何もないんですか。その辺を確認したいと思えます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

4月8日当日、亀山市を聖火リレーしていただくわけですが、まず聖火リレー、聖火ランナーの皆様方が集合されるのは、B&Gのほうへ集合いただくことになっております。この聖火リレーにつきましては、オリンピックの組織委員会、そして県の実行委員会のほうで実施されるということでございまして、私どものほうで協力させていただくことにつきましては、沿道での混雑防止でありますとか、安全整理というようなことは協力をさせていただくというふうには考えております。

また、もっと盛り上げないのかというご趣旨のご質問であろうかと存じますが、そういうイベントにつきましても現在は自粛の方向になっておるということもございまして、現在のところは鋭意検討しているということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今おっしゃいましたB&Gへ集合して、準備をしてということもあるらしいんですけども、そういうことが分かっておるのであれば、ある程度は庁内においても、あるいは議会においても、議長に今こういう状況ですという報告とかはあつてしかるべきと違いませんか。どこまでその内容が庁内でも伝わっているのかどうか、さっぱり分かりません。

そういう内容は確かに亀山市は関係ないか分かりません。多分、スポンサーが中心になって動くということもちらっとは聞いておりますけれども、それを表へ出したら駄目なのかどうか。オフリミットなのかどうかも含めて、別に外へ出してもいいでしょう、こういうことで準備しているとかいうことは。例えば関の地域の方やなんかは、そんなのを全部把握していますか。ちょっと確認したいです。市長、その辺も含めて、何かご答弁あれば。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

半世紀ぶりの日本での開催ということで、私どもも可能なことで聖火ランナーをお迎えし、盛り上げていきたいという思いで県とも連携しながら準備をいたしてまいりました。その中では、今どうしても主体としてはJOCと県実行委員会になろうかと思いますが、地元としても可能なことで盛り上げたいという思いでありました。

その中でスタートとゴールのそこで大きなイベントをするということは、当初から少し縮小の話とか、今少しお触れいただきました。スポンサー、実行委員会との関係がありますので、私どもとしては、そういう形ではなくて、沿道全体で住民が応援させていただいたり、そのちょうど中間点あたりになります関の山車会館を拠点施設として、そこでエールを送れるようなイベントを計画しておったところであります。

しかし、新型コロナの影響等々で自粛、縮小というようなことで検討を今させていただいておるところであります。地元のまちづくり協議会や地元の住民の皆さんにも当初から沿道へ出たいただいて、応援を頂くようなことで、随分強い応援したいという思いをお持ちいただいて、いろんなことを考えていただいていたわけですが、新型コロナの自粛の動きの中で、その対応をど

うするか検討を私どもしておるところでありますけれども、地元の皆さんにおかれましても、その状況を考えていただいておりますので、今からの状況がどのように、刻々と変化しておりますので、しっかり県と連携を取らせていただいて、対応をしてまいりたいというふうに現時点で考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

実行委員会とか組織委員会とか、あるいはスポンサーの関係もいろいろあるかと思っておりますけれども、オリンピックそのものは、競技は亀山は直接応援できるわけでもないし、テレビで観戦するぐらいのものだと思うんですけれども、それこそオリンピックの気分を味わえるのはこの聖火リレーですので、ぜひその辺のところを市民そろってこれを歓迎するような対応ができるように、精いっぱい努力をしてほしいと、かように思いますのでよろしくお願いします。

では、次の質問に入りたいと思います。

次は、パラリンピックの採火式について、ちょっと確認したいんですけれども、この内容についてご説明願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

おはようございます。

東京2020パラリンピック聖火リレーにつきましては、令和2年8月13日から21日の間に全国各市町村で採火されました火を各都道府県で集火の上、パラリンピックのルーツであるイギリスのストーク・マンデビルの火と併せて、パラリンピックの聖火として8月22日から25日の開会式当日までの期間、開催都市でございます東京都内で実施されるものでございます。これを受けまして、三重県では採火式に伴う一連の催しを聖火フェスティバルと総称いたしまして、県内の29市町で採火が実施され、8月16日の午後、三重県総合文化センターを会場に、県内29市町の火を一つにまとめる集火式と開催都市である東京都のその火を送り出す出立式が実施されることとなっております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

全体のスケジュールは大体分かりましたけれども、亀山市ではどのようなスケジュールで対応していかれるのか、ご答弁願います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

本市の採火式といたしましては、かめやま文化年2020の市関係事業の一つと位置づけまして、市民になじみのある灯おどりや亀山の伝統産業であるろうそくを用い「亀山かがやきの火」と称しまして、令和2年8月16日に総合保健福祉センターあいあいで開催したいと現在考えてございま

す。

また、採火式に併せ、障がい者スポーツの体験イベントや市民活動団体の催し、出店ブースの設置を行うなど、障がいの有無に関係なく多くの方に参加していただくことで、広く市民にパラリンピックの開催をより身近に感じていただくような機会といたしたいと考えてございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

あいあいで一応採火式を行うというのが今分かりましたけれども、あいあいも屋外もあれば屋内もありますね。それから、どのような規模でどうやってやるのかということは、灯おどりの問題とかいろいろ今出してもらいましたけれども、具体的にセレモニーはあるのかどうか、その辺も含めて、屋内で採火されるのか、屋外でされるのか、何をどうやってして採火するのかというようなところについてご説明願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

具体的な内容でございますけれども、今現在、関係各位との相談の上、詳細を詰めているところでございます。趣旨に従いまして、一つ一つの物事を整理し、当日に臨んでまいりたいと、かように考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

聖火リレーと違って、こちらの方の採火式はまだずうっと先の話ですから、たちまちの準備ではないかと思っておりますけれども、ある程度の時期が近づいたら、具体的にこれも市民に十分に周知できるように対応をよろしくお願いします。

続きまして、第76回国民体育大会、三重とこわか国体について確認したいと思います。

大会の概要としましては、第1回が昭和21年に京阪神を中心に開催されてから今年が76回目ということで、三重県としては2回目の国民体育大会になるわけですが、今後、亀山市での概要はこれで大体分かりますので、亀山市の開催内容についての説明、ご答弁をよろしく申し上げます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

本市におきます国民体育大会の開催内容につきましては、正式競技としましてウエートリフティング及び軟式野球の2競技、デモンストレーションスポーツとしてカローリング、スポーツ鬼ごっこ、ビリヤード、ユニカールの4競技を実施する予定でございます。

ウエートリフティングにつきましては、令和3年9月30日から10月4日の5日間を会期とし、西野公園体育館において成年男子9階級、少年男子9階級、女子4階級の3種別で競技を行ってまいります。

軟式野球につきましては、四日市市、鈴鹿市、伊賀市、名張市との共催となっており、当市では令和3年9月26日、27日の2日間に西野公園野球場において6試合を行ってまいります。なお、決勝につきましては、9月29日幹事市である四日市市において行われる予定でございます。

デモンストラーションスポーツの4競技につきましては、カローリングは令和3年5月23日に東野公園体育館において、ビリヤードは6月6日、ユニカールは8月29日、スポーツ鬼ごっこは9月5日にそれぞれ西野公園体育館において、各競技とも1日ずつ行ってまいります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

大会の概要というか、亀山市の開催内容については大体分かりましたので、これも来年の話ですから、今ここで細かいことを確認しようと思っても無理な部分があるかと思しますので、また次回か次回かその次々回か分かりませんが、そのときの議会でまた詳しく確認したいと思っておりますけれども、私が気になるのは、現在の市の開催の準備のためのいろいろな計画が出されていると思うんですけども、これは今どんな状況で開催準備が進んでいるのか、それを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

国体開催に向けたこれまでの準備につきましては、平成29年度に実質的な運営組織であります準備委員会を設立して以降、実行委員会及び常任委員会を立ち上げ、それぞれ4回開催し、予算決算や様々な計画を審議いたしますとともに、大会の実施要綱などを審議する4つの専門委員会を立ち上げ、これまで計8回の会議を開催し、14の実施要綱を作成したところでございます。

また、調査研究といたしまして、県の会議、競技団体との協議などで得られた様々な情報を活用しながら、本市にふさわしい大会運営の検討を進めますとともに、開催競技を同じくする福井県小浜市、茨城県高萩市などの先催県の大会を視察し、昨年開催された茨城国体には、事務局以外に6人の職員を派遣して、会場設営、おもてなし、輸送など、国体における業務の情報共有と習熟を図ったところでございます。

さらに、広報啓発といたしまして、実行委員会ホームページの作成、市内イベントでの広報活動、本庁等へののぼり旗や開催までのカウントダウンボードの設置など、国体の開催機運を醸成するための取組を行ってきたところでございます。

令和2年度におきましては、リハーサル大会の開催もでございますことから、国体開催に向けた準備をこれまで以上に進め、大会成功に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

一つだけ再度確認したいんですけども、去年の暮れやったかな。大会運営スタッフのボランティアを募集というような文言を見たような気がするんですけども、これは具体的に進んでいるんですか。ボランティアスタッフの募集というんですか、これはやっていないんですか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

国体大会運営に際しまして、ボランティアの皆様方を募集させていただいております。今現在、どれぐらいの応募があったかというのは、今ちょっと把握しておりませんので、また後刻ご答弁させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

確かにボランティアの募集を昨年の12月の初めぐらいからやっているというのは私の頭の中にあるんですけども、まだ数を確認されていないって、もう1回目の締切りは終わったでしょう。ちゃんと覚えておいてくださいよ。確認しておいてくださいよ。それをぜひお願いしたいと思います。

それで次の質問に入りますけれども、先ほども説明がありましたプレ大会、リハーサル大会ですね。これがまた開催されると思うんですけども、これは私の記憶では、野球はちょっと早かったんですね、5月ですね。それから秋にウエートリフティングがあると聞いておりますが、どんな大会があって、どこが所管して、あるいは主催して大会されるのか、それを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

リハーサル大会につきましては、既存の大会を活用し、国体を想定した運営の予行演習や係員の養成を行うものでございます。本市におきましては、正式競技である軟式野球とウエートリフティングを開催してまいります。

具体的には、軟式野球につきましては、第42回東日本軟式野球大会を活用し、令和2年5月30日、31日の2日間、西野公園野球場で行ってまいります。ウエートリフティングにつきましては、内閣総理大臣杯第57回全日本社会人ウエートリフティング選手権大会及びレディースカップ第12回全日本女子選手権ウエートリフティング選手権大会を活用し、令和2年11月22日から26日までの5日間、西野公園体育館で行ってまいります。

なお、リハーサル大会につきましては、国体開催に向けての準備途中であり、あくまで国体を想定した大会でございますことから、必要かつ可能な範囲で予行演習として行ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

軟式野球もウエートリフティングも、この2つの大会を振り返ってみますと、過去にも亀山で開催した経験がある大会ですから、競技そのものは滞りなく終わってきていると思いますし、所管協会、あるいは種目協会なんかも十分対応できると思いますけれども、問題は運営になってきますのでね。そのところを十分にリハーサル、予行演習という言葉を使うような中身じゃなしに、もう一

つレベルの高い大会として運営できるようにきっちりと対応をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次の質問に入ります。

シティプロモーションと観光プロモーション事業の中での国体というものをどのように位置づけて捉えていかれるのか、具体的なお考えがあればここでちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

国体やリハーサル大会には、大会関係者をはじめとして、日本全国から多数の方の来場が見込まれますことから、観光パンフレットの配布、地域の団体や物産販売事業者などと連携したおもてなしコーナーの設置や地元物産の販売・提供など、本市をPRする取組を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

先ほどのご答弁の中身は、どこの自治体でもやっていることですね。亀山市が何か特化してやるべきものはないのかどうかということを確認したいんですよ。

例えば観光も当然、パンフレットの配布とかそんなものもあるかも分かりません。あるいは名所案内とかあるかと思えますし、それから物産・特産品の販売なんかも、あるいは紹介もしていかれると思うんですけども、こんなことはやっても特別参加した方々の印象に残らないと思います、私の過去の経験では。やっぱりどうせやるのであれば、選手、あるいは役員さんが泊まってみえる宿舎を訪問して、具体的な亀山の特徴をアピールするとか、これは飯の時間とか、そんなのは時間取れますよね。あるいは、関宿の観光ルートをちゃんと作成して、そこへの案内のための募集をするとか、そして行政の人間が、あるいは観光協会の人間が観光ガイドをして、亀山市内で、あるいは関宿の説明に回ってもらうとか、そういうことをやるべきだと思うんですよ。

伊勢とかは、多分観光地へ行ったら、旅行会社がこれを全部やっています、組んで。亀山なんかは旅行会社は来てくれませんから、はっきり言わせて。だから、それこそシティプロモーションの中で、あるいは観光プロモーションの中でいかに亀山市をアピールするかということ。あるいは分かっただらおもうと思ったら、現地へ行ってもらおうのが一番いいですね。そういう計画、企画をぜひやってくださいよ。受付へリーフレット、パンフレットを置いておくとか、そんなのではあまりインパクトないです。そういうことをやっぱりやっていかないと、せっかく全国津々浦々から来てもらって、亀山を楽しんでもらうのであれば、幾らシティプロモーションでこんなことをやっています、観光プロモーションでこんなことをやっていますと言うところで、あまり僕は多くを期待できないので、ぜひそういうことをやっていただきたいと。

一番いいのは、旅館を回るんですね、選手や役員の方が泊まっている。そこで、ちょっと夕食の時間とかに時間を頂いて、そこで効果を期待しても駄目ですよ。大会が終わった後、1日、2日スケジュールが空いているから、その時間を利用して市内を回ってもらうとか、そんなことも考えていってほしいと思いますね。ぜひその辺のところをお願いしたいと思うんですけども。

その辺のところ、市長どうですか、亀山をアピールするというのは、ぜひしてほしいんですよ。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、数千人規模の皆様を国体で亀山へお迎えするという事ですから、絶好のPRの機会というふうに考えております。議員、幾つかご提案がありましたけれども、私どもも何ができるのか、どうしたら効果的なのか、しっかり考えて対応していきたいというふうに思います。また、いろいろご提案をよろしくお願いたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

来年の本大会は当然期待しますけれども、できればリハーサル大会でもぜひそういうところを実施していただければありがたいと思いますので、頭の片隅にでも置いておいてください。よろしくお願います。

次の質問に入ります。

西野公園施設等の整備についてということで、3点上げさせてもらいましたけれども、1点目はトイレの改修について。

西野公園の中に2つのトイレがありまして、1つは改修が済んでいますけれども、もう一か所、南側の駐車場の前のみすぼらしいトイレの改修について、どのように進んでいるか確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野産業建設部参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

現在、西野公園につきましては、令和2年に開催されます三重とこわか国体リハーサル大会及び令和3年に開催されます三重とこわか国体で選手をはじめ来訪していただく皆様方をお迎えするための準備を進めているところでございます。

そのうち西野公園のトイレにつきましては、北側トイレにつきましては改修工事も完了し、現在皆様方に利用していただいておりますが、南側トイレの改修につきましては、令和2年11月に開催されます三重とこわか国体リハーサル大会のウェトリフティング競技に間に合うように計画しておりまして、現在の位置より少し東側に改築をする計画でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

西野公園は、それこそ毎週ほど利用させてもらっているんですけども、一番気になっていたのはトイレです。これである程度いい形のトイレができるのを期待して、完成を楽しみにしたいと思いますので、ぜひ早めに完成できるように努力してほしいと思いますので、よろしくお願います。

2点目に、体育館の前の花壇という言葉が適当なのかどうか分かりませんが、その整備について確認したいと思います。

体育館の階段の真ん前に円形の直径5メートルぐらいかな、一段高くなった花壇があります。昔あそこにはイチイの木で植栽した亀の形の樹木が植えてありました。それが一旦枯れて、樹木医さんに来てもらって対応して、結局枯れてしまって、今はガラスや砂利を真ん中に置いて、周りをちょっといいふうにつくってありますけれども、ここをあのままにいつまでしておくかなと、もう大分日はたちますけどね。それについて確認したいと思います。

私は、あそこに樹木を、イチイで失敗したので、できればスポーツに絡んで躍動あるモニュメントとか、そんなのをあそこにばんと建てておけば、管理もあまり要らへんと思うし、ベストかなと思っていたんですけども、それについて具体的な花壇の整備についてお考えとか計画があればお示しいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

西野公園の体育館前の花壇につきましては、新たに樹木の植栽を計画しておりまして、令和2年度の冬頃植栽をさせていただきたいなと思っておるところでございます。

西野公園は、公園はもとより、各種スポーツ施設が集約しておる公園でありますし、各種スポーツ、ウォーキング、散歩などに利用していただく方々がふっと顔を上げたときに、潤い、温かみや安らぎを感じ、生命体としての健やかに成長する樹木がふさわしいと考えておるところでございます。

樹木の種類については検討中ではありますが、樹木の色合いや樹形について、体育館前の正面前としての花壇の形状に調和した樹木の選定を検討してまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

西野公園をずうっと見回したら樹木ばかりなんですね。そこにもう一つ、新しい樹木を植えると。もっとほかに方法はないんですか。だから私はモニュメントがいいのと違うかなという、私の考えですよ、あるんですけども、樹木で進んでおるということであれば、それはそれでしようがないんですけども、また上へばあっと伸びるようなものじゃなしに、やっぱり見栄えのいいものにしてほしいと。

それと、あの公園はたくさん樹木がありますが、花が咲く樹木というのは桜しかないんですね。確かに実のなるものはヤマモモとか、あるいはイチョウ、ギンナンとかありますけれども、駐車場はあの臭い臭いとヤマモモの黄色か紫の実が落ちて車が汚れるということがあったので、その辺のところをうまく対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。みんなが喜ぶような樹木をぜひお願いしたいと思います。

続いて、公園内樹木の管理、これも私が気になったのは、たくさんの樹木がいっぱい生えていますが、枯れておる枝が多いんですね、上のほう。それで、時たまその枯れ枝が下へ落ちてくると。これも小さいのが落ちるんじゃないし、結構太い枯れ枝が落ちてくるんですね。見てみますと、結構木が枯れています。沿道でおっても中の中庭を歩いていても、やっぱり枯れ枝が落ちたりしますから、たまに私も回って拾ったりもするんですけども、小さい子供さんも結構遊んでいま

すから、やっぱりその辺のところは慎重に対応してもわないかと思っています。

あそこも50年以上たちますね、もう長いのは。ですから、木は相当大きくなっているし、はびこっていますから、剪定、間引いてもらって枝を小さくした部分はあるんですけども、枯れ枝がそのままなんです。時には上のほうで折れた枝が木に引っかかっている、いつ落ちるやもしれんというようなことがありますので、ふだんはあまり問題ないんですけども、台風とか風が強いときのことありますので、ぜひその辺のところを対応してほしいと思いますので、何か計画とかご所見がありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

西野公園につきましては、現在、公益財団法人亀山市地域社会振興会を管理者に指定して管理を行っていただいております。今後も早めの除去、あるいは剪定、管理をしていただきますように指定管理者にも要請させていただきますし、市としても管理を続けていきますので、よろしく願いいたします。

○14番（前田耕一君登壇）

ありがとうございました。終わります。

○議長（小坂直親君）

14番 前田耕一議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時01分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

スクラムの今岡です。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

今日は3つテーマを上げさせていただきました。亀山駅周辺整備事業市民説明会、空き家情報バンクの充実、市の財産処分についてということなんです、順番にいきたいと思います。

2月22日に亀山駅周辺整備事業について市民説明会が行われました。特別委員会のほうでは、開催までに報告が議会になかったですとか、周知の期間はどうだったんだとか、そういったことを問題視させてもらったんですけども、端的に今回の市民説明会について問題だと思っていることというのは、やっぱり責任者である市長、そして副市長も最初挨拶をされて、退席をされたというところに少し問題があったかなと思うんですね。

まず確認のほうからしていきたいと思うんですけども、説明会に参加された市民の方から具体的に質問が出ていました。副市長が最初に挨拶をされて、公務があったので途中退席をされたということに対して、副市長は公務よりこの場を優先すべきであろうと。この事業より大切な公務って

何なんですかというような強い口調だったと思うんですが、この厳しい意見に対してどのようにお考えか、まずお伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

私は、市長の代理といたしまして、いろんなイベントとか総会とか今回の説明会等に出席をさせていただきまして、冒頭の挨拶を述べる機会が相当数ございます。挨拶の後、退席をするか否かは会議の内容、今回は市の主催でございましたが、主催者側の意向、あるいはその後の公務用務の都合などを総合的に勘案いたしまして決定いたしております。今回、説明会の冒頭の挨拶のみで退席したのは、そのような理由によるものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

私、過去にも市民説明会について取り上げました。同じ質問をしているんですけども、やっぱり市長の出席というのは望まれているものだろうと思うんですけども、今回の2月22日の説明会でも、やっぱり担当部局であったり、協力業者の出席だけだったんですけども、以前こういうふうに答えられているんですね。議事録のほうを確認すると、そもそも市民説明会という名前がついていても、どういう形の説明会をするかは分からないと。例えば市民の方がばあっと座って、付箋を使ったワークショップであるとか、そこまで詳しいことは言っていないんですけども、説明会の形も含めて、自分が出席するのが適当かも含めて、これから検討していきたいというような趣旨の答弁だったと思うんですが、これまで過去に行ってきた市民説明会と同じ形ですね。つまり、市のほうから事業に関する説明があって、後で参加した市民に意見を募集するという、これまでと変わらない市民説明会であったわけなんですけれども、ここに関して、市長の出席というのはなかったわけですが、意思というのはやはりなかったんでしょうか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市が行う様々な事業を進めていくに当たって、いろんなタイミング、いろんなレベルで組織的に市民の皆さん、あるいは関係者に説明をする機会というのはたくさんございます。当日につきまして、私自身というよりも、組織的に対応をさせていただいて、決定事項を駅前の現状での計画の推進につきまして説明会をさせていただくという機会でございますので、担当次長を中心に当日対応したものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、ちょっと質問を変えまして、市役所が行う事業とか政策って数多くあると思うんですけども、今回、予算が上がって、数多く市役所から行われることというのはあると思うんですけ

れども、この事業とか政策って、市民にすんなり受け入れられるものがある一方、やっぱりその内容によって大きく賛否が分かれる、反対意見が大きいものも出てくると思うんですけども、まず市役所の事業というのは、すんなり市民に受け入れられるものと賛否が大きく分かれるものがあるんだという認識で私はいるんですけども、市長が同じ認識かということと、この駅前周辺整備事業がある一定程度賛否が割れている、市民から反対、心配の声が大きい事業であるという認識があるか、その2点をお伺いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この駅前整備事業につきましては言うまでもありませんが、第2次総合計画前期基本計画に位置づけました戦略プロジェクトの一つとして、JR亀山駅周辺拠点力向上プロジェクトの実現に向けた事業でございます。当然この意思決定、予算につきまして、今日に至る、もう数年以上にわたりますけれども、公の議会でのご審議を頂いて、その上で決定した事業として段階的に進めてきておるものでございまして、本市のまちづくりにおきましても重要な事業であるというふうに考えておるところであります。

そういう中で、事業そのものに、あるいは計画をしていく様々な段階の中で、あるいは予算化していく過程で多くの立場や多くのご意見や、議会の議論もそうありますが、当然そのような声に耳を傾けて事業を展開していくわけですが、そういうプロセスを経て、議会のご審議を経て、そして事業として展開をしておるという認識であります。当然、賛否両論あると思いますし、段階段階で課題もあろうかと思しますので、そういう問題につきまして、こういう公の議論を通じて広く開かれたその場で議論を重ねてきたということと認識をさせていただいておるものでございます。

また当日は、当然駅前の現時点での今後どうしていくのか、そして亀山駅周辺がどのように変化するかということにつきまして、市民の皆様にお伝えする機会がございましたので、議員のご質問の中には市長としての政治的な判断が必要ではなかったのかと、だから出席をすべきではなかったかというご趣旨であろうというふうに思っておりますが、当日の説明会におきまして、市長としての政治的判断をその場で行うという機会ではなかったと思っております。当然、説明会におけます様々な市民の皆さんからのご意見につきましては、担当からの報告、あるいは議事録も拝見いたしておりますけれども、その意見も踏まえまして、今後も事業の推進にしっかりと取り組んでまいり所存であります。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

さっき市長も賛否が分かれるというふうに言われましたけれども、やっぱり議会でも審議する中で、結構際どい場面、結果的に今事業は進んできてはいますけれども、やはりどうしようかというふうなところになる事業でもありますし、やっぱり参加している市民の方からも正直厳しい意見というのは上がってくるような事業になるのかなと。

ただ、今進めていくという段階になって、だからこそ丁寧に説明をして、もちろん誰が主体なん

や、この事業はと、誰が説明をするんやという議論もありましたけれども、やっぱり亀山市としても市債だったり一般財源も投入しながら、税金を使っていく事業になっていくので、丁寧な説明というのは必要になってくると思います。

もちろんその意見の中で、権利変換でこれ以上市民から意見を聞いてもしようがない段階になっているんじゃないのというような意見もあったと思うんですけども、今後、この駅周辺整備事業に関して市民の協力というのが必要になる場面というのはまだまだあるんですよ、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山駅周辺整備事業につきまして、当然中心となります2ブロック地区の皆さんや駅前の皆さんは当然でありますけれども、広く市民の皆さんのご理解やご協力を頂く必要があるかというふうに思っております。

また、今後、新年度以降、工事の実施等に当たりましては、駅の周辺地域の環境的な配慮はもとより、橋の架け替え等ということも計画がございますので、交通規制でありますとか、そのようなことにつきましても、当然市民や地域の皆様、あるいは学校、子供たち等々へ十分な事前の説明と協力が必要であろうというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは次の項目で、今後の市民説明会についてということなんですけれども、正直、この2月22日というのはかなり急ピッチで、しかも前回の説明会よりも少し間が空いて開かれたような説明会になってしまったわけなんですけれども、今後市民説明会というのはどんな割合で開かれるのでしょうか。もしないんであればないと言ってもらったほうが市民の方も分かりやすいと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀淵産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺整備事業につきましては、その中心となる亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業が権利者の皆様のご尽力によりまして、計画段階から施工段階へ今現在移ろうとしております。

そのような中、先ほども市長のほうからお話がありましたけれども、亀山駅周辺のいろいろな部分の環境的な配慮が当然必要となってまいります。亀山新橋の架け替えによる通行止めで、その他の交通規制、駅前広場、亀山駅前線もそうでございますけれども、交通障害等が発生するというふうになります。そういうところで、当然ながら市民の皆様や学校関係者の皆様に非常にご迷惑、ご協力を頂くというところになりますので、今後その工事の内容や交通障害、安全対策等につきまして、説明や工事中におけます現場の見学会など、組合と連携して必要に応じて説明会等を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、市街地再開発事業の周辺の関連事業でございますが、これにつきましては、市施行の道路

工事や駐輪場の整備等を予定しておりますことから、併せてこれも十分に周知を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

まだ説明会のほうは開かれていくということでした。

今回の2月22日の説明会の構成なんですけれども、やっぱりもっと意見を言いたい市民の方もいたのかなと思うんですけれども、今後こういった説明会の構成ですね。意見を言える時間だったり、場というのはつくってもらえるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

今後も市民の皆様により丁寧な説明が必要であるというふうに考えております。

その中で、様々な段階で説明会や広報「かめやま」、市ホームページ、Zテレビ等を通じまして、細かな丁寧な説明をしながらご意見を賜りたいというふうに考えておりますので、その辺については今後も随時広報的なこともしっかり行っていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

最後になるんですけれども、ぜひ市長にも一回この説明会へ実際参加をしてほしいと思います。やっぱりさっき意見をもらう時間をつくってほしいと言ったんですけれども、かなり厳しい意見も頂いています。もちろん私たち議会もいろんな市民の方の意見をもらって、こういう場で主張したり提案、質問につなげているわけなんですけれども、これ、さっき副市長は市長の代わりにいろんな公務も出席しながらということなんですけれども、この亀山駅周辺整備事業に力を入れていくというのは、櫻井義之さんという市長が独自で打ち出されている政策なので、市長だったら誰でも来てほしいイベントとか催しというわけではなくて、櫻井市長だから力を入れる政策なんだというところがポイントになってくると思います。

それから、いつも言われていますけど、最低でも一般財源として5億円を支出していく。いろんな数字の出し方が議論で出ていますけれども、一般財源を最低でも5億円使うと。これが今後、何か税収であったり人口増につながっていくという効果もあるとしても、やはりこれだけの額を使うことに関して、ほかにももっと額を使わなくていい事業を存続させてほしい、やってほしいというような議論があるわけなので、やっぱりこういった市民説明会に出させていただいて、丁寧に市民と対話というのをしてもらいたいなど。櫻井市長の中心施策であるので、ほかの説明会とは違うというふうにやっぱり認識をしてもらいたいなど思っております。

では、次の空き家バンクの充実のほうに入っていきたいと思います。

こちらの空き家情報バンク、私もあわよくば一つ買ってみようかな、借りてみようかなというつもりで、いつも検索をしたりチェックをしているんですけれども、最近、物件情報の充実に向けて、何か改善点などはあったのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

空き家情報バンクの物件情報の充実に向けましては、まず本年度から登録を増やすというために、新たな取組といたしまして、固定資産税等の納税通知書発送の際に、空き家の活用に関するチラシを同封させていただきました。その結果でありますけれども、本年度21件の新規の登録がございまして、昨年度までの登録と合わせて、現在本年度に成約いただいた3件を含めて、現在26件の物件情報をホームページで掲載しているところでございます。

次に、ホームページを本年度改善いたしますが、現在、掲載している空き家の情報を分かりやすくするために、まず空き家情報バンクのサイトを開いたときに、すぐにそれぞれの写真が見られるようなレイアウトに変更して、より見やすいサイトにして修正作業を行いました。また、空き家の位置情報をより分かりやすくするために、地図情報を用いた掲載にするよう変更いたしましたところでございます。これらの修正につきましては、来週中にスタートをするという予定でおるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

今の空き家情報バンクだと、物件の情報がずらっと並んでいて、物件情報というのをクリックしないと、どんな外観か、家か分からないというようなつくりになっています。これから写真をぱっと見られるようなつくりが変わっていくということなんですけれども、次に、売約済みであったり商談中という空き家の情報が掲載されているというところなんですけれども、まず売約済みのほうですね。この情報というのはなぜ掲載されているのか、何か意図があったらお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

売約済みですけれども、先ほど申し上げました3件が売約済みという形で表示をさせていただいておりますけれども、これにつきましては他市のサイト、また一部の民間の不動産サイトにおきましても、売約済みを掲載しているというのがありますので、それらも参考にさせていただいております。売約済みという表示、またそれ自体を掲載するということによりまして、空き家情報バンクの活用状況が分かるということで、ほかの空き家の所有者の方、また購入を希望されて検索をされておる方、その両方に空き家情報バンクの活用を促していこうという、そのような考え方でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

売約済みという表記があったら、この亀山市の空き家は売れているんやな、借りられているんやなというのが探している人に分かるから表記しているんだというような答弁だと思うんですけど

も、この売約済みというのはいつまで掲載されるものですかね。あと、もう一つ商談中というものがあるんですが、この商談中になるにはどういう基準があるのか、2点お伺いします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず売約済みの掲載でありますけれども、本年度中の売約済みということでございまして、長くても1年というようなことで考えておりました、今回の修正において、来週からはもうそれが削除させていただくというようにしておるところでございます。

次に、商談中の定義といたしましては、仲介の不動産業者へ買手の方が購入の申込みを行われた場合や、個人間取引の場合は、両方で手続が始められた時点としておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

商談中についてなんですけれども、例えば私みたいな空き家を探している立場としては、商談中という表記を見ると、もう商談中に入ってしまったから、この物件はもう諦めておいたほうがいいのかという少しネガティブなほうに取ってしまいがちなんですけれども、逆に商談中だから、すぐ問い合わせなあかんなあと思って急ぐ人もいるかと思うんですが、この商談中と表記することによって、商談中の物件に対する問合せってどういうふうに変わっていますか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

商談中として表記をするという理由につきましては、先ほど売約済みのときにご答弁させていただいたような理由で、情報バンクの活用を促していくというような考え方でございます。

次に、商談中とした物件でありますけれども、問合せはございますけれども、あくまで商談中であるという説明もさせていただいて、仮にその商談がうまくまとまらなかったときに、商談中をホームページでは削除をいたしまして、相談者の方にもその旨お伝えをさせていただくということにしております。

また、商談中といたしますと、やはりその物件自体については、その時点では問合せは少なくなるというものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

売約済み、商談中という表記、今のホームページのままだと、表記としては中途半端といえど中途半端になるのかなど。やっぱりこういう売約済みであったり商談中という項目、私はこれを設けているのはいいことだと思っています。これをうまく使って、亀山市に住もう、空き家を探しているという人を一人でも多くつかまえてもらうというのに使っていただければと思います。

私、空き家バンクに登録をしようかなということも試みてみたんですけれども、3つ目なんですけど、買手（借手）と売手（貸手）のアクセスのしやすさについてということなんですけれども、少

し手続のほうはやろうとしてみたので、ちょっと聞いてみたんですけども、特に空き家を売ろうだったり貸そうという人から、情報バンクの手続が煩わしくて、もうこれいいわ、大変やというような声というのはあるんでしょうか。それとも登録というのはいやしいものなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

登録手続でございますけれども、空き家所有者の方、登録を考えてみえる方につきましては、極力来庁していただくということで、その際に詳しく記入方法をご説明させていただいて、また直接各物件ごとのシート作成とか疑問点を一つ一つ解消しながら手続面でのスピード化、また簡素化に努めておるといところでございます。

また、所有者の方がその物件の建築面積とか土地面積とかを把握されていない場合につきましては、市で可能な範囲でアドバイスやお手伝いもさせていただいて、煩雑にならないよう努めておるところでございます。そのようなことからこれまで登録申請の手続が煩雑ということで、登録をされないという方は見えなかったと、事例はないといところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

市役所のほうに行けば、様々な手続の段階で市のほうで一緒になって相談に乗ってもらったり、あるいは物件に来てもらって測量なんかをしてもらえというようなことで、特に煩わしいというような声はなかったということでした。

やっぱり私はいつも人口を増やすというようなことを提案しているんですけども、言葉は乱暴かもしれないんですけども、たまたま条件に合う住みやすい家というのがあったのが亀山市という人をつかまえることもできると思うんですね。なので、借手、買手のほうは聞いていないんですけども、あらゆる不動産情報だったり、空き家情報バンクを直接アクセスしなくても、亀山の空き家情報につながるというような工夫を加えていただいて、繰り返しになりますけれども、たまたま条件のいい家が見つかったのが亀山市というような人もつかまえていただければと思います。またサイトのほうをリニューアルするということだったので、リニューアルしたものを使ってみたり、チェックしてみて、また質問のほうを取り上げていきたいなと思います。

では、3つの目のテーマの市の財産処分についてということです。

これを上げた問題点なんですけれども、議案でありました第24号、消防団で使わなくなった倉庫、車庫というのを自治会の倉庫として譲渡するんだというような議案が今回上がってきましたけれども、この議案を受けて、財産の処分に係る流れというのはどういうふうにかんがえたらいのかと思って、質問に上げさせていただきました。

この財産の処分について、平成30年度に実施した総務委員会の所管事務調査の提言で、普通財産の未利用地の処分をすること、進めることというような提言をしたと思うんですが、まずそちらの進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

総務委員会の所管事務調査におきまして提言を頂いております普通財産の未利用地については、現状に応じた区分けを行い、売却や貸付けなど、今後の具体的な方向性と優先順位を示すことというふうな提言を頂いております。この提言を受けまして、普通財産として登録している土地につきまして現地調査を行った上で、早期に売却可能な財産、また売却までに条件整備が必要な財産、市場性が乏しい財産など、普通財産の管理状態に合わせて6つの区分けを行って、財産を区分けいたしました。

それを基に、早期に売却が可能な財産と区分した財産は2つございまして、1つ目は、関町新所地内の若草住宅跡と、関町鷲山地内の旧サカエ建設の2件の土地及び建物につきまして、一般競争入札による公売を行いました。しかし、その結果、双方とも応札者がなかったということから、売却には至っておりません。ただし、現在先着順による売払いを行うため、ホームページで周知しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

進捗について伺いましたけれども、今回の24号の議案、これそのまま消防から自治会に渡していただくという段階だと思うんですけれども、やっぱり普通財産の処分に関しては、一度財務で受けた上で、さっきも入札が不調だったから、次どうしようと実際問題手を打っているのは財務だと思うんですけれども、そういった普通財産を処分するとき、一度財務に所管をした上で次の手というのを考えるべきであったと思うんですが、今回の議案の流れ、フローというのは正しかったのかなあというのを伺います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

普通財産につきましては、亀山市公有財産規則第5条第2項の規定によりまして、財務課長が管理するものとなっております。ただし、市長が別段の定めをしたものについてはこの限りではないとして、現在、旧関ロッジや刈り草コンポスト化センターなど、一部の普通財産につきましては財務課ではなく関係部署が管理している状況でございます。

財産の処分につきましては、売払いの方法により処理する場合は、公有財産規則の16条の規定によりまして、財務課において手続することと定められております。ただし、今回の消防車庫のように無償譲渡により処分する場合につきましては、特段の規定はないということと、また用途廃止の時点で、既に自治会からの譲渡の話も頂いておりましたので、財務課長と協議の上、消防の現在の所管部署で手続を行ったというふうなことでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

今回、議案質疑のほうでも確認したんですけれども、今回というのはあくまで特殊ケースといたしますか、個別案件といたしますか、既にもらい受けてくれると、車庫を壊すというところでコストが

かかりそうなところを、もらい受けてくれるというような自治会があったということで、そのまま所管から移すというようなことだったと聞いております。

さっきから税金税金と言っていますけれども、市の財産ということは税金でつくったもの、税金が基になっているものであるので、このほか生じてくるケースに関して、最大限、例えば今回はたまたま譲渡ができましたけれども、もし買うよ、売れるよという話になったら、やっぱりほかにも考える余地というのは出てくるのかなと思いますので、一度持っているものを手放すという段階でも、最大限にどう有効活用できるかというのを考えた上で進めていただきたいなというふうに感じました。

それでは、全ての項目を終わりましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時39分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問いたします。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症に係る学校等の臨時休業について。

これにつきましては、代表質問でほぼ全ての会派が取り上げられ答弁されましたので、重なる質問については割愛します。しかしながら、1つ目の経緯については、確認の意味も含め、再度お聞きいたします。

亀山市内の学校等が臨時休業に至るまでの経緯について、時系列で流れをお聞きいたします。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

休業決定に至った経緯につきまして、時系列にということですので、まず2月27日午後6時過ぎ、安倍首相が全国一斉の臨時休業要請を表明しました。私が第一報を入手したのは午後7時前でございまして、その後、北勢5市の教育長並びに本市医療関係者と意見交換を行いました。また、県教育委員会事務局の対応について、情報収集をさせていただきました。

その上で、教育委員会事務局内において、臨時休業が可能かどうかについて、子供、保護者、教職員、放課後児童クラブ等の関係者への対応を中心に協議・検討を行いました。

この結果、感染拡大防止と子供たちの感染リスクにあらかじめ備える観点から、臨時休業の判断を行ったところでございます。

そこで、当日27日午後9時半頃に教育委員の同意を得た上で市長と協議し、最終的に市長に決定いただいたということでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

お伺いしました。

私も放課後児童クラブのほうにおりますので、児童クラブ側といいますか、私の視点で一つの事例として当時の状況について申し上げさせていただきます。

私もまず2月27日木曜日に家で夜7時前ぐらいにテレビニュースの速報で今回の学校休業要請を知りました。その後、同僚の放課後児童支援員の間でSNSを通じて不安や疑問の声が幾つも流れていたんですけれども、その後、主任支援員と運営委員会の会長との相談の上、まず学校が休校の場合は、それに準じてクラブも休みと最初に判断が出されました。その後、すぐ午後9時のニュースで、今度は厚生労働省が放課後児童クラブはなるべく開所するよう要請したという情報を見まして、一体どうなるんだろうと心配しながら次の日を迎えました。

翌日の金曜日、状況が分からないまま、ちょうど私、支援員の当番でしたので、いつものようにクラブのほうに行きました。クラブは小学校の敷地内にあるんですけれども、小学校の入り口で全校児童がみんな集められて、校長先生が学校の休校になる理由について子供たちに説明をしておりました。その後、本来なら時間を取って表彰されるはずの子供たちの表彰式が手短に行われ、次に6年生が全員の前で整列し、下級生の前で最後のお別れの挨拶がされました。慌ただしかったんですけれども、恐らくこれが6年生の最後のお別れだったのだと思います。先生方も含め、みんな複雑な様子でしたし、私も何とも言えない状況で見えておりました。

その後、子供たちが大荷物でクラブにやってきました。私ともう一人の先生で協力をして子供たちを見ながら、あちこち電話をかけたり、もらったりして、情報収集をしました。その途中で今岡議員のほうから議会で最新情報を頂いたのをすぐ連絡していただいたので、ようやく亀山市内の学童が月曜から開くことになりそうだと把握をして、ちょうどその日、来年度の1年生の保護者も含めた保護者会があったために、それまでにある程度の情報を準備する必要がありました。その学童が終わった後で、主任指導員がやってきました、保護者会では保護者さんたちの意見も聞きつつ、取りあえずクラブは来週月曜日から春休みと同じ扱いで開所するという見切り発車でお伝えをしました。

その前、主任支援員がSNSでシフト組みのし直しの協力要請を全指導員にしました。保護者の中にも人手が足りなければ手伝うと言ってくれる方もおりました。そのような状況で、日曜日に3月いっぱい何とかシフトのほうに埋まって、小学校の介助員さんも入ってくださることになって、今に至るというふうな状況でした。

このようにばたばたとしていたわけなんですけれども、ここでお聞きをしたいと思います。その後の放課後児童クラブの状況がどうなのか。ほかの状況もお聞きしたいと思いますので、今後のこともあるため、教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

放課後児童クラブの状況ということですので、当時のことからまとめてお話しさせていただきますと、大変急な要請にもかかわらず、ご無理をお願いしたわけなんですけれども、3月2日から全21か所のうち18か所の放課後児童クラブにおいて午前からの児童の受入れを行っていただいております。9日からは全ての放課後児童クラブにおいて午前からの受入れを対応していただいております。

各放課後児童クラブを通じて保護者の方に対しては家庭での保育が可能な場合は、感染拡大防止の観点から施設の利用を控える旨の協力をお願いしております、地域によっても異なりますが、平均で平常利用の約50%の利用率となっているところでございます。

利用いただいている保護者の方からは、共働きで子供を見ることができないため、放課後児童クラブを午前から開所いただき感謝しているとの声を運営者を通じて聞かせていただいたところです。また、運営者におかれましては、施設内での感染予防対策についてご苦勞いただいているところですが、各小学校の体育館やグラウンドを利用できるということで、大変助かっておりますとの連絡を受けたところでございます。

今後の状況ということですので、予想される懸念事項としまして、当初は支援員さんも介助員さんを入れて整えたんですけれども、長引いてきますと、その支援員の安定的な確保でありますとか、財政的な措置等考えられるところですが、各放課後児童クラブによっても状況が違いますので、生じる問題も違ってこようかと考えております。

今後につきまして、そのような状況の中、毎日のように国やら県からの通知が来ますので、それを注視しながら運営者の方々としっかり協議させていただきながら、丁寧に対応させていただきたいと考えておるところです。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

丁寧に答弁いただきましたが、今後の対応についてに移りたいと思います。

最後の項目ですけれども、代表質問の初日からもう4日が経過しておりますので、最新の状況について、影響に対する予算措置などももし変化があるのでしたら、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの最近の状況ということでございますが、今日まで新型コロナウイルス感染症に係る対策といたしましては、市ではホームページで感染症の注意喚起を行いつつ、早期に新型コロナウイルス感染症対策の推進会議を立ち上げ、三重県と連携を密にしながら、庁内で情報共有を図ってきてございます。

また、2月27日には鈴鹿保健所長、それから亀山医師会長等を含むメンバーにおきまして会議を開催いたしまして、情報共有を図りつつ、市内での患者発生時における対応等について、国、県、医師会、市等の役割、責任等について確認を行ったところでございます。

そういった状況の中で、新型コロナウイルス感染症に関する最新の状況といたしましては、新聞等でご承知かもしれませんが、県内における発生状況は3月10日に県内2例目が発生してございまして、接触者調査におきまして3月11日には伊賀の保健所管内において濃厚接触者6名の方にPCR検査を実施したところ、5名の方が陽性であったということでございます。

また、本日午後でございますけれども、新型インフルエンザ等対策措置法が改正をされるという予定とされておりまして、これによりまして、新型コロナウイルス感染症について急速な感染拡大時には、首相による緊急事態宣言が可能となつてこようかと考えております。

そういった中で、これらを踏まえまして、引き続き市といたしましては、迅速かつ的確な対応を図るべく鋭意取り組んでまいります。

それから予算のことですけれども、緊急を要する場合には、予備費等の充当も含め検討して適宜対応してまいります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

なかなか国のほうも動いている最中で、市のほうも難しい判断とは思いますが、全ての人に多大な混乱が生じておりますし、先行きが見えない状況ですが、ぜひとも今の段階から記録を取るなど検証をしていただいて、今後の備えとしていただきたいと思います。

続きまして、次の項目、総合住民情報システムのシステム障害についてお聞きいたします。

まず、昨年末の12月4日に総合住民情報システムにおいてシステム障害が発生したと連絡を受けましたが、どんな障害だったのか。またシステム障害に至った経緯についてお聞きいたします。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

昨年12月4日10時56分、本市の総合住民情報システムを管理しておりますシステム保守委託業者の県外のデータセンターにおきまして、機器を制御するためのソフトウェアの不具合により、本市の総合住民情報システムを含む全国多数の自治体のシステムが一時停止をいたしましたところでございます。

しかしながら、幸いにも本市の総合住民情報システムにおきましては、庁内にリカバリーサーバーを備えておりましたことにより、これを用いて窓口対応を行ったことから、市民の皆様に影響の大きい住民票、印鑑証明などの発行につきましては、システム停止後間もなく稼働できたところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

では、システム障害による亀山市の被害状況についてお聞きします。

早々に対応していただいたということですが、庁内だけでなく市民にもどのような影響があったのかについてお答えください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

システム障害の影響でございますが、まず障害発生からリカバリーサーバーへ切り替えるまでの15分間ほどの間ではございますが、住民票等、印鑑証明などの発行が停止いたしましたところでございます。また、障害発生日には、住民異動に伴う一部の窓口手続ができない状況でございましたが、翌日以降、徐々にシステムが復旧し、最終的には障害発生から6営業日後の12月12日に全ての窓口手続が対応可能となったところでございます。実際に多くの窓口手続で市民の皆様にご不便をおかけしたのは、本市の場合には当日1日のみと認識をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

では、もう既に全て解決済みということですね。分かりました。じゃあ、2番の現状については削除させていただきます。

先ほどの答弁にもございましたけれども、いろいろ私も調べてみますと、他市ではもっと深刻な影響を受けているところもあるようです。他市の状況については把握をしているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回のデータセンターにおける不具合の影響ですが、これはクラウドを使っておるということで、全国的にこの影響が波及しまして、システム保守契約会社と契約をしております全国53の自治体と団体におきまして、それぞれ様々なシステム障害が発生したと報告を受けております。

自治体によりましては、公式ホームページが閲覧できないとか、メールの送受信ができないとか、学校システム障害によりましては、これは12月の時期でございましたので、通知表が配付できないといった様々な影響が出たという報告も受けております。

さらに、一部の自治体においては、データそのものが喪失をいたし、現在もまだ復元ができていない旨も聞き及んでいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

想像すると、かなり深刻、大変なことだったんだと分かりました。今回、亀山市では他市と比べてさほど影響はなかったようですけれども、もしリカバリーサーバーがなかった場合なんですが、深刻な問題になっていたということがよく分かりました。

そこで最後にお聞きしますが、今後の対策について、これは電算システムのことで、なかなか難しいというのは承知の上でお聞きしますが、対策はできるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の対策といたしまして、まずシステム保守委託業者に障害原因の分析を行わせて、再発防止

に万全を期すよう指示をいたしたところでございます。

ただ、議員ご指摘のように、本市ができることといたしましてはやはり限られておまして、今回のようなシステム障害は予想を超えたような事態になったというところであり、報告のあった原因分析や再発防止策の内容を検証いたしまして、今後のシステム保守委託契約に係る、まず仕様の見直しから検討してまいりたいと思います。また、これからのシステムの運用に安全確保を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

今回のことは、本当に地味な部分ではございますけれども、本当に大切な自治体の基盤となる部分であると思います。対応が難しいとはいえ、できることから今回の経験を生かして取り組んでいただくようお願いいたします。

続きまして、地図情報システムについてお聞きをしたいと思います。

地図情報システムにつきましては、試験運転が平成27年6月定例会で現況報告であったと思いますけれども、それについて一般質問をさせていただきました。その後も機会があるごとに様々な部署における地図情報システムの活用について提言を行ってきたところです。

先日、第3次行財政改革大綱を提出されまして、実施計画も提出されまして、様々な面においてITやRPAの活用がうたわれていることもあり、再度項目の一つとして上げさせていただいた次第です。

まず亀山市の地図情報システムについて、これはどのような経緯でつくられたものなのか、その目的についてお聞きします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本市の地図情報システムの導入のまず経緯でございますが、平成23年に庁内で利用を想定した統合型地理情報システムを導入し、各種地図データを統合、共有することにより、重複管理をなくし、業務の効率化を図ることを目的としたところでございます。

また、当該システムの利活用促進を図り、職員が自ら作成をしました地図情報についても、同システムに掲載をしているところでございます。

このように、庁内利用型のシステムにおける電子地図情報が成熟してきたことから、公開可能なものにつきまして、公開型の地図情報システムを導入し、広く一般に公開することといたし、これは議員からもご指摘がございました、市ホームページにおきまして平成27年6月に試行運用させていただき、同年9月には本格運用に入ったところでございます。また、その後、掲載する地図情報の拡充を行いまして、現在では20項目の地図情報を掲載しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

運用開始から5年近く経過しております。ホームページで確認をしてみますと、現在は開設当初

よりはメニューが増えておりまして、先ほどもご答弁がありましたように20項目があるということです。

そこで、この後どのように変わったのかということで、現在はどのような使用ができるのかを教えてください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市が公開している都市計画情報や路線網図などの地図情報をご自宅やオフィスにおいてインターネットを通じて確認ができるようになったものでございます。

また、民間の地図情報システム、グーグルと機能連携をするなどして、地図の検索、メモ登録、作図、距離計測、ルート検索等の機能を有しているところでございます。

ほかにも地図情報を様々な方法で出力することができ、印刷、ファイル出力、QRコード変換、URL保存、メール送信などが利用者間で可能となっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

様々な機能がついているということが、私も知らない機能もついていたんですけども、今後どのような活用を考えているのか。以前の答弁の中で、一番最初はICT利活用計画の中においてとか、情報化推進計画に反映するとかいう答弁を頂いたんですけども、今後実施される予定の第3次行財政改革大綱とか、そういったものには何も具体的な内容がないんですけども、それは活用はなされないということなんですか、お聞きします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

この統合型地図情報システムというのは、様々な本市の各種施策を進める上で非常に有効なツールということを考えておりますので、例えば市民や事業所の皆様に市が保有する情報を視覚的にお伝えする仕組みは今後においても必要不可欠であると認識しておりまして、各種計画の中のツールとして活用してまいりたいというふうに考えております。

また、このため掲載項目の整理を行うなど、さらなる地図情報の充実が必要だというふうに考えております。また、今後各施策の担当部署において、新たなシステム活用の提案があった際には、その効果を検証した上で、活用実現に向けて、ここも積極的に支援してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

再度確認したいんですけども、これは広く一般に公開ということで、今公開になっているんですけども、公開することで、誰がどのように利用することを想定してつくられたのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

地図情報システムは、市ホームページで広く一般に公開をさせていただいておりますので、市民や事業所の皆様がそれぞれの立場で情報収集や課題解決の手段の一つとして広くご活用いただけるものと認識をしております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

仕事でとか一般の方とかということで、市民の方が使ったりいろんな想定がされるというのは、私も使っているのだから分かるんですが、これほとんどの方が知らないと思うんです。そして、亀山市のホームページを見ていただきましても、左の端に地図情報システムと1行あるだけであって、これが何を意味するのかほとんど分からないのかなど。ただ、不動産業界の方とかに聞きますと、これを使っているのが普通なんじゃないという意見がありますので、恐らくそういう業界によっては普通に知られているものなのかなという感覚で私も捉えております。

ここにいらっしゃる皆さんの中でも、地図情報システムの使い方、平成27年度には一応お示しはさせていただきましたけれども、なかなか口頭で便利さをお伝えするのが困難であったので、今回画像を7枚ほど用意させていただきましたので、そちらをまず確認をお願いします。

口頭でこれを説明するのは難しいので見ていただきますと、まず1枚目の地図情報システム、これは目次のページですね。20項目がこの中に入っております。この中で見たい情報だけを選択できますので、地図情報システムの活用事例として、今回は防災マップを使って避難所への行き方というのを亀山市の地図情報システムを使って紹介します。

まず、このマップの中の赤い印で指定避難所とあると思うんですけど、ここの防災マップのところを選びます。

2枚目の画像をお願いします。

すると、このように亀山市の地図上に避難所の場所が示されます。行きたいところ、例えば今回は西小学校を避難所としまして、クリックを押しますと、画面のように簡易情報のポップが出てきます。そのポップをもう一回クリックしますと、詳細の情報が現れます。大きなポップのほうが詳細情報です。

実は、この地図情報システム、ほかの自治体もこのシステムを使っているところが幾つかございまして、その左上の大きい詳細情報のポップに書き込み情報、使い方の他自治体との違いというのが大きく表れてきます。今回、亀山市の場合は、この詳細情報の、小さくて見にくいかもしれませんが、一番下のところに「GoogleMap ページを開く」というふうにあります。ここを押しますと、ナビ機能の高いグーグルマップが使えるようになります。

次の画面をお願いします。

先ほどの「GoogleMap ページを開く」を押しますと、グーグルマップが出まして、グーグルマップなんですけれども、左画面に写真つきの西小学校がついていますけれども、このグーグルの民間情報が現れます。これを使ってナビを使ってみます。

写真下の青いルートボタンがありますので、これを押すと、次の画面をお願いします。

皆さんもお使いだと思うんですけども、このようにルートボタンを押すと、出発地や交通手段を書き込み、ナビゲーションが始まるようになります。徒歩で11分ぐらいとか、いろいろ選ぶことができます。

ちなみに、今回は分かりやすいようにパソコン画面でお示しさせていただきましたが、もちろんスマートフォンでも同様の操作が可能になります。

5枚目の画面をお願いします。

こちらは応用編ですけども、使っている方も多いと思いますが、ストリートビューを使えば、このように目的地までの道のりの下見も可能になります。このように2画面にもできますし、ほかにも先ほどいろいろ答弁がありました。様々な使い方がありますので、まず皆さんにもぜひ使ってみてほしいと思います。

以上、簡単にご説明差し上げました。このようなことが地図情報システムからできるということ。を再度説明した上で、次の項目に移っていきたいと思います。

次の項目については、活用についてなんですけれども、先ほど地図情報システムを総合的な視点から伺いましたので、まず防災面についてからお聞きします。

亀山市では防災マップの冊子が配られておりますが、これらの防災関連情報はホームページでも確認することができます。

しかし、ホームページから自分の見たい防災情報を探すと、私ちょっといららしてしまったんですけども、これらの情報というのは全てPDFファイルで開かなければ分からない。先ほどの今岡議員のでもありましたけれども、開かないと写真も分からないし、どこなのかも分からない状態です。全体も見られなくて、地区ごとにページが区切られている。そして、避難所の位置は分かっても、住所がそこに書いていないので、別のファイルを探さなければならないなどの手間が多くありました。

これらの問題解消は、先ほどの地図情報システムを使えば全て解決するのですが、なぜ防災情報と地図情報システムはリンクしていないのでしょうか。お答えください。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

防災マップがどうしてリンクされていないかということなんですけど、令和2年度に新たな総合防災マップを作成いたしますが、その内容としましては、亀山市地図情報サービスに掲載している土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域図等を基にした洪水土砂災害ハザードマップ、地震ハザードマップ、さらには重点ため池ハザードマップ等を掲載する予定でございます。

あくまで、この総合防災マップにつきましては、法律上印刷物の配布が原則となり、亀山市におきましても印刷物を市内全戸に配布する予定でございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、有事の際にスマートフォン等によりこの地図情報システムを利用して避難行動を取る方も想定されますことから、市民の皆様への情報周知の一つとして作成する総合防災マップの内容から風水害、地震災害等、災害種別ごとに必要な情報をしっかりと洗い出しつつ、この地図情報システムに極力反映できるよう検討を重ねてまいります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

先ほども答弁がありましたけれども、災害のときって本当に情報が一番大事になってくると思いますし、いつどこで災害に見舞われるか分かりません。実際に災害時に防災マップを持ってはる人はあまりいないかなと思うんですけれども、それこそそういうときにスマートフォンで現在確認できる位置情報というのはすごい大事だと思いますので、利便性については、ぜひとも迅速に対応をしていただきたいと思いますと思うんですね。

次の画面をお願いいたします。

これは、参考に鈴鹿市さんも実は亀山市と同じベースの地理情報を掲載しております。こちらの詳細情報を開きますと、基本情報以外にも、先ほどの大きなポップですね。物資拠点であること、または行政施設であることとか備蓄物であるとか標高なども記載しております。これは下にももつと続くんだけれども、空欄が今多いのは、恐らく今作成中なんだと思います。しかしながら、これらをこれから充実しようという姿勢が見られますよね。このように書きたいこと、伝えたいことというのを各自治体のほうでいろいろやっていると思うんですけれども、こういった情報をどんどん追加することができます。

また、一番画面の左側のところにレイヤーがございまして、これは見ていただければ分かるように、緊急避難所以外に水防倉庫であったり臨時ヘリポートなどの位置情報も表示が可能になっていますので、例えば消防のほうでも活用できると思うんですね。職員さんだけでなく、市民の方にも情報をオープンにして、こういったものを活用するためには検討いただくというか、ぜひともしていただきたいんですけれども、市長のご意見をお願いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご提案のような方向で検討をして実現をしてみたいというふうに思いますので、おっしゃるようないろいろ情報を提供するという意味では、非常に有効な仕組みというふうに考えておりますので、しっかり実現に向けて検討してみたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

すぐに検討という言葉が出てきて、あつと思ったんですけれども、亀山市は来年度、総合的な防災マップの作成と配布を実施するとありました。配布を実施ということで冊子なのかなと思っていましたら、これは法律のほうで冊子で、紙面でというふうに決まっているそうですね。でも一方で、地図情報システム一つあれば、災害別に防災マップを何冊もということもなくて、また数多くの情報を一度に載せるとかえって見にくくなったりします。例えば地震のときはこのページ、大雨のときはこのページ、台風のときはこのページというふうに自分で選択できるというのはすごく大事なことだと思います。そういったものをぜひ活用していただきたい。その意味で今回は質問をさせていただいております。

その上に追加事項とか変更事項もすぐにコストをかけずに対応できるというのもすごく重要なポ

イントだと思しますので、この特性を生かして、ぜひ亀山市に適した防災対策に取り組んでいただきたいと思ひます。

次に移ります。

今度、観光面について。

そもそも地図情報システムは、地図をベースに様々な情報をレイヤーで重ねていくことで追加していけるというメリットがあるものなので、防災に限らず、観光においても活用が見込まれると思ひます。

実際に地図情報システムのメニューにも7座トレイルが掲載されておりますが、観光や文化財などにおいて、今後どのような使用をしていくのかを教えてください。

○議長（小坂直親君）

青木生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

観光面におきます地図情報システムにつきましては、本年度までは亀山7座トレイルのレイヤーを追加し、登山道情報の提供に取り組んでまいりました。

同レイヤーの特徴は、地図情報を追加するのみでなく、最新情報の提供のため、ホームページへリンクをつけるなどの工夫を行っております。

今後につきましては、亀山7座トレイルの情報の更新と併せて、亀山7座から観光地へ誘導するコンテンツの充実を図るため、観光施設情報の掲載だけでなく、SNSとリンクをし、最新観光情報も併せて提供できるシステムを検討してまいります。

また、文化財施設につきましても、観光施設と同様に地図情報システムにおいて情報を提供できますよう、新年度予算におきまして必要経費を計上させていただいております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

私も聞き取りのときまで知らなかったのですが、既に今回文化財において、来年度予算が計上されているということで、ありがとうございます。また、7座トレイルについては、亀山市としての特色ある使い方だと思ひますので、ぜひ引き続きお願いをいたします。

次の項目に移ります。

今度は各公共施設についてお聞きをしたいんですが、各公共施設についても様々な活用ができると思ひます。

7枚目、最後のページですが、こちらをお示してください。

こちら亀山市と同じベースの一宮市の138マップ、「いちのみや」なんですけれども138マップの一部を表しております。

これは、なぜ参考にと出させていただいたかといいますと、一宮のほうも結構特色を持ったメニューがありましたので、参考に用意させていただきました。

画面を見ていただきますと、例えばメニューの右端、多目的トイレというのがございます。これは市民や観光客にとっても本当に便利で優しいものだと思ひます。トイレ利用者の方の中には、車椅子しか入れなかったり、オストメイト対応でないと駄目だという方もいらっしゃいます。詳細が

ップには、トイレの数や乳幼児施設の有無、また施設内にあるトイレもございます。こういったときには、利用可能時間までも記載がございました。

また、それ以外にも左のレイヤーを見ていただきますと、バス停留所マップや赤ちゃんのための授乳スペースマップ、またWi-Fiスポットマップなど、市民にとっては本当に便利でありがたい情報がたくさん載せられております。

そこでお聞きしますが、市民や亀山市に訪れた観光客、また民間に向けての利便性を高めるサービスというのは考えていないのか、お答えください。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

現在、亀山市地図情報サービスのトップページの目次につきまして、施設の表示項目については、公共施設、市の施設、学校・幼稚園・保育所等といったものを掲載しております。そのほかにも情報を提供する項目といたしましては、亀山市に訪れる方のための観光施設であるとか公園、史跡など様々な項目が考えられますので、そういうようなものを充実していきたいと考えております。

また、現在の内容は検索がしづらいというような部分もございますので、今後改善していきたいと思っています。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

それでは、次なんですけれども、広報について。

特にここが今回聞きたいところなんですけれども、ここまでのいろいろな提案、紹介をさせていただいた中で、やっぱり根本の問題というのは、せっかくいろんな公開していただいてそれぞれあるんですけれども、市民の方がほとんど知らないのではないかと。市民に向けての周知ができていないのではないかと。もう5年たとうとしていますけれども、こういった広報であったり、利用してもらいやすい工夫が必要でないかと、これについてお聞きをします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

地図情報システムにおける地図の情報ページ閲覧数は、月平均で約2,000件ございます。こうしたことから、さらなる利用促進のために、ご提言のございましたホームページなどの広報媒体を活用して、本システムの周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、周知の際には、本システムが持っております便利な機能を紹介するとともに、利用方法についても利用者目線に立って分かりやすく解説もいたしたいというふうに考えております。

また、現在本システムを利用するための市ホームページ上の入り口がちょっと分かりにくいというご指摘も頂いておりますので、ちょうど令和2年度は市ホームページをリニューアルする予定となっておりますので、例えばバナーを設けるなどして、見直しを図ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

じゃあ、ちょうどいい時期に質問をさせていただいたということで、ありがとうございます。

私、これ最終的にこのシステムを市民協働にいずれは手段として使えるようにしてほしいと思っています。例えばですけれども、今まちづくり協議会、現在市内ほぼ全ての協議会においてホームページが作成されております。でも、そこでストップしています。私の印象では、まだ協議会同士の連携というのは少なく、またばらばらなイメージが今まだしているんですけれども、だからこそ、まずは地図上にまちづくり協議会のレイヤーをつくっていただいて、市内のどこにあるのかというのをまず今の避難所のように見られるようにしていただく。そして、その協議会のレイヤーの一つの場所に今詳細情報ポップと言いましたけれども、その部分にまちづくり協議会ごとのホームページのアドレスを貼っていただく。そういうことをしてみたいかでしょうか。亀山市内のまちづくり協議会マップというのが地図情報システム内であればいいかなと思っています。

じゃあ、今現在亀山市のホームページはどうなっているかといいますと、検索サイトでまちづくり協議会というふうに入れますと、一覧表がぱっと出るだけなんです。字面でだっと出るだけなんです。それこそ空き家バンクみたいな形なんですけれども、これではどうしても探しにくい、また親しみが湧きにくいということで、市長、ぜひ後でホームページを確認していただきたいんですけど、もしまちづくり協議会マップをつくれれば、それぞれのまちづくり協議会はどのあたりにあるか一目でわかりますし、市長はどう思われますか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私も結構使わせていただいておりますが、確かにご指摘の使いにくさ、あるいは煩雑なところでもありますとか、情報の不足しておる部分があるかと思っておりますので、最後のまち協のレイヤーをつくったり、その中で紹介するということも含めまして、何点か建設的なご意見、ご提言を今頂いております。令和2年度、先ほど部長のほうからも申し上げましたが、ホームページのリニューアルの時期を迎えておりますので、ぜひご提言も含めまして、より多くの方がご利用いただけるような内容にバージョンアップをできたらというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

前向きな答弁を頂いたと認識いたしております。

地図情報システムは、今亀山市にある資源として適切に使っていただいて、コストを抑えつつ、大きな成果を生むことのできるコンテンツだと思っています。今後の設備投資も要らないし、維持管理の負担もほとんどかからないかと。そういった中で、民間の地図情報と連携による汎用性の高さによって、また未知の可能性を含んでいるシステムでもあると最初から感じていたんですけれども、やっぱりこれは使ってみないと便利さって分からない部分もあると思うんですね。いつも乗合タクシーを使ってくださいと言いますが、やっぱり乗ってみないと分からないのと一緒だと思

うんです。

今回、他市の事例も上げさせていただきましたけれども、他市でもどんどん進化しています。そういった中で、やはり再度皆さんに聞いてほしい、そして使っていただきたいという思いで質問をさせていただきました。

亀山市の各部署の職員さんたちの斬新なアイデア、そして亀山市らしい創意工夫を持って地図情報システムを活用しつつ、第3次行財政改革も成功させていただきたいと願って、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

明日14日から25日までの12日間は、常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

明日14日から25日までの12日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの26日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後 1時48分 散会）

令和 2 年 3 月 2 6 日

亀山市議会定例会会議録（第 7 号）

●議事日程（第7号）

令和2年3月26日（木）午前10時 開議

- 第 1 議案第 1号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 第 2 議案第 2号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 3号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 4 議案第 4号 亀山市基金条例の一部改正について
- 第 5 議案第 5号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 第 6 議案第 6号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 第 7 議案第 7号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第 8 議案第 8号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 9 議案第 9号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第 10 議案第10号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 11 議案第11号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 12 議案第12号 令和元年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 13 議案第13号 令和元年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 14 議案第14号 令和元年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 15 議案第15号 令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第 16 議案第16号 令和2年度亀山市一般会計予算について
- 第 17 議案第17号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 18 議案第18号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 19 議案第19号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 20 議案第20号 令和2年度亀山市水道事業会計予算について
- 第 21 議案第21号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 第 22 議案第22号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計予算について
- 第 23 議案第23号 令和2年度亀山市病院事業会計予算について
- 第 24 議案第24号 財産の無償譲渡について
- 第 25 議案第25号 市道路線の認定について
- 第 26 議案第26号 亀山市教育委員会委員の任命について
- 第 27 議員提出議案第1号 乗合タクシー制度の更なる充実を求める決議
- 第 28 議員提出議案第2号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	生活文化部参事	谷口広幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	健康福祉部参事	豊田達也君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君
監査委員	渡部満君		

●事務局職員

事務局長	草川博昭	議事調査課長	渡邊靖文
書記	水越いづみ		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第7号により取り進めます。

それでは、去る11日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第1号から日程第25、議案第25号までの25件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 1号	亀山市職員定数条例の一部改正について	原案可決
議案第 7号	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決
議案第24号	財産の無償譲渡について	原案可決

令和2年3月18日

総務委員会委員長 尾崎 邦洋

亀山市議会議長 小坂直親様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 2号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につ

	いて	原案可決
議案第 3 号	亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第 4 号	亀山市基金条例の一部改正について	原案可決
議案第 5 号	亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第 6 号	亀山市水道事業給水条例の一部改正について	原案可決
議案第 25 号	市道路線の認定について	原案可決

令和 2 年 3 月 1 6 日

産業建設委員会委員長 岡 本 公 秀

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

議案第 8 号	令和元年度亀山市一般会計補正予算（第 5 号）について	原案可決
議案第 9 号	令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について	原案可決
議案第 10 号	令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議案第 11 号	令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議案第 12 号	令和元年度亀山市水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第 13 号	令和元年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第 14 号	令和元年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第 15 号	令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議案第 16 号	令和 2 年度亀山市一般会計予算について	原案可決
議案第 17 号	令和 2 年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第 18 号	令和 2 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案可決
議案第 19 号	令和 2 年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決
議案第 20 号	令和 2 年度亀山市水道事業会計予算について	原案可決
議案第 21 号	令和 2 年度亀山市工業用水道事業会計予算について	原案可決

議案第 2 2 号 令和 2 年度亀山市公共下水道事業会計予算について

原案可決

議案第 2 3 号 令和 2 年度亀山市病院事業会計予算について

原案可決

令和 2 年 3 月 2 4 日

予算決算委員会委員長 中 崎 孝 彦

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

○議長（小坂直親君）

初めに、尾崎邦洋総務委員会委員長。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る 1 1 日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、1 8 日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第 1 号亀山市職員定数条例の一部改正については、職員の定数を維持しつつ、さらに多様化する行政需要への対応を図ることを目的とし、育児休業者を職員の定数に含まないこととするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、改正によるメリットとデメリットに関する質疑があり、これについては、メリットは、これまで育児休業者の代替職員は全て臨時職員であったのが、正規職員を配置できるため、よりフレキシブルな職員配置ができる。デメリットとしては、人件費が増加するとの答弁でありました。

次に、正規職員の増加につながるのかとの質疑があり、これについては、必要などころに正規職員を配置することから非正規職員から正規職員へ替わっていくため、その比率は高まっていくとの認識を持っているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第 7 号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、地方自治法が改正され、第 2 4 3 条の 2 が第 2 4 3 条の 2 の 2 に繰り下げられることに伴い、関係する 4 つの条例について条項の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑がなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第 2 4 号財産の無償譲渡については、亀山市消防団の車両の運用が取りやめとなったことに伴い、使用していない建物を自治会の活動を支援するため、無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、質疑がなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しま

した。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、岡本公秀産業建設委員会委員長。

○12番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る11日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、16日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第2号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関し、県を通じて国から交付される農地利用最適化交付金を活用し、令和2年度から新たに農業委員等の活動及び成果の実績に応じた報酬を支給するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、能率給の財源に関する質疑があり、これについては、全額国の交付金を活用するものであるとの答弁でありました。

次に、能率給の算定根拠に関する質疑があり、これについては、活動実績は各委員からの活動報告により確認する。成果は、利用権設定の申請により農地の集積がどれだけ進んだか、また地域の調査により遊休農地をどれだけ解消できたかを確認するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第3号亀山市手数料条例の一部改正については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進、その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準が改正され、共同住宅等の共用部分に係る一次エネルギー消費量の評価について、申請者の申請に基づき、共用部分を算定しない評価方法が追加されたことから、関係する手数料の額を見直すため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、該当件数に関する質疑があり、これについては、過去数年の実績を見ると、これに該当する物件はほとんどないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第4号亀山市基金条例の一部改正については、森林の整備及びその促進に関する施策に要する資金として、森林環境譲与税を積み立てる基金を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、森林環境整備基金の使途に関する質疑があり、これについては、森林経営管理法に基づく森林経営管理事業を優先的に取り組むこととし、それ以外に法律で定める人材の育成や普及啓発、木材の利用促進などに使用していくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第5号亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正については、道路構造令が改正され、自転車道の設置に関する基準が改められたことに伴い、改正後の政令と同様の基準を条例で定めるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、安全面への配慮に関する質疑があり、これについては、これまでは自動車と歩

行者の安全を考えてきたが、自転車の通行量の増加に伴い、今回自転車通行帯の設置要件を規定し、自動車、歩行者及び自転車の安全を図るものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第6号亀山市水道事業給水条例の一部改正については、市が給水を受ける北中勢水道用水供給事業北勢系長良川水系の基本料金が令和2年度から引き下げられることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、基本料金の引下げの根拠に関する質疑があり、これについては、三重県企業庁から施設の建設改良等に要した資金に充てるために借り入れた企業債の利息や、減価償却費の減によるものと伺っているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第25号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である栄町26号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、中崎孝彦予算決算委員会委員長。

○7番（中崎孝彦君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る11日の本会議で当委員会に付託のありました議案第8号から議案第15号までの令和元年度各会計補正予算8議案及び議案第16号から議案第23号までの令和2年度各会計予算8議案の審査に当たるため、23日及び24日の2日間にわたり委員会を開催いたしました。

初めに、議案第16号令和2年度亀山市一般会計予算について、議案第17号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第18号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第19号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第20号令和2年度亀山市水道事業会計予算について、議案第21号令和2年度亀山市工業用水道事業会計予算について、議案第22号令和2年度亀山市公共下水道事業会計予算について及び議案第23号令和2年度亀山市病院事業会計予算についての8議案の審査を行いました。

その結果、議案第16号令和2年度亀山市一般会計予算については、長期財政見通しで財政調整基金は年々減少が見込まれているにもかかわらず、その基金を13億円取り崩して大きな規模の予算編成をしたことは、今後新庁舎建設やリニア亀山駅整備などの大型事業が予定され、さらには次々と更新時期を迎える公共施設に多額の更新費用が必要となる中、将来を見ていないと言わざるを得ない。また、市民の理解が少なく、翌年度への繰越しが当たり前となっている亀山駅周辺整備事業や、多くの市民の声に背を向けたタクシー料金助成事業の大幅な削減、事業の効果が不明なまま5,000万円もの積み増しをするリニア基金、完全給食とすることが決まったのに検討するだけという中学校給食など問題のある予算が幾つも含まれており、将来の財政負担を考慮することなく大規模事業優先で、市民の命と暮らしを守り、切実な要求に十分応える予算になっていないとの理由から反対討論がありました。

次に、議案第17号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算については、国民健康保険は、他の医療保険と比べ被保険者の所得が一番低く、所得に占める国民健康保険税の割合が一番高いという構造的な問題は依然として解決していないが、被保険者の命と暮らしを守るとりであり、高過ぎる保険税の引下げを行うべきであるとの理由から反対討論がありました。

次に、議案第18号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算については、保険料は2年ごとに改正が行われ、来年度が改正の年で、高齢者が支払った保険料は2年の精算で、次の保険料を引き下げる形で返還されるべきところであるが、今回は先々増える高齢者の保険給付を心配して基金を残し、保険料の引下げが行われていない予算であるとの理由から反対討論がありました。

そして、これらの議案については、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第19号から議案第23号までの5議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

なお、委員会として、一つ、委員会の審査の過程において出された意見を十分に尊重して、計画的・効率的な予算の執行に取り組まれるとともに、令和2年度からスタートする第3次行財政改革大綱及び前期実施計画の具現化に向け、歳入の確保と徹底した歳出の削減に努め、早期に成果を上げられたい。

一つ、各種基金については、亀山市基金活用指針に基づき、適切に運用されたい。

特に、令和2年度当初予算は財政調整基金を13億円取り崩しての予算編成であるが、基金残高が減少する中、事業の選択と集中により歳入に見合った歳出の実現に向け、基金の取崩しは慎重に判断されたい。

また、庁舎建設基金については、現在新庁舎整備基本計画の策定段階であることから、今後は当初予算から積立金を計上されたい。

一つ、亀山駅周辺整備事業については、平成30年度行政経営の重点方針に掲げながら約14億円を次年度に繰り越し、令和元年度も約3億7,000万円を次年度に繰り越すこととなったが、これまでの亀山駅周辺整備事業特別委員会が出された意見や地元の意向を踏まえ、慎重かつ確実な予算の執行に努められたい。

なお、全体事業費（図書館保留床購入費を含む）については、これ以上増額することのないよう取り組まれたい。

一つ、新たに策定された第4次定員適正化計画に基づき、必要な部署には適正に正規職員を配置するとともに、非正規職員の会計年度任用職員制度への移行に伴い、職員の正規職員化に努められたい。

以上、4点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第8号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、議案第9号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第10号令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第11号令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第12号令和元年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第13号令和元年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第14号令和元年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について及

び議案第15号令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）についての8議案は、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について、各分科会長から報告を受けました。

その結果、議案第8号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）については、亀山駅周辺整備事業の繰越明許費補正は、当初予算額の81%を繰り越す異常なもので、国から補助金が下りるため執行できるかどうか分からないが予算に計上したというのが実態で、このような経緯を持つ繰越しを認めるわけにはいかない。また、情報教育推進事業の増額補正は、児童・生徒1人に1台のタブレットを整備するためのネットワークを完備するものであるが、今の教育現場で最も予算措置が必要なのは、正規の教員を増やし、教員の多忙化の解消を図ることである。さらに、タブレットの導入は国の補助では足りず、その後の維持管理費も全て自治体の負担となるほか、指導する教員の負担も増えることになるなどの理由から反対討論がありました。

そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

また、議案第9号から議案第15号までの7議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第1号から議案第25号までの25件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第16号令和2年度亀山市一般会計予算について、議案第17号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について及び議案第18号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算の3議案に反対の立場で討論します。

まず、一般会計予算についてです。

来年度予算は、財政調整基金を13億円取り崩して予算編成がされ、前年度比8.1%増で過去2番目に大きな規模の積極的な予算です。

しかし、長期財政見通しでは、財政調整基金は年々減少が見込まれ、総合計画の後期基本計画がスタートする2022年度には、今のように多額の財政調整基金を取り崩しての予算編成はできなくなるおそれがあります。このことについては、櫻井市長も質疑の中で認められました。

さらにその後も、土地購入費を除き50億円ほどかかると予想される新庁舎建設や、中間駅に決まれば新庁舎以上の費用がかかるとされるリニア亀山駅整備事業が予定され、また老朽化が進み、

次々と更新時期を迎える公共施設の更新費用に年間二十数億円がかかるなど、多額の支出が予想されています。また、多発する災害への予算も必要になります。

このように、長期的な財政見通しで今後を見れば、来年度にこれほど大きな規模の予算編成をしたことは、将来を見ない予算編成だと言わざるを得ません。予算の中身も問題です。特に総事業費71億円の新図書館を含む亀山駅周辺整備事業の予算が突出して多く計上されていますが、この事業に対する市民の理解は少なく、地域の権利者の人たちの願いにも反する事業になっています。また、毎年のように予算の執行率が極めて悪く、翌年度への繰越しが当たり前になっていることも問題であります。さらに、必要のなくなったコンサルへの委託料も問題です。

市民の暮らしを守る最前線で仕事をする職員体制も大きな問題を抱えています。来年度から会計年度任用職員制度がスタートしますが、この制度の導入理由である正規職員を置くべきところに非正規職員を置いていたのを改め、正規職員をきちんと配置するということが方向性としては示されましたが、まだ具体的にはなされていません。その一方で、設置の必要性が疑問視される理事職を年間600万もの人件費をかけて置いています、その人件費は正規職員の増員に充てるべきです。

さらに、個別の予算でも、多くの市民の声に背を向けたタクシー料金助成事業の大幅な削減、事業の効果が不明なまま5,000万円もの積み増しをするリニア基金、完全給食とすることが決まったのに検討するだけという中学校給食、また待機児童がゼロにならない実態があるのに、認定こども園にこだわって老朽化した公立保育園の建て替えを行い、待機児童を解消するという予算がない保育園、市民のプライバシーを守る保証がないまま推進されるマイナンバーカード事業など、問題のある予算が幾つも含まれております。

以上のとおり、将来の財政負担を考慮することなく、大規模事業優先で市民の命と暮らしを守り、切実な要求に十分応えない問題のある、この議案には反対するものです。

次に、国民健康保険事業特別会計予算についてです。

国民健康保険が他の医療保険と比べ、被保険者の所得が一番低く、所得に占める保険税の割合が一番高いという構造的な課題が依然として解決していない中、被保険者の命と暮らしを守るとりである国民健康保険事業の果たす役割は大切です。高過ぎる国保税に対し、保険税の引下げが行われないことが反対する第一の理由です。

保険税を滞納したときに発行される短期証について質疑をしましたが、悪質な滞納者でもないのに199件の短期証が発行されており、特に1か月証が多く、被保険者の負担やストレスは重いものです。社会保障でありながら、このペナルティーは重過ぎます。滞納整理と保険証の発行を分けることや、悪質滞納者と生活困窮者の滞納を分けることが必要です。支払い可能な保険税にすることや、質疑で紹介した横浜市のように全て正規の保険証を発行することで、被保険者の医療を受ける権利を守り、健康を守るべきだと考え、この議案には反対いたします。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

後期高齢者医療保険事業の保険料は、2年ごとに改正され、来年度は改正の年度です。改正の内容を質疑したところ、値上げをすることでした。決算で出た剰余金のうち、保険料については高齢者が払い過ぎたものであり、保険料の引下げという形で返還すべきものです。今回の予算は、先々増える高齢者の保険給付を心配して基金を残し、保険料の引下げが行われなかった予算であり、反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子です。

公明党を代表して、議案第16号令和2年度亀山市一般会計予算について賛成の立場で討論します。

今回の予算には、幼児教育・保育の無償化に係る予算、このたびの学校休業に伴い、非常にお世話になった放課後児童クラブ運営支援の予算、井田川小学校増築工事や給食室の改修工事費用、地域のにぎわい、交流、情報発信の場として活用予定のJR加太駅舎改修事業費、自立した地域まちづくりの活動を支援する地域まちづくり協議会支援事業費、近年多発している豪雨災害などに対応するための浸水シミュレーションに基づく浸水対策計画の策定や総合的な防災マップの作成事業費、さらに道路橋梁の修繕費など市民生活に欠かせない大事な予算が計上されております。

次に、質疑を通して明らかになった内容を申し述べます。

まず子育て関係については、従来の健診に加え口腔ケアを行うことで、流産の抑制や子供の乳歯の形成に効果が期待される妊婦・歯科健診と、弱視の早期発見につながる3歳児眼科健診が新たに計上されています。また、定期予防接種に加え、亀山市は任意接種についても費用助成をしておりますが、新たに百日せき・ジフテリア・破傷風の混合ワクチンに対する費用助成も計上されております。成長に伴い効果の切れる百日せきのワクチンを打つことで、兄弟間の蔓延を防ぐ効果を期待いたします。

亀山市の母子保健関係の健診率は90%を超えていることに加え、未受診者への働きかけをアウトリーチも含めされており、妊産婦をサポートすることで児童虐待の防止にもつながることなど非常に重要な予算となっております。

次に、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、8050問題やごみ屋敷等、複雑、絡み合う地域課題に対応している地域福祉力強化推進事業です。新年度から社会福祉協議会に委託しているコミュニティソーシャルワーカー2名を正規職員とし、新たにひきこもり状態にある方への支援強化として行政専門員を配置し、情報発信の在り方、実態把握の方法などを行う予算となっております。大いに評価する予算です。ただ、質疑でも明らかのように、年々相談件数は増えている中で、コミュニティソーシャルワーカー1人当たりの相談者は約120人ということから、過重労働にならないよう関係部署との連携の中での対応を求めています。

次に、乗合タクシー制度です。

この事業は、今年度において、乗合タクシーに登録された方がタクシー券を頂けるといった誘導措置によって、登録率も前年度の27.6%から45.9%になっており、延べ利用者数も1,729人と伸びております。質疑の中で、地域停留所まで歩くことが困難な場合の対処として、まちづくり協議会から市に申請をすることで拡大が可能なこと、特定目的地の拡大に関しても、病院や大型商業施設以外にも小規模事業所なども設置可能であり、負担金に関しても検討するとの答弁があり、改善の方向性は確認できました。ただ、市が言う乗合タクシー制度のよさがまだまだ市民には

伝わってはならず、今回初めて全員協議会で提出された乗合タクシーとタクシー券の自己負担額の比較資料のように、分かりやすく、地域に応じた説明をさらに求めます。また、市民から出された意見をしっかりと分析・改善することも併せて求めます。

次に、個人番号カード交付事業についてです。

交付率の低さが指摘されておりますが、今年の2月よりマイナンバーカードを活用することで、住民票などの各種証明書が全国のコンビニで発行できることなど、多様な働き方に対処した取組もされており、新年度にはマイナポイントの事業も始まるなど、利便性の向上も進んでおります。

しかし、ICT活用計画に示されたマイナポータルの子育てワンストップサービスなど、若い世代への交付率の向上につながる可能性のある取組を先延ばししていることは、交付率の低下の一因になっているとも言えます。新年度には検討されると答弁されましたので、今後、交付率の向上に向けて全庁的な活用を検討されることを求めておきます。

次に、教育費の情報教育推進事業についてです。

これは、国のGIGAスクール構想に基づき、全小・中学校の校内通信ネットワーク整備と児童・生徒1人1台端末機を令和5年度までに購入する事業であります。社会のデジタル化が進む中、子供たちが情報を読み解き、活用していく力を育むと同時に、世界的な視点では、欧米諸国に比べて、日本はパソコンを活用した学習が十分でないことも指摘されており、導入による効果は大いに期待します。

また、近年の不登校児童の増加など現行の教育環境になじまない子供が少なからず存在する中では、機器を活用した新たな取組も必要であり、今回のような学校休業の措置に対してなど様々な情報の活用も期待できるものです。

次に、亀山駅周辺整備事業です。

新年度に計上されているのは2ブロックの建物に対する補助金3億4,300万円、亀山駅前線の道路工事に係る負担金2億3,500万円、亀山駅前広場の整備に係る負担金1億7,000万円が主なものです。本会議や特別委員会で、14億円の繰越金が今年度中に執行できるのか議論になりましたが、本会議において、権利変換計画の知事認可が下りたため執行見込みが立ったと答弁されました。さらに、今年度予算も約3億7,000万円繰り越されていますが、新年度において工事着工の見通しが立ったことから、年度内の予算執行が見込めると答弁されております。

今後は、繰越しすることなく年度内執行すること、また市民や地域の方々の長年の願いであった亀山駅周辺の再生が計画どおりに進められること、そのためには今後も市民の皆さんに丁寧な説明をすることを求め、やむを得ない予算であることから賛成します。

最後に、今回の新型コロナウイルスが今後どのように市民生活への影響や経済的な影響を及ぼすか先が見えない状況であります。国の動向を注視しながら、新年度予算の速やかな執行を望みます。

以上のような理由から、令和2年度の一般会計予算に対して賛成します。

議員各位の賛同を求め、討論といたします。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の討論は終わりました。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、議案第8号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場で討論いたします。

まず第2表 繰越明許費補正、土木費の亀山駅周辺整備事業3億7,159万5,000円です。この事業の当初予算額は4億5,837万円であり、その81%を繰り越すという異常なものです。市は答弁で、予算成立後の権利変換に関して、地権者との協議の遅れなどを理由にしましたが、これは理由になりません。なぜなら、昨年3月の予算審議の時点で、全員合意を目指すのであれば年度内の予算執行は無理だと指摘したとおりの経過をたどっているからです。つまり、国から補助金が下りるので執行できるかどうか分からないが、予算に計上したというのが実態です。このような経緯を持つ繰越しを認めるわけにはいきません。

次に、第10款教育費、小学校費及び中学校費の情報教育推進事業です。この事業は、国のGIGAスクール構想により、令和5年度までに児童・生徒1人に1台のタブレットと小学校・中学校への校内通信ネットワーク整備を完備するものです。今回の予算は、このうちの校内通信ネットワーク整備に関するもので、小学校費1億461万8,000円と中学校費3,905万5,000円で、財源は国庫補助金と起債です。

まず今の教育現場で最も予算措置が必要なのは、正規の教員を増やし、教員の多忙化の解消を図ることであり、GIGAスクール構想がそれに優先するものではありません。また、この構想では、児童・生徒1人に1台のタブレットが必要となり、1台当たり4万5,000円の国の補助が考えられていますが、それでは足りず、その後の維持管理費は全て自治体の負担となり、かなりの財源が必要になってまいります。さらに、児童・生徒を指導する教員の負担も増えます。

国は、個別最適化された学びを実現すると言いますが、もたらされるのは学びの分断だという教育関係者からの指摘があります。また、子供たちがタブレットでそれぞれ異なる課題に取り組むようになれば、集団の中で学び、人格の完成を目指す学校教育の在り方が根本から壊れてしまうという声も教育現場から出ています。

以上のような理由により、この補正予算には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第1号から議案第25号までの25件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第8号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。
本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第8号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第16号令和2年度亀山市一般会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第16号令和2年度亀山市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第17号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第17号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第18号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第18号亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第1号から議案第7号まで、議案第9号から議案第15号まで及び議案第19号から議案第25号までの21件について、一括して起立により採決を行います。

本案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第 1号 亀山市職員定数条例の一部改正について

議案第 2号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 3号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第 4号 亀山市基金条例の一部改正について

議案第 5号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

議案第 6号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について

議案第 7号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第 9号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

議案第10号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第11号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第12号 令和元年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第13号 令和元年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第14号 令和元年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第15号 令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第19号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第20号 令和2年度亀山市水道事業会計予算について

議案第21号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第22号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計予算について

議案第23号 令和2年度亀山市病院事業会計予算について

議案第24号 財産の無償譲渡について

議案第25号 市道路線の認定について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第26、議案第26号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存

じます。

議案第26号亀山市教育委員会委員の任命についてでございますが、亀山市教育委員会委員の宮村由久氏は、令和2年3月27日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

なお、任期は令和2年3月28日から4年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第26号について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議案第26号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第26号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議案第26号について起立により採決を行います。

議案第26号亀山市教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第26号亀山市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩をいたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第27、議員提出議案第1号及び日程第28、議員提出議案第2号の2件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

初めに、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議長のお許しを得ましたので、ただいま上程いただきました議員提出議案第1号乗合タクシー制度の更なる充実を求める決議について、決議文の朗読をもって提案理由の説明といたします。

乗合タクシー制度の更なる充実を求める決議。

市は、令和2年4月から高齢者や障がい者（児）の社会活動を促進するためのタクシー料金助成事業について、障がい者及び75歳以上で乗合タクシーの利用ができない人を除き、タクシー券の交付を廃止し、乗合タクシー制度への移行を決定した。

亀山市議会では、平成30年10月に地域公共交通として、乗合タクシー制度がスタートし、平成31年4月からタクシー券が一部を除き廃止されることを受け、平成30年12月定例会において、乗合タクシー制度が地域公共交通として市民がより利用しやすい制度となるよう十分検証し、早期に見直しを行うこと及びタクシー料金助成事業は、乗合タクシー制度見直しが終了し、利便性の高い制度として定着するまでの間は、現行制度の存続を求める内容の決議を全会一致で可決した。

その結果、タクシー料金助成事業は1年間存続されたものの、その間の登録者及び利用者の増加は、タクシー料金助成の申請時に乗合タクシーの登録が義務づけされたこと、また登録者全員に3,000円の無料体験乗車券が配布されたことによるもので、十分な検証が行われたとは言えない。さらに、この無料体験乗車券は令和2年度も継続されるが、そこまでしなければ乗合タクシーの普及が図れないような制度では問題である。

また、制度の見直しについても運行日は土曜日が加わったものの、運行時間は10時から15時が9時30分から15時30分と僅か30分ずつの延長にとどまり、利便性にはさほど向上していない。具体的には運行時間が短いことや当日の予約はできないため、目的地からの帰りの利用が困難であること、地域停留所間の利用や市外への利用ができないことなど市民の改善を求める声は多い。

そのような状況の中で、今回の乗合タクシー制度の移行は、4,000人を超える市民からタクシー券存続の要望書が提出されたが、その市民の思いは届かず、また議会の全会一致の決議をも受け入れられない結果となり、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

そこで、タクシー料金助成事業は、あくまで福祉施策であることから、このタクシー券を一部除いて廃止するのであれば、乗合タクシー制度が地域公共交通として十分機能して、市民にとって利用しやすい制度となるよう、早急に見直すべきである。

よって、亀山市議会として乗合タクシー制度の見直しについて、改めて下記のとおり強く求めここに決議する。

一つ、「乗合タクシー制度」が地域公共交通として市民がより利用しやすいものとなるよう、直ちに制度の再構築を行うこと。

以上、議員提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

次に、14番 前田耕一議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ただいま上程いただきました議員提出議案第2号新型コロナウイルス感染症対策に関する決議について、決議文の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議。

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症（COVID-19）は、急速な勢いで世界各地に拡大し、多くの感染者・死亡者が発生しており、世界保健機関（WHO）が「パンデミック（世界的な大流行）と言える」と表明するなど、国際的な脅威となっている。

我が国においては、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、専門家会議の助言を受けながら、国内における感染対策を進めてきており、3月14日には、首相による「緊急事態宣言」を可能とする「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正法」を施行するなど、対策の強化を図っているところであるが、いまだ終息のめどは立たず、事態は長期化が予想され、社会的、経済的影響が深刻化することが懸念される。

こうした中、市においては、放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどの協力を得て市内全幼稚園、小・中学校を臨時休業としたほか、市が主催するイベントの中止・延期や公共施設の使用を一部制限するなどの感染防止策を講じ、3月16日には、櫻井市長を本部長とする「亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、さらなる感染防止対策に取り組まれているところであるが、三重県内においても感染者が増加しており、まだまだ予断を許さない状況にある。

よって、市においては、市民の安心・安全を確保するため、的確な情報提供を行い、市民の不安解消に努めるとともに、三重県（鈴鹿保健所）や市内の医療機関などの関係機関と連携して、感染の拡大防止に向けて徹底した対策を講じること、さらに、今後の国の緊急経済対策について、市独自の支援策も含め、迅速に予算措置して対応されるよう強く求める。

また、市議会としても、3月13日に市議会危機管理対策本部を設置し、行政と連携・協力して感染の拡大防止に全力を挙げて取り組むものである。

以上、決議する。

以上、議員提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いてお諮りします。

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件について起立により採決を行います。

初めに議員提出議案第1号乗合タクシー制度の更なる充実を求める決議について、起立により採決を行います。本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第1号乗合タクシー制度の更なる充実を求める決議は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議員提出議案第2号新型コロナウイルス感染症対策に関する決議について、起立により採決を行います。本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第2号新型コロナウイルス感染症対策に関する決議は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

令和2年3月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。ご苦労さまでした。

(午前11時10分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年3月26日

議 長 小 坂 直 親

1 番 草 川 卓 也

10 番 森 美和子